

西部下水処理場包括の維持管理業務委託

仕 様 書

長崎市上下水道局 事業部 下水道施設課

西部下水処理場包括的維持管理業務委託仕様書

目次

第1章	総則（第1条—第27条）	1
第2章	業務範囲及び業務内容（第28条—第38条）	8
第3章	業務書類等（第39条—第41条）	12
第4章	業務実施要領（第42条—第50条）	13
第5章	その他（第51条—第57条）	16
第6章	諸業務（第58条）	18
	（1）西部下水処理場庁舎清掃業務	19
	（2）西部下水処理場樹木管理業務	30
	（3）西部下水処理場ほか消防設備等点検業務	33
	（4）西部下水処理場地下貯蔵タンク漏洩検査業務	41
	（5）西部下水処理場高圧保護継電器等試験・点検業務	42
	（6）西部下水処理場ほか工業計器点検業務	52
	（7）西部下水処理場トラックスケール定期検査業務	57
	（8）西部下水処理場硫化水素測定器センサー取替業務	58
	（9）西部滑石中継ポンプ場活性炭取替・再生業務	60
	（10）西部下水処理場中空炭取替・再生業務	62
	（11）西部下水処理場施設清掃業務	70
	（12）西部下水処理場修景池除草・清掃業務	73
	（13）西部滑石中継ポンプ場貯留槽清掃業務	76
	（14）西部処理区中継ポンプ場自家用電気工作物保安管理業務	80
	（15）西部下水処理場修景池自然環境調査業務	87
	（16）西部下水処理場生物脱臭塔担体取替業務	89
	（17）西部下水処理場中央監視装置点検・整備業務	92
	（18）西部下水処理場汚泥脱水機点検・整備業務	95
	（19）雨水排水ポンプ場庁舎清掃業務	103
	（20）雨水排水ポンプ場ほか樹木管理業務	110
	（21）雨水排水ポンプ場消防設備等点検業務	116
	（22）中部茂里町第2雨水排水ポンプ場地下貯蔵タンク漏洩検査業務	122
	（23）雨水排水ポンプ場工業計器点検業務	124
	（24）中部茂里町第2雨水排水ポンプ場し渣選別・運搬業務	128
	（25）中部新地雨水排水ポンプ場沈砂池清掃業務	131
	（26）雨水排水ポンプ場自家用電気工作物保安管理業務	135
	（27）中部新地雨水排水ポンプ場発電機点検・整備業務	143
	（28）西部処理区マンホールポンプ保守点検業務	145
	（29）中部処理区マンホールポンプ保守点検業務	149

別表 1 ～ 1 6	153
別紙 施設概要	171
（１）西部下水処理場	173
（２）西部小江中継ポンプ場	189
（３）西部滑石中継ポンプ場	193
（４）西部道ノ尾流量調整池	197
（５）修景池	200
（６）中部茂里町流量調整池	202
（７）中部茂里町第１雨水排水ポンプ場	204
（８）中部茂里町第２雨水排水ポンプ場	206
（９）中部新地雨水排水ポンプ場	207
（１０）中部尾上町雨水排水ポンプ場	208
（１１）西部処理区マンホールポンプ場（２７箇所）	210
（１２）中部処理区マンホールポンプ場（２３箇所）	230

第1章 総則

1 件 名 西部下水処理場包括的維持管理業務委託

2 履行場所	西部下水処理場	長崎市神ノ島町1丁目367番地11
	西部滑石中継ポンプ場	長崎市横尾1丁目14番4号
	西部小江中継ポンプ場	長崎市小江町2179番1
	西部道ノ尾流量調整池	西彼杵郡長与町高田郷77番2
	中部茂里町流量調整池	長崎市茂里町2番2号
	中部茂里町第1雨水排水ポンプ場	長崎市茂里町3番9号
	中部茂里町第2雨水排水ポンプ場	長崎市茂里町14番1号
	川口町除塵機室	長崎市川口町1番1号
	中部新地雨水排水ポンプ場	長崎市新地町6番55号
	中部尾上町雨水排水ポンプ場	長崎市尾上町4番地先
	西部処理区マンホールポンプ場	27箇所
	中部処理区マンホールポンプ場	23箇所

※施設の概要は、別紙「施設概要」に示す。

なお、以下の施設は、本仕様書第6章雨水排水ポンプ場ほか樹木管理業務のみとする。

旧小江原下水処理場	長崎市小江原2丁目42
旧小江原中継ポンプ場	長崎市小江原2丁目10

3 履行期間 契約締結日 ～ 令和11年1月31日（水）

※業務開始日は令和8年2月1日（日）

（業務概要）

第1条 本業務は、公共下水道事業施設（2履行場所記載の施設、以下「処理場等」という。）の性能発注方式に基づく包括的な維持管理（委託レベル3）を行い、公共用水域の水質保全及び向上を図るものである。

（受注者の留意事項）

第2条 受注者は、以下の事項に留意し、誠実かつ安全に本業務委託を履行しなければならない。

- （1）本業務委託を円滑に遂行するとともに、処理場等の機能が十分に達成できるように努めること。
- （2）契約書、仕様書等に基づき本業務委託を完全に履行すること。
- （3）臭気、騒音は特に注意し、その防止に努めること。
- （4）本業務委託の遂行にあたっては、環境関係法令を遵守し、環境負荷の低減を図るなど、環境への配慮に努めること。
- （5）市民からの指摘、苦情、問い合わせ等に対し真摯に対応するとともに速やかに発注者に報告すること。

(業務の範囲及び内容)

第3条 本業務委託の範囲及び業務内容は、本仕様書「第2章」に定めるとおりとする。

(業務の管理)

第4条 受注者は、本業務委託が公益事業であることを十分認識し、業務を履行すること。

- 2 受注者は労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等、災害防止関係法令の定めるところにより、安全衛生管理に留意し、労働災害の防止に努めるとともに、安全衛生管理上の障害が発生した場合には、直ちに必要な措置を講じ、速やかに発注者に連絡すること。
- 3 受注者は、処理場等の構造、性能、系統及びその周辺の状況を熟知し、処理場等の維持管理に精通するとともに、業務の履行にあたって常に問題意識を持ってこれにあたり、創意工夫し、設備の予防保全に努めること。
- 4 受注者は、大雨、台風、地震等の天災及び処理機能に重大な支障が生じる恐れのある場合に備え、連絡体制を整えるとともに、常にこれに対処できるように備えること。

(発注者)

第5条 本業務委託における発注者の権限は、契約書に規定した事項とする。

- 2 発注者が前項に定める権限を行使する場合は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で指示等を行うことができ、受注者はその指示等に従うものとし、後日書面にて発注者と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

(総括責任者の選任)

第6条 受注者は、業務の実施に先立ち、西部下水処理場に勤務する従業員の中から、直接的かつ恒常的な雇用関係にある総括責任者を選任し、次の事項について契約締結時に書面をもって発注者に通知する。

なお、総括責任者に変更があった場合も同様とする。また、受注者との雇用関係を証明する書類として健康保険被保険者証の写しを提出する場合には、健康保険被保険者証に記載の記号・番号等にマスキングを施すこと。

- ・氏名 ・生年月日 ・経歴書
- ・業務に関する資格者証（写） ・受注者との雇用関係を証明する書類

(総括責任者の資格)

第7条 総括責任者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第22条第2項の有資格者のうち、下水道管理技術認定試験（処理施設）又は第三種下水道技術検定に合格した者で、下水処理場（標準活性汚泥法）の維持管理に関する技術上の実務に2年以上従事した経験を有する者
- (2) 上記の者で、総括責任者の職務にあたり管理能力がある者

(総括責任者の職務)

第8条 総括責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 従業員の指導監督を適切に行うこと。
- (2) 従業員の研修を行い技術の向上に努めること。
- (3) 発注者と連絡を密にし、意思の疎通を図るとともに、協議事項を的確に行わせるように、従業員を指導すること。
- (4) 契約書、仕様書、完成図書及び業務内容を十分に把握し、常に現場を巡視すること。
- (5) 日報の提出等総括的な業務を行うこと。
- (6) 大雨、台風、地震等の天災による緊急事態に備え、速やかに応急の処置を講ずる体制を整えること。
- (7) 処理場等の運転に支障が生じた場合又は生じる恐れがあると判断した場合は、応急の処置を講じるとともに、発注者に速やかに連絡すること。

(副総括責任者の選任)

第9条 受注者は、西部下水処理場に勤務する従業員の中から、直接的かつ恒常的な雇用関係にある副総括責任者を選任し、次の事項について契約締結時に書面をもって発注者に通知する。

なお、副総括責任者に変更があった場合も同様とする。また、受注者との雇用関係を証明する書類として健康保険被保険者証の写しを提出する場合には、健康保険被保険者証に記載の記号・番号等にマスキングを施すこと。

- ・氏名 ・生年月日 ・経歴書
- ・業務に関する資格者証（写） ・受注者との雇用関係を証明する書類

2 副総括責任者は、総括責任者がやむを得ず一時的に不在となる場合、第8条に定める総括責任者の職務を代理する。

なお、副総括責任者は、下水道管理技術認定試験（処理施設）の合格者、第三種下水道技術検定の合格者又は、下水処理場（標準活性汚泥法）の維持管理業務に2年以上の経験を有する者とする。

(水質管理責任者の配置)

第10条 受注者は、西部下水処理場に勤務する従業員の中から、汚水処理に関する技術、法規を熟知し、下水処理場（標準活性汚泥法）の水質管理について2年以上の経験を有する者を水質管理責任者として配置すること。

なお、水質管理責任者は、総括責任者又は副総括責任者と兼務することができる。

(電気主任技術者の配置)

第11条 受注者は、西部下水処理場に勤務する従業員の中から、自家用電気工作物の保安管理を行うために、電気主任技術者の資格を有する者を選任し配置すること。ただし、電気主任技術者の選任については、経済産業省九州経済産業局九州産業保安監督部長へ電気事業法施行規則第52条第2項の外部委託承認に係る書類を提出し承認を受けた場合は外部委託することができる。

なお、電気主任技術者は、総括責任者又は副総括責任者と兼務することができる。

(業務履行計画)

第12条 受注者は、契約締結後1か月以内に、本仕様書に基づいて次の事項を記載した業務履

行計画書を作成し、発注者の確認を受けなければならない。

- (1) 実施方針
- (2) 人員体制
- (3) 業務履行体制
- (4) ユーティリティーの管理、使用の方法
- (5) 保守点検計画
- (6) 施設保全計画
- (7) 諸業務実施計画
- (8) 安全衛生管理計画
- (9) 安全作業基準
- (10) 就業規則

(業務履行体制)

第13条 受注者は、前条第3号の業務履行体制に、次の事項を記載しなければならない。

なお、この体制を変更した場合も同様とする。

- (1) 保守点検体制
- (2) 運転操作監視体制
- (3) 水質試験体制
- (4) 安全衛生管理体制
- (5) 火災予防管理体制
- (6) 事故災害等緊急時対応体制
- (7) 再委託業務履行体制
- (8) 施設機能診断体制
- (9) 履行業務検査体制（品質保証のため、受注者が自ら実施する検査を対象とする）
- (10) 有資格者の配置計画
- (11) その他必要な体制

(従事者と人員体制)

第14条 受注者は、本業務委託に従事する者の担当業務を明記した名簿を作成し、本仕様書第12条第2号により、発注者へ提出しなければならない。また、従事者及び人員の変更が生じたときは、速やかに発注者へ提出しなければならない。

2 受注者は、従業員の職種を「下水道施設維持管理積算要領－処理場・ポンプ場施設編－（公益社団法人日本下水道協会、2020年版）」（以下、「積算要領」という。）が示す職種の基準を参考に構成し、適切な技術者等の配置と的確な業務の履行に努めなければならない。

(有資格者の配置)

第15条 受注者は、本業務委託を実施するために必要な職員を配置するものとし、別表1に記載する資格等を有する者を配置しなければならない。

(業務の再委託)

第16条 受注者は、本業務委託の一部を第三者に委託する場合（以下「再委託」という。）、第三者委託承諾願を作成し、速やかに発注者へ提出しなければならない。

2 受注者は、本業務委託のうち、次の業務を再委託してはならない。

- (1) 保守点検業務（法定点検や特殊な機器の保守点検を除く）
- (2) 運転操作監視業務
- (3) 事故災害等緊急時対応業務
- (4) 安全衛生管理業務
- (5) ユーティリティーの管理を含む施設・物品管理業務
- (6) 履行業務に係る廃棄物の搬出における確認作業

3 受注者は、前項各号以外の業務を再委託する場合は、可能な限り市内業者から選定し、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

4 再委託をする場合は、すべて受注者の責任及び費用において行うものとし、当該業務に関して再委託者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて受注者が負担するものとする。

5 再委託者の監督業務も本業務委託に含むものとする。

（施設の維持管理）

第17条 受注者は、維持管理する処理場等が、長崎市が行う公共下水道事業のための施設であることを自覚し、その目的を達成するために業務を履行しなければならない。

2 受注者は、処理場等の施設を目的外に使用してはならない。

3 受注者は、次に掲げることを厳守しなければならない。ただし、特に発注者が認める場合はこの限りではない。

- (1) 業務履行に直接関係のない者を処理場等へ立ち入れないこと。
- (2) 業務履行に直接関係のない物品資材を処理場等へ持ち込まないこと。
- (3) 業務履行に直接関係のない車両等を処理場等へ乗り入れないこと。
- (4) 処理場等の設備、物品等を施設外へ持ち出さないこと。
- (5) 業務の履行にあたり、処理場等周辺住民との間に紛争が生じないように努めること。

4 受注者は、市民、行政機関又は報道機関等からの処理場等の維持管理に関する、照会、意見、要望、依頼等の対応に協力すること。

（安全衛生管理）

第18条 受注者は、業務の実施に当たり遵守すべき安全衛生に関する事項を定め、安全衛生管理計画を策定しなければならない。

（安全教育及び訓練）

第19条 受注者は、本業務委託に従事する者に対して、次のことを行わなければならない。

- (1) 処理場等の施設の安全に関する必要な知識及び技能に関する教育
- (2) 事故その他災害が発生したときの処置について、実地指導及び訓練

（維持管理安全連絡会）

第20条 受注者は、本業務委託における作業の安全を期するため、安全管理に関する情報の共有を目的として、発注者が年2回主催する「維持管理安全連絡会」に出席しなければならない。

(施設の使用)

第21条 受注者は、処理場等の施設のなかで業務履行に必要な事務所、作業員控室、更衣室、宿直室、便所、浴室、工作室等並びに駐車場については、使用することが出来る。ただし、別表2に示す使用条件を遵守すること。

(貸与備品及び支給品等の管理)

第22条 発注者は、本業務委託の履行に必要な処理場等の完成図書類及び専用特殊工具、部品類等を受注者に貸与又は支給する。

- 2 受注者は、前項の貸与備品及び支給品等を受領したときは、受領書及び貸与備品等リストを作成し、指定する期日までに発注者へ提出しなければならない。
- 3 受注者は、受領した貸与備品及び支給品等を適切に管理しなければならない。
- 4 受注者は、故意又は過失により貸与備品等を毀損し、又は滅失したときは、受注者の費用で当該物と同等以上の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。
- 5 前項により、受注者が購入又は調達した貸与備品等は、発注者に帰属するものとする。

(諸法令の遵守)

第23条 受注者は、本業務委託の履行にあたり下水道法（昭和33年法律第79号）及び関係法令を遵守するとともに、長崎市及び長崎市上下水道局が定める条例並びに管理規程等を遵守しなければならない。

- 2 受注者は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第7条に基づき維持管理するとともに、発注者のエネルギー管理員がエネルギーの使用の合理化のために行う指示に従わなければならない。

(行政機関等への手続)

第24条 受注者は、本業務委託の履行に係る必要な行政機関及びその他関係機関への届出等に必要な書類を作成し、手続を行うものとする。

- 2 受注者は、前項に規定する届出等にあたって、作成した書類は、事前に発注者の確認を受けるものとする。

(事故発生時の対応、損害の賠償等)

第25条 受注者は、労働者又は第三者に負傷、若しくは死亡等を生じさせた労務災害、その資産に損害を生じさせた事故、並びにその他重大事故(以下「労務災害等」という。)が発生した場合、負傷者の救護措置（救急車の手配を含む。）及び二次災害の応急防止措置をとったうえ、直ちに発注者に連絡し報告書を提出すること。また、死亡事故及び重大事故については、速やかに所轄の警察署及び労働基準監督署に通報すること。

- 2 本業務委託の履行に伴い生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受注者がその費用を負担すること。

なお、契約期間終了後、又は契約の解除後も同様とする。ただし、その損害のうち、発注者の責に帰すべき事由により生じた損害については、発注者が負担する。

- 3 発注者は、受注者の責に帰すべき事由により生じた損害について第三者に対して賠償したときは、受注者に対して発注者が賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を請求することができる。

(保険)

第26条 受注者は、次の保険に加入し、当該保険に係る証券の写し又はこれに代わるものを速やかに発注者へ提出しなければならない。

- (1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険
- (2) 本業務委託履行に関する賠償責任保険（「機械保険」を含む。）

(履行期間及び引継期間)

第27条 本業務委託の履行期間及び引継期間は、次のとおりとする。

- (1) 履行期間

契約締結日から令和11年1月31日24時00分までとする。

ただし、業務開始日は令和8年2月1日00時00分とする。

なお、契約締結日から令和8年1月31日24時00分までは、事前の準備及び前期受注者からの引継期間とし、期間中は役務提供を受けないため、委託料は支払わないものとする。

- (2) 前期受注者からの引継期間

受注者は、契約締結日から前期受注者の履行期間満了日までに、前期受注者からの引継ぎを、引継書等を用いて完了しなければならない。

- ・ 運転操作マニュアル
- ・ 緊急時対応マニュアル
- ・ 施設の健全状態（不具合状態を含む）
- ・ 備品リスト
- ・ その他必要と思われる資料

- (3) 次期受注者（ウォーターPPP対象の場合）への引継期間

受注者は、次期受注者の契約締結日（履行期間満了約4か月前）から本履行期間満了日までに、次期受注者への引継ぎを、引継書等を用いて完了しなければならない。

なお、発注者が引継ぎ未完了と認めた場合は、本履行期間終了後であっても無償で引継ぎを行うこと。

- (4) 次期受注者（ウォーターPPP対象外の場合）への引継期間

受注者は、次期受注者の契約締結日（履行期間満了約2か月前）から本履行期間満了日までに、次期受注者への引継ぎを、引継書等を用いて完了しなければならない。

なお、発注者が引継ぎ未完了と認めた場合は、本履行期間終了後であっても無償で引継ぎを行うこと。

第2章 業務範囲及び業務内容

(業務対象施設)

第28条 本業務委託の対象施設及び設備等は、本仕様書「第1章総則 2 履行場所」記載の施設に示す施設の土木建築・付帯設備、機械設備及び電気設備とする。

(業務範囲)

第29条 受注者が行う本業務委託の履行の範囲は、次のとおりである。

- (1) 西部下水処理場を勤務地とし、処理場等の維持管理を行うこと。
- (2) 西部下水処理場に流入する汚水の想定水質及び想定水量（以下「想定流入水」という。）に対し、受注者自らの技術力と創意工夫により維持管理業務を履行し、放流水の水質及び脱水ケーキ含水率が別表3に示す契約基準、達成基準及びその他関係法令に定める基準を満たす維持管理を行うこと。
- (3) 事故災害等の緊急事態に対応できる体制を整え、緊急事態の発生時に処理場等の運転操作を行うこと。
- (4) 処理場等施設設備の保守点検計画を策定し、実施すること。
なお、別表4に、本業務委託の契約期間中に発注者が行う処理場等施設の整備予定を示す。
- (5) 処理場等施設設備の運転操作監視体制を策定し、実施すること。
- (6) 処理場等施設設備の修繕を必要に応じて実施すること。
- (7) 処理場の水処理、汚泥処理に係る水質・汚泥試験を実施し、施設の適切な運転に努めること。
- (8) 業務の計画及び履行を記録し、整理及び報告を行うこと。
なお、発注者が指定する所定の様式に修繕等のデータを入力するものとする。
- (9) 処理場等の脱水ケーキ、沈砂、し渣等の搬出準備、手配及び立会を行うこと。また、し尿等受入施設のし尿等の搬入の立会を行うこと。
なお、産業棄物等の処理区分・内容を別表5に示す。
- (10) 処理場等の巡視、点検、施錠、清掃、危険箇所の把握及び火災予防のための措置を行うこと。
- (11) 処理場等の除草及び植栽樹木の管理を行うこと。
- (12) 修景池周辺の除草・水撒き作業を定期的に行うこと。（作業内容については「別紙 施設概要 修景池」による。）
- (13) 処理場等の備付機材、備品、材料等を整理整頓し、在庫管理を行うこと。
- (14) 本業務委託の対象施設及び設備等の管理をすること。
- (15) 本業務委託履行に必要な電力、水道、ガス、薬品等ユーティリティの管理を行い、その使用量削減に努めること。
- (16) 臭気、騒音等の公害防止に努め、適宜、臭気等の測定を行い、処理場等の周辺地域の環境対策を図ること。また、地元自治会等との協議会に参加すること。
- (17) 統合監視システム等による三重、東部、南部下水処理場、大平、神浦、伊王島、脇岬、高島浄化センター、琴海中部地区、形上地区、小口地区クリーンセンター、大田尾

地区処理場及びマンホールポンプ場等の夜間監視（毎日 17 時 30 分～翌朝 8 時 45 分）を行い、異常警報及び気象警報等の連絡を確実に行うこと。

(18) 処理場等の施設見学に対する対応を行うこと。

なお、行政視察等については、基本的に発注者が対応するが、施設の現地案内等で発注者に協力すること。

(19) 受注者は、発注者が実施する工事、修繕、業務委託（以下「工事等」という。）に際し、円滑に進められるように協力すること。

(20) 受注者は、本仕様書第 6 章に示す諸業務を行うこと。

(21) その他、発注者が指示すること。

（流入水、放流水及び脱水ケーキ量）

第 30 条 西部下水処理場の想定流入水及び脱水ケーキ想定量は別表 6 に示す。

なお、脱水ケーキ量は想定量を超えないよう減量に努めなければならない。

（契約基準）

第 31 条 契約基準とは本仕様書第 30 条に定める想定流入水の範囲内において、常に満たさなければならない放流水の水質及び脱水ケーキ含水率の基準である。

なお、契約基準は別表 3 に定める。

2 発注者は、契約基準を満たしていることを確認するため、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）等に基づいて行う放流水の水質試験等（以下「精密試験等」という。）を行う。

なお、精密試験等の実施日は発注者が指定した日とする。

3 発注者は、前項の精密試験等により契約基準を満たさない（以下「性能未達」という。）と判明した場合は、速やかに受注者に通知する。

4 受注者は、自ら性能未達を確認した場合、又は発注者が精密試験等の結果をもとに性能未達を指摘した場合には、直ちに契約基準を満たすための措置を講ずるとともに、速やかにその経過と措置の内容を発注者に報告しなければならない。

5 受注者の故意または過失により、放流水の水質が水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）に基づく排水基準値を満たさない場合、施設設置者である発注者に課せられる罰金（水質汚濁防止法第 31 条に定める五十万円以下の罰金）について、その費用を受注者に請求することができる。

6 受注者は、性能未達となる期間を把握するために、性能未達が最初に確認された時点から、性能未達でないことが確認されるまで、1 日 1 回以上、水質試験等を行う。

7 発注者は、受注者が行う水質試験等の結果をもって、性能未達の期間を確認する。

なお、性能未達期間の把握に伴う水質試験等に要した費用の全ては受注者が負担する。

8 発注者は、受注者が性能未達の状態を克服できないと判断した場合、施設の運転操作に関する指示を行うことができるものとし、受注者はこの指示に従うこと。この場合において、受注者に損害、損失又は費用増加が生じて、発注者はその賠償の責めを負わない。

9 受注者は、前項の運転操作について、発注者が要した費用がある場合、その費用の全てを負担し、費用の算定は発注者が行うものとする。

10 本業務委託の履行中、受注者の故意又は重大な過失による性能未達の処理水放流等で、周

辺環境に影響を及ぼしたことに伴い生じた損害は、受注者が負担する。

- 11 発注者は、性能未達の状態が継続し、かつ、受注者が第8項の指示に従わないときは、契約書に基づき契約を解除することができる。
- 12 発注者は、前項の規定により契約の解除を行おうとするときは、あらかじめ受注者と協議したうえで受注者に通知するものとする。

(達成基準)

第32条 達成基準とは性能未達を未然に防止するための放流水の水質及び脱水ケーキ含水率の基準である。

なお、達成基準は別表3に定める。

- 2 受注者は、自ら達成基準を満たさないと確認した場合、又は発注者が精密試験等の結果をもとに達成基準を満たさないことを指摘した場合には、速やかに発注者とその対応について協議を行い、達成基準を満たすための措置を講ずるとともに、その経過と措置の内容を発注者に報告しなければならない。

(施設機能の保持及び確認)

第33条 受注者は、契約締結時に確認した処理場等の施設機能を保持しなければならない。

- 2 受注者は、処理場等の施設について契約締結時、契約満了時並びに契約期間中発注者及び受注者が必要と判断したときは施設機能を確認し、発注者に報告しなければならない。
- 3 受注者は、仕様書に基づく善良な維持管理にもかかわらず、経年劣化により施設機能を保持できないと診断したとき、又は契約締結時に潜在した不備若しくは不具合を発見したときは、直ちに維持管理の経過と現況を発注者に報告し、確認を求めなければならない。
- 4 受注者は、故意又は過失により施設機能を保持できなくなったときは、直ちに発注者に報告し、受注者の負担により速やかにその機能を回復させ、発注者の確認を受けなければならない。
- 5 受注者は、発注者が行う前項の機能確認に際して、その業務に協力するものとする。
- 6 発注者が行う機能確認の結果、施設機能が確認できなかった場合、受注者は発注者と協議し直ちに機能回復に必要な措置を行い、その結果を速やかに発注者へ報告し、確認を受けなければならない。
- 7 受注者は、施設機能の確認結果に疑義がある場合は、発注者に施設機能の再確認を請求することができる。
- 8 発注者は、前項の請求が妥当と認められる場合は、受注者の立会いのもとで施設機能の再確認を行うものとする。
- 9 発注者は、施設機能の確認を第三者に委託することができる。この場合は、発注者は、施設機能の確認を第三者に委託したことについて受注者に通知し、受注者はこれに同意しその業務に協力するものとする。

(夜間遠方監視)

第34条 受注者は、統合監視システム等による三重、東部、南部下水処理場、大平、神浦、伊王島、脇岬、高島浄化センター、琴海中部地区、形上地区、小口地区クリーンセンター

及びマンホールポンプ場等の夜間監視（毎日 17 時 30 分～翌朝 8 時 45 分）を確実に行うものとする。

- 2 受注者は、本仕様書第 13 条第 2 号の運転操作監視体制に、故障ランクの運用及び故障時連絡対応フローを作成し、業務開始日までに、発注者の確認を受けなければならない。
- 3 受注者は、大雨、台風、雷、地震警報等の気象情報を入手し、上記の対象となる処理場等へ異常警報及び気象警報等による連絡・報告を前項に示す故障ランクの運用に基づき、遅滞なく各処理場担当者へ行うものとする。

（緊急事態への対応）

第 35 条 受注者は、別表 7 の緊急事態に対し、その対応について手順及び体制を定めておかなければならない。また、この手順は本仕様書第 12 条に規定する業務履行計画書に示さなければならない。

- 2 受注者は、処理場等に緊急事態が発生した場合は、直ちに緊急体制に入り適切な処置をとるとともに、速やかに発注者へ報告しなければならない。
- 3 発注者は、緊急事態が別表 7 右欄の非常事態に該当すると判断した場合、非常事態宣言を発し、一時的に施設の運転操作を指示することができる。
- 4 受注者は、緊急事態において自らの手順に従い、かつ、臨機の措置として自らの判断に基づき損害を最小化するための最善の努力を行わなければならない。

なお、緊急事態により処理場等の施設に何らかの損害が発生した場合にはその責は問われないものとする。

- 5 緊急事態により発生した費用のうち、次の事項に該当するものは発注者の負担とする。
 - （1）特定事業場からの悪質排水等、想定水質を逸脱した流入水が原因で、活性汚泥の死滅等が発生し、下水を処理することが不可能となった場合で、受注者の対応に故意又は過失がない場合の活性汚泥回復のための費用等
 - （2）地震等が原因で、処理場等が損傷し、施設性能の確保が不可能となった場合で、受注者の対応に故意又は過失がない場合の処理場等修復のための費用等
 - （3）非常事態宣言が発せられ、発注者の指示により運転操作を行った場合で、処理場等が損傷又は、機能低下し、処理場等の施設性能を維持することが不可能となった状況において、受注者の対応に故意又は過失がない場合の処理場等修復のための費用等

（盗難、火災等及び第三者への被害等発生の防止）

第 36 条 受注者は、処理場等における機器、備品等の盗難防止、火災防止及び関係者以外の侵入者防止に努めなければならない。

- 2 受注者は、施設ごとに火元責任者を選び、火気の適切な取扱い及び火の後始末を徹底させ、消火訓練等により防火意識の高揚を図らなければならない。
- 3 受注者は処理場等の各施設、敷地内を定期的に巡視・点検し、破損、落下・飛散等により災害発生の恐れのある箇所の発見に努めること。また、発見した時は、速やかに発注者に連絡し、これを修繕する等の処置を講じなければならない。

（責任分担）

第 37 条 本業務委託における発注者及び受注者の責任分担は、別表 8 のとおりとする。

(発注者が実施する工事の取扱い)

第 38 条 受注者は、発注者が実施する工事等に際し、必要に応じて施設の解錠及び施錠、工事等前準備としての機器類の操作及び準備作業（水抜き等を含む）、機器の解線・結線時の立会い・指導、既設設備にかかわる工事施工時の立会い、試運転時の準備作業及び立会い・操作等適宜対処すること。

2 発注者が実施する工事等に係る責任は発注者が負うものとする。

3 発注者が実施する工事（仮設事務所含む）に要する水道光熱費は発注者が負担する。

第 3 章 業務書類等

(業務書類等の提出)

第 39 条 受注者は、本仕様書第 12 条に規定する業務履行計画書に基づき、別表 9 に定める業務書類等を作成し整理保管すること。また、提出時期の定められたものは、指定する期日までに発注者へ提出し、確認を受けなければならない。その際、発注者が指示するものは、電子データによる提出とする。

(業務完了報告)

第 40 条 受注者は、月毎若しくは年度毎の業務が完了したとき、又は契約期間満了により本業務委託が完了したときは、別表 9 に定める提出書類を指定する期日までに発注者へ提出し、検査を受けなければならない。その際、発注者が指示するものは、電子データによる提出とする。

(検査の方法)

第 41 条 発注者は、受注者立会いのもと業務一部完了検査又は業務完了検査を行う。検査の方法は、仕様書及び長崎市上下水道局契約規程に基づき、主に次の事項を確認する。

- (1) 精密試験等結果
- (2) 保守点検結果
- (3) 運転操作結果
- (4) 水質試験結果（精密試験を除く）
- (5) 業務履行日誌
- (6) ユーティリティー管理業務報告
- (7) 諸業務
- (8) その他履行業務結果

第4章 業務実施要領

(運營業務要領)

第42条 受注者は、これまでに蓄積してきた下水道施設の維持管理に関する知識や技術、関係法令等の理解等の更なる研鑽に努め、自らの責任と裁量により契約基準の達成を最優先するとともに、処理場等の運営を効率的かつ効果的に行い、次に示す業務を遂行するものとする。

(1) 本仕様書第12条に示す各種業務計画を適正に策定し、指定する期日までに発注者に提出のうえ、確認を受けること。

なお、変更が生じた場合は、速やかに変更計画について発注者の確認を受けること。

(2) 施設保全計画は、発注者が計画する施設等の建設及び既設設備の保守計画と整合をはかり、委託された範囲の保全を計画すること。

なお、発注者が行う整備の予定を別表4に示す。

(3) 監視、保守点検及び精密試験等の結果から得られる情報を的確に判断し、契約基準を達成するよう運転操作を行うこと。

(4) 業務を適正に行い、事故、故障及び苦情等が発生しないよう、リスク管理に万全を期すること。

(運転操作要領)

第43条 受注者は、処理場等の施設設備の運転操作監視及び保守点検にあたっては、その機能が十分発揮できるよう、運転操作要領及び機器取扱い説明書その他の完成書類等に基づき、自らの計画のもとに維持管理をしなければならない。

2 受注者は、運転操作業務を適正に行い、処理場等において、事故、故障及び苦情等が発生させないよう万全を期さなければならない。

(監視業務要領)

第44条 受注者は、処理場等の巡視及び巡回を定期的に行い、施設の運転状況を確認するとともに、設備等異常の早期発見に努めるものとする。

2 巡視及び巡回点検にあたっては、機器の状況に注意し、特に異音、振動、臭気、過熱の有無、計器の指示等に注意すること。

3 巡視及び巡回により異常を発見した場合は、速やかに適正な措置を講ずるとともに、必要に応じ発注者へ報告するものとする。

(保守点検業務要領)

第45条 受注者は、処理場等の設備・機器等の性能及び機能を確保するための必要な測定、点検及び調査を行うものとする。

2 受注者は、保守点検基準について、積算要領並びに「下水道維持管理指針（公益社団法人日本下水道協会、2014年版）」を参考にし、受注者が保守点検計画、点検基準を定め、指定する期日までに発注者へ提出のうえ、確認を受けなければならない。

3 墜落・転落対策を十分に施し、特に開口部における保守点検作業については、墜落制止用器具着用のうえ、複数人数で作業を実施し、安全を確保すること。

- 4 受注者は、異常を発見した場合は、速やかにその原因を調査し、適切な措置を講ずるとともに、現場で修繕可能なものについては作業を実施し、作業終了後、写真等を添付し、発注者に報告するものとする。ただし、その異常が処理場等施設の運営に支障をきたすものである場合は、直ちに発注者に報告し、適切に対処したのち、対処方法及びその結果を発注者に報告するものとする。
- 5 現場で修繕できないものについては、発注者と協議してその対応を決定するものとする。
- 6 クレーンホイストの定期自主点検（作動試験）にあたっては、他の処理場との間で日程等の調整を行い、検査用ウェイト（タンク）の貸出管理を行い、点検を円滑に実施すること。

（水質・汚泥試験業務要領）

第46条 受注者は、別表10に定める水質・汚泥試験業務を行い、その経過及び結果を整理保存しておかなければならない。

- 2 受注者は水質管理上、必要と判断したときは、前項に定めるほか、随時、水質・汚泥試験を行うものとする。
- 3 受注者は、水処理及び汚泥処理の運転状況並びに水質・汚泥試験の結果を1週間に1回、電子メールまたは電子媒体等により発注者へ報告しなければならない。
- 4 発注者が行なった精密試験等の結果は、受注者へ定期的に通知する。
- 5 水質・汚泥試験業務は次の業務を含む。
 - （1）試験器具の洗浄・整理
 - （2）試験室の清掃
 - （3）水、汚泥等の採取
発注者が行う精密試験等の検体は、採取後、西部下水処理場まで運搬すること。
 - （4）分析機器等の保守点検及び修繕
 - （5）異常流入時又は発注者が指定した時の、水・汚泥等の採取、運搬及び試験

（補修及び簡易な修繕）

第47条 受注者は、処理場等の施設設備への注油、防錆塗装、部材清掃、消耗品交換及び機器調整等の定期的な保全とともに、部品材料等を調達し交換などの補修及び修繕を行い、施設設備の機能を保持しなければならない。

- 2 受注者において、修理不可能な場合の補修が必要となる場合は、速やかに発注者に報告し、協議するものとする。

（修繕等業務）

第48条 受注者は、修繕及び修繕に必要な機器や部品等の調達を行い、施設設備の機能を保持しなければならない。また、その実施要領並びに予定金額を別表11に示す。

- 2 受注者において、本修繕業務で復旧することが困難な場合は、速やかに発注者に報告し、協議するものとする。
- 3 受注者は、修繕業務の履行状況の管理、確認を適切に行うこと。また、大規模修繕完了時においては発注者による完了確認を受けること。

(施設・物品管理業務要領)

- 第49条 受注者は、消耗品等を購入又は調達するときは、適切な品質及び規格のものとし、水質に悪影響を与えず、設備、機器等の劣化を進行させないものとする。
- 2 受注者は、消耗品等及び部品材料等の在庫を把握し、在庫不足による本業務委託の履行に支障を与えることがないようにすること。
 - 3 受注者は、各機器のオイル・グリスの交換時に使用する油脂等は、基本的に各機器の取扱い説明書によるものとする。
 - 4 受注者は、消耗品等を購入又は調達したときは、購入量、購入先等について記録し、発注者が求めた場合は、発注者へ提出するものとする。
 - 5 受注者は、処理場等の各建物、施設、敷地内及びその周辺を巡視・点検するとともに、安全衛生及び美観を保つよう、整理、整頓及び清掃を行うなど、適正な管理を行うものとする。
 - 6 受注者が負担する工業薬品は、別表12のとおりとする。また、燃料、工業薬品等の発注及び受け入れを含むユーティリティー管理業務を受注者が自ら行い、使用状況を適宜発注者に報告するものとする。
 - 7 前項のほか、受注者が負担する電力、ガス及び水道等を含めたユーティリティー管理業務を行い、使用状況を適宜発注者に報告するものとする。

第5章 その他

(経費の負担)

第50条 本業務委託に伴う直接経費の負担区分は、別表13のとおりとする。

なお、日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、委託料の額が著しく不適当となったときは、委託料の額の変更の協議を行うこととする。

(守秘義務)

第51条 受注者又は本業務委託に従事する者は、本業務委託の実施により知り得た秘密を外部へ漏らす又は自己の利益若しくは他の目的に使用してはならない。

なお、契約期間の満了又は契約の解除後においても同様とする。

- 2 受注者は、本業務委託にて作成した書類等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(個人情報の保護)

第52条 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び長崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長崎市条例第40号）の規定並びに次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 受注者は個人情報の保護に留意し、本業務委託の実施に関して知り得た個人情報について漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止、並びに盗用の禁止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (2) 受注者又は本業務委託に従事する使用人その他の従事者（使用人その他の従業者であつた者を含む。）は、本業務委託により知り得た個人情報を他に知らせ、又は他の目的に使用してはならない。

なお、契約期間の満了又は契約の解除後においても同様とする。

- (3) 受注者は、発注者の指示又は許可なく発注者が所有する個人情報の記録された文書等の全部又は一部を複写し、又は複製してはならない。
 - (4) 受注者は、本業務委託の遂行に伴い発注者から引き渡された個人情報が記録された文書等を、本業務委託完了後、遅滞なく発注者に返還しなければならない。
 - (5) 個人情報に関し、漏えい等の事故があったときは、受注者は、速やかに発注者に報告を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 受注者は、個人情報の漏えい等の防止並びに本人からの開示の申出及び苦情への適切かつ迅速な対応その他個人情報の適正な管理を図るために、個人情報の取扱規程等を作成するものとする。
 - 3 発注者は、第1項各号の規定が遵守されているかを調査するため、立ち入り検査を行うことができる。立ち入り検査の際には、受注者は発注者の求める関係資料を速やかに提示しなければならない。
 - 4 発注者は、受注者が本業務委託の実施にあたり第1項の規定に違反したときは、損害賠償の請求をすることができる。

(情報公開)

第53条 受注者は、本業務委託のために作成し、又は取得した文書等であって、本業務委託に従事している者が組織的に用いるものとして保有している文書等について、長崎市情報公開条例（平成13年長崎市条例第28号）第25条の趣旨に則り受注者の情報の公開に関する規程等を作成するとともに、この規程によって公開に努めるものとする。

2 発注者は、前項の受注者が所有している文書等であって、発注者が保有していないものについて、発注者に情報公開請求があったときは、受注者に対して当該文書又は写しの提出を求めることができる。

3 受注者は、法令に特に定める場合を除き、前項の規定による求めを拒むことはできない。

(就業の制限)

第54条 受注者は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等で定める就業制限に係る機器の運転、操作及び危険物の取扱い等は、有資格者以外の者に行わせてはならない。

(設備の改善)

第55条 受注者は、処理場等の設備の改造を行うことにより、業務の効率化を図ろうとする場合は、設備の改善をすることができる。

2 受注者は、設備の改善をするときは、その内容等についてあらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

なお、承諾を受けた内容を変更する場合も同様とする。

3 設備の改善に要する費用は、受注者の負担とする。

4 発注者は、受注者が行った設備の改善について、処理場等の維持管理に障害が生ずる恐れがあると認めるときは、受注者に復元を請求することができる。この場合、受注者は自らの費用で復元しなければならない。

5 受注者は、契約の期間が満了したとき、又は契約の解除が行われたときは、改善した設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

(業務の提案)

第56条 受注者は、処理場等の本業務委託に関して、仕様書で定める以外の効率的で効果的な技術的事項がある場合は、発注者に業務の提案をすることができる。

2 受注者は、業務の提案を採用するときは、その内容等についてあらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

なお、採用した提案の内容等を変更する場合も同様とする。

3 業務の提案を採用することにより得られる受益は受注者のものとする。

4 発注者は、第2項の承諾について、処理場等の維持管理に障害が生ずる恐れがあると認めるときは、受注者に対しその採用した提案の承諾を取り消すことができる。このとき、受注者は、前項の受益の権利を放棄し、直ちに業務を従前に復帰しなければならない。

(疑義)

第57条 本仕様書に定めがない事項及び疑義が生じた事項については、発注者と協議のうえ、定めるものとする。

第6章 諸業務

(諸業務とその実施年度・実施要領)

第58条 本業務委託に、次の諸業務を含む。実施年度は別表14に示す。

- (1) 西部下水処理場庁舎清掃業務
- (2) 西部下水処理場樹木管理業務
- (3) 西部下水処理場ほか消防設備等点検業務
- (4) 西部下水処理場地下貯蔵タンク漏洩検査業務
- (5) 西部下水処理場高圧保護継電器等試験・点検業務
- (6) 西部下水処理場ほか工業計器点検業務
- (7) 西部下水処理場トラックスケール定期検査業務
- (8) 西部下水処理場硫化水素測定器センサー取替業務
- (9) 西部滑石中継ポンプ場活性炭取替・再生業務
- (10) 西部下水処理場中空炭取替・再生業務
- (11) 西部下水処理場施設清掃業務
- (12) 西部下水処理場修景池除草・清掃業務
- (13) 西部滑石中継ポンプ場貯留槽清掃業務
- (14) 西部処理区中継ポンプ場自家用電気工作物保安管理業務
- (15) 西部下水処理場修景池自然環境調査業務
- (16) 西部下水処理場生物脱臭塔担体取替業務
- (17) 西部下水処理場中央監視装置点検・整備業務
- (18) 西部下水処理場汚泥脱水機点検・整備業務
- (19) 雨水排水ポンプ場庁舎清掃業務
- (20) 雨水排水ポンプ場ほか樹木管理業務
- (21) 雨水排水ポンプ場消防設備等点検業務
- (22) 中部茂里町第2雨水排水ポンプ場地下貯蔵タンク漏洩検査業務
- (23) 雨水排水ポンプ場工業計器点検業務
- (24) 中部茂里町第2雨水排水ポンプ場し渣選別・運搬業務
- (25) 中部新地雨水排水ポンプ場沈砂池清掃業務
- (26) 雨水排水ポンプ場自家用電気工作物保安管理業務
- (27) 中部新地雨水排水ポンプ場発電機点検・整備業務
- (28) 西部処理区マンホールポンプ保守点検業務
- (29) 中部処理区マンホールポンプ保守点検業務

(1) 西部下水処理場庁舎清掃業務

仕 様 書

ア 実 施 年 度

令和8年度、令和9年度、令和10年度（各年度）

イ 概 要

この仕様書は、庁舎（管理棟・水処理棟・汚泥処理棟）の清掃及び害虫駆除を行うものである。なお、日常定期清掃については基本的に施設維持管理者で実施するものとする。

ウ 業 務 内 容

契約期間中各年度、清掃は年1回、害虫駆除は年2回行うこととする。詳細な清掃面積は表1に、清掃箇所は表2に示すとおりとする。

エ 注 意 事 項

- (ア) 床面洗浄ワックス塗布は、水洗い後、高濃度樹脂ワックス1層塗り仕上げを行うこと。
- (イ) 床面剥離洗浄ワックス塗布は、除塵、剥離剤塗布・拭取り後、高濃度樹脂ワックス1層塗り仕上げを行うこと。
- (ウ) 床面洗浄導電性ワックス塗布は、水拭き後、導電性ワックス1層塗り仕上げを行うこと。管制室のフリーアクセスフロア用帯電防止タイルには、この導電性ワックスを使用すること。
- (エ) 床面洗浄は、水洗いによる洗浄のみの清掃とする。ただし、土間の仕上げを痛めないよう、ポリシャの使用时は十分注意すること。
- (オ) 窓ガラス清掃について、管理棟2階は内面のみ清掃とする。
- (カ) ブラインド清掃は、塵払い後拭きあげ清掃すること。なお、清掃の際、ブラインドを取り外さなくてもよいものとする。
- (キ) トイレ清掃の床面は、掃除機等で除塵、床磨き機で汚れを洗浄、水拭き、乾燥させること。また、衛生陶器・洗面台・鏡は、専用洗剤を用いて清掃し、扉・壁・間仕切りは、水又は洗剤を用いて清掃すること。
- (ク) フロアーマット等は、仮移動させ作業完了後、定位置に戻すこと。
- (ケ) 事務室内の作業は、業務等に支障を及ぼさないよう配慮し、控室等についても、できる限り職員が出払った後に清掃を行うこと。
- (コ) 管制室及び電気室は電気保安面から、研究室、水質管理室及び細菌試験室においては試験機材の破損等のないよう、特に注意を払い作業を行うこと。
- (サ) 掃除に使用した汚水は処理場内指定の場所へ適切に捨てること。
- (シ) 受注者は必要に応じてリスクアセスメントを実施し、作業員の安全管理を適切に行うこと。

オ 提出書類

(ア) 工程表

(イ) 作業報告書

(ウ) 作業写真帳（着工前、作業中、完成を撮影すること）

※上記、電子データでの提出可

カ その他

(ア) 作業日時については、発注者と打ち合わせのうえ、決定すること。

(イ) 受注者の過失による損害・波及事故が生じた場合、受注者はその賠償の責めを負うこと。

(ウ) 作業にあたっては、発注者の指示に従うこと。

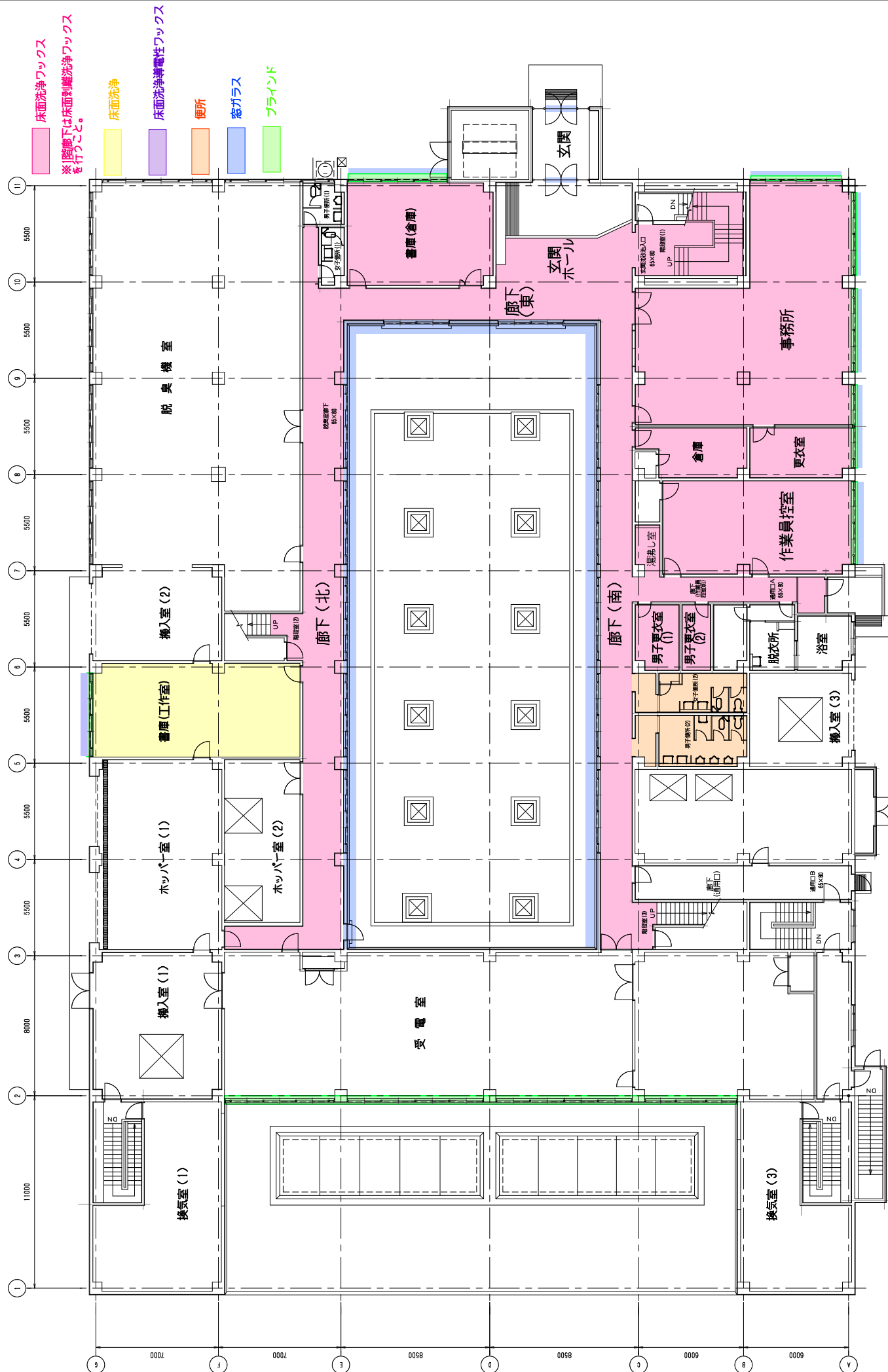
(エ) この仕様書に定めていない事項について疑義が生じた場合は、相互に協議の上、決定するものとする。

表 1. 各棟清掃種別面積及び害虫駆除面積（m²）

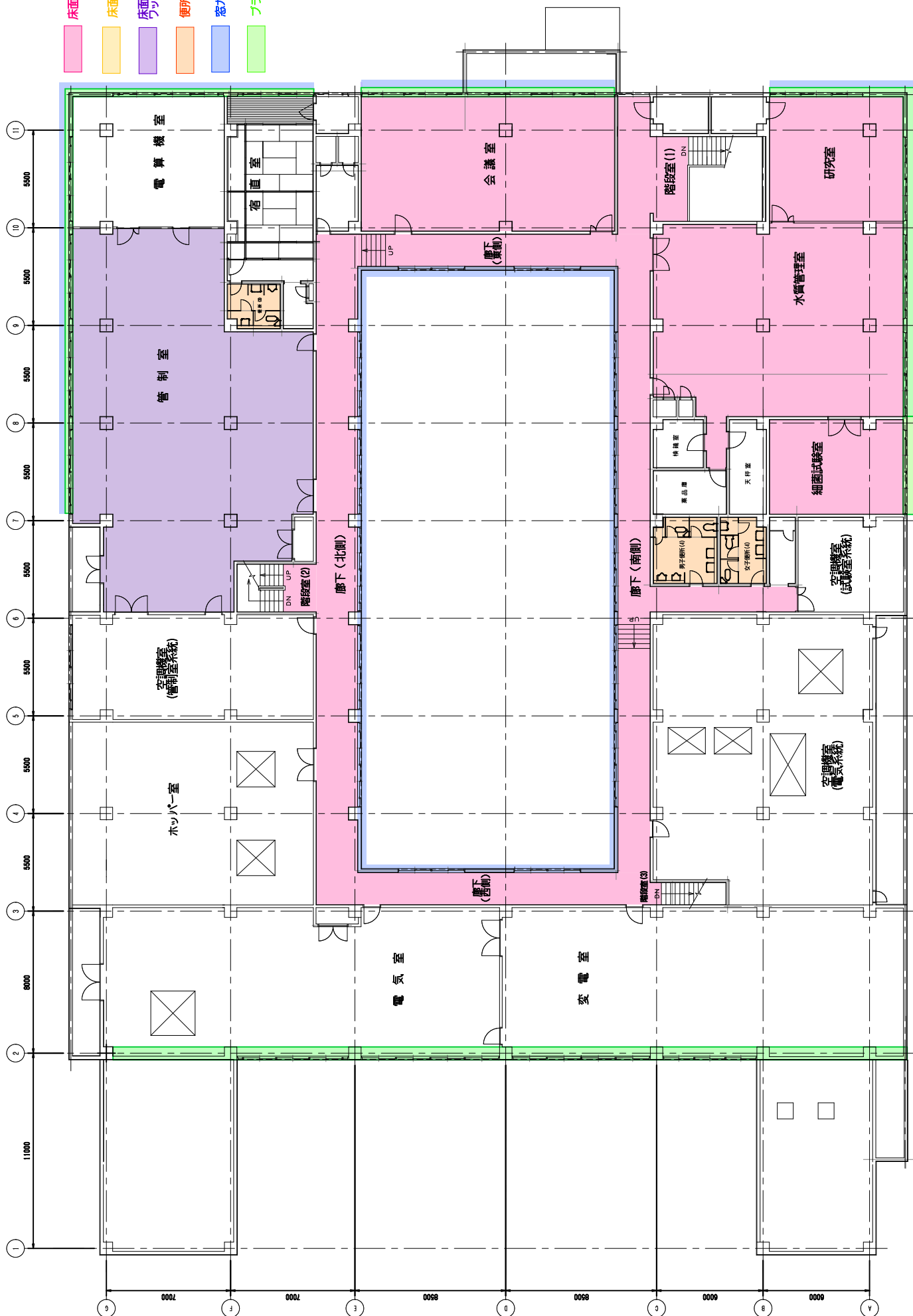
仕様 清掃箇所	床 面 洗浄ワックス	床面剥離 洗浄ワックス	床 面 洗 浄 導電性ワックス	床面 洗浄	便所	窓ガラス	ブラインド	害虫 駆除
管理棟 1 F	2 6 4	(廊下のみ) 2 3 1	—	6 0	3 1	4 5 9	2 4 6	2 2 6
管理棟 2 F	6 3 4	—	2 3 8	—	2 7	1 7 1	1 5 6	2 4 1
水処理棟	—	—	—	—	—	4	—	—
汚泥処理棟	—	—	—	—	4 4	—	4 5	4 4
計	8 9 8	2 3 1	2 3 8	6 0	1 0 2	6 3 4	4 4 7	5 1 1

表 2. 庁舎清掃及び害虫駆除内訳

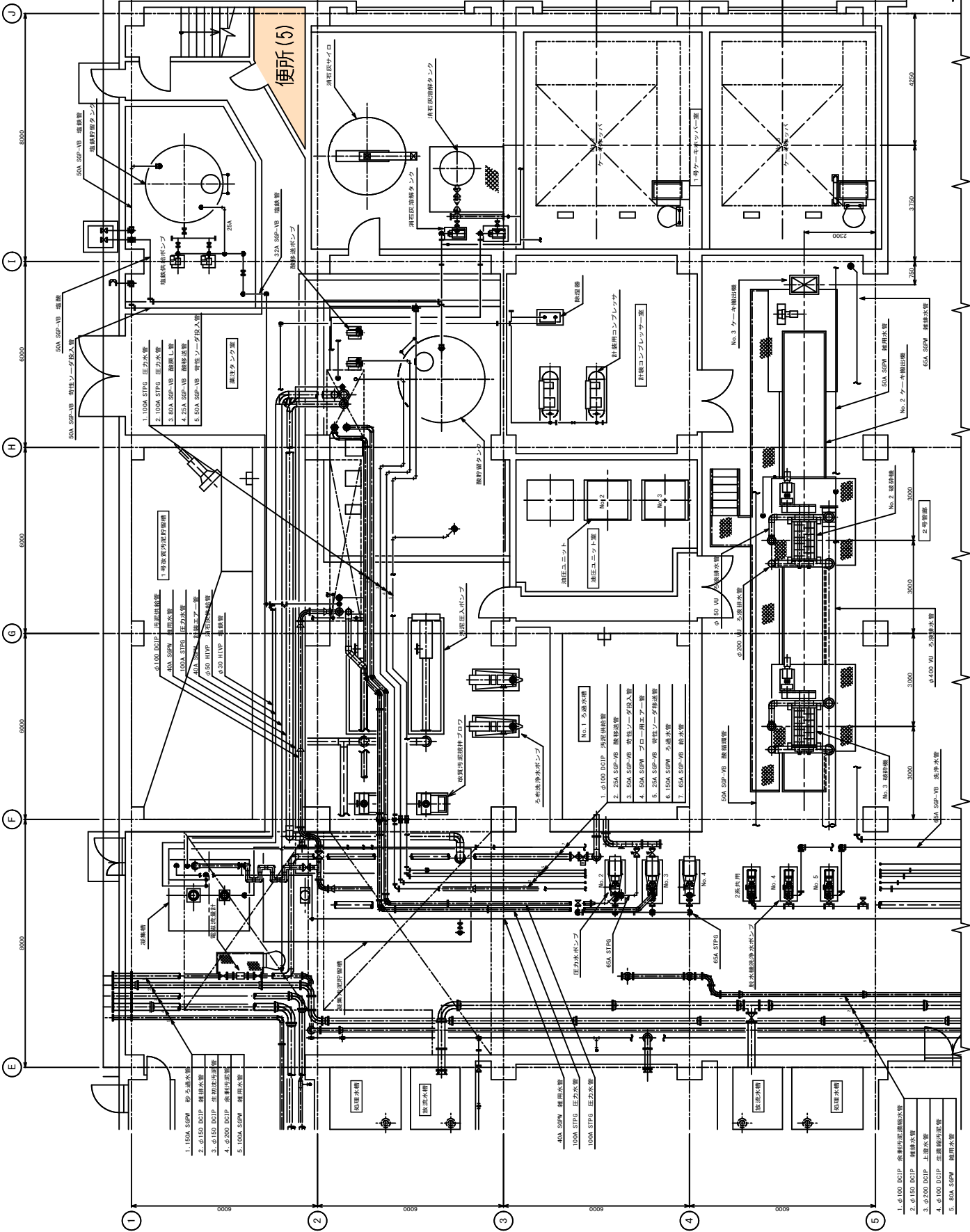
	清掃箇所	室 名
床面洗浄ワックス	管理棟 1 F	事務所、作業員控室、更衣室、男子更衣室 (1)、男子更衣室 (2)、湯沸し室、階段室 (1)、階段室 (2)、階段室 (3)、書庫 (倉庫)、倉庫
	管理棟 2 F	研究室、水質管理室、細菌試験室、廊下 (東側、西側、南側、北側)、会議室、階段室 (1)、階段室 (2)、階段室 (3)
床面剥離洗浄ワックス	管理棟 1 F	廊下 (東側、南側、北側、作業員控室前)、玄関ホール
床面洗浄導電性ワックス	管理棟 2 F	管制室
床面洗浄	管理棟 1 F	書庫 (工作室)
窓ガラス	管理棟 1 F	事務所、廊下 (東側、南側、北側)、玄関、書庫 (倉庫)、作業員控室、更衣室、書庫 (工作室)
	管理棟 2 F	会議室、研究室、水質管理室、細菌試験室、宿直室、管制室、電算機室、廊下 (東側、西側、南側、北側)
	水処理棟	玄関
ブラインド	管理棟 1 F	事務所、作業員控室、書庫 (倉庫)、書庫 (工作室)、受電室、更衣室
	管理棟 2 F	会議室、研究室、水質管理室、細菌試験室、宿直室、管制室、電算機室、電気室、変電室
	汚泥処理棟 3 F	受変電室
便所	管理棟 1 F	男子便所 (2)、女子便所 (2)
	管理棟 2 F	便所 (3)、男子便所 (4)、女子便所 (4)
	汚泥処理棟 1 F	便所 (5)・便所 (6)
	汚泥処理棟 2 F	便所 (7)・便所 (8)
	汚泥処理棟 3 F	便所 (9)
害虫駆除 (年 2 回)	管理棟 1 F	事務所、作業員控室、更衣室、男子更衣室 (1)、男子更衣室 (2)、湯沸し室、男子便所 (2)、女子便所 (2)
	管理棟 2 F	研究室、水質管理室、便所 (3)、男子便所 (4)、女子便所 (4)
	汚泥処理棟 1 F	便所 (5)・便所 (6)
	汚泥処理棟 2 F	便所 (7)・便所 (8)
	汚泥処理棟 3 F	便所 (9)



- 床面洗浄フックス
- 床面洗浄
- 床面洗浄導電性フックス
- 便所
- 窓ガラス
- ブラインド



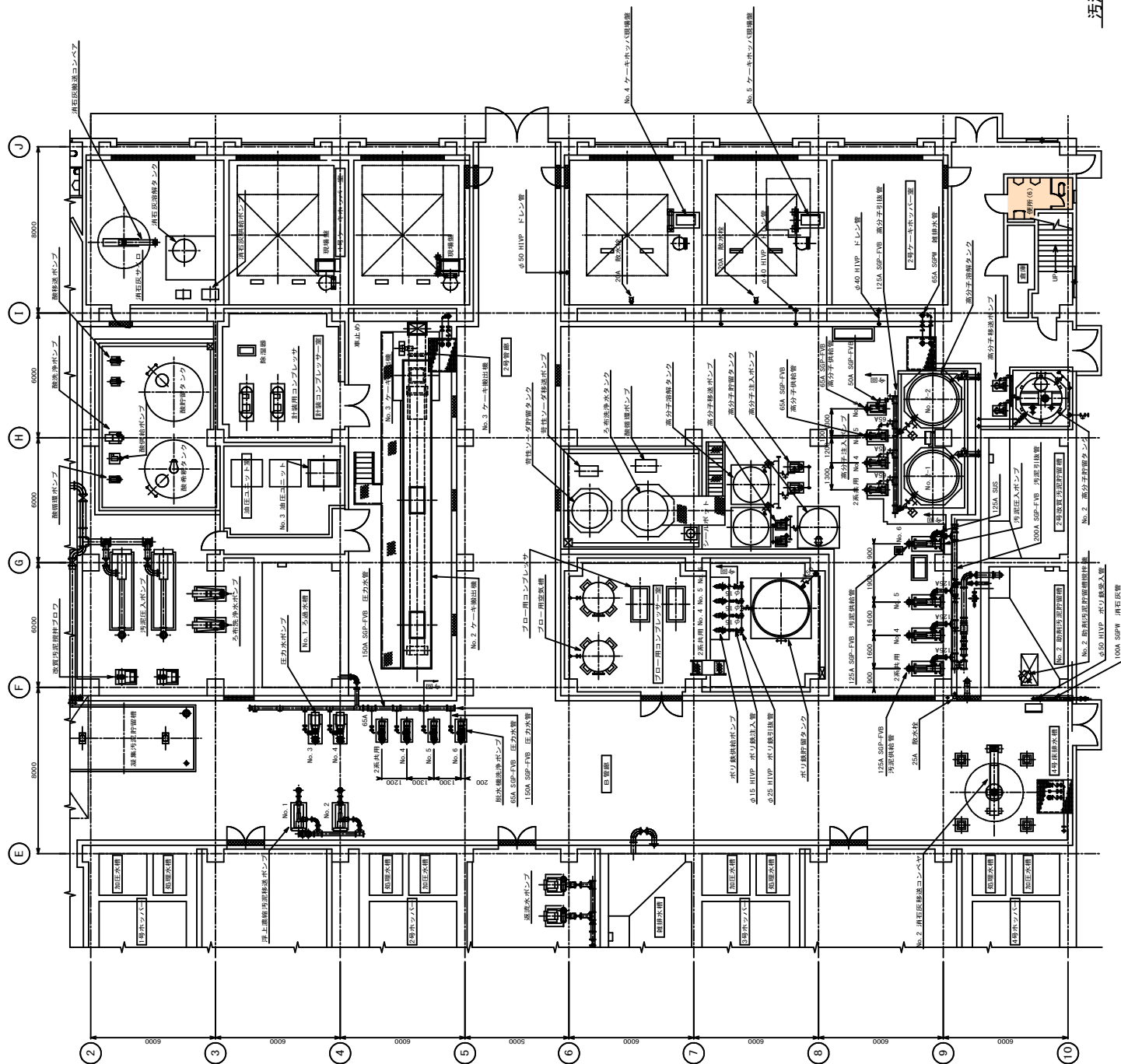
管理棟2階平面図 No Scale



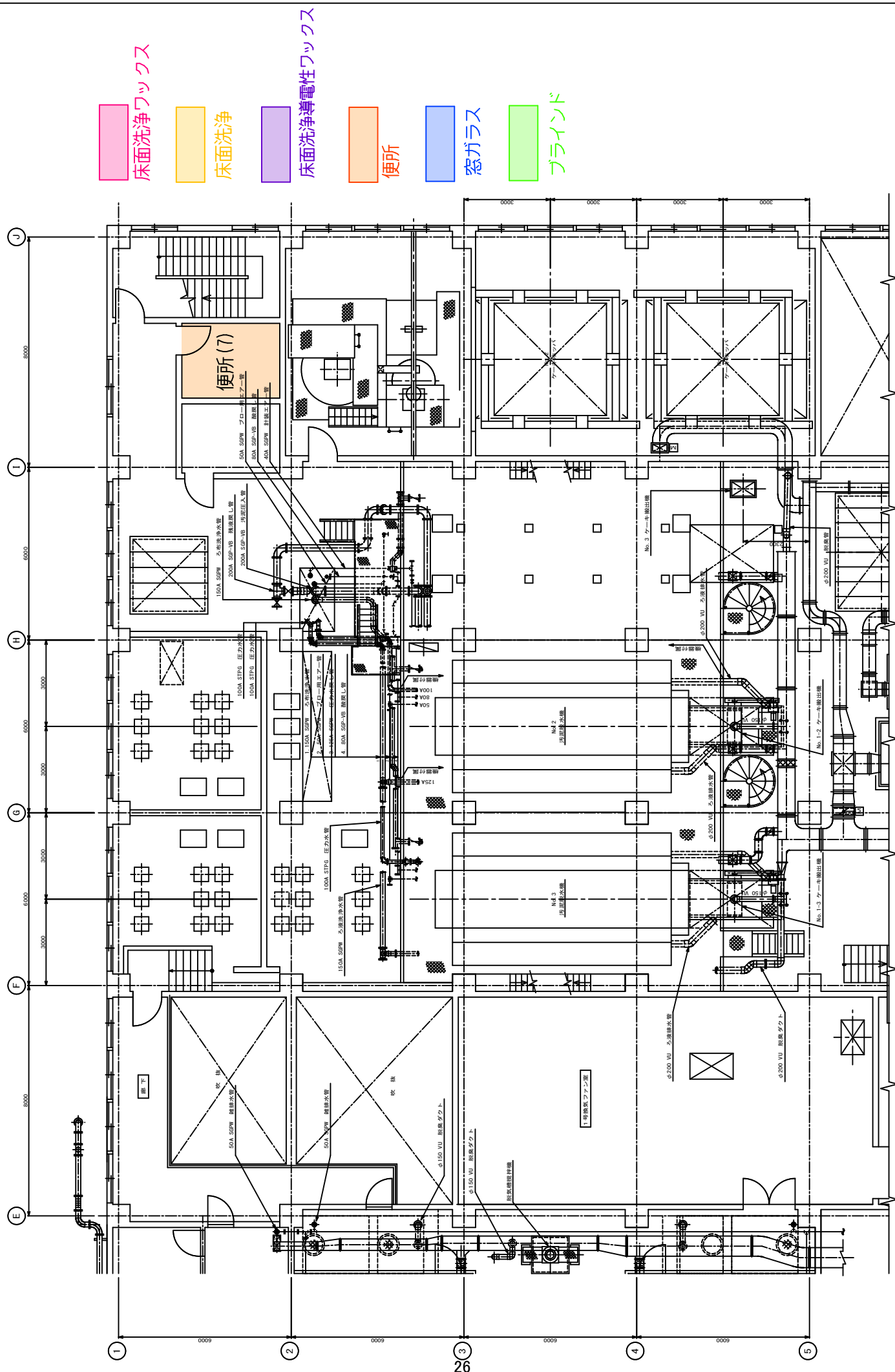
- 床面洗浄ワックス (Floor cleaning wax)
- 床面洗浄 (Floor cleaning)
- 床面洗浄導電性ワックス (Floor cleaning conductive wax)
- 便所 (Toilet)
- 窓ガラス (Window glass)
- ブラインド (Blind)

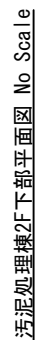
汚泥処理棟 1 階上部平面図 No Scale

- 床面洗浄ワックス
- 床面洗浄
- 床面洗浄専用性ワックス
- 便所
- 窓ガラス
- ブラインド

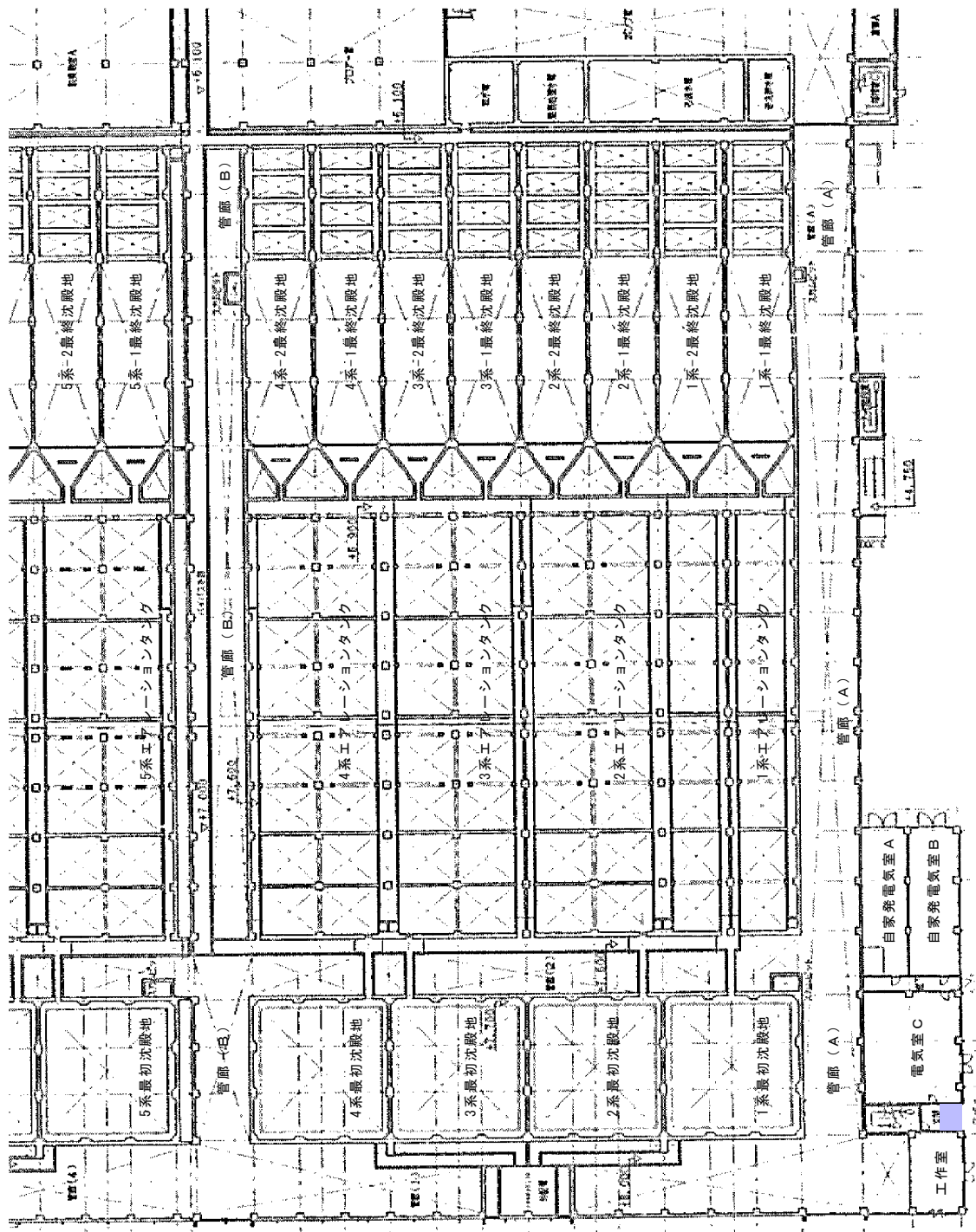


汚泥処理棟 1 階下部平面図 No. Scale





- 床面洗滌フックス
- 床面洗滌
- 床面洗滌電性フックス
- 便所
- 窓ガラス
- プラインド



水処理棟A系平面図 No Scale

(2) 西部下水処理場樹木管理業務

仕 様 書

ア 実施年度

令和8年度、令和9年度、令和10年度（各年度）

イ 概要

本業務は、西部下水処理場内の樹木管理を行うものである。

ウ 業務内容

高木管理・低木管理及び草地管理を行うもの。

(ア) 西部下水処理場(管理は添付図のアルファベット地区とする。)

a 高木管理

(a) 軽剪定（幹回り 30 cm未満）	年 1 回	3 本
（幹回り 30～59 cm 常緑樹）	年 1 回	9 1 本
（幹回り 60～89 cm 常緑樹）	年 1 回	3 2 本
（幹回り 90～119 cm 常緑樹）	年 1 回	5 本
(b) 病虫害防除（スミチオン）（幹回り 30 cm未満）	年 1 回	1, 7 9 6 本
（幹回り 30～59 cm）	年 1 回	3 3 8 本
（幹回り 60～89 cm）	年 1 回	6 8 本
（幹回り 90～119 cm）	年 1 回	1 2 本

b 低木管理

(a) 寄植え刈込（高さ 1.5m 未満）	年 2 回（1, 3 8 1 m ² /回）	2, 7 6 2 m ²
(b) 生垣刈込（高さ 2.0～2.5m 内外）	年 2 回（1 4 2 m/回）	2 8 4 m
(c) 病虫害防除（寄植え生垣(スミチオン)）	年 1 回	1, 8 9 2 m ²
(d) 病虫害防除（寄植え(機械油)）	年 1 回	2 0 2 m ²

c 草地管理

(a) 除草（機械刈り）	年 2 回（2 0, 9 6 3 m ² /回）	4 1, 9 2 6 m ²
--------------	-------------------------------------	---------------------------

エ 注意事項

- (ア) スミチオン乳剤は1,000倍希釈とする。機械油乳剤は30倍希釈とする。また、機械油乳剤の散布はハマヒサカキのみとする。
- (イ) 剪定・刈り込みにより発生する枝葉及び草刈の草は、長崎市戸石町34番地2の東工場もしくは、長崎市神ノ島町3丁目526番地23の西工場へ搬入すること。
- (ウ) 道路及び水路沿いで作業を行う場合は、交通往来に注意し安全に十分配慮すること。
- (エ) 軽剪定、刈り込みは造園技能士が行うこと。
- (オ) 草刈機（肩掛け）を使用する場合は、刈払機取扱作業安全教育を修了したものが行うこと。

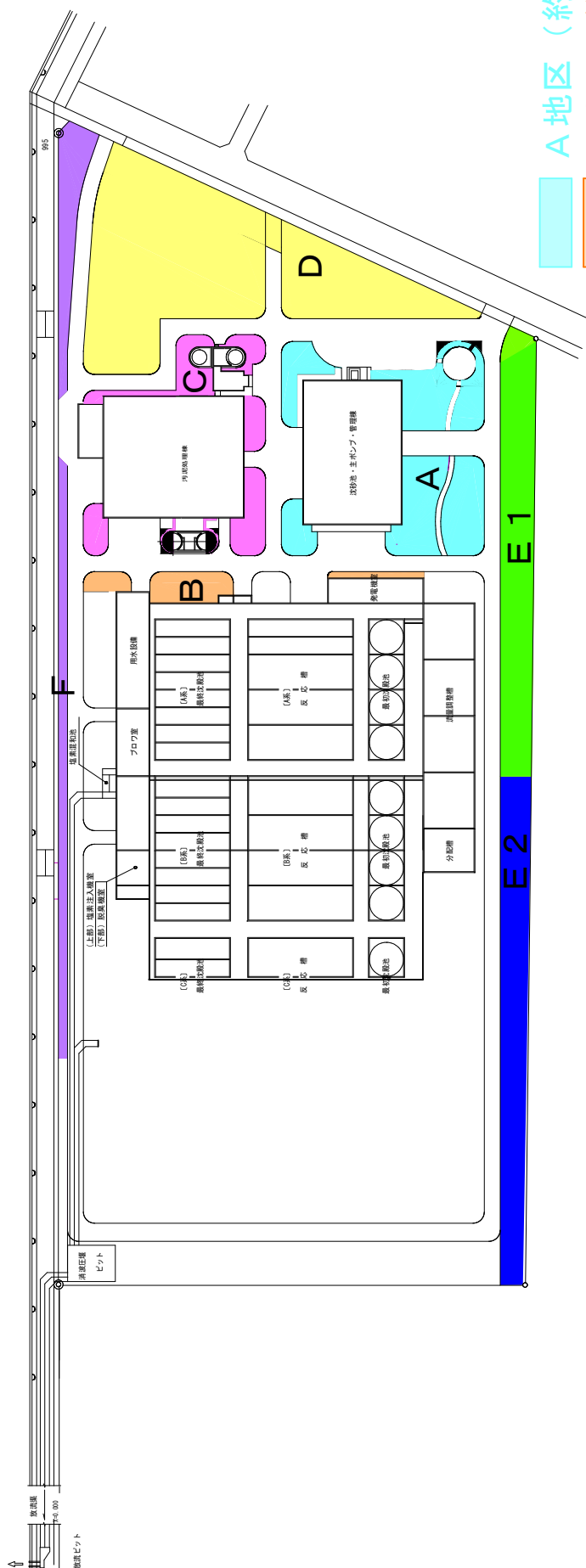
- (カ) 除草は枯葉、枯草の除去清掃を含む。
- (キ) 高所作業時等においては安全対策に特に留意し事故等が発生しないようにすること。
- (ク) 車道にかかる作業時は、バリケード、案内標識及び交通誘導員等を配置し交通対策に留意すること。
- (ケ) 受注者は必要に応じてリスクアセスメントを実施し、作業員の安全管理を適切に行うこと。

オ 提 出 書 類

- (ア) 工程表
 - (イ) 作業報告書
 - (ウ) 作業写真帳（着工前、作業中、完成を撮影すること）
 - (エ) 一般廃棄物管理票のコピー
- ※上記、電子データにて提出可

カ その他

- (ア) 作業日時については、発注者と打ち合わせのうえ、決定すること。
- (イ) 受注者の過失による損害・波及事故が生じた場合、受注者はその賠償の責めを負うこと。
- (ウ) 作業にあたっては、発注者の指示に従うこと。
- (エ) この仕様書に定めていない事項について疑義が生じた場合は、相互に協議の上、決定するものとする。



A 地区	(約3270㎡)
B 地区	(約767㎡)
C 地区	(約1585㎡)
D 地区	(約7767㎡)
E 1 地区	(約2887㎡)
E 2 地区	(約2659㎡)
F 地区	(約2028㎡)

履行範圍(各地区計) : 約20963m²

西部下水処理場一般平面図

(3) 西部下水処理場ほか消防設備等点検業務

仕 様 書

ア 実施年度

令和8年度、令和9年度、令和10年度（各年度）

イ 概 要

本業務については、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき実施するものである。

ウ 業務内容

契約期間中各年度に、点検業務は機能点検を半年ごと年2回、総合点検を年1回行うこととする。西部下水処理場点検設備の詳細数量は表1-1から1-5、西部道ノ尾流量調整池点検設備の詳細数量は表2-1、西部滑石中継ポンプ場点検設備の詳細数量は表3-1から3-2、西部小江中継ポンプ場点検設備の詳細数量は表4-1から4-2のとおりとする。
※消火器の機能点検の詳細については、表5のとおりとする。

エ 注 意 事 項

- (ア) 業務は、設備の機能保持のため、消防法、その他関係法令の定めるところに従い、誠実にを行うこと。（点検の種類は、平成16年5月31日消防庁告示第9号の定めによる）
- (イ) 誤報等の対応については、迅速に対応を行うこと。また、下水処理場等の運転に支障をきたすことのないよう留意すること。
- (ウ) 業務遂行においては、ヘルメットを着用するなど安全面に十分配慮すること。
- (エ) 新換消火器にはマジック等により番号を記入すること。（例 管-15 ）
- (オ) 受注者は必要に応じてリスクアセスメントを実施し、作業員の安全管理を適切に行うこと。

オ 提出書類

- (ア) 工程表 1 部
- (イ) 消防用設備等点検結果報告書 1 部
(消防署報告書提出時は紙媒体で2部（正副）提出すること)
※次回報告年月：令和9年12月
- (ウ) 作業写真帳（着工前、作業中、完成を撮影すること） 1 部
※上記、電子データにて提出可

カ その他

- (ア) 消防署への報告書を提出すること。
- (イ) 消火器放出訓練を実施すること。（放出試験実施時行うこと。）
- (ウ) 作業日時については、発注者と打ち合わせのうえ、決定すること。

- (エ) 受注者の過失による損害・波及事故が生じた場合、受注者はその賠償の責めを負うこと。
- (オ) 作業にあたっては、発注者の指示に従うこと。
- (カ) この仕様書に定めていない事項について疑義が生じた場合は、相互に協議の上、決定するものとする。

表 1-1. 西部下水処理場点検設備【屋内消火栓設備】

種 別		単位	数 量					機能点検	総合点検
			管	水	汚	し尿	計		
加圧送水装置	ポンプ方式	組	1	—	—	—	1	○	○
制 御 盤	ポンプ搭載型	台	1	—	—	—	1	○	○
消 火 栓 箱 (起動用スイッチ内蔵)	屋内埋込	基	6	—	—	—	6	○	○
	屋内露出	基	2	—	4	—	6	○	○
	ホース耐圧 (10 年超)	本	—	—	—	—	—	—	—
連動試験		式	1	—	—	—	1	—	○

表 1-2. 西部下水処理場点検設備【自動火災報知設備】

種 別		単位	数 量					機能点検	総合点検
			管	水	汚	し尿	計		
受信機 (非常電源内蔵)	自立型 P 型 1 級 44 回線	台	1	—	—	—	1	○	○
	壁掛露出型 P 型 1 級 19 回線	台	—	—	1	—	1	○	○
	壁掛露出型 P 型 1 級 10 回線	台	—	—	—	1	1	○	○
副受信機	壁掛露出型 P 型 44 回線	台	1	—	—	—	1	○	○
差動式スポット型熱感知器		個	85	—	—	—	85	○	○
定温式スポット型熱感知器		個	64	159	61	45	329	○	○
光電式スポット型煙感知器		個	47	40	43	9	139	○	○
総合盤	発信機 P 型 1 級屋内型 ・ 標示灯・音響装置	台	8	34	4	4	50	○	○
音響装置	露出型	個	11	34	6	—	51	○	○
配線 (絶縁抵抗)		式	1	1	1	1	4	—	○

表 1-3. 西部下水処理場点検設備【非常警報設備】

種 別		単位	数 量					機能点検	総合点検
			管	水	汚	し尿	計		
非常放送設備 (非常電源内蔵)	自立型 360W×2	台	1	—	—	—	1	○	○
スピーカー		個	71	—	—	—	71	○	○

表 1-4. 西部下水処理場点検設備【誘導灯】

種 別		単位	数 量						機能点検	総合点検
			管	水	汚	し尿	計	合計		
誘 導 灯 (非常電源内蔵)	避難口小型	個	20	21	36	11	88	154	○	○
	室内通路小型	個	—	7	8	4	19			
	廊下通路中型	個	33	—	14	—	47			

表 1-5. 西部下水処理場点検設備【粉末消火器】

外観点検 2回 全数

種 別		単位	数 量					外観点検
			管	水	汚	し尿	計	
小型消火器	10 型以下	本	37	38	43	10	128	○
車載式消火器	50 型	本	1	3	1	—	5	○

機能試験・放出試験

種 別		単位	1 回目		2 回目	
			機能試験	放出試験	機能試験	放出試験
小型消火器	10 型	本	抽出	抽出の半分	抽出	抽出の半分
	6 型	本	〃	〃	〃	〃
	4 型	本	〃	〃	〃	〃
	3 型	本	〃	〃	〃	〃
車載式消火器	50 型	本	抽出		抽出	

※ 小型消火器粉末消火器の機能点検については、製造年から 3 年を超え 8 年以下の加圧式の粉

末消火器及び製造年から５年を超え１０年以下の蓄圧式の消火器を抽出し、実施すること。
 加圧式の抽出の５０％については放出試験及び薬剤詰め替えを行うこと。
 また、製造年から８年を超える加圧式の粉末消火器及び製造年から１０年を超える蓄圧式の消火器は、新品に交換すること。なお、新品の消火器は、蓄圧式のものとする。
 車載式消火器の機能点検について抽出し、実施すること。
 抽出の方法は昭和５０年１０月１６日消防庁告示第１４号に準じること。

※２ 管、水、汚、し尿は次の略字とする。

管：管理棟

水：水処理棟・発電機棟・機械棟

汚：汚泥処理棟

し尿：し尿等受入施設

表２－１．西部道ノ尾流量調整池【粉末消火器】

外観点検 ２回 全数

種 別		単位	数 量	外観点検
小型消火器	10 型	本	7	○

機能試験・放出試験

種 別		単位	1 回目		2 回目	
			機能試験	放出試験	機能試験	放出試験
小型消火器	10 型	本	抽出	抽出の半分	抽出	抽出の半分

※ 小型消火器粉末消火器の機能点検については、製造年から３年を超え８年以下の加圧式の粉末消火器及び製造年から５年を超え１０年以下の蓄圧式の消火器を抽出し、実施すること。
 加圧式の抽出の５０％については放出試験及び薬剤詰め替えを行うこと。
 また、製造年から８年を超える加圧式の粉末消火器及び製造年から１０年を超える蓄圧式の消火器は、新品に交換すること。なお、新品の消火器は、蓄圧式のものとする。
 抽出の方法は昭和５０年１０月１６日消防庁告示第１４号に準じること。

表 3-1. 西部滑石中継ポンプ場【誘導灯】

種 別		単位	数 量	機能点検	総合点検
誘 導 灯 (非常電源内蔵)	避難口小型	個	5	○	○

表 3-2. 西部滑石中継ポンプ場【粉末消火器】

外観点検 2回 全数

種 別		単位	数 量	外観点検
小型消火器	10 型	本	3	○
	4 型	本	1	○

機能試験・放出試験

種 別		単位	1 回目		2 回目	
			機能試験	放出試験	機能試験	放出試験
小型消火器	10 型	本	抽出	抽出の半分	抽出	抽出の半分
	4 型	本	〃	〃	〃	〃

- ※ 小型消火器粉末消火器の機能点検については、製造年から3年を超え8年以下の加圧式の粉末消火器及び製造年から5年を超え10年以下の蓄圧式の消火器を抽出し、実施すること。加圧式の抽出の50%については放出試験及び薬剤詰め替えを行うこと。
- また、製造年から8年を超える加圧式の粉末消火器及び製造年から10年を超える蓄圧式の消火器は、新品に交換すること。なお、新品の消火器は、蓄圧式のものとする。
- 抽出の方法は昭和50年10月16日消防庁告示第14号に準じること。

表 4-1. 西部小江中継ポンプ場【誘導灯】

種 別		単位	数 量	機能点検	総合点検
誘 導 灯 (非常電源内蔵)	避難口小型	個	6	○	○

表 4-2. 西部小江中継ポンプ場【粉末消火器】

外観点検 2回 全数

種 別		単位	数 量	外観点検
小型消火器	6 型	本	3	○
	10 型	本	4	○

機能試験・放出試験

種 別		単位	1 回目		2 回目	
			機能試験	放出試験	機能試験	放出試験
小型消火器	6 型	本	抽出	抽出の半分	抽出	抽出の半分
	10 型	本	〃	〃	〃	〃

- ※ 小型消火器粉末消火器の機能点検については、製造年から3年を超え8年以下の加圧式の粉末消火器及び製造年から5年を超え10年以下の蓄圧式の消火器を抽出し、実施すること。加圧式の抽出の50%については放出試験及び薬剤詰め替えを行うこと。
- また、製造年から8年を超える加圧式の粉末消火器及び製造年から10年を超える蓄圧式の消火器は、新品に交換すること。なお、新品の消火器は、蓄圧式のものとする。
- 抽出の方法は昭和50年10月16日消防庁告示第14号に準じること。

別紙消火器設置一覧

●:新規更新

	西部下水処理場	設置階	設置場所	製造年	製造番号	種別(粉末)	2026.06	2026.12	2027.06	2027.12	2028.6	2028.12
管-1	管理棟	B3階	主ポンプ室	2018	0473674K	10(蓄)				●		
管-2		B3階	主ポンプ室	2018	0473676K	10(蓄)			●			
管-3		B3階	主ポンプ室	2018	0951797K	10(蓄)			●			
管-4		B2階	配管室	2018	0951765K	10(蓄)		●				
管-5		B2階	配管室	2016	032763K	4(蓄)		●				
管-6		B2階	沈砂機械室	2016	257334K	10(蓄)	●					
管-7		B2階	沈砂機械室	2016	257318K	10(蓄)	●					
管-8		B2階	沈砂機械室	2025		10(蓄)						
管-9		B2階	沈砂機械室	2025		10(蓄)						
管-10		B2階	換気脱臭室	2022	017923K	4(蓄)						
管-11		B2階	換気脱臭室	2022	017925K	4(蓄)						
管-12		B1階	沈砂池上室	2019	0484330K	10(蓄)						
管-13		B1階	沈砂池上室	2019	0484332K	10(蓄)					●	
管-14		B1階	沈砂池上室	2024	020667K	4(蓄)					●	
管-15		B1階	沈砂池上室	2019	1044175K	10(蓄)						●
管-16		B1階	配管上室	2019	0484333K	10(蓄)				●		
管-17		B1階	配管上室	2025	001426S	6(蓄)						
管-18		1階	受変電室前	2022	018848	10(蓄)						
管-19		1階	受変電室内	2022	018287	10(蓄)						
管-20		1階	受変電室内(奥ホッパース)	2019	0484339K	10(蓄)						●
管-21		1階	書庫前	2023	0690893K	10(蓄)						
管-22		1階	脱臭気室前	2019	1044182K	10(蓄)						
管-23		1階	事務室前	2020	0502232K	10(蓄)						
管-24		1階	廊下(事務室前)	2020	0502242K	10(蓄)						
管-25		1階	廊下(受変電室前)	2020	0891059K	10(蓄)						
管-26		1階	本館管廊出入口	2020	0891077K	10(蓄)						
管-27		2階	廊下(管制室前)	2025	001423S	6(蓄)						
管-28		2階	管制室	2021	0638205K	10(蓄)						
管-29		2階	管制室	2021	0638651K	10(蓄)						
管-30		2階	廊下(水質試験室前)	2024	016946K	6(蓄)						
管-31		2階	廊下(水質試験室前)	2024	016947K	6(蓄)						
管-32		2階	空調機室(電気室系統内)	2023	036789K	4(蓄)						
管-33		2階	廊下(受電室前)	2024	016027K	6(蓄)						
管-34		2階	変電室	2023	001416	50(蓄)						
管-35		2階	廊下(電気室前)	2023	014096K	6(蓄)						
管-36		2階	廊下(空調機室(管制室系統))	2023	036790K	4(蓄)						
管-37		3階	換気室(2)	2021	1210142K	10(蓄)						
管-38		3階	塔屋階段口	2021	1210313K	10(蓄)						
水-1	水処理棟	B1階	本館管廊	2016	022495K	6(蓄)	●					
水-2		1階	水処理管廊	2018	0533925K	10(蓄)			●			
水-3		1階	水処理管廊	2016	032760K	4(蓄)		●				
水-4		1階	水処理管廊	2018	0977302K	10(蓄)				●		
水-5		1階	水処理管廊(6系送風機室)	2016	016486K	4(蓄)		●				
水-6		1階	水処理管廊	2019	0484336K	10(蓄)					●	
水-7		1階	水処理管廊	2022	0652386K	10(蓄)						
水-8		1階	水処理管廊	2022	002599	4(蓄)						
水-9		1階	水処理管廊	2023	036788K	4(蓄)						
水-10		1階	水処理管廊	2024	019869K	4(蓄)						
水-11		1階	水処理管廊	2024	020510K	4(蓄)						
水-12		1階	水処理管廊	2019	1044187K	10(蓄)						●
水-13		1階	水処理管廊	2025	001424S	6(蓄)						
水-14		1階	水処理管廊	2023	0690903	10(蓄)						
水-15		1階	水処理管廊	2025		6(蓄)						
水-16		1階	水処理管廊	2020	0502285K	10(蓄)						
水-17		1階	水処理管廊	2021	0638564K	10(蓄)						
水-18		1階	水処理管廊	2022	0652460K	10(蓄)						
発-1	発電機棟	1階	屋外 貯油タンク	2020	0502282K	10(蓄)						●
発-2		1階	屋外 貯油タンク	2021	1210322K	10(蓄)						
発-3		1階	階段室前	2019	1044191K	10(蓄)				●		
発-4		1階	工作室	2022	009591	4(蓄)						
発-5		1階	電気室	2018	0533998K	10(蓄)		●				
発-6		1階	電気室	2025		4(蓄)						
発-7		1階	発電機室(No.1)	2023	010474S	50(蓄)						
発-8		1階	発電機室(No.2)	2025		50(蓄)						
発-9		2階	換気ファン室前	2024	016949K	6(蓄)						
機-1	機械棟	1階	用水ポンプ室	2024	016870K	6(蓄)						
機-2		1階	用水ポンプ室	2025	001425S	6(蓄)						
機-3		1階	送風機械室	2024	016948K	6(蓄)						
機-4		1階	脱臭機械室	2020	0957220K	10(蓄)						
機-5		1階	脱臭機械室	2022	017926K	4(蓄)						
機-6		2階	搬入室	2018	0977317K	10(蓄)					●	
機-7		2階	滅菌室	2025		6(蓄)						
機-8		2階	電気室	2016	033158K	4(蓄)	●					
機-9		2階	電気室	2019	0484338K	10(蓄)						●
機-10		2階	受変電室前	2024	007272S	50(蓄)						
機-11		2階	換気ファン室	2019	1044192K	10(蓄)						
機-12		2階	用水室	2021	0638721K	10(蓄)						

	西部下水処理場	設置階	設置場所	製造年	製造番号	種別(粉末)	2026.06	2026.12	2027.06	2027.12	2028.6	2028.12
機-13		2階	砂ろ過室	2023	0690894K	10(蓄)						
機-14		2階	砂ろ過室	2023	036791K	4(蓄)						
汚-1	汚泥処理棟	B1階	水処理棟側	2021	0638804K	10(蓄)						
汚-2		B1階	管理本館側	2018	0473678K	10(蓄)					●	
汚-3		B1階	管理本館側	2021	0638844K	10(蓄)						
汚-4		1階	連絡管廊	2020	0502291K	10(蓄)						
汚-5		1階	B管廊	2020	0957230K	10(蓄)						
汚-6		1階	B管廊	2022	012998K	6(蓄)						
汚-7		1階	A管廊(第2加圧タンク室)	2025	016864S	4(蓄)						
汚-8		1階	1号管廊(加圧タンク室前通路)	2025		4(蓄)						
汚-9		1階	1号管廊(加圧タンク室前通路)	2025		4(蓄)						
汚-10		1階	A管廊(第1加圧タンク室)	2016	032762K	4(蓄)		●				
汚-11		1階	1号搬入室	2018	0473677K	10(蓄)			●			
汚-12		1階	階段室(1)前	2018	0977301K	10(蓄)			●			
汚-13		1階	第1ケーキホッパー室	2019	0484328K	10(蓄)						●
汚-14		1階	2号管廊	2019	1044193K	10(蓄)					●	
汚-15		1階	高分子貯留タンク前	2019	1044204K	10(蓄)						●
汚-16		1階	第2ケーキホッパー室	2025	016866S	4(蓄)						
汚-17		1階	油圧ユニット室	2021	0638811K	10(蓄)						
汚-18		2階	廊下(2)	2018	0534008K	10(蓄)			●			
汚-19		2階	第1加圧浮上室	2018	0977266K	10(蓄)				●		
汚-20		2階	第1加圧浮上室	2019	0484329K	10(蓄)				●		
汚-21		2階	脱臭機室	2024	020561K	4(蓄)						
汚-22		2階	第2換気ファン室	2024	020666K	4(蓄)						
汚-23		2階	脱臭機室	2023	036786K	4(蓄)						
汚-24		2階	脱臭機室	2023	036787K	4(蓄)						
汚-25		2階	脱臭機室	2022	013001K	6(蓄)						
汚-26		2階	脱臭機室	2019	1044209K	10(蓄)						
汚-27		2階	脱臭機室	2022	003399	6(蓄)						
汚-28		2階	第1ホッパー上室	2022	003314	6(蓄)						
汚-29		2階	第2加圧浮上室	2022	003315	6(蓄)						
汚-30		中2階	し漕ホッパー上室	2024	019896K	4(蓄)						
汚-31		3階	廊下(控室前)	2021	1210326K	10(蓄)						
汚-32		3階	廊下(電気室前)	2021	1210330K	10(蓄)						
汚-33		3階	管制室	2021	1210372K	10(蓄)						
汚-34		3階	電気室	2018	003336S	50(蓄)			●			
汚-35		3階	廊下(電気室前)	2023	020189K	4(蓄)						
汚-36		3階	第1脱水機室	2016	016485K	4(蓄)		●				
汚-37		3階	第1脱水機室	2024	016950K	6(蓄)						
汚-38		3階	第1脱水機室	2020	0502288K	10(蓄)						
汚-39		3階	第2脱水機室	2023	020188K	4(蓄)						
汚-40		3階	第2脱水機室	2020	0502289K	10(蓄)						
汚-41		3階	第2脱水機室	2020	0957231K	10(蓄)						
汚-42		3階	吹抜通路(空調機室前)	2020	0957234K	10(蓄)						
汚-43		R階	階段室(塔屋No.1ファン室用)	2016	016490K	4(蓄)	●					
汚-44		R階	階段室(塔屋No.2ファン室用)	2016	016492K	4(蓄)	●					
道-1	長崎市西部道ノ尾流量調整池ポンプ場	1階	ポンプ場	2022	0652658K	10(蓄)						
道-2		2階	倉庫前	2019	0484323K	10(蓄)			●			
道-3	長崎市西部道ノ尾流量調整池発電機棟	1階	自家発電室	2020	0502294K	10(蓄)						
道-4		1階	自家発電室	2021	0638859K	10(蓄)						
道-5		2階	電気室	2025	0715184K	10(蓄)						
道-6		2階	倉庫	2019	0484322K	10(蓄)	●					
道-7		3階	倉庫	2024	0456550K	10(蓄)						
滑-1	長崎市西部滑石中継ポンプ場	B1階	地下処理室	2020	0502293K	10(蓄)				●		
滑-2		1階	通路入口	2021	0638851K	10(蓄)						
滑-3		1階	発電機室	2018	0533929K	10(蓄)		●				
滑-4		2階	電気室前	2022	017927K	4(蓄)						
小-1	長崎市西部小江中継ポンプ場	B3階	沈砂機械室	2025	0715183K	10(蓄)						
小-2		B2階	配管スペース	2021	1210373K	10(蓄)						
小-3		B1階	脱臭・換気機械室	2022	010509	6(蓄)						
小-4		1階	搬出出入口	2023	014093K	6(蓄)						
小-5		1階	発電機室	2023	1227971K	10(蓄)						
小-6		1階	発電機室	2024	0456449K	10(蓄)						
小-7		2階	電気室	2024	016951K	6(蓄)						

(4) 西部下水処理場地下貯蔵タンク漏洩検査業務

仕 様 書

ア 実 施 年 度

令和 10 年度

イ 概 要

本業務は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 14 条の 3 の 2 の規定により西部下水処理場に設置されている地下タンク及び配管の漏洩検査を行うものである。

ウ 業 務 内 容

地下タンク及び配管漏洩検査を行うこと。なお、対象設備仕様及び検査方法は以下に示すとおりとする。

(ア) 地下タンク基数

用途	容量(種類)	基数	対象年度
自家発用	30KL(A重油)	1基	令和 10 年度

(イ) 検査方法

対象設備	検査方法
地下タンク、通気管、戻り管、注油管	微減圧法又は微加圧法
吸引管	加圧法又は微加圧法
地下タンク液相部	聴音漏洩検査及び水位変動試験 (両方の試験が必要な場合有)

エ 提 出 書 類

(ア) 工程表

(イ) 作業報告書

(ウ) 作業写真帳（着工前、作業中、完成を撮影すること）

※上記、電子データにて提出可

オ そ の 他

(ア) 作業日時については、発注者と打ち合わせのうえ、決定すること。

(イ) 受注者は必要に応じてリスクアセスメントを実施し、作業員の安全管理を適切に行うこと。

(ウ) 受注者の過失による損害・波及事故が生じた場合、受注者はその賠償の責めを負うこと。

(エ) 作業にあたっては、発注者の指示に従うこと。

(オ) この仕様書に定めていない事項について疑義が生じた場合は、相互に協議の上、決定するものとする。

(5) 西部下水処理場高圧保護継電器等試験・点検業務

仕 様 書

ア 実 施 年 度

令和8年度、令和9年度、令和10年度（各年度）

※但し高圧ケーブル絶縁劣化診断に関しては1年のみ

イ 概 要

本業務は、西部下水処理場における高圧受変電設備の事故を未然に防ぐことを目的とし、本市保安規程第15条を遵守するため、以下に挙げる試験点検清掃を実施するものである。

ウ 業 務 内 容

契約期間中各年度1回、単体動作特定試験、外観点検、清掃及び遮断器の連動試験を行うこととする。なお、対象設備は「表4. 対象機器表」による。また、詳細な試験及び点検項目は以下に示すとおりとする。

(ア) 保護継電器試験（52台）

a 単体動作特定試験及び外観点検、清掃

（表1. 試験・点検項目一覧表参照）

b 遮断器連動試験

表1. 試験・点検項目一覧表

機器名	試 験 ・ 点 検 項 目
過電流継電器	整定タップ値の最小動作値
	瞬時要素の動作値
	整定レバー整定タップにおける電流（200%, 300%, 500%）動作時限
	整定レバー整定タップにおける電流（200%）動作時限（瞬時）
	整定レバー整定タップにおける遮断器連動試験（200%, 500%）
	外観点検及び絶縁抵抗測定
	SS-5引込用はレバー10にて行う
地絡過電流継電器	整定タップ値の最小動作値
	整定レバー整定タップにおける電流（300%, 500%, 1000%）動作時限
	外観点検及び絶縁抵抗測定
不足電圧継電器	整定タップ値の最小動作値
	整定レバー整定タップにおける電圧（80%, 40%, 0%）動作時限
	外観点検及び絶縁抵抗測定
過電圧継電器	整定タップ値の最小動作値
	整定レバー整定タップにおける電圧（110%, 130%, 150%）動作時限
	外観点検及び絶縁抵抗測定
地絡方向継電器	整定電流又は電圧の動作値、時限（130%）の動作値

地絡方向継電器	位相特性試験
	整定値における遮断器連動試験（電圧 130%・電流 130%, 400%）
	外観検査
地絡電圧継電器	動作電圧
	外観点検
高圧遮断器	外観点検及び絶縁抵抗測定
	各部増締め
	主回路部・操作機構部・制御装置部点検・注油及び調整
	動作試験（手動投入・開放）
高圧電磁接触器	外観点検及び絶縁抵抗測定
	各部増締め
	主回路部・操作機構部・制御装置部点検・注油及び調整
	動作試験

（イ）高圧遮断器点検清掃（VCB 27 台、VCS 6 台、VSS 3 台、PAS 1 台）

- a 動作確認
- b 真空バルブギャップ測定
- c 機構部分目視点検、清掃、注油
- d 本体機器絶縁試験
- e 引込気中開閉器 PAS 点検
2 次側ケーブル一括絶縁測定、継電器テストボタン機能試験、外観検査を実施すること。
- f 開閉特性試験（対象機器：各電気室の高圧真空遮断器、真空電磁接触器（VSS を除く））
開閉動作時間を測定すること。また、各相の開極及び閉極時間を測定し、不揃いがないことを確認すること。

（ウ）絶縁測定（31 箇所）

- a 3 線一括対地絶縁試験とし、絶縁劣化の疑いがあるものは、線間測定の実施
- b 引込ケーブル、各電気室間の高圧配電ケーブル、盤間渡り、変圧器 1 次の測定

（エ）高圧盤内点検清掃（39 面）

- a ケーブル端子台の緩みがないか、目視及びスパナによる点検
- b ガイシ部等の清掃
（エアブロー、掃除機による吸込み、碍子部分のウェスや刷毛拭き程度）
※ケーブル接続部分のボルトナットのチェックマークの目視のほか、ケーブルをゆすって堅いかどうか、過熱変色等を確認し増締めをする。制御線についてもそれに準じる。

（オ）高圧進相コンデンサ診断

各相間の静電容量及び絶縁抵抗測定（表 2. コンデンサ設置場所一覧参照）

表 2. コンデンサ設置場所一覧

番号	設置場所	対象デバイスNo.
1	管理棟 1 階電気室	No. 1 コンデンサ
2	管理棟 1 階電気室	No. 2 コンデンサ
3	管理棟 1 階電気室	No. 3 コンデンサ

(カ) 高圧ケーブル絶縁劣化診断(令和 8 年度のみ)

G 方式 (ガード接地方式) 等による 1000V、3000V、6000V 迄 V 単位で直流電圧を印加し、絶縁状態を判断すること。(表 3. 対象回路一覧参照)

表 3. 対象回路一覧

番号	設置場所	対象回路名
1	構内引込柱～管理棟 1 階電気室受電盤	商用引込
2	管理棟 1 階電気室受電盤～管理棟 1 階電気室主遮断器	商用受電
3	管理棟 1 階電気室～管理棟 2 階電気室	管理棟 2 階送り
4	管理棟 1 階電気室～水処理 1 棟電気室	水処理 1 棟送り
5	管理棟 1 階電気室～汚泥処理棟電気室	汚泥処理棟送り
6	発電機室～管理棟 1 階電気室	非常用管理棟送り
7	発電機室～管理棟 2 階電気室No. 1 動力変圧器	非常用管理棟No. 1 動力送り
8	発電機室～水処理 1 棟No. 1 動力変圧器	非常用水処理No. 1 動力送り

エ 注 意 事 項

- (ア) 業務に必要な測定機材 (試験装置、電源、作業用照明器具類、清掃用具類等) を準備すること。
- (イ) 停電に伴う機器停止作業は、施設維持管理者にて実施すること。
- (ウ) 事故発生時は迅速に対処すること。
- (エ) 管理棟 2 階受電室の VSS 交換・点検整備時等 U P S 電源を確保すること。
- (オ) 稼働中の機器停止については、事前に発注者及び施設維持管理者と協議し、西部下水処理場各設備の運転に支障を及ぼさないようにすること。
- (カ) 受注者は必要に応じてリスクアセスメントを実施し、作業員の安全管理を適切に行うこと。

オ 提 出 書 類

- (ア) 業務履行計画書 (測定方法、記録様式、詳細工程表等) 1 部
- (イ) 作業報告書 (試験結果、測定結果、改良等の進言等) 2 部
- (ウ) 作業写真帳 (着工前、試験点検作業中、清掃中、機器不具合箇所、完成等) 1 部

※上記、電子データにて提出可

カ その他

- (ア) 作業日時については、発注者と打ち合わせのうえ、決定すること。
- (イ) 受注者の過失による損害・波及事故が生じた場合、受注者はその賠償の責めを負うこと。
- (ウ) 作業にあたっては、発注者の指示に従うこと。
- (エ) この仕様書に定めていない事項について疑義が生じた場合は、相互に協議の上、決定するものとする。

表4. 対象機器表

①管理棟1F 受電室

盤名	盤番号 点検	継電器試験										高圧遮断器点検						ケーブル絶縁試験 対地3φ1一括		
		SQNO	型式	製造者	OC R	DG R	OV R	UV R		製番	製造 年	SQNO	種類	製造者	型式	製番	製造 年		点検 清掃 増設	
引込	CH00	67A	LTR-M-DFB	戸上		1				A663913	2002	OPT	PAS	戸上	KL7-PS- HD2N10 (SUS)	E193235	2002	△	PAS2次～DS1次	
No.1受電	CH11	51CR1	COC2-20-M1	三菱	2					97393	1999	52CR1	VCB	三菱	VF-13DM-BA	1B1579	1991	○	DS2次～52CR1	
		59CR1	CUV1-11-M1	三菱					1		62301									1991
		27CR1	CUV1-11-M1	三菱					1		62300									1991
No.1自家発連絡 母線連絡	CH12AB											52CG1	VCB	三菱	VF-13DM-BA	1B1575	1991	○	52CR1 2次～母線	
No.1母線PT・ZPC	CH13AB	27CB1	CUV1-11-M1	三菱					1	61918	1990	52CB	VCB	三菱	VF-13DM-BA	1B1577	1991	○		
		64CB1	LVG-3C	光商工					1		329889									1991
		51CF1	COC2-11-M1	三菱	2						61930									1990
No.1管理棟2階		67CF1	LDG-21	光商工		1				330203	1991	52CF2	VCB	三菱	VF-13DM-BA	1B1574	1991	○		
No.1水処理棟	CH14AB	51CF2	COC2-11-M1	三菱	2					61928	1990									
		67CF2	LDG-21	光商工		1					330292									1991
		51CF3	COC2-11-M1	三菱	2						61933	1990								
No.1汚泥処理棟		67CF3	LDG-21	光商工		1				330204	1991	52CF3	VCB	三菱	VF-13DM-BA	1B1572	1991	○		
No.1コンデンサ	CH15	51OC1	COC2-20-M1	三菱	2					61698	1994	88CC1	VCS	三菱	VZ2-DL-C	1B507	1991	○	VCS2次～コッデン	
No.2コンデンサ	CH16	51OC2	COC2-20-M1	三菱	2					61699	1994	88CC2	VCS	三菱	VZ2-DL-C	6E665	1996	○	VCS2次～コッデン	
No.3コンデンサ	CH17	51OC3	COC2-20-M1	三菱	2					61700	1994	88CC3	VCS	三菱	VZ2-DL-C	1B508	1991	○	VCS2次～コッデン	
8 15		要素計			22	14	4	1	2	1		10 台(PAS含む)					6箇所			

②管理棟2F 受電室

盤名	盤番号 点検	継電器試験										高圧遮断器点検										ケーブル絶縁試験 対地3φ1一括
		NO	型式	製造者	OC R	DG R	OVG R	UV R	OV R		製番	製造 年	SQNO	種類	製造者	型式	製番	製造 年	清掃 増補			
母線変換	DH11-1																					
No.1受電	DH11	51DR1	COC2-11-M1	三菱	2						61923	1991	52DR1	VCB	三菱	VF-13DM-BA	1B1573	1991	○	52CF12次～52DR1次 52DR1～母線		
No.1母線PT・ZPC	DH12AB	27DB1	CUV1-11-M1	三菱				1			61922	1990										
		64DB1	LVG-3C	光商工				1			329888	1991	52DT1	VCB	三菱	VF-13DM-BA	1B1570	1991	○	52DT1～No.1動力TR		
No.1動力変圧器1次		51DT1	COC2-20-M1	三菱	2						97390	1999										
No.2動力変圧器1次	DH22B	51DT4	COC2-A01D1	三菱	2						9864408324	2008	52DT4	VCB	三菱	VF-13DM-D	8ZA001	2008	○	52DT4～No.2動力TR		
建築動力変圧器1次	DH13AB	51DT2	COC2-11-M1	三菱	2						61924	1991	52DT2	VCB	三菱	VF-13DM-BA	1B1137	1991	○	52DT2～建築TR		
照明変圧器1次		51DT3	COC1-11-M1	三菱	2						61993	1990	52DT3	VCB	三菱	VF-13DM-BA	1B1140	1991	○	52DT3～照明TR		
動力切替	DH17												83DRG	VSS	愛知	VSS-6H4	V4E4H08	1994	○			
No.5主ポンプ	DH14	67DP5	LDG-21	光商工	1						351218	1999	88DP5	VCS	三菱	VZ2-DE-D	9J0683	1999	○	88DP5～No.5主ポン プ		
No.6主ポンプ	DH23	67DP6	LDG-21	光商工	1						313058	2016	88DP6	VCS	明電舎	VSN-625EB-5	MN9095DS	2016	○	88DP6～No.6主ポン プ		
No.7主ポンプ	DH24	67DP7	LDG-71	光商工	1						383488	2023	88DP7	VCS	明電舎	VSN-625EB-5	MN9437DS	2023	○	88DP7～No.7主ポン プ		
照明変圧器	DH18												9						8箇所			
建築動力変圧器	DH19												+									
No.1動力変圧器	DH16												1台 (予備VSS)									
No.2動力変圧器	DH25																					
13面																						

③水処理1棟電気室

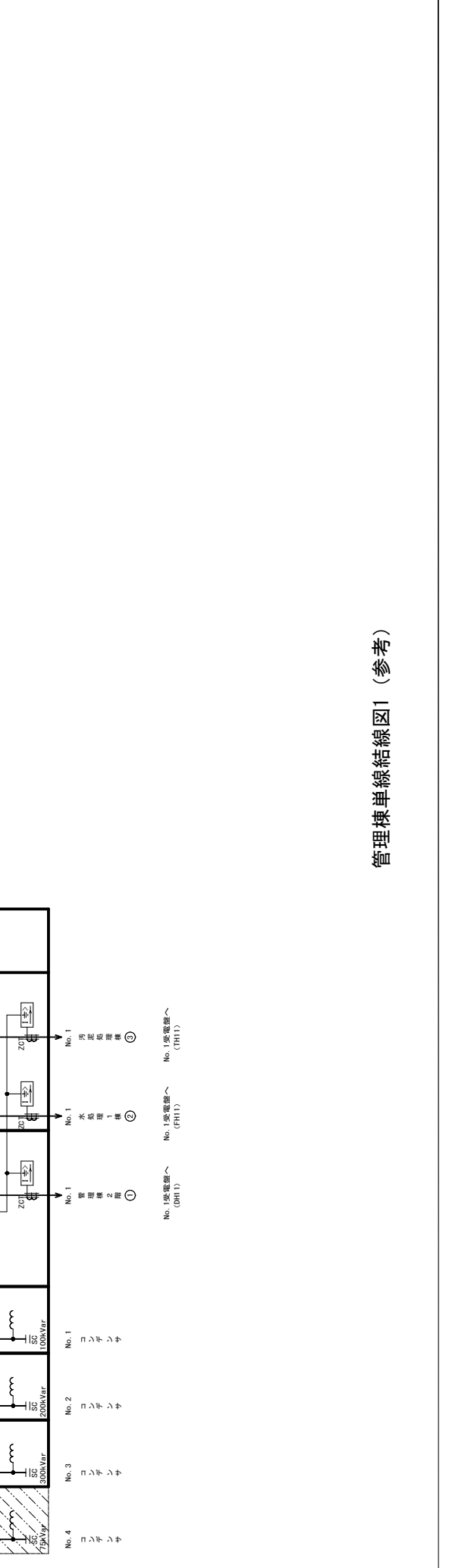
盤名	盤番号 点検	継電器試験										高圧遮断器点検								ケーブル絶縁試験 対地3φ1一括	
		NO	型式	製造者	OC R	DG R	OVG R	UV R	OV R		製番	製造 年	SQNO	種類	製造者	型式	製番	製造 年	清掃 増補		
No.1受電	FH11	51FR1	COC2-11-M1	三菱	2						61919	1991	52FR1	VCB	三菱	VF-13DM-BA	1B1578	1991	○	52CF2～52FR1	
		27FB1	CUV1-11-M1	三菱					1		61926	1990	52FB	VCB	三菱	VF-13DM-BA	1B1141	1991	○	52FR1～母線	
No.1動力変圧器1次	FH12AB	51FT1	COC2-20-M1	三菱	2						97392	1999	52FT1	VCB	三菱	VF-13DM-BA	1B1138	1991	○	52FT1～No.1動力TR	
No.2動力変圧器1次	FH13AB	51FT4	COC2-20-M1	三菱	2						99785	1999	52FT4	VCB	三菱	VF-13DM-CA	9M9941	1999	○	52FT4～No.2動力TR	
建築動力変圧器1次		51FT2	COC2-11-M1	三菱	2						61920	1990	52FT2	VCB	三菱	VF-13DM-BA	1B1139	1991	○	52FT2～建築TR	
照明変圧器1次		51FT3	COC1-11-M1	三菱	2						61994	1990	52FT3	VCB	三菱	VF-13DM-BA	1B1576	1991	○	52FT3～照明TR	
動力切替	FH15											7台		83FRG	VSS	愛知	VSS-6H4	V1D4H80	1991	○	
No.1動力変圧器	FH14	6	要素計		11	10	0	0	1	0											6箇所
照明変圧器	FH16																				
建築動力変圧器	FH17																				
No.2動力変圧器	FH23																				
8面																					

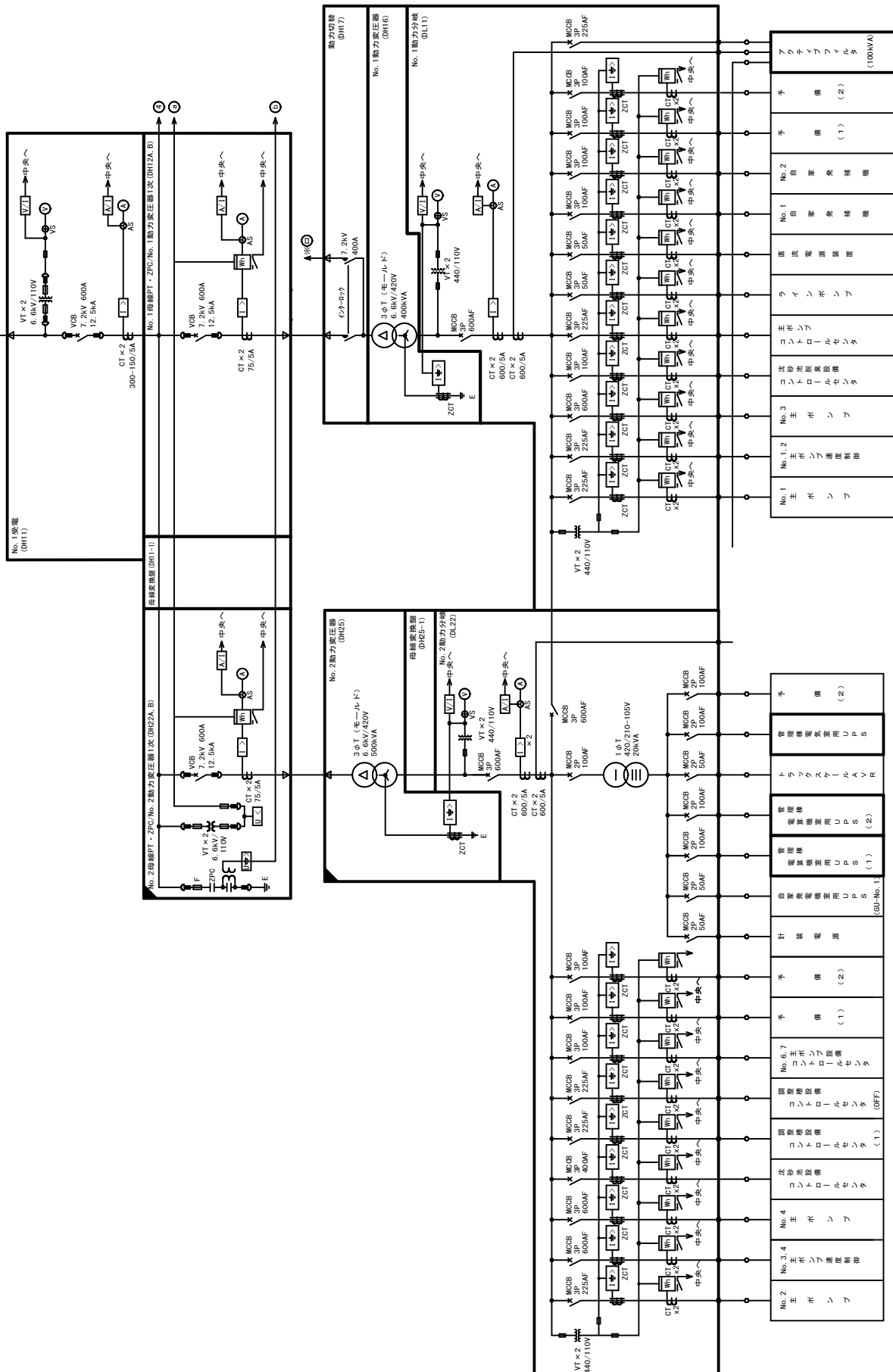
④汚泥処理棟電気室

盤名	盤番号 点検	継電器試験										高圧遮断器点検								ケーブル絶縁試験 対地3φ1ー括
		NO	型式	製造者	OC R	DG R	OVG R	UV R	OV R		製番	製造 年	SQNO	種類	製造者	型式	製番	製造 年	清掃 増補	
No.1受電	TH11	51TR1 27TR1	COC2-11-M1 CUV1-11-M1	三菱 三菱	2						64599 64460	1992 1991	52TR1	VCB	日立	V-6F-12FFA	204545-3	1992	○	52CF3～52TR1
母線連絡	TH01AB												52TB	VCB	日立	V-6F-12FFA	204545-1	1992	○	52TR1～母線
No.1動力変圧器1次	TH12AB	51TT1	COC2-11-M1	三菱	2						64601	1992	52TT1	VCB	日立	V-6F-12FFA	204545-2	1992	○	52TT1～No.1動力TR
建築動力変圧器1次		51TT2	COC2-11-M1	三菱	2						64600	1992	52TT2	VCB	日立	V-6F-12FFA	204545-4	1992	○	52TT2～建築TR
照明変圧器1次		51TT3	COC1-11-M1	三菱	1						64598	1992	52TT3	VCB	日立	V-6F-12FFA	204545-5	1992	○	52TT3～照明TR
No.1動力変圧器	TH13	5	要素計		8	7	0	0	1	0			5台							5箇所
照明変圧器	TH14																			
建築動力変圧器	TH15																			
6 面																				

⑤発電機室

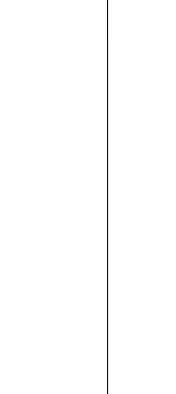
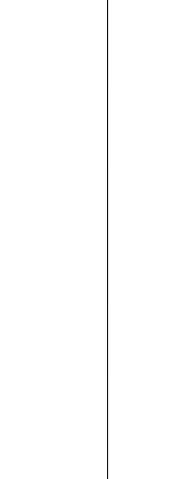
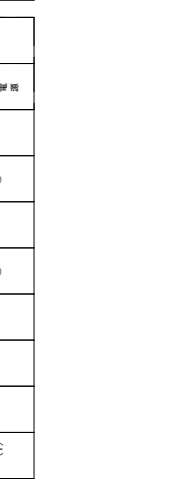
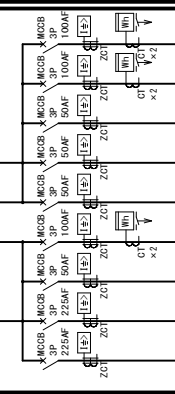
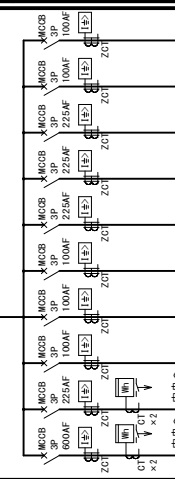
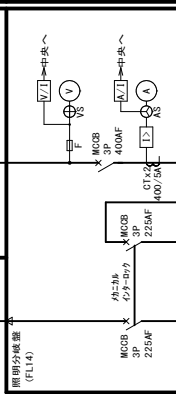
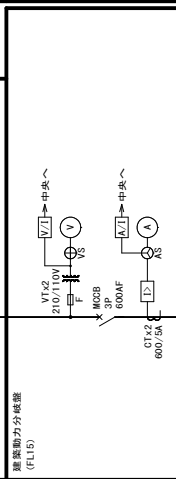
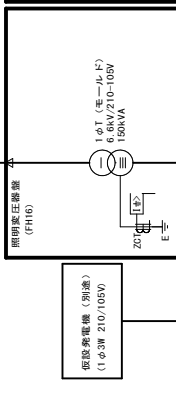
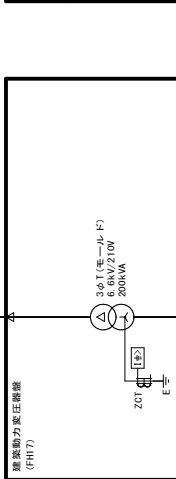
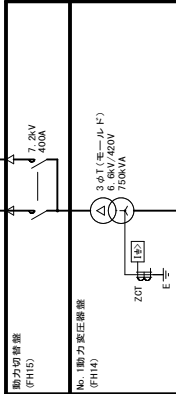
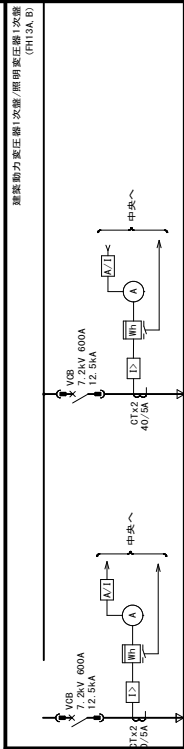
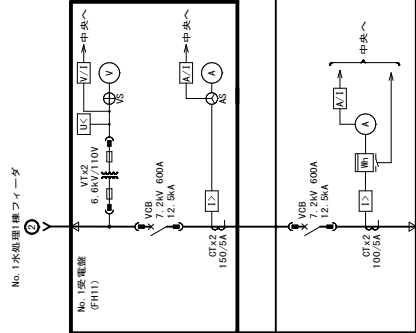
盤名	盤番号 点検	継電器試験										高圧遮断器点検						ケーブル絶縁試験 対地3φ1ー括			
		NO	型式	製造者	OC R	DG R	OVG R	UV R	OV R	逆 電力	製番	製造 年	SQNO	種類	製造者	型式	製番		製造 年	清掃 増補	
No.1発電機	GG12	59G1	MOC-A3V-R	三菱	1				1			2025	52G1	VCB	明電舎	VBJD- 6213BD-M		2025	○	発電機～52G1 52G1ー母線	
		51G1	K2ZC-K2WR-NR																		
		67PG1	K2UUV-AV3	パナソニック				1			1		2025								
		27G1	K2UUV-AV3																		
No.2発電機	GG22	59G2	MOC-A3V-R	三菱	1				1			2025	52G2	VCB	明電舎	VBJD- 6213BD-M		2025	○	発電機～52G2	
		51G2	K2ZC-K2WR-NR																		
		67PG2	K2UUV-AV3	パナソニック				1			1		2025								
		27G2	K2UUV-AV3																		
No.1き電	GH01AB	67RG1A	MDG-A4V-R	三菱		1						2025	52RG1 A	VCB	明電舎	VBJD- 6213BC-M		2025	○	52RG1A～52CG1	
		51RG1A	MOC-A3V-R	三菱	2																
GPT		27RG	MUV-A3V-R	三菱				1				2025									
		64RG	MVG-A4V-R	三菱			1														
管理棟動力切替	GH02AB	51RG2A	MOC-A3V-R	三菱	2							2025	52RG2 A	VCB	明電舎	VBJD- 6213BC-M		2025	○	52RG2A～83DRG	
		67RG2A	MDG-A4V-R	三菱			1														
		51RG2B	MOC-A3V-R	三菱	2							2025	52RG2 B	VCB	明電舎	VBJD- 6213BC-M		2025	○		52RG2B～83FRG
		67RG2B	MDG-A4V-R	三菱			1														
		4	16	要素計		19	8	3	1	3	2	2	5台		6箇所						



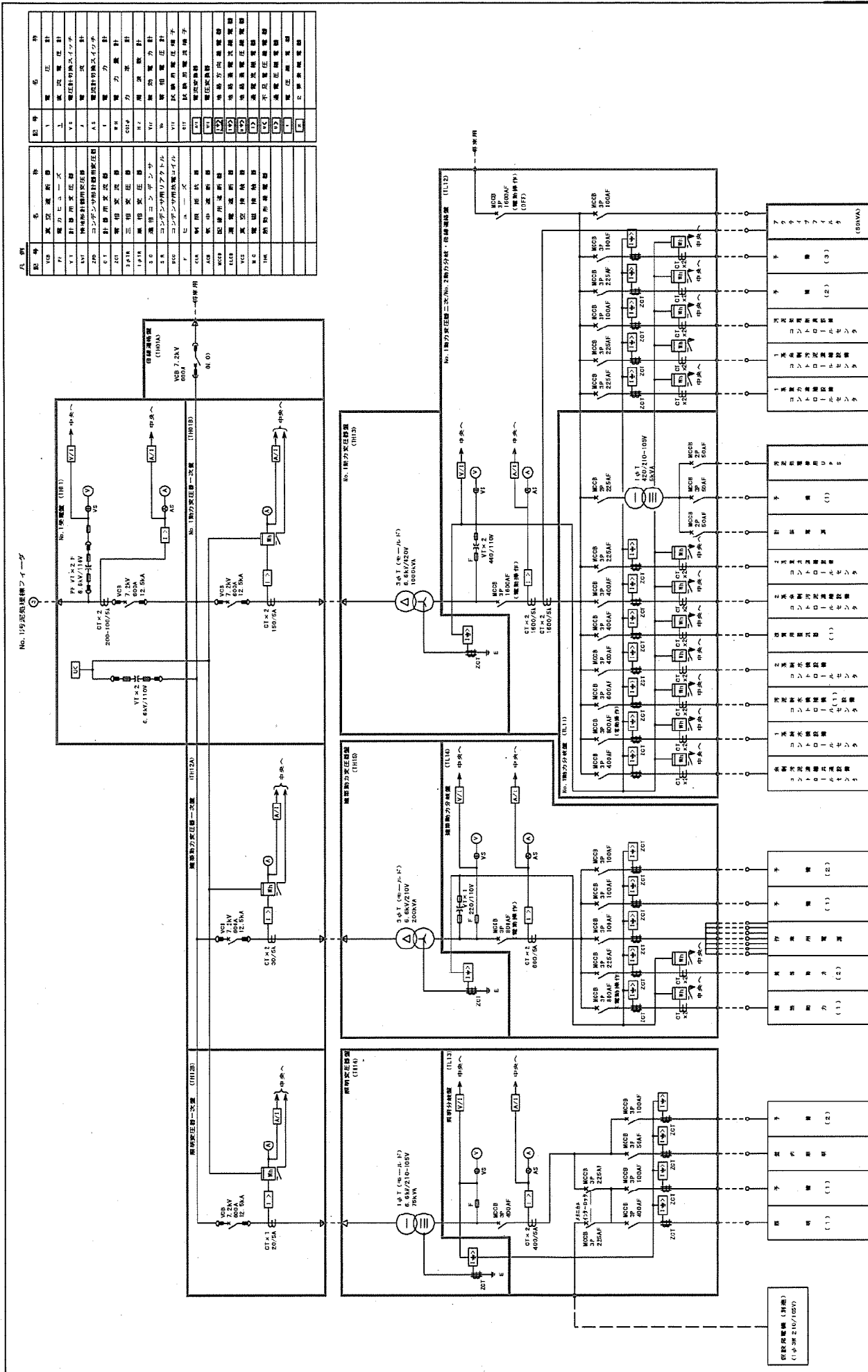


管理棟単線結線図2 (参考図)

凡 例	記 号	名 称	記 号	名 称	記 号	名 称
	V08	真 空 変 圧 器	F	ヒ ュー ス	V	電 圧 計
	PF	電 力 ヒュー ス	GR	制 断 抵 抗 器	VS	直 流 電 圧 計
	VT	計 測 用 変 圧 器	AGB	高 中 波 抗 振 器	VA	電 圧 計 切 換 スイ ッ チ
	SVT	接 地 部 分 用 変 圧 器	MCB	配 線 用 変 圧 器	A	電 流 計
	ZPB	コ ン タ ン ナ 形 分 割 用 変 圧 器	ELB	漏 電 検 出 器	AS	電 流 計 切 換 スイ ッ チ
	GT	計 測 用 変 流 器	VCS	真 空 接 換 器	W	電 力 計
	ZGT	電 流 接 換 器	WC	電 流 接 換 器	WH	電 力 計
	3φ1H	三 相 変 圧 器	THR	熱 動 力 接 換 器	ODP	力 率 計
	1φ1H	単 相 変 圧 器	7.2kV	7.2kV 600A	HZ	無 効 電 力 計
	SC	通 断 コ ン タ ン ナ			VW	電 圧 電 流 計
	SR	コ ン タ ン ナ 用 リ ア ク ト ル			VO	電 圧 電 流 計
	RGS	コ ン タ ン ナ 用 放 電 コ イ ル			VIT	試 験 用 電 圧 機 子



水処理棟単線結線図 (参考図)



(6) 西部下水処理場ほか工業計器点検業務

仕 様 書

ア 実施年度

令和8年度、令和9年度、令和10年度（各年度1回）

イ 概 要

本業務は、西部下水処理場、西部滑石中継ポンプ場、西部小江中継ポンプ場及び西部道ノ尾流量調整池における監視・制御用計装設備の運転状態を良好に維持するため、監視用工業計器の保守点検を行うものである。

ウ 業務内容

以下に示す試験及び点検項目を行うこと。

なお、実施年度及び対象設備は、別表1のとおりとする。ただし、工事等により対象設備の取替えや点検など発生する場合があることから、各年度、事前に発注者と協議し、対象設備や項目を決定するものとする。

(ア) 総合性能試験（ループ試験）

- a 計測出力側を解放し、基準信号発生器で信号を5点発生させ、現場指示計及び中央監視装置モニタの表示値を記録し、それぞれの機器誤差率を記録する。
- b 基準信号の5点は、フルスケールの0%、25%、50%、75%、100%とする。
- c 警報器設定器等においては、設定値に対する動作値も記録する。
- d 制御においては、中央監視装置モニタ設定値を5点設定し、現場機器の設定入力・設定出力・測定値を記録する。
- e 点検結果において、調整を必要とする場合には、現場計器、制御室計器盤指示計、中央監視装置モニタ表示の調整を行うこと。

(イ) 計測器点検調整

- a 外観目視点検及び設置状況確認
- b 各計測器のウエス等による清掃
- c 投込み式水位計ほかの検出器は引上げ点検・清掃
- d 基板、端子部、ケーブルの点検
- e 負荷抵抗値の測定
- f 供給電圧の確認
- g ゼロ、スパンの確認及び校正
- h 出力電流確認（3点以上）

- i 実水位測定（水位レベルにかかるもの。）
- j その他点検内容については、表 2 を参考とする。

エ 注 意 事 項

- （ア）作業に伴う運転機器切替や停止の養生は、施設維持管理者が実施する。なお、発注者と連絡を密にし、処理場運転に支障のないように努めること。
- （イ）稼働中の機器停止については、事前に発注者と協議し、西部下水処理場各設備の運転に支障を及ぼさないようにすること。
- （ウ）保守点検が完了したら機器が正常に運転されていることを確認すること。
- （エ）点検については、機器メーカーまたはその系列の保守を受け持つ業者のもとに施行し、性能保証を行うこと。
- （オ）受注者は必要に応じてリスクアセスメントを実施し、作業員の安全管理を適切に行うこと。

オ 提 出 書 類

- （ア）工程表
 - （イ）作業報告書
 - （ウ）作業写真帳（着工前、作業中、完成を撮影すること）
- ※上記、電子データにて提出可

カ そ の 他

- （ア）作業日時については、発注者と打ち合わせのうえ、決定すること。
- （イ）受注者の過失による損害・波及事故が生じた場合、受注者はその賠償の責めを負うこと。
- （ウ）作業にあたっては、発注者の指示に従うこと。
- （エ）この仕様書に定めていない事項について疑義が生じた場合は、相互に協議の上、決定するものとする。

別表1.点検予定表

名称		型式	レンジ	製造業者	点検年度		
【西部下水処理場】					R8	R9	R10
1	主流入ゲート前水位計	中継箱:JB-483M	0～16.2m	JFEアドバンテック	○	○	○
		検出器:SL-180C					
2	No.1ポンプ井水位(電波式)	MRG-10A-5T6H	0.0～5.5m	東京計器	○	○	○
	No.1ポンプ井水位(差圧式)	EDR-N7F	1.50～7.00m	日立	○	○	○
3	No.1汚水流量	US350FM-A11-2-01STX	0～6000m ³ /h	横河電機			○
	No.2汚水流量	US350FM-A11-2-0/STX/ECG/NPJ/SCT/PMT	0～6000m ³ /h	横河電機			○
4	流量調整槽送水流量	LF502	0～3000m ³ /h	日立			○
5	No.1初沈汚泥濃度	変換器:CV-40	0～5%	JFEアドバンテック		○	
		検出器:SD-40-03					
6	No.2初沈汚泥濃度	変換器:CV-40	0～5%	JFEアドバンテック		○	
		検出器:SD-40-03					
7	No.1送風機吐出力	EPR-85	0～80kPa	日立			○
8	No.2送風機吐出力	EPR-85	0～80kPa	日立			○
9	No.3送風機吐出力	EPR-85	0～80kPa	日立			○
10	No.4送風機吐出力	EPR-85	0～80kPa	日立			○
11	No.5送風機吐出力	EPR-85	0～80kPa	日立			○
12	No.1-1曝気流量	GF-2000	0～1500m ³ /h	ソニック	○		
13	No.1-2曝気流量	GF-2000	0～1500m ³ /h	ソニック	○		
14	No.2曝気流量	GF-2000	0～3000m ³ /h	ソニック	○		
15	No.3曝気流量	GF-2000	0～3000m ³ /h	ソニック	○		
16	No.4曝気流量	GF-520	0～4000m ³ /h	ソニック	○		
17	No.5曝気流量	GF-2000	0～4000m ³ /h	ソニック	○		
18	No.6曝気流量	GF-2000	0～4000m ³ /h	ソニック	○		
19	No.7曝気流量	GF-2000	0～4000m ³ /h	ソニック	○		
20	No.8曝気流量	GF-2500	0～4000m ³ /h	ソニック	○		
21	No.1-1返送汚泥流量	EFM204AU	0～300m ³ /h	日立		○	
22	No.1-2返送汚泥流量	EFM204AU	0～300m ³ /h	日立		○	
23	No.2返送汚泥流量	EFM204AU	0～300m ³ /h	日立		○	
24	No.3返送汚泥流量	EFM204AW	0～300m ³ /h	日立		○	
25	No.4返送汚泥流量	EFM204W	0～300m ³ /h	日立		○	
26	No.5返送汚泥流量	EFM204W	0～300m ³ /h	日立		○	
27	No.6返送汚泥流量	EFM204AW	0～300m ³ /h	日立		○	
28	No.7返送汚泥流量	AXF200G-NNAL1S-BG11-0NA/EG/T01/SC/WT2	0～300m ³ /h	横河電機		○	
29	No.8返送汚泥流量	AXG200-GD000BG1AL210B-NNNNN/GRL	0～300m ³ /h	横河電機		○	
30	A系余剰汚泥流量	EFM204AU	0～100m ³ /h	日立	○		
31	B系余剰汚泥流量	EFM204AW	0～100m ³ /h	日立	○		
32	No.1滅菌剤注入量	EFM204W	0～1.28L/min	日立	○		
33	No.2滅菌剤注入量	EFM204W	0～1.28L/min	日立	○		
34	No.1放流流量	SUN51-KNNNE-AAG157PN	0～3000m ³ /h	横河電機	○	○	○
35	No.2放流流量	SUN61-NNNA-G15VE-PLMNA	0～3000m ³ /h	横河電機	○	○	○
36	三次処理水槽水位	SL-130C	0～6m	JFEアドバンテック			○
37	砂ろ過流量	EFM204AU	0～150m ³ /h	日立	○		
38	三次処理水圧力	PB-4L-SP	0～588.4kPa	JFEアドバンテック	○		
39	1系重力濃縮汚泥引抜流量	EFM204AU	0～30m ³ /h	日立		○	
40	2系重力濃縮汚泥引抜流量	EFM204AW	0～30m ³ /h	日立		○	
41	1系重力濃縮汚泥貯留槽液位	EDR-85F	1～7m	日立		○	
42	2系重力濃縮汚泥貯留槽液位	EDR-N7F	0～7m	日立		○	
43	1系重力濃縮汚泥移送流量	EFM204AU	0～70m ³ /h	日立		○	
44	2系重力濃縮汚泥移送流量	FMR204AW-80	0～60m ³ /h	日立		○	
45	1系余剰汚泥貯留槽液位	EDR-85F	1～7m	日立		○	
46	2系余剰汚泥貯留槽液位	EDR-N6F	0～7m	日立		○	
47	余剰汚泥供給濃度	変換器:CV-40	0～8%	JFEアドバンテック			○
		検出器:SD-40					
48	No.3余剰汚泥供給流量	EFM204AW	0～80m ³ /h	日立		○	
49	No.4余剰汚泥供給流量	AXFA11G-D1-01/A	0～80m ³ /h	横河電機		○	
50	No.3濃縮系高分子注入流量	EFM204AW	0～800L/h	日立			○
51	No.4濃縮系高分子注入流量	AXFA11G-D1-01/A	0～800L/h	横河電機			○
52	No.4汚泥圧入流量	EFM204W	0～50m ³ /h	日立		○	
53	No.5汚泥圧入流量	EFM204W	0～50m ³ /h	日立		○	
54	No.6汚泥圧入流量	AXF100G-NNAL1L-BJ11-0NA	0～50m ³ /h	横河電機		○	
55	No.4高分子注入流量	EFM204W	0～10m ³ /h	日立	○		
56	No.5高分子注入流量	EFM204W	0～20m ³ /h	日立	○		
57	No.6高分子注入流量	AXF050G-NNAL1L-BJ11-0NA	0～10m ³ /h	横河電機	○		

58	No.4ポリ鉄注入流量	EFM204AW	0～120L/h	日立	○		
59	No.5ポリ鉄注入流量	EFM204AW	0～120L/h	日立	○		
60	No.6ポリ鉄注入流量	AXF015G-NNAP1P-BJ11-0NA/GC	0～120L/h	横河電機	○		
61	No.4ケーキホッパ重量	変換器:LCT-160A	0～50t	JFEアドバンテック	○	○	○
		検出器:CB-3-30(HR-30)					
		中継箱:JB-10					
62	No.5ケーキホッパ重量	変換器:LCT-160A	0～50t	JFEアドバンテック	○	○	○
		検出器:CB-3-30(HR-30)					
		中継箱:JB-10					
63	No.6ケーキホッパ重量				○	○	○
【西部道ノ尾流量調整池】							
64	西部送水流量(投込式)	変換器:PSB-230A	0～8m	JFEアドバンテック	○	○	○
		中継箱:JB-283M					
		検出器:SL-180C					
65	西部送水流量	変換器:UVH-2000	0～2000m ³ /h	東京計器	○	○	○
		電波式:MRF-10A-S	0～600mm				
		超音波式:SE204020	0～5.00m/s				
66	雨量	WB-0013-05S1-NN	0～100mm	YDKテクノロジーズ	○		
【西部滑石中継ポンプ場】							
67	ポンプ井水位	変換器:PSB-180A	0.4～3.4m	JFEアドバンテック	○	○	○
		中継箱:JB-483M					
		検出器:SL-180C					
68	汚水送水流量	変換器:AXFA11G-D1-01/A	0～600m ³ /h	横河電機	○	○	○
		検出器:AXF200W-NNAL1S-BJ11-0NA					
【西部小江中継ポンプ場】							
69	流入渠水位	SL-130C-01	0～20m	JFEアドバンテック		○	
70	ポンプ井水位	変換器:PSB-130A	0～5m	JFEアドバンテック	○	○	○
		中継箱:JB-433M					
		検出器:SL-130C-01					
71	汚水流量	変換器:AXFA11G-D1-01/A/EU	0～500m ³ /h	横河電機	○	○	○
		検出器:AXF200G-NNAL2L-BJ11-0NA/EU					

表2. 点検作業内容一覧

No.	点検機器名	点 検 作 業 項 目	No.	点検機器名	点 検 作 業 項 目
1	電波式 レベル計	・外観目視点検 ・プローブ絶縁抵抗測定 ・出力電流を確認(3点以上を確認すること)	11	広角指示計	・外観目視点検 ・接続部の点検 ・出力値確認(3点以上を確認すること)
2	投込式 レベル計	・外観目視点検 ・模擬圧力入力による出力電流確認 (3点以上を確認すること) ・模擬入力によるゼロ、スパン校正	12	警報設定器	・外観目視点検 ・接栓、接続部及び基板の点検 ・実プラントの警報設定点での警報動作の 確認及び校正 ・各電源部の電圧測定及びリップル電圧の測定
3	差圧式 レベル計	・外観目視点検 ・模擬圧力入力による出力電流確認 (3点以上を確認すること) ・模擬入力によるゼロ、スパン校正	13	リミッター	・外観目視点検 ・設定電圧確認(3点以上を確認すること) ・リミット設定点の確認 ・現設定での出力電圧確認 ・配線接続部の点検
4	超音波 レベル計	・外観目視点検 ・出力電流確認(ゼロ、スパン調整) ・実水位での伝送器の出力値確認及び校正	14	演算器	・外観目視点検 ・接栓、接続部及び基板の点検 ・出力電圧確認(3点以上を確認すること) ・各電源部の電圧測定及びリップル電圧の測定
5	電磁流量計	・外観目視点検及び本体取付け状況確認 ・基板、端子部、ケーブルの点検 ・検出器の絶縁測定 ・変換器のゼロ、スパン校正(チェック機能による) ・変換器の設定値確認 ・変換器の励磁電流の測定、調整 ・変換器の静水時のゼロ点確認、調整 (三次処理水・返送汚泥を除く) ・変換器のAC入力電源電圧の測定 ・変換器の各部DC電源電圧の測定及び リップル電圧の測定	15	ディストリ ビュータ	・外観目視点検 ・接栓、接続部及び基板の点検 ・出力電圧又は電流を確認(3点以上を確認 すること) ・各電源部の電圧測定及びリップル電圧の測定
6	超音波気 体流量計	・外観目視点検 ・受信波測定・調整 ・入出力信号を確認	16	抵抗ユニット	・外観目視点検 ・接続部端子の確認
7	潜水型電磁 流量計	・外観目視点検	17	アイソレータ	・外観目視点検 ・接栓、接続部及び基板の点検 ・出力電圧又は電流を確認(3点以上を確認 すること) ・各電源部の電圧測定及びリップル電圧の測定
8	マイクロ波 汚泥濃度計	・外観目視点検	18	電動弁 (セイミッター)	・外観目視点検 ・接続部の点検
9	圧力伝送器	・外観目視点検 ・出力電流を確認(3点以上を確認すること)			
10	M/A 操作器	・外観目視点検 ・接栓、接続部及び基板の点検 ・出力電圧又は電流を確認 (3点以上を確認すること) ・各電源部の電圧測定及びリップル電圧の測定 ・C, A, Mモード切替え動作確認			

(7) 西部下水処理場トラックスケール定期検査業務

仕 様 書

ア 実 施 年 度

令和8年度、令和10年度（2年毎）

イ 概 要

本業務は、計量法（平成4年法律第51号）第19条及び第25条に基づき、下水処理場内設置トラックスケールの‘定期検査に代わる計量士による検査’を行うものである。

ウ 業 務 内 容

契約期間中（令和8年度、令和10年度）に2回行うこととする。なお、対象設備に関しては、表1.対象設備に示すとおりとする。

表1.対象設備

ひょう量	目量	器物番号	精度	使用範囲	製造者名
25,000 kg	10 kg	WD920077	Ⅲ級	200～25,000 kg	大和製衡(株)

エ 提 出 書 類

- (ア) 工程表
- (イ) 作業報告書
- (ウ) 作業写真帳（着工前、作業中、完成を撮影すること）
- (エ) 計量法（平成4年法律第51号）第23条の証明書及び検査成績書

※検査成績書以外の上記書類は電子データでの提出可

オ そ の 他

- (ア) 作業日時については、発注者と打ち合わせのうえ、決定すること。
- (イ) 受注者は必要に応じてリスクアセスメントを実施し、作業員の安全管理を適切に行うこと。
- (ウ) 受注者の過失による損害・波及事故が生じた場合、受注者はその賠償の責めを負うこと。
- (エ) 作業にあたっては、発注者の指示に従うこと。
- (オ) この仕様書に定めていない事項について疑義が生じた場合は、相互に協議の上、決定するものとする。

(8) 西部下水処理場硫化水素測定器センサー取替業務

仕 様 書

ア 実施年度

令和8年度、令和9年度、令和10年度（各年度）

イ 概要

本業務は、西部下水処理場に設置している硫化水素ガス濃度計6個のセンサーを適正な装置機能保持のため、清掃・調整を図るものである。

ウ 業務内容

契約期間中各年度1回、定期的にセンサー等の取替え、清掃及び調整をし、定期検査を行うこと。

なお、対象設備及び設置場所を表1に示す。

表1. 硫化水素測定器一覧表

設置場所	個数	メーカー	型式
管理棟屋上	2個	新コスモス電機(株)製	KD-12D
水処理棟	1個	新コスモス電機(株)製	KD-12D
汚泥処理棟	3個	新コスモス電機(株)製	KD-12D

エ 交換部品

- a H₂S センサ 型式：COS-M300-GA 18個（各年度毎6個取替）
- b 二重フィルタ 型式：FE32-W15 9個（各年度毎3個取替 汚泥棟のみ）
- c センサケース蓋 型式：S-K545-213 18個（各年度毎6個取替）
- d 金網フィルタ 型式：AD-40-FE 6個（各年度毎2個取替 管理棟のみ）
- e ポンプユニット 型式：P-20 3個（令和8年度3個取替 汚泥棟のみ）

オ 提出書類

(ア) 工程表

（酸素欠乏危険作業主任者の技能講習修了証（写し）を添付すること。）

(イ) 作業報告書

(ウ) 作業写真帳（着工前、作業中、完成を撮影すること）

(エ) 酸素濃度・有毒ガス測定記録表

※上記、電子データにて提出可

カ その他

(ア) 作業日時については、発注者と打ち合わせのうえ、決定すること。

(イ) 受注者は必要に応じてリスクアセスメントを実施し、作業員の安全管理を適切に行うこと。

- (ウ) 点検の際は酸欠に注意し、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の下に作業を行い、あらかじめ十分換気すること。
- (エ) 受注者の過失による損害・波及事故が生じた場合、受注者はその賠償の責めを負うこと。
- (オ) 作業にあたっては、発注者の指示に従うこと。
- (カ) この仕様書に定めていない事項について疑義が生じた場合は、相互に協議の上、決定するものとする。

(9) 西部滑石中継ポンプ場活性炭取替・再生業務

仕 様 書

ア 実施年度

令和8年度、令和10年度（2年毎）

イ 概要

本業務は、西部滑石中継ポンプ場脱臭設備活性炭吸着塔内の劣化した活性炭を取り出し、新品及び再生済み活性炭を充填するものである。

ウ 業務内容

(ア) 業務内容

- a 活性炭吸着塔の点検口を開放し、内部にある劣化した活性炭をカートリッジから取り出すこと。
- b 場内保管中の活性炭をカートリッジに充填格納、活性炭吸着塔を閉鎖すること。
- c 取り出した活性炭を再生工場へ輸送及び再生すること。
- d 上記で再生した活性炭は、新炭とあわせて（再生炭 70%、新炭 30%）、指定場所に納品すること。
※新炭の量は塩基性ガス用：90kg 酸性ガス用：41kg 中性ガス用：69kg とし、新炭の仕様は既設同等とする。本業務内にて購入。
- e 再生炭の性能検査においては、再生前の劣化度調査と再生炭の性能検査を行うこと。
再生炭の性能検査においては、一括再生した場合にはその再生炭の性能検査証でもよいものとする。また、新活性炭の性能試験報告書も提出すること。
- f 業務終了後、機器周り等を清掃すること。

(イ) 既設設備仕様

a 活性炭吸着塔仕様

形式 立形カートリッジ式
風量 15 m³/分
製作メーカー 株式会社 日本冷熱

表 1. 充填形式

充 填 形 式		塩基性ガス用吸着炭	酸性ガス用吸着炭	中性ガス用吸着炭
	カートリッジ数	1	1	1
	充填量	300kg	135kg	230kg

エ 注意事項

- (ア) 塔内に入るときは酸欠に注意し、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の下に作業を行い、あらかじめ十分換気すること。
- (イ) 活性炭の取り扱い時には、保護具を着用し安全に留意すること。
- (ウ) カートリッジを装着するときには、臭気がリークしないようにすること。
- (エ) 活性炭の取替作業にあたっては、事前に発注者と十分に協議を行い、できるだけ短期間での取替作業に努めること。なお、酸素欠乏危険作業主任者のもと、硫化水素・酸素の測定を行うとともに、粉じん障害防止規則（昭和 54 年労働省令第 18 号）を遵守し、呼吸用保護具等を使用し作業に当たることとする。
- (オ) 活性炭は可燃物であるので火気等に十分注意すること。
- (カ) 受注者は必要に応じてリスクアセスメントを実施し、作業員の安全管理を適切に行うこと。

オ 提出書類

- (ア) 工程表（作業計画書）
（酸素欠乏危険作業主任者の技能講習修了証（写し）を添付すること。）
- (イ) 新炭試験報告書（性能試験報告書）
- (ウ) 再生炭試験報告書（再生前劣化度調査書含む）
- (エ) 作業報告書
- (オ) 作業写真帳（着工前、作業中、完成を撮影すること）
- (カ) 酸素濃度・有毒ガス測定記録表
※上記電子データでの提出可

カ その他

- (ア) 作業日時については、発注者と打ち合わせのうえ、決定すること。
- (イ) 受注者の過失による損害・波及事故が生じた場合、受注者はその賠償の責めを負うこと。
- (ウ) 作業にあたっては、発注者の指示に従うこと。
- (エ) この仕様書に定めていない事項について疑義が生じた場合は、相互に協議の上、決定するものとする。

(10) 西部下水処理場中空炭取替・再生業務

仕 様 書

ア 実施年度

令和8年度、令和9年度、令和10年度（各年度）

イ 概 要

本業務は、西部下水処理場の沈砂池、沈砂池換気、汚泥処理、水処理棟の脱臭設備中空炭の購入、取替、再生及び納品までの一連作業を行うものとする。なお、各容量及び再生量については以下に示すとおりとする。また、新中空炭の購入も本業務に含むものとし、各数量については以下に示すとおりとする。

(ア) 活性炭 複合臭気用中空炭 全充填量：13,010ℓ

(イ) 沈砂池、汚泥処理、水処理充填量：8,800ℓ

(再生量 60% 5,280ℓ・購入量 3,520ℓ)

(ウ) 沈砂池換気充填量：4,210ℓ

(再生量 30% 1,263ℓ・購入量 2,947ℓ)

ウ 業務内容

(ア) 業務内容

- a 活性炭吸着塔から中空炭を取り出すこと。
(使用済み中空炭は再生を行うので吸引車等により破損及び粉塵が飛散しないよう取扱いには注意すること。)
- b 購入した新中空炭及び再生した中空炭を充填すること。また投入完了後中空炭を平滑にならすこと。
- c 活性炭吸着塔内部点検を行うこと。
(カートリッジ、ネット、グレーチング等に破損が無いか確認し、軽微な破損は補修し、取り付けパッキン等は適宜交換すること。)
- d 使用済み中空炭を場外へ搬出し再生（複合臭気用）すること。
(再生前劣化度及び再生後の品質を測定し報告すること。)
- e 再生した中で使用可能な中空炭（品質は新炭と同等で沈砂池、汚泥処理、水処理は全体量の60%以上 沈砂池換気は全体量の30%以上）をビニール等で密封、ダンボール等に箱詰めし、西部下水処理場沈砂池・主ポンプ・管理棟1階および地下2階、汚泥処理棟2階、水処理棟半地下1階の指定場所に納品すること。
- f 業務終了後、機器周り等を清掃すること。

(イ) 中空炭及び再生品の中空炭仕様、充填量

複合臭気用中空炭（イッシンコール TAC12SN (株)一芯製)

外観	形状	中空状
	長さ	17±2 mm
	外形	12±2 mm
	内径	5±2 mm
性状	PH	4.0 以下
	臭気ガス吸着量 (at : 5ppm)	
	酸性ガス (硫化水素)	21wt%以上
	塩基性ガス (アンモニア)	3.5wt%以上
	中性ガス (硫化メチル)	2.9wt%以上

充填量：沈砂池 1,250ℓ・沈砂池換気 4,210ℓ・汚泥処理 3,230ℓ・水処理 4,320ℓ

(ウ) 活性炭吸着塔仕様（別紙図面参照）

形式：中空炭カートリッジ式

材質（本体）：SS(STKR)＋内面 FRP ライニング

材質（カートリッジ）：FRP＋SS 補強

エ 注意事項

- (ア) 中空炭の取替作業にあたっては、事前に発注者と十分に協議を行い、できるだけ短期間での取替作業に努めること。なお、酸素欠乏危険作業主任者のもと、硫化水素・酸素の測定を行うとともに、粉じん障害防止規則（昭和 54 年労働省令第 18 号）を遵守し、呼吸用保護具等を使用し作業に当たるものとする。
- (イ) カートリッジを装着するときには、臭気がリークしないようにすること。
- (ウ) 高所作業等があるので安全には十分注意すること。
- (エ) 中空炭は可燃物であるので火気等に十分注意すること。
- (オ) 受注者は必要に応じてリスクアセスメントを実施し、作業員の安全管理を適切に行うこと。

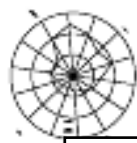
オ 提出書類

- (ア) 工程表（作業計画書）
(酸素欠乏危険作業主任者の技能講習修了証（写し）を添付すること。)
- (イ) 作業報告書
- (ウ) 作業写真帳（着工前、作業中、完成を撮影すること）
- (エ) 再生前劣化度調査書
- (オ) 再生炭試験報告書
- (カ) 新炭試験報告書（性能試験報告書）
- (キ) 酸素濃度・有毒ガス測定記録表
※上記電子データでの提出可

カ その他

- (ア) 作業日時については、発注者と打ち合わせのうえ、決定すること。

- (イ) 受注者の過失による損害・波及事故が生じた場合、受注者はその賠償の責めを負うこと。
- (ウ) 作業にあたっては、発注者の指示に従うこと。
- (エ) この仕様書に定めていない事項について疑義が生じた場合は、相互に協議の上、決定するものとする



水処理機搬入・搬出

水処理機類に搬入車両を停止させる。
2階シャッターを開き、小型クレーン等で2階フロアまで引き入れる。
2階シャッターを閉じ、小型クレーン等を使用して、半地下1階フロアまで搬入する。
活性炭吸着塔まで、台車等で運搬する。
活性炭吸着塔上部チェーンブロック(1.0t)を使用し、取り出し、充填を行う。
充填量4,320t

汚泥処理機搬入・搬出

1階に搬入車両を入れる。
3階電動ホイス(2.8t)を使用し、2階フロアまで吊り上げる。
活性炭吸着塔まで、台車等で運搬する。
活性炭吸着塔上部チェーンブロック(1.0t)を使用し、取り出し、充填を行う。
充填量3,230t

沈砂池・主ポンプ・管理機搬入・搬出(沈砂池)

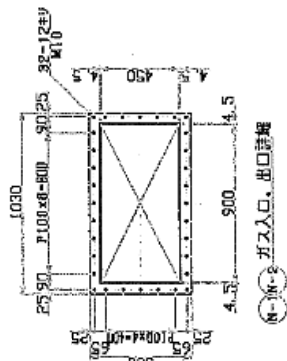
1階に搬入車両を入れる。
活性炭吸着塔まで、台車等で運搬する。
活性炭吸着塔上部チェーンブロック(1.0t)を使用し、取り出し、充填を行う。
充填量1,250t

沈砂池・主ポンプ・管理機搬入・搬出(沈砂池換気)

1階シャッター前まで搬入車両を入れる。
1階チェーンブロック(2.0t)を使用し、B1階フロアに吊り下げる。
B1階チェーンブロック(1.0t)を使用し、B2階フロアに吊り下げる。
活性炭吸着塔まで、台車等で運搬する。
活性炭吸着塔上部チェーンブロック(1.0t)を使用し、取り出し、充填を行う。
充填量4,210t

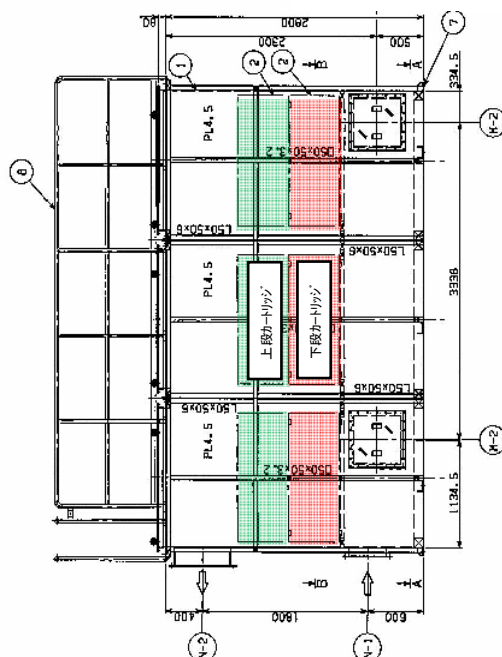
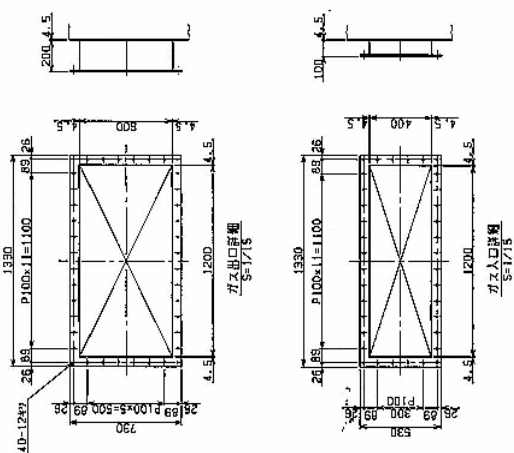
活性炭吸着塔

位置図及び搬入・搬出経路

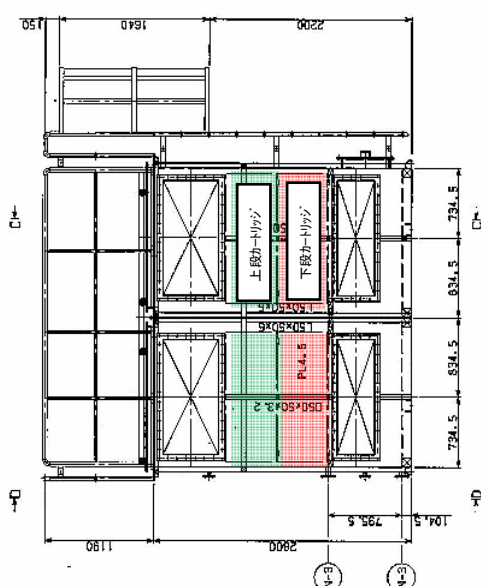


下位集区	150 St 2	集区面積	人口
第1集区(下位)	延岡市・延岡市工科大学・延岡市	50 km ²	1万
第2集区(中位)	水戸市・水戸市駅前地区(中分)	30 km ²	1万
第3集区(上位)	水戸市・水戸市駅前地区(上分)	25 km ²	1万
(上位)	H10-602(延岡市 10860/4)	計105 km ²	



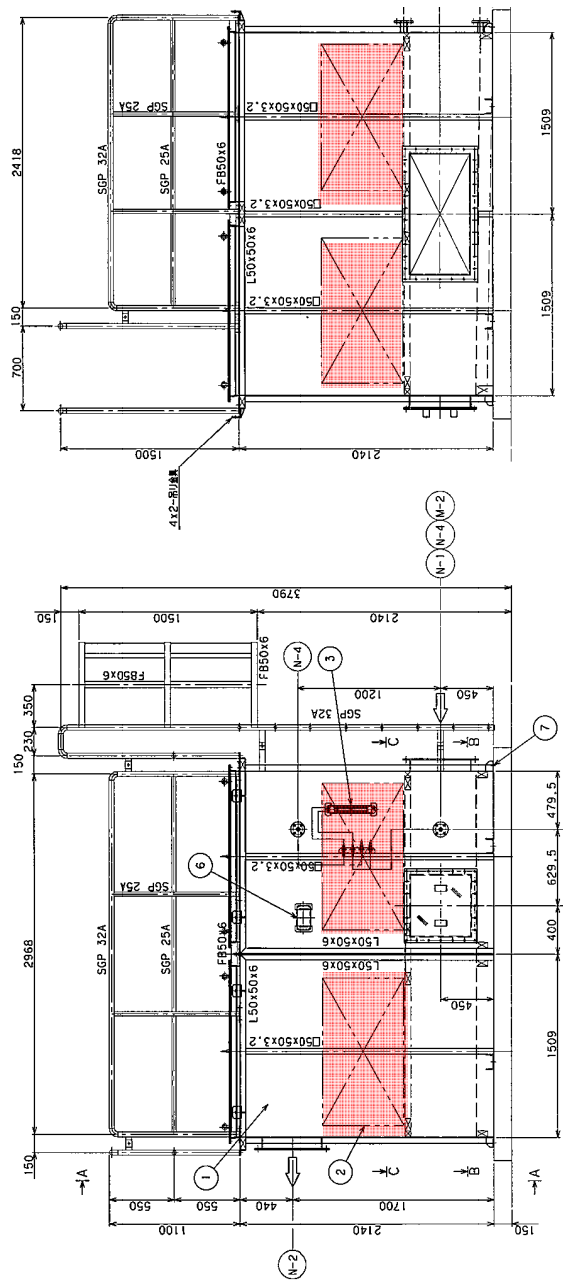
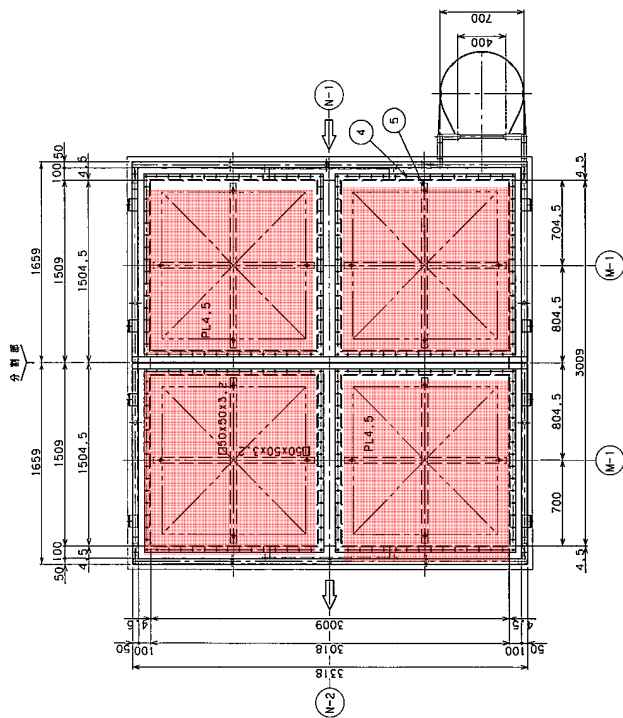


沈砂池換氣活性炭吸着塔機器圖



下段カートリッジの中空炭は交換し、下段から上段に設置
上段カートリッジはそのまま上段から下段に設置(交換不要)

[illegible]



污泥处理活性炭吸附塔機器

[illegible]

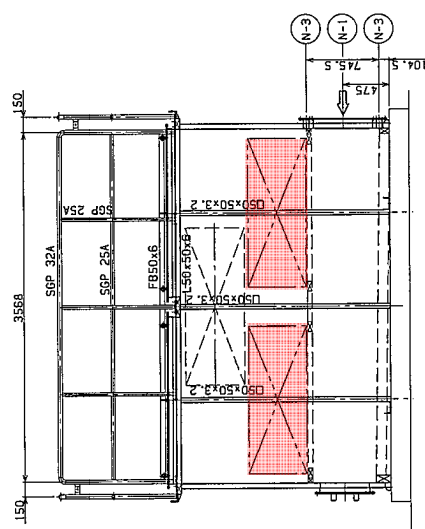
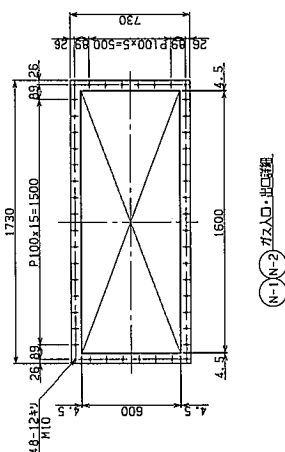
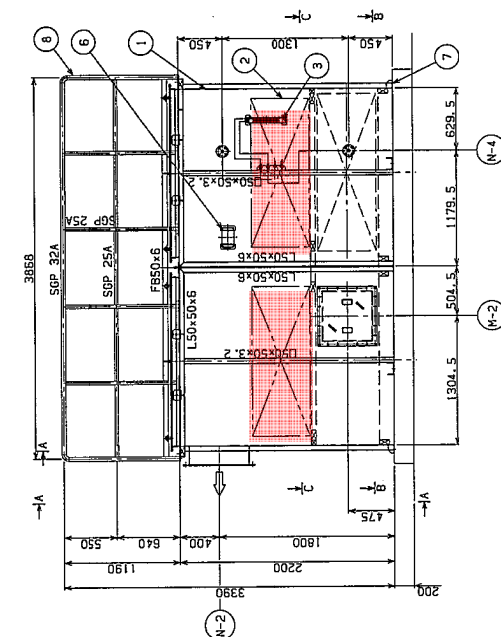
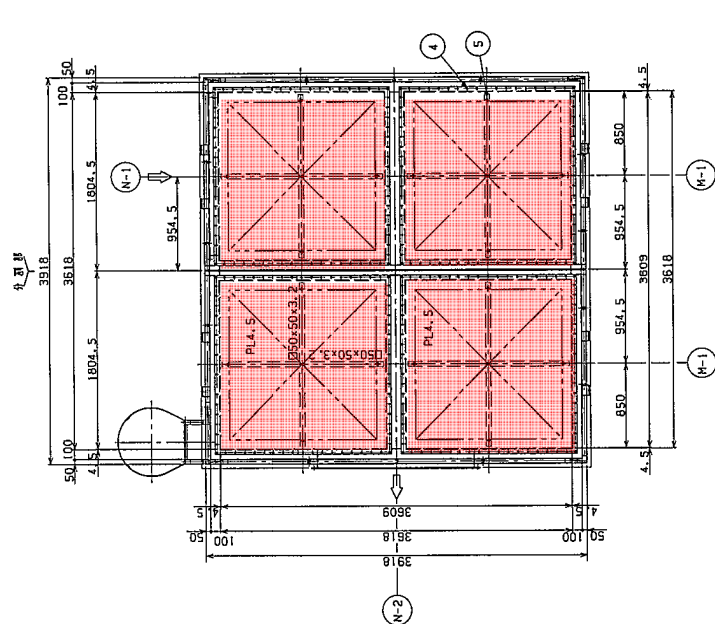


图 3 活性炭吸附塔

(1 1) 西部下水処理場施設清掃業務

仕 様 書

ア 実 施 年 度

令和 8 年度、令和 9 年度、令和 1 0 年度（各年度）

イ 概 要

本業務は、西部下水処理場の水処理能力維持のため、槽の清掃を行うものである。

ウ 業 務 内 容

(ア) 対象設備

- a 2 系曝気槽：幅 7.75m×長 35.2m×深さ 6.5m（令和 8 年度実施）
- b 3 系曝気槽：幅 7.75m×長 35.2m×深さ 6.5m（令和 9 年度実施）
- c 4 系曝気槽：幅 7.75m×長 35.2m×深さ 6.5m（令和 1 0 年度実施）

※槽内の状況により、対象設備が変更となる場合があるため、各年度、事前に発注者と協議し、対象設備を決定するものとする。

- (イ) 対象となる槽を高圧洗浄し、強力吸引車を用いて汚泥等を吸引すること。なお、洗浄水については、処理場の処理水が利用できる。
- (ウ) 発生した汚泥等は場内の指定する場所（マンホールφ600）に排出すること。

エ 注 意 事 項

- (ア) 作業を行う際は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習（第二種酸素欠乏危険作業主任者技能講習）修了者から酸素欠乏危険作業主任者を定め、酸素濃度及び有害ガス（硫化水素、一酸化炭素）を測定・記録し、安全のためエアラインマスクを着用の上作業を行うこと。
- (イ) 受注者は必要に応じてリスクアセスメントを実施し、作業員の安全管理を適切に行うこと。

オ 提 出 書 類

(ア) 工程表

（酸素欠乏危険作業主任者の技能講習修了証（写し）を添付すること。）

(イ) 作業報告書

(ウ) 作業写真帳（着工前、作業中、完成を撮影すること。）

(エ) 酸素濃度・有毒ガス測定記録表

※上記電子データでの提出可

カ その他

(ア) 作業日時については、発注者と打ち合わせのうえ、決定すること。

(イ) 受注者の過失による損害・波及事故が生じた場合、受注者はその賠償の責めを負うこと。

(ウ) 作業にあたっては、発注者の指示に従うこと。

(エ) この仕様書に定めていない事項について疑義が生じた場合は、相互に協議の上、決定するものとする。

(12) 西部下水処理場修景池除草・清掃業務

仕 様 書

ア 実 施 年 度

令和8年度、令和9年度、令和10年度（各年度）

イ 業 務 概 要

本業務は、西部下水処理場敷地内にある修景池の除草作業を実施するものである。

ウ 業 務 内 容

契約期間中各年度2回行うこと。

業務内容については以下に示すとおりとする。（別紙修景池参考平面図参照）

- (ア) 水草の内、コウホネ・セキショウ・クロモ・スイレン・オモダカは50%程度残し、他に必要と考えられる水草については、協議し決定すること。これら以外のものは全て除草すること。
- (イ) 池外部についても除草を行うこと。（除草範囲については別紙修景池参考平面図参照）
- (ウ) 水路・水中水草は全て除草すること。ただし、必要と考えられる水草については、協議し決定する。
- (エ) 修景池内・水路内の生物に対し、可能な限り移動させ、作業を行うこと。
- (オ) 除草後の草は、収集し長崎市戸石町34番地2の東工場もしくは、長崎市神ノ島町3丁目526番地23の西工場へ搬入すること。
- (カ) 草刈機（肩掛け）を使用する場合は、刈払機取扱作業者安全教育を修了したものが行うこと。

エ 注 意 事 項

- (ア) 池・水路内は泥でぬかるんでいる状態であることから、受注者は作業に取り掛かる前に、安全管理を適切に行うこと。
- (イ) 池の排水作業（現況水面から池最深部までの深さの半分ほどまで）は施設維持管理者にて実施すること。
- (ウ) 作業終了後、汚濁物質の沈殿を確認後に水を再注入すること。
- (エ) 本池は処理場放流水を再利用していることから、作業後において、手洗い等を行い衛生に努めること。（衛生管理のため、処理場水道水を提供する。）
- (オ) 受注者は必要に応じてリスクアセスメントを実施し、作業員の安全管理を適切に行うこと。

オ 提 出 書 類

(ア) 工程表

(イ) 作業報告書

(ウ) 作業写真帳（着工前、作業中、完成を撮影すること）

※上記電子データでの提出可

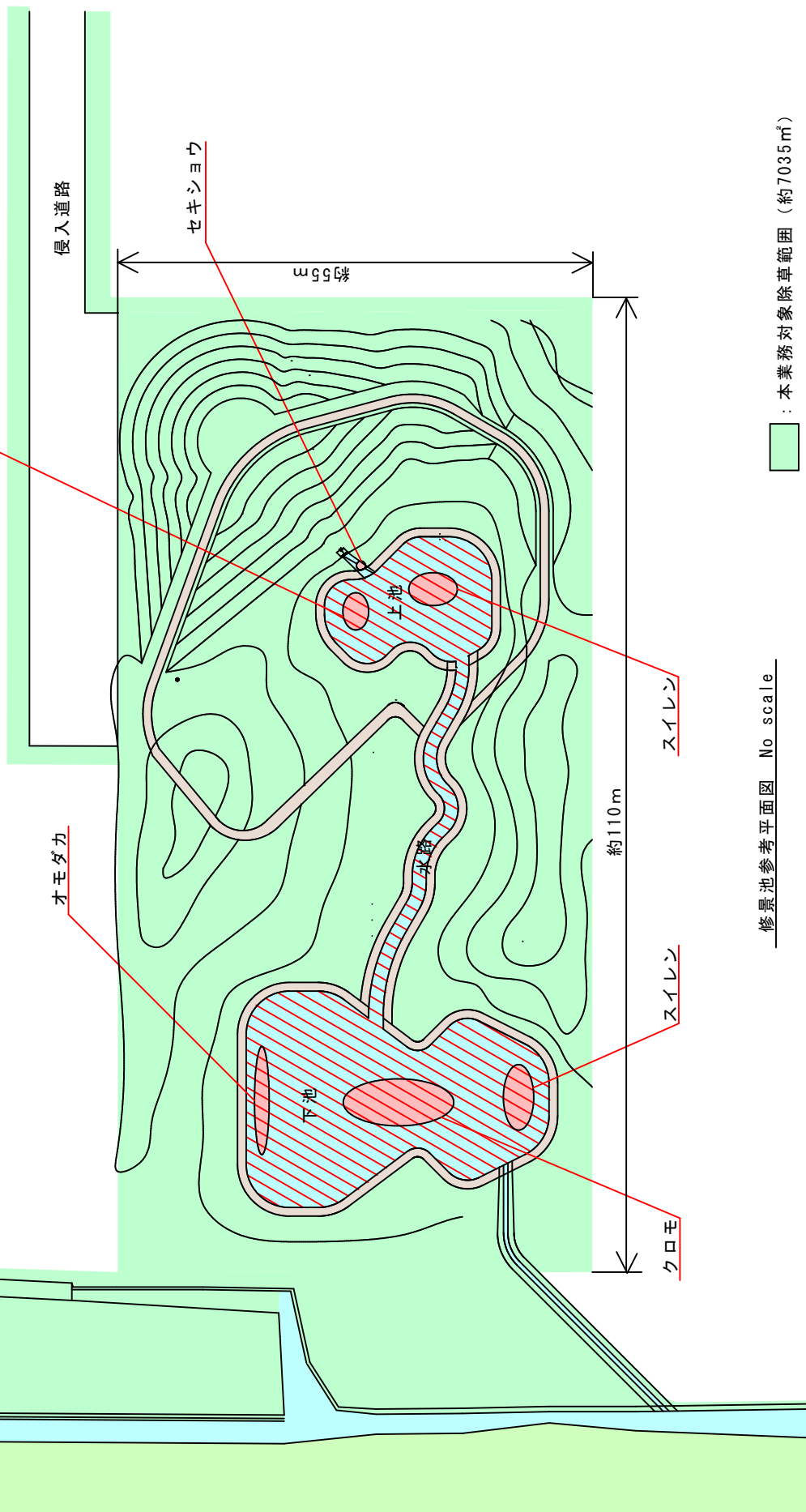
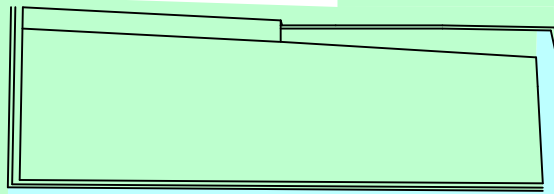
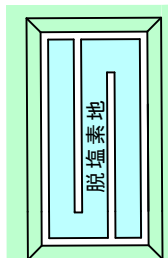
カ そ の 他

(ア) 作業日時については、発注者と打ち合わせのうえ、決定すること。

(イ) 受注者の過失による損害・波及事故が生じた場合、受注者はその賠償の責めを負うこと。

(ウ) 作業にあたっては、発注者の指示に従うこと。

(エ) この仕様書に定めていない事項について疑義が生じた場合は、相互に協議の上、決定するものとする。



修景池参考平面図 No scale

緑色 : 本業務対象除草範囲 (約7035㎡)

斜線 : 本業務対象池除草範囲 (約913㎡)

(13) 西部滑石中継ポンプ場貯留槽清掃業務

仕 様 書

ア 実 施 年 度

令和8年度、令和9年度、令和10年度（毎年度）

イ 概 要

本業務は、西部滑石中継ポンプ場の能力維持と悪臭防止のため、貯留槽の清掃を行うものである。

ウ 業 務 内 容

業務内容については以下に示すとおりとする。

(ア) 西部滑石中継ポンプ場地下1階貯留槽上流部の底に滞留した堆積物（約20m³）

を人力及び強力吸引車にて除去し、槽内の清掃を高圧洗浄車でおこなうこと。

(イ) 除去した堆積物を西部下水処理場の指定する場所に搬入すること。

エ 注 意 事 項

(ア) 作業を行う際は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習（第二種酸素欠乏危険作業主任者技能講習）修了者から酸素欠乏危険作業主任者を定め、酸素濃度及び有害ガス（硫化水素、一酸化炭素）を測定・記録し、安全のためエアラインマスクを着用の上作業を行うこと。

(イ) 受注者は必要に応じてリスクアセスメントを実施し、作業員の安全管理を適切に行うこと。

オ 提 出 書 類

(ア) 工程表

（酸素欠乏危険作業主任者の技能講習修了証（写し）を添付すること。）

(イ) 作業報告書

(ウ) 作業写真帳（着工前、作業中、完成を撮影すること。）

(エ) 酸素濃度・有毒ガス測定記録表

※上記電子データでの提出可

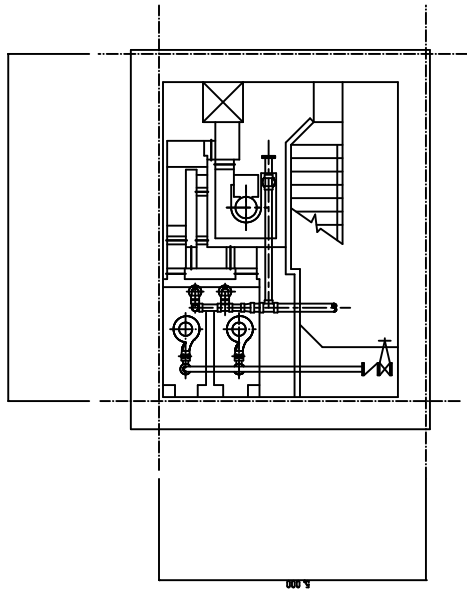
カ そ の 他

(ア) 作業日時については、発注者と打ち合わせのうえ、決定すること。

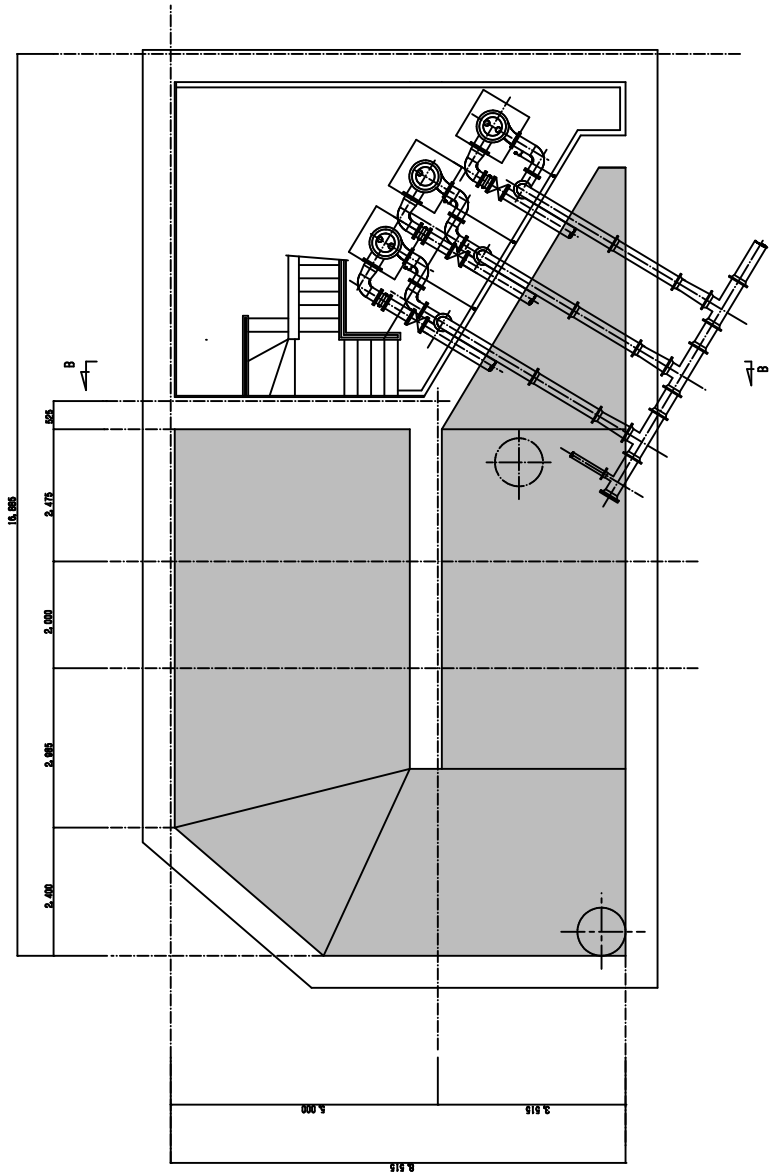
(イ) 受注者の過失による損害・波及事故が生じた場合、受注者はその賠償の責めを負うこと。

(ウ) 作業にあたっては、発注者の指示に従うこと。

(エ) この仕様書に定めていない事項について疑義が生じた場合は、相互に協議の上、決定するものとする。



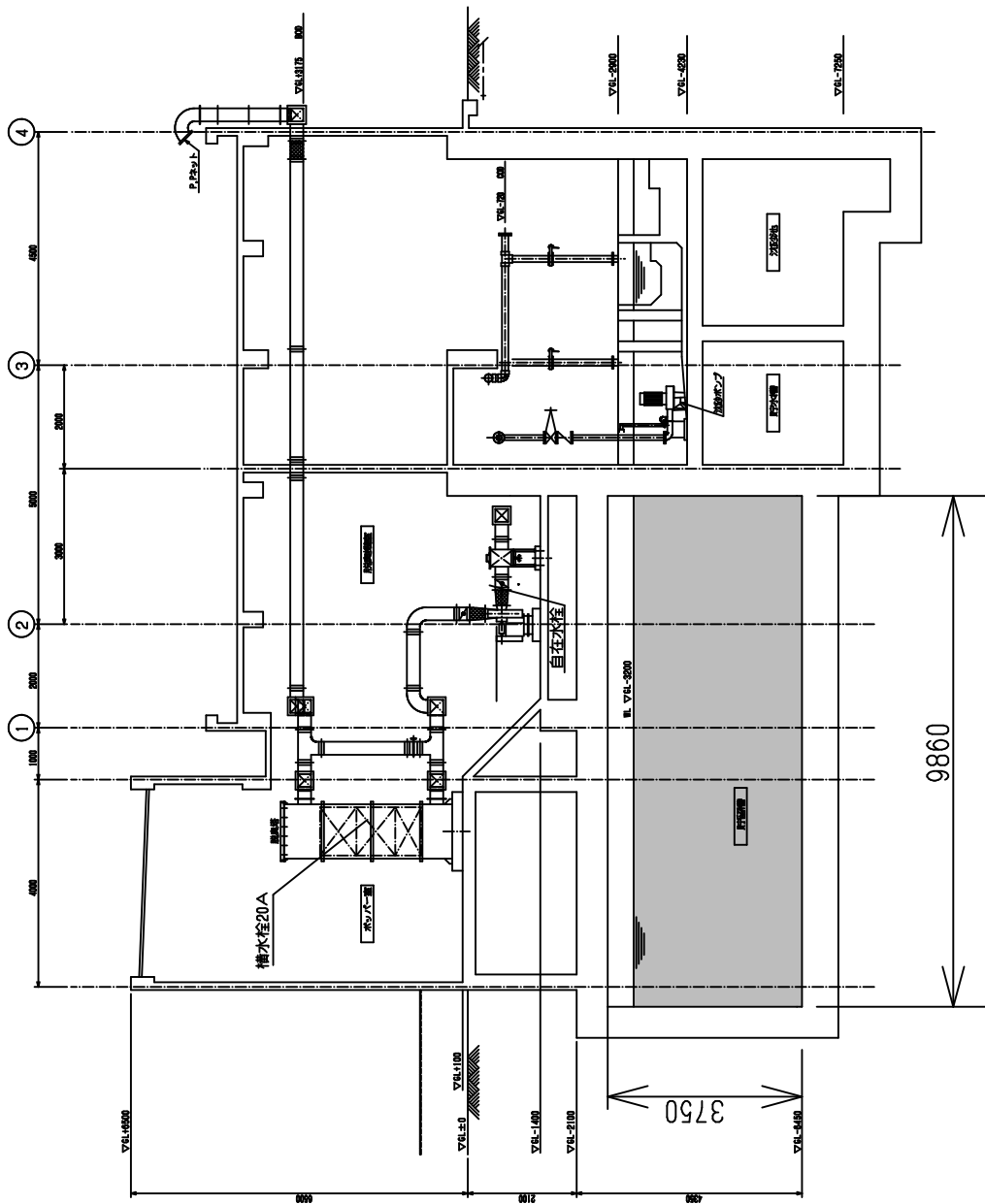
地下1F平面図



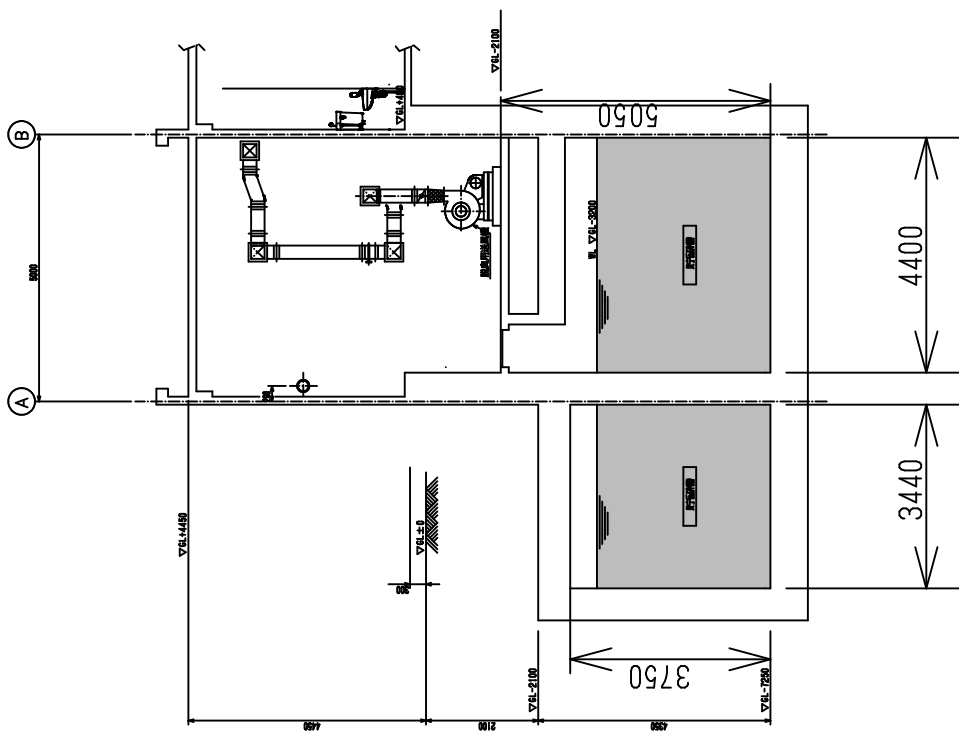
地下2F平面図

注記

■部は今回清掃箇所を示す。



A-A断面図



B-B断面図

注記

■部は今回清掃箇所を示す。

(14) 西部処理区中継ポンプ場自家用電気工作物保安管理業務

仕 様 書

ア 履 行 期 間

令和8年2月1日から令和11年1月31日まで

イ 業 務 概 要

本業務は、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条第2項の規定に基づき、下記施設の自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（年次、月次、臨時点検等）を行なうものである。

ウ 業務内容・対象施設

契約期間中各年度、月次点検を毎月1回（ただし、西部小江中継ポンプ場については、2ヶ月に1回）、年次点検を年1回、臨時点検を必要に応じて行うこととする。詳細な点検内容については、以下に示すとおりとする。

(ア) 対象施設

西部滑石中継ポンプ場	長崎市横尾1丁目14番4号
受電（高圧：設備容量）	160kVA
非常用発電機（低圧：定格容量）	200kVA
西部小江中継ポンプ場	長崎市小江町2179番1
受電（低圧動力）	43kw
非常用発電機（低圧：定格容量）	150kVA
西部道ノ尾流量調整池	長崎県西彼杵郡長与町高田郷77番2
受電（低圧動力）	43kw
非常用発電機（低圧：定格容量）	150kVA

※詳細は、各施設の単線結線図を参照のこと。

(イ) 業務内容

- a 月次点検 毎月1回（ただし、西部小江中継ポンプ場については、2ヶ月に1回）
主として施設の運転中に支障なくできる点検、測定及び試験で、引込設備、受電設備、受・配電盤、接地、構造物(金属製外箱等)、発電装置、蓄電池設備及び負荷設備を対象とする。
- (a) 外観点検（異音、異臭、損傷、変色、発熱、汚損等の有無。電線と他物との離隔距離の適否。器具、配線の取付状況。計器の動作状況確認。）
- (b) 電圧、負荷電流測定及びB種接地の接地線に流れる漏洩電流測定
- (c) 非常用発電装置の試運転、運転状態確認
- (d) その他必要な測定、試験

b 年次点検 年 1 回

主として受変電施設の運転を停止して行う精密な点検、測定及び試験で、各施設の下記に示す該当設置機器項目について行い、原則として月次点検も併せて行うこと。

(a) 過電流継電器

・ 最小動作特性

整定タップにて、測定

・ 動作時間特性

整定タップ、レバー10 及び整定値レバーにて 200%、300%、500%電流の動作時間を測定。なおレバー10 は引込み用のみとする。

・ 遮断器連動試験は整定タップの 200%、500%電流の動作時間を測定

・ 外観検査及び絶縁測定

(b) 過電圧（不足電圧）継電器試験

・ 最小（最大）動作電圧

整定タップにて、測定

・ 動作時間特性

過電圧継電器は、整定タップの 120%、150%電圧の動作時間を測定

不足電圧継電器は、整定タップの 80%、40%、0%電圧の動作時間を測定

・ 外観検査及び絶縁測定

(c) 地絡方向継電器試験（低圧地絡過電流継電器含む）

・ 最小動作電流（整定タップにて、測定する。）

・ 動作時間特性（整定タップの 130%、400%電流の動作時間を測定する。）

・ 位相特性（整定タップの 1000%電流の位相角を測定する。低圧地絡過電流継電器無）

・ 外観検査及び絶縁測定

(d) 地絡電圧継電器試験

・ 最小動作電圧（動作電圧、復帰電圧の測定）

・ 動作時間特性（整定タップの動作時間を測定する。）

・ 外観検査及び絶縁測定

(e) 逆電力継電器試験

・ 最小動作電流（整定タップにて、測定する。）

・ 動作時間特性（整定タップの動作時間を測定する。）

・ 外観検査及び絶縁測定

(f) 接地抵抗測定

・ 測定端子にて測定

(g) 絶縁抵抗測定

・ 高圧メガにて高圧ケーブル、高圧遮断器、高圧電路及び低圧負荷回路を測定
（高圧引き込みケーブルにおいては、ガードアース法を推奨する。）

(h) 受配電盤内外部機器点検清掃

・ 盤内機器の過熱変色等、ケーブル端子台の緩み、必要に応じ接触部に復活剤・保護剤の塗布、目視及び増締め点検

・ 盤内外点検においては、絶縁等に影響すると思われる埃汚れ等を掃除機、ウエス、

刷毛等により清掃

(i) 非常用発電装置の自動試験

- ・ 商用電源停電後の非常用発電装置の自動起動試験及び負荷運転を行い、商用電源復電後の非常用発電装置の自動停止試験

(j) 外観点検において、低圧施設のうち建屋屋上に引込設備がある箇所は、年に一度（年次点検時）昇降器具等を準備し、屋上に昇り目視点検

(k) 蓄電池設備のセルの電圧、電解液比重測定又は内部抵抗測定、温度測定

(l) その他必要な測定、試験

c 臨時点検 必要の都度

(a) 施設の電気工作物に、事故又は故障の発生や発生するおそれの連絡を受けた場合、60分以内に現地に到達し保安業務従事者等が現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し、事故又は故障の状況に応じて臨時点検を行うこと。

(b) 事故又は故障の原因が判明した場合は、電気管理技術者等が、同様の事故・故障を再発させないための対策について、発注者に指示又は助言を行うこと。

(c) その都度、事故・故障等の報告を文書にて発注者に行うこと。

(ウ) 法令に基づく立ち入り検査の立会いを行うこと。

(エ) 自家用電気工作物の設置又は変更、電気主任技術者の変更及び外部委託契約について、経済産業省九州経済産業局九州産業保安監督部長に対し申請書又は届出書の提出を必要とする場合における書類、又は図面の作成並びに届出、手続きを行うこと。

(オ) 自家用電気工作物の設置又は変更の工事については、必要に応じて設計の審査、法令に基づく工事期間中の点検、竣工検査、立会いを実施し必要な助言を行うこと。

エ 注 意 事 項

(ア) 管理業務実施者は、電気事業法施行規則に適合する者が行うものとする。

(イ) 管理業務を行う者は、第三種電気主任技術者以上の免状を有する者から電気主任技術者を選任すること。ただし、経済産業省九州経済産業局九州産業保安監督部長へ電気事業法施行規則第52条第2項の外部委託承認に係る書類を提出し承認を受けた場合は外部委託することができる。

(ウ) 下水道施設である中継ポンプ場については、長崎市民の生命や財産を守る重要な役割を担っている施設であることを念頭に、その機能を損なうことがないよう保安管理を行うこと。

(エ) 履行期間中は地震、台風、大雨等の非常災害時および夜間、休日等に異常が発生した場合いつでも連絡及び措置がとれる体制を維持しておくこと。

(オ) 保安規程については、長崎市上下水道局電気工作物保安規程に準じて発注者との協議により決定するものとする。

(カ) 点検結果報告書は確認後、3年間保存しておくものとする。

(キ) 作業に伴う稼働中の機器の停止については、事前に発注者と十分に協議し、中継ポンプ場の各設備の運転に支障を及ぼさないようにすること。

(ク) 受注者は必要に応じてリスクアセスメントを実施し、作業員の安全管理を適切に行うこと。

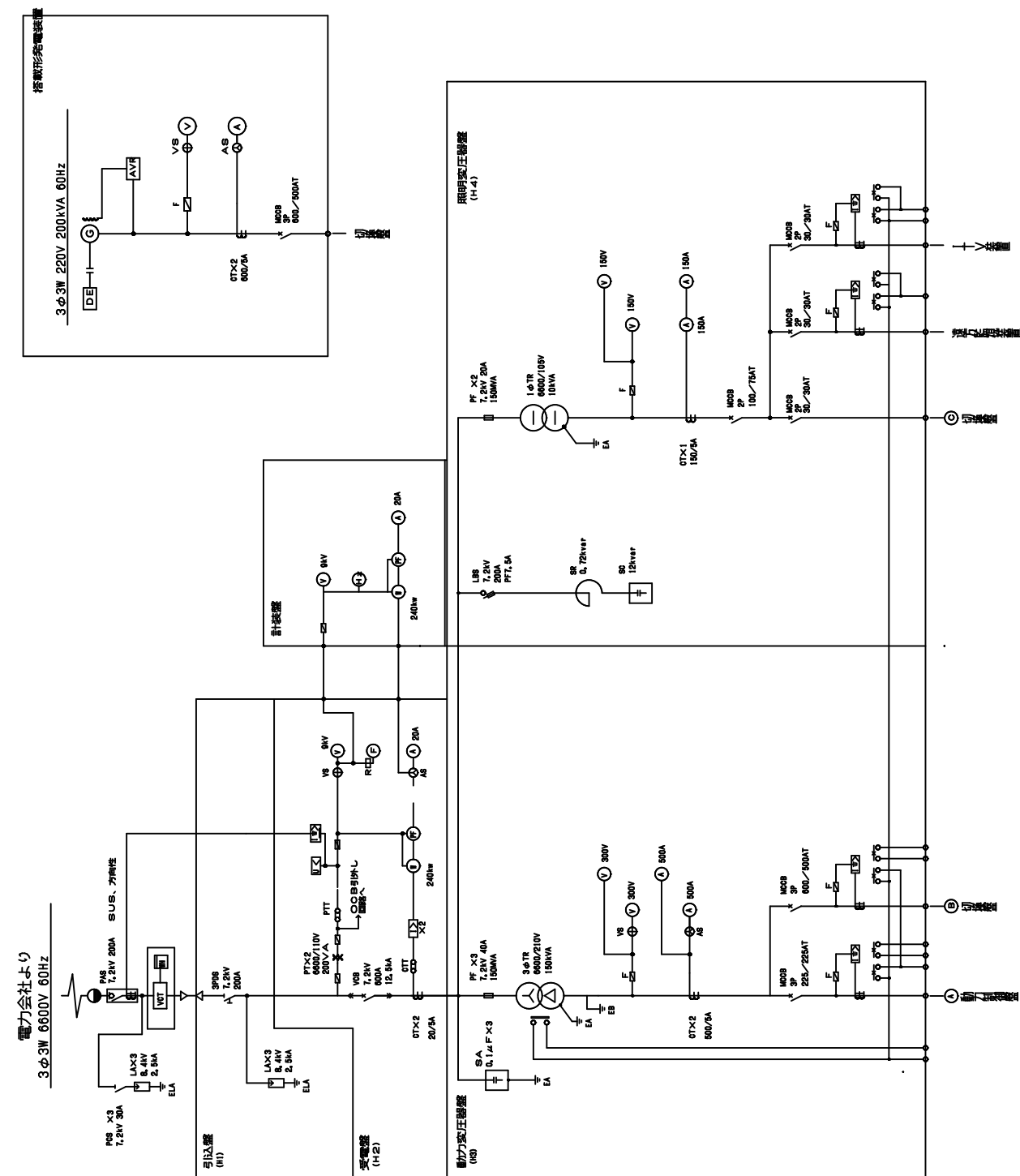
オ 提 出 書 類

- (ア) 工程表（履行計画書）
- (イ) 点検予定表
- (ウ) 作業報告書
- (エ) 作業写真帳（着工前、試験点検作業中、清掃中、機器不具合箇所、完成等）

※上記電子データでの提出可

カ その他

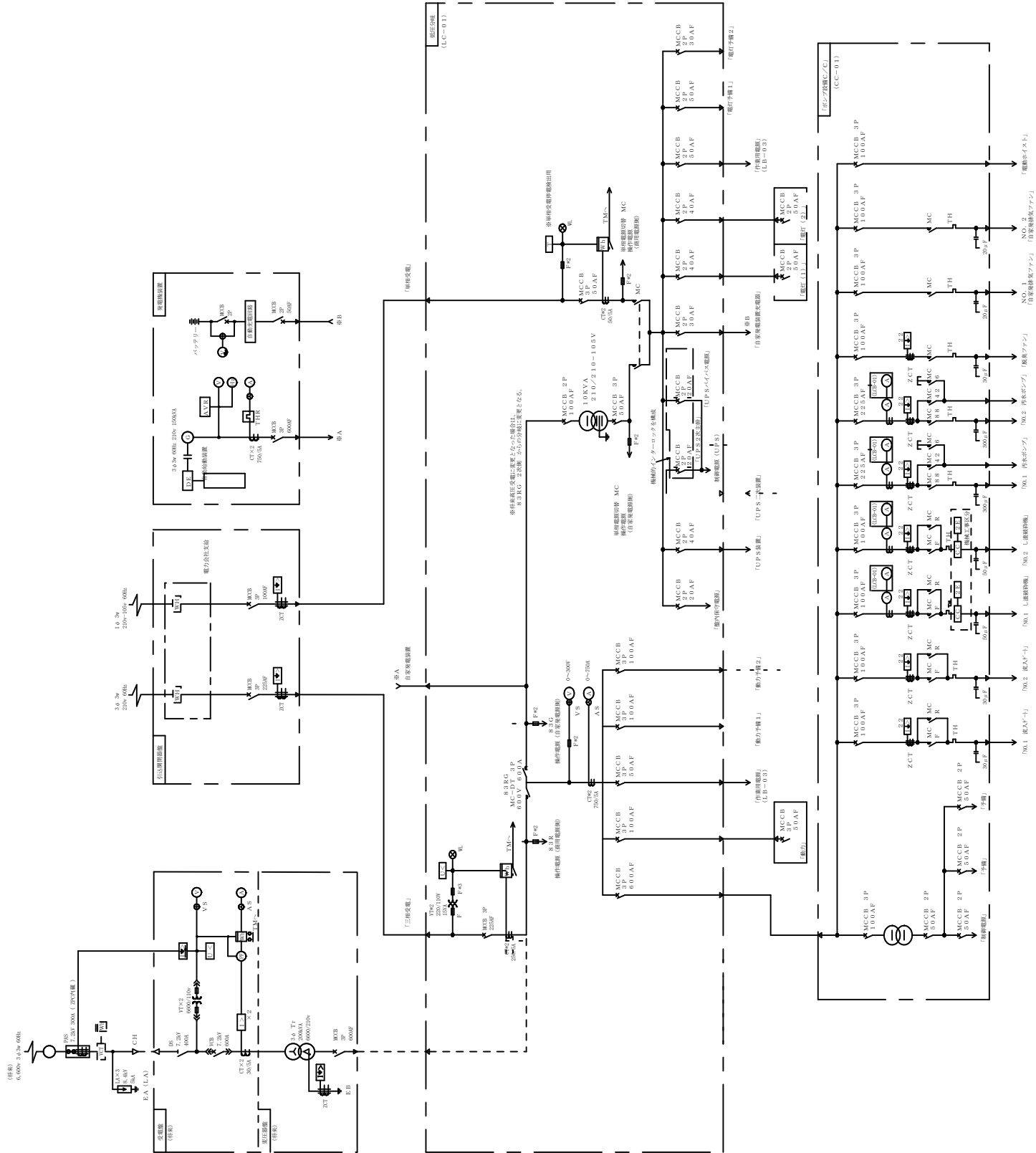
- (ア) 作業日時については、発注者と打ち合わせのうえ決定すること。
- (イ) 点検作業に伴う停電作業については、降雨等により延期する場合があるので発注者と協議を行うこと。
- (ウ) 受注者の過失による損害・波及事故が生じた場合、受注者はその賠償の責めを負うものとする。
- (エ) 作業にあたっては、発注者の指示に従うこと。
- (オ) この仕様書に定めていない事項について疑義が生じた場合は、相互に協議のうえ決定するものとする



西部滑石中継ポンプ場単線結線図

記号	名称	記号	名称
PA8	高圧室中間計器	①	電圧計
PO	高圧カットアウトスイッチ	②	電圧計
LA	遮断器	③	電力計
MP	取引用遮断器	④	電力計
DR	断接器	⑤	電力計
PF	電力ヒューズ	⑥	電力計
F	低圧ヒューズ	⑦	電力計
VOB	真空しゃ断器	⑧	電力計
DTMC	双切形遮断器	⑨	電力計
MCB	配線用しゃ断器	⑩	電力計
MO	電磁開閉器	⑪	電力計
GT	変流器	⑫	電力計
ZOT	零相変流器	⑬	電力計
PT	計量用変圧器	⑭	電力計
ZPO	コンダクタ形零相変流器	⑮	電力計
BO	連相コンデンサ	⑯	電力計
TR	変圧器	⑰	電力計
E	雑電線	⑱	電力計
EX	断接装置	⑲	電力計
AVR	自動電圧調整器	⑳	電力計
DE	ディーゼル機関	㉑	電力計

凡例	記号	名称
	PAS	柱上気中負荷開閉器
	DS	断路器
	OT	変流器
	LA	避雷器
	VGB	真空遮断器
	DTMC	双投形電磁接触器
	MCCB	配線用遮断器
	VT	計器用変圧器
	VOT	取引用変圧器
	TR	変圧器
	G	交流発電機
	AVR	自動電圧調整器
	DE	ディゼーゼル機関
	LE	地線方向継電器
	LS	地線逆流継電器
	U ₂	不足電圧継電器
	A	電流計
	V	電圧計
	WH	電力計
	PF	力率計
	H ₂	周波数計
	AS	電流計切換開閉器
	VS	電圧計切換開閉器
	WL	表示灯 (24V点灯)



西小江中継ポンプ場単線結線図

(15) 西部下水処理場修景池自然環境調査業務

仕様書

ア 実施年度

令和8年度、令和9年度、令和10年度（各年度）

イ 概要

この仕様書は、西部下水処理場敷地内にある修景池および周辺部に生息する水生生物の現状を調査するものである。

ウ 業務内容

契約期間中各年度、1回行うこと。（実施予定は9月）

業務内容については以下に示すとおりとする。（別紙調査地点図参照）

- （ア）修景池を主とした水域全域および周辺部において、魚介類、水生昆虫及び植物等の生物をタモ網（0.5mm目）等による採集及び水中覗き眼鏡等を用いた目視調査を行うこと。
- （イ）確認した生物がレッドデータブック掲載種及び外来種に該当するか調査すること。
- （ウ）調査結果を総合的に評価し、修景池および周辺部に生息する水生生物の現状について考察すること。

エ 注意事項

- （ア）池・水路内は泥でぬかるんでいる状態であることから、受注者は作業に取り掛かる前に、安全管理を適切に行うこと。
- （イ）蜂やその他危険な動植物を発見したら、直ちに場所や数を発注者に連絡すること。
- （ウ）レッドデータブック掲載種は環境省、長崎県及び長崎市のレッドデータブック及びレッドリストを参照すること。
- （エ）外来種は環境省及び長崎市の外来種リストを参照すること。
- （オ）受注者は必要に応じてリスクアセスメントを実施し、作業員の安全管理を適切に行うこと。

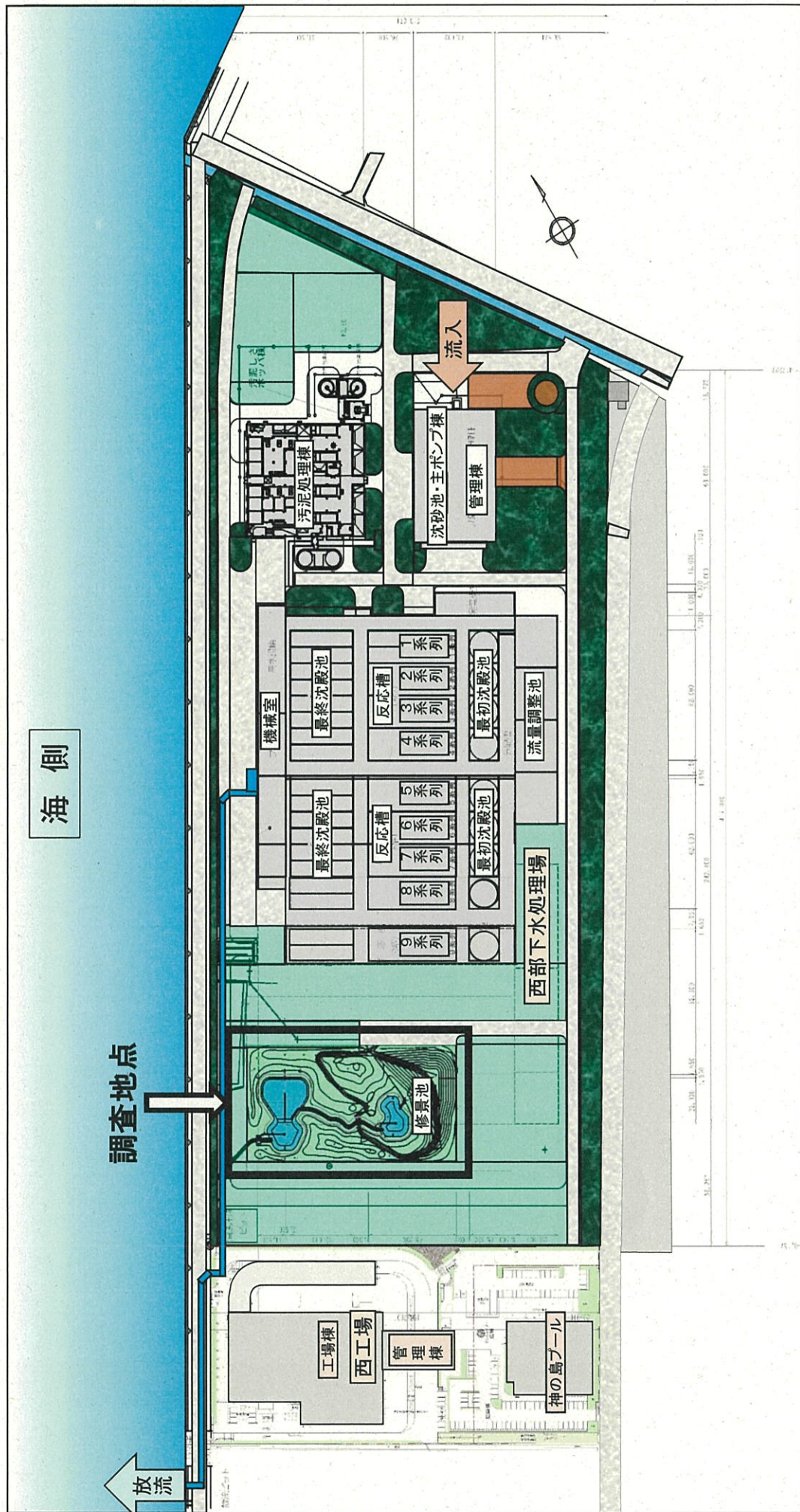
オ 提出書類

- （ア）報告書 2部
- （イ）確認種目録 2部
- （ウ）確認地点図 2部
- （エ）写真帳 2部
- （オ）上記書類の電子データ 2部（電子媒体での提出）

カ その他

- （ア）作業日時については、発注者と打ち合わせのうえ、決定すること。
- （イ）受注者の過失による損害・波及事故が生じた場合、受注者はその賠償の責めを負うこと。
- （ウ）作業にあたっては、発注者の指示に従うこと。
- （エ）この仕様書に定めていない事項について疑義が生じた場合は、相互に協議の上、決定するものとする。

西部下水処理場修景池自然環境調査業務調査地点図



(16) 西部下水処理場生物脱臭塔担体取換業務

仕 様 書

ア 実施年度

令和10年度

イ 概 要

本業務は、西部下水処理場汚泥処理棟の生物脱臭塔の担体を購入し取換を行うもの。

ウ 業務内容

(ア) 業務内容

- a 生物脱臭塔より上段・及び下段の担体を取り出し、購入した担体の充填。
- b 上段担体用ネット及び下段担体用フィルターの取換。
- c 生物脱臭塔内部洗浄・点検。
(グレーチング等に破損が無いか確認し、充填作業にて開口した点検口パッキンの交換をすること。洗浄時に循環槽内の循環液は置きし再利用すること。)
- d 試運転調整 (担体栄養剤約 3kg の散布を 2 回行うこと。)

(イ) 生物脱臭塔仕様 (別紙図面参照)

形式：堅型充填式生物棟

メーカー：(株)一芯

処理風量：250 m³/min

材質：FRP+SS400 補強

(ウ) 担体仕様

上段用担体

型式：BR-TC

メーカー：(株)一芯

数量：12,600L

下段用担体

型式：BR-JRS

メーカー：(株)一芯

数量：12,600L

エ 注意事項

- (ア) 取替作業にあたっては、事前に発注者と十分に協議を行い、できるだけ短期間での取替作業に努めること。なお、酸素欠乏危険作業主任者のもと、硫化水素・酸素の測定を行うとともに、粉じん障害防止規則（昭和 54 年労働省令第 18 号）を遵守し、呼吸

用保護具等を使用し作業に当たるものとする。

- (イ) 取換作業時に臭気が汚泥棟外部へ漏洩しないようにすること。
- (ウ) 高所作業等があるので安全には十分注意すること。
- (エ) 担体は可燃物であるので火気等に十分注意すること。
- (オ) 受注者は必要に応じてリスクアセスメントを実施し、作業員の安全管理を適切に行うこと。

オ 提出書類

- (ア) 工程表（作業計画書）
(酸素欠乏危険作業主任者の技能講習修了証（写し）を添付すること。)
- (イ) 作業報告書
- (ウ) 作業写真帳（着工前、作業中、完成を撮影すること）
- (エ) 担体試験報告書（性能試験報告書）
- (オ) 酸素濃度・有毒ガス測定記録表
※上記電子データでの提出可

カ その他

- (ア) 作業日時については、発注者と打ち合わせのうえ、決定すること。
- (イ) 受注者の過失による損害・波及事故が生じた場合、受注者はその賠償の責めを負うこと。
- (ウ) 作業にあたっては、発注者の指示に従うこと。
- (エ) この仕様書に定めていない事項について疑義が生じた場合は、相互に協議の上、決定するものとする

(17) 西部下水処理場中央監視装置点検・整備業務

仕 様 書

ア 実施年度

令和9年度

イ 概 要

本業務は、西部下水処理場の中央監視設備の能力維持と性能発揮のため、点検・整備・清掃及び消耗部品の交換を行うものである。

ウ 対象設備・業務内容

対象設備及び業務内容については、以下に示す通りとする。

(ア) 対象設備

中央監視装置

LCD 監視制御装置 1、2、3 及び情報サーバ 1、2 OPS5000 (株)明電舎製

(イ) 業務内容

a 部品交換

番号	部品名称	数量	単位
1	CPU ファン (UR036/101A)	5	台
2	CPU 電源ユニット (eNSP3-450P-S25-H0V)	4	台
3	ハードディスク	10	台
4	プロセスオペレーティングキーボード (KPK01/05)	3	台
5	M5 用 DOR2 メモリ	4	個
6	タルタルコンデンサ	8	個
7	消耗品 (フィルター他)	1	式

b 試運転調整・清掃

エ 注 意 事 項

(ア) 受注者は必要に応じてリスクアセスメントを実施し、作業員の安全管理を適切に行うこと。

(イ) 受注者は作業前に現場調査を十分に行うこと。

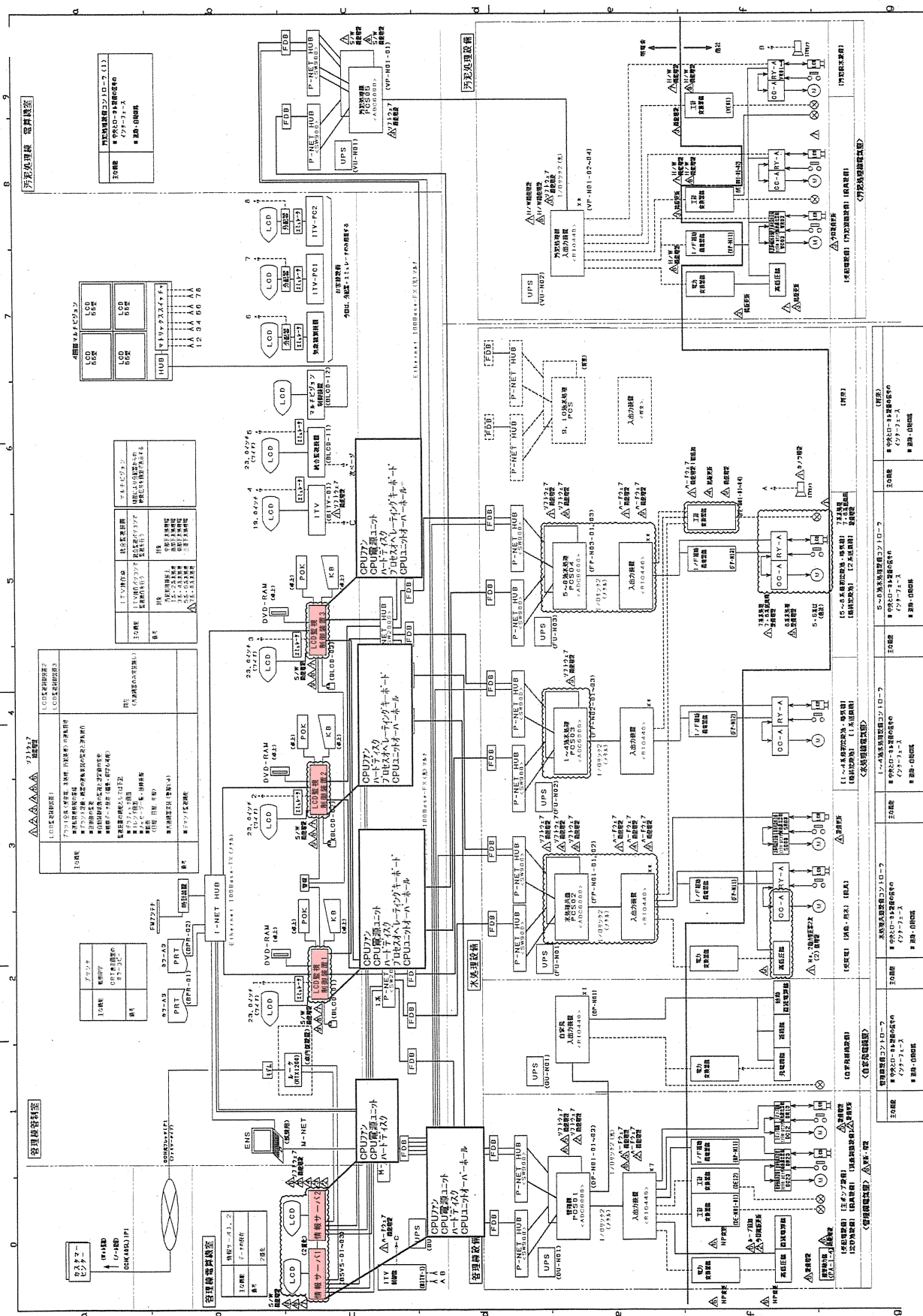
(ウ) 点検整備、試運転については、機器メーカーまたはその系列の保守を受け持つ業者のもとに施行し、試運転調整及び性能保証を行うこと。

オ 提 出 書 類

- (ア) 工程表（作業計画書）
- (イ) 作業報告書
- (ウ) 作業写真帳（着工前、作業中、完成を撮影すること）
※上記電子データでの提出可

カ そ の 他

- (ア) 作業日時については、発注者と打ち合わせのうえ、決定すること。
- (イ) 受注者の過失による損害・波及事故が生じた場合、受注者はその賠償の責めを負うこと。
- (ウ) 作業にあたっては、発注者の指示に従うこと。
- (エ) この仕様書に定めていない事項について疑義が生じた場合は、相互に協議の上、決定するものとする。



(18) 西部下水処理場汚泥脱水機点検・整備業務

仕 様 書

ア 実施年度

令和8年度、令和9年度

イ 概 要

本業務は、西部下水処理場の汚泥脱水機的能力維持と性能発揮のため、点検・整備・清掃及び消耗部品の交換を行うものである。

ウ 対象設備・業務内容

対象設備及び業務内容については、以下に示す通りとする。

(ア) 対象設備

No. 4 汚泥脱水機（令和8年度対象）

型式：ISGK IV-0905 (株)石垣製 型番：GK0291

スクリー駆動用電動機型式：

CHHM5-6235DA-AVTL-10 住友重機械工業(株)製 3.7kW 400V

脱水機外筒駆動用電動機型式：

CHHM2-6185DA-TL-B-64 住友重機械工業(株)製 1.5kW 400V

濃縮外筒駆動用電動機型式：

CHHM1-6195DA-AVTL-61 住友重機械工業(株)製 0.75kW 400V

凝集混和槽攪拌機用電動機型式：

RNYM2-54-AV-40 住友重機械工業(株)製 1.5kW 400V

No. 5 汚泥脱水機（令和9年度対象）

型式：ISGK IV-0905 (株)石垣製 型番：GK0491

スクリー駆動用電動機型式：

CHHM5-6235DA-AVTL-10 住友重機械工業(株)製 3.7kW 400V

脱水機外筒駆動用電動機型式：

CHHM2-6185DA-ESTL-B 住友重機械工業(株)製 1.5kW 400V

濃縮外筒駆動用電動機型式：

CHHM1-6196DA-AVTL-44 住友重機械工業(株)製 0.75kW 400V

凝集混和槽攪拌機（急速部攪拌）用電動機型式：

RNYM1-1420-AV-10 住友重機械工業(株)製 0.75kW 400V

凝集混和槽攪拌機（緩速部攪拌）用電動機型式：

RNYM3-1632-AV-30 住友重機械工業(株)製 2.2kW 400V

業務内容

- a 設備点検、薬品洗浄（スケールクリーニング剤、中和剤）及び各種清掃

- b 消耗部品交換（別紙一覧参照）
- c 試運転調整確認

エ 注 意 事 項

- （ア） 受注者は必要に応じてリスクアセスメントを実施し、作業員の安全管理を適切に行うこと。
- （イ） 受注者は作業前に現場調査を十分に行うこと。
- （ウ） 点検整備、試運転については、機器メーカーまたはその系列の保守を受け持つ業者のもとに施行し、試運転調整及び性能保証を行うこと。

オ 提 出 書 類

- （ア） 工程表（作業計画書）
- （イ） 作業報告書
- （ウ） 作業写真帳（着工前、作業中、完成を撮影すること）
※上記電子データでの提出可

カ そ の 他

- （ア） 作業日時については、発注者と打ち合わせのうえ、決定すること。
- （イ） 受注者の過失による損害・波及事故が生じた場合、受注者はその賠償の責めを負うこと。
- （ウ） 作業にあたっては、発注者の指示に従うこと。
- （エ） この仕様書に定めていない事項について疑義が生じた場合は、相互に協議の上、決定するものとする。

別紙交換部品一覧表(1/6)

部 品 名	摘 要	単位	数量	備考
【スクリュー軸】				
1 スクリュー刃先		組	2	
【外筒】				
2 十字皿子ネジ	M8×20	組	2	
3 単包スポンジ	外筒、濃縮、中間	組	2	
4 ライナー	スクリーン押え t0.3(濃縮ゾーン)	個	32	
5 ライナー	スクリーン押え t0.5(濃縮ゾーン)	個	32	
6 ライナー	スクリーン押え t1.0(濃縮ゾーン)	個	32	
7 ライナー	スクリーン押え t1.5(濃縮ゾーン)	個	32	
8 押え板	スクリーン濃縮ゾーン	個	32	
9 ライナー	スクリーン押え t0.3(中間)	個	8	
10 ライナー	スクリーン押え t0.5(中間)	個	8	
11 ライナー	スクリーン押え t1.0(中間)	個	8	
12 ライナー	スクリーン押え t1.5(中間)	個	8	
13 押え板	スクリーン中間	個	8	
14 ライナー	スクリーン押工 0.3T	個	32	
15 ライナー	スクリーン押工 0.5T	個	32	
16 ライナー	スクリーン押工 1.0T	個	32	
17 ライナー	スクリーン押工 1.5T	個	32	
18 押え板	スクリーン	個	32	
19 細目スクリーン	入口側φ1.5(濃縮ゾーン)高負荷仕様	個	16	
20 細目スクリーン	中間φ1.0高負荷仕様	個	4	
21 細目スクリーン	出口φ1.0高負荷仕様	個	16	
【外筒中間軸受】				
22 外筒中間軸受	脱水ゾーン	個	2	
23 外筒中間軸受	濃縮ゾーン	個	2	
24 Oリング	濃縮ゾーン	個	2	
25 Oリング	脱水ゾーン	個	2	
【外筒回転支持軸受】				
26 回転板	外筒	箇所	2	
27 回転板軸受	出口側	組	2	
28 回転板軸受	入口側	個	2	
29 フタ	軸受(出口側)	個	2	
30 フタ	回転板軸受(入口側)	個	2	
31 OリングA	フランジ:スクリュー軸受入口側	個	2	
32 OリングB	フランジ:スクリュー軸受入口側	個	2	
33 OリングC	回転板:外筒出口側用	個	2	
34 OリングD	回転板:外筒出口側用	個	2	
35 シールワッシャ	SUSW-20	個	16	

別紙交換部品一覧表(2/6)

部 品 名	摘 要	単位	数量	備考
【外筒支持ローラー】				
36 オイルシール	外筒支持ローラー	個	8	
37 Oリング	外筒支持ローラー (G110)	個	4	
38 Oリング	外筒支持ローラー (G50)	個	8	
39 ベアリング	外筒支持ローラー (6210)	個	8	
【プレスサ】				
40 ハウジング	プレスサ移動軸	個	2	
41 軸受	プレスサ移動軸	個	4	
42 THKスプラインベアリング	LBF85UU 2ヶ840L GK405	個	2	
43 ジャバラ	プレスサ移動軸	個	2	
44 ジャバラ	プレスサ移動軸(前)	個	2	
45 ジャバラ	シリンダー	個	2	
46 エアーシリンダー		個	2	
47 ホースバンド	6 1/4-7 1/2B	個	2	
48 ホースバンド	3 3/4B-4 1/2B	個	2	
49 ホースバンド	6 1/4B-7 1/2B	個	2	
【スクリュース駆動機】				
50 スクリュー駆動機		個	2	
51 スプロケット	モータ	個	2	
52 スプロケット	スクリュース駆動機	個	2	
53 ローラーチェーン	JIS240	個	136	
54 ジョイントリンク	JIS240	箇所	2	
55 オフセットリンク	JIS240	組	2	
56 ベアリングユニット	UCP328	個	2	
【駆動軸軸受】				
57 スラストワッシャ	駆動軸軸受	個	1	No.5脱水機のみ
58 ライナー	t0.5 スクリュー駆動軸	個	1	No.5脱水機のみ
59 ライナー	t0.4 スクリュー駆動軸	個	1	No.5脱水機のみ
60 ライナー	t0.3 スクリュー駆動軸	個	1	No.5脱水機のみ
61 自動調心ころ軸受	23934(油溝付)	個	2	
62 オイルシール	AC 170、200、15A	個	2	
63 パワーロック	PL170X225AS-KP	個	1	No.5脱水機のみ
64 Oリング	P295	個	1	No.5脱水機のみ
65 Oリング	駆動軸軸受	個	1	No.5脱水機のみ
【外筒駆動機:濃縮外筒】				
66 外筒駆動機		個	2	
67 スプロケット	モーター	個	2	
68 スプロケット	外筒	個	2	
69 ローラーチェーン	JIS160	個	138	
70 ジョイントリンク	JIS160	個	2	
71 オフセットリンク	JIS160	個	2	

別紙交換部品一覧表(3/6)

部 品 名	摘 要	単位	数量	備考
【駆動軸軸受:脱水外筒】				
72 外筒駆動機		個	2	
73 スプロケット	脱水外筒駆動機	個	2	
74 スプロケット	出口側回転板	個	2	
75 ローラーチェーン	JIS200	個	182	
76 ジョイントリンク	JIS200	個	2	
77 オフセットリンク	JIS200	個	2	
【原液供給口】				
78 フランジ	スクリュウ軸受入口側	個	2	
79 供給管	スクリュウ軸	箇所	2	
80 スラストワッシャ	供給管	組	2	
81 フランジ	スラスト受け	個	2	
82 Oリング	供給管	個	4	
83 Oリング	G270	個	2	
84 グランドパッキン	7/16(11.1角/ノンアスベスト)	個	2	
85 サポート漏水受付	グランド押え	個	2	
86 Oリング	G260	個	2	
87 Oーリング押え		個	2	
【本体カバー】				
88 サッシ窓		個	12	
89 水切りゴム		個	2	
90 水切りゴム	高圧洗浄側	個	2	
91 タンボウスポンジゴム	3TX40B(片面接着)	個	2	
92 カバー	本体上部/脱臭ノズル側	個	2	
93 サッシ枠	高圧洗浄側	個	2	
94 カバー本体下部	入口/出口側	個	2	
【低圧洗浄管】				
95 パッキン	スクリーン洗浄管B	個	4	
96 パッキン	スクリーン洗浄管C	個	4	
97 ノズル	ウォッシング SUS316L	個	82	
98 ソケット	1/8B SUS316L	個	62	
99 長ニップル	1/8×75L SUS316L	個	62	
100 高圧洗浄ノズル	1/8MVNP6510S316L_1N	個	162	
101 プラグ	1/8B SUS316L	個	62	

別紙交換部品一覧表(4/6)

部 品 名	摘 要	単位	数量	備考
【高圧洗浄管】				
102 パッキン	高圧洗浄管	個	4	
103 高圧洗浄ノズル	1/8MVNP6543	個	62	
104 長ニップル	1/2B×75L	個	62	
105 ソケット	1/2B	個	31	No.4脱水機のみ
106 ソケット	1/8B	個	31	No.5脱水機のみ
107 ブッシュ	1/2B×1/8B	個	31	No.4脱水機のみ
【エアー配管】				
108 ブラケット	ソレノイドバルブ	個	2	
109 エアーフィルター	AF20-02B-R-D ブラケット付	個	2	
110 ミストセパレーター	AM250C-02B-R-X61 ブラケット特殊品	個	2	
111 電空レギュレータ	ITV2050-522CN DC24V16点 ブラケット付	個	2	
112 圧力計	AT60ΦXR1/4-1MPA DK	個	4	
113 ルブリケータ	AL20-02B-R-D ブラケット付	個	2	
114 電磁弁	VFS3310R-1DZ-03 RC38 100V	個	2	
115 ストップバルブ	8A UCL 10K ねじ込	個	6	
116 バレルニップル	1/4B	個	17	
117 スピードコントローラー	AS3311F-03-08S	個	4	
118 ねじ込エルボ	1/4B	個	4	
119 ねじ込チーズ	1/4B	個	6	
120 ナイロンチューブ	AX-1208 8ΦX6Φ 黒	個	2	
121 ハーフユニオン	ZAH-083	個	6	
122 ハーフユニオン	ZAH-082	個	11	
123 ブッシュ	3/4BX3/8B	個	4	
124 ねじ込エルボ	3/4B	個	2	
125 バレルニップル	3/4B	個	4	
126 サイレンサー	AN30-03	個	4	
127 エルボユニオン	ZAL-082	個	3	No.5脱水機のみ
128 ブッシュ	3/4BX1/4B	個	2	
129 ねじ込チーズ	3/4B	個	2	
130 長ニップル	1/4BX50L	個	1	No.4脱水機のみ
131 長ニップル	1/4BX75L	個	1	No.4脱水機のみ
132 ナイロンチューブ	AX-1206 6ΦX4Φ 黒	個	2	
133 ミニチュアステンレス銅製ニードルバルブ	8A UN3-AP-2	個	1	No.4脱水機のみ
134 プラグ	1/4B	個	2	No.4脱水機のみ
135 エルボユニオン	ZAL-082	個	4	No.4脱水機のみ
136 ハーフユニオン	ZAH-061	個	2	
137 ハーフユニオン	ZAH-062	個	2	
138 ルブリケータ	AL20-02B-D ブラケット付	個	1	No.4脱水機のみ
139 L型プラグ	ZL-0606P	個	2	

別紙交換部品一覧表(5/6)

部 品 名	摘 要	単位	数量	備考
【集中給油】				
140 グリースニップル	2(A)形 R1/8	個	24	
141 ハーフユニオン	AWH-6-1	個	16	
142 エルボユニオン	AWL-6-1	個	20	
143 ナイロンチューブ	N2-4-6×4(乳白色)	個	2	
144 継手	給油管	個	2	
145 プラグ	1/8B	個	2	
146 インサートリング	AWI-AFT06	個	48	
147 ストラップ	FO-601S	個	6	
148 ストラップ	FO-604	個	4	
149 サービスチーズユニオン	AWD-6-1	個	4	
150 両口チーズユニオン	AWC-6-1	個	4	
151 ストラップ	FO-603	個	4	
【凝集混和槽】				
152 攪拌シャフト		個	2	
153 パッキン	本体	個	2	
154 パッキン	点検窓	個	2	
155 ワイパー	(組式)	個	2	No.4脱水機のみ
156 ハイボニック減速機	緩速部	個	1	No.4脱水機のみ
157 ハイボニック減速機	急速部	個	1	No.4脱水機のみ
158 ハイボニック減速機	RNYN3-1832	個	1	No.5脱水機のみ
159 フランジ	駆動機架台	個	1	No.5脱水機のみ
160 平行キー	14×9×150 両丸	個	1	No.5脱水機のみ
161 グランドパッキン	Φ55×16 #5201 ノンアスベスト	個	1	No.5脱水機のみ
162 グランドパッキン	16角 ノンアスベスト	個	1	No.4脱水機のみ
163 ヒシフレンジグユニット	UCFL211	個	2	
164 ワイパー	組み式	個	3	No.5脱水機のみ
【急速攪拌部】				
165 攪拌シャフト		個	1	No.4脱水機のみ
166 パッキン	点検口	個	1	No.4脱水機のみ
167 パッキン	3T 400A JIS5KF用	個	2	No.4脱水機のみ
168 メカニカルシール	MA251 Φ35 標準フェイス	個	1	No.4脱水機のみ
169 深溝玉軸受	6907LU 片側シール	個	2	No.4脱水機のみ
170 平行キー	2種 10×8×120 両丸	個	1	No.4脱水機のみ
171 平行キー	2種 10×8×120 方丸	個	1	No.4脱水機のみ

別紙交換部品一覽表(6/6)

[illegible]

(19) 雨水排水ポンプ場庁舎清掃業務

仕 様 書

ア 実 施 年 度

令和8年度、令和9年度、令和10年度

イ 概 要

本業務は中部茂里町第2雨水排水ポンプ場及び中部新地雨水排水ポンプ場の清掃業務を行うものである。なお、日常定期清掃については基本的に施設維持管理者で実施するものとする。

ウ 業 務 内 容

(ア) 中部茂里町第2雨水排水ポンプ場

- a 1階玄関（石材タイル洗浄仕上げ）・・・56㎡ 1回／年
- b 2階受変電室（塩ビシート洗浄仕上げ）・・・180㎡ 1回／年
- c 3階（帯電防止床材・塩ビシート洗浄ワックス仕上げ）・・・600㎡ 1回／年

(イ) 中部新地雨水排水ポンプ場

- a 1階監視室（塩ビシート洗浄ワックス仕上げ）・・・76㎡ 1回／年
- b 2階電気室（塩ビシート洗浄仕上げ）・・・134㎡ 1回／年

エ 注 意 事 項

- (ア) 床面洗浄ワックス塗布は、水洗い後、高濃度樹脂ワックス1層塗り仕上げを行うこと。
- (イ) 監視室及び電気室は電気保安面から、特に注意を払い作業を行うこと。
- (ウ) 掃除に使用した汚水は処理場内指定の場所へ適切に捨てること。
- (エ) 作業員は常に庁舎の美化に努めるものとする。
- (オ) 清掃作業中に建物や器具等の破損を発見した場合は、直ちに発注者に報告のこと。
- (カ) 受注者は必要に応じてリスクアセスメントを実施し、作業員の安全管理を適切に行うこと。

オ 提 出 書 類

- (ア) 工程表
- (イ) 作業報告書
- (ウ) 作業写真帳（着工前、作業中、完成を撮影すること）

※上記、電子データでの提出可

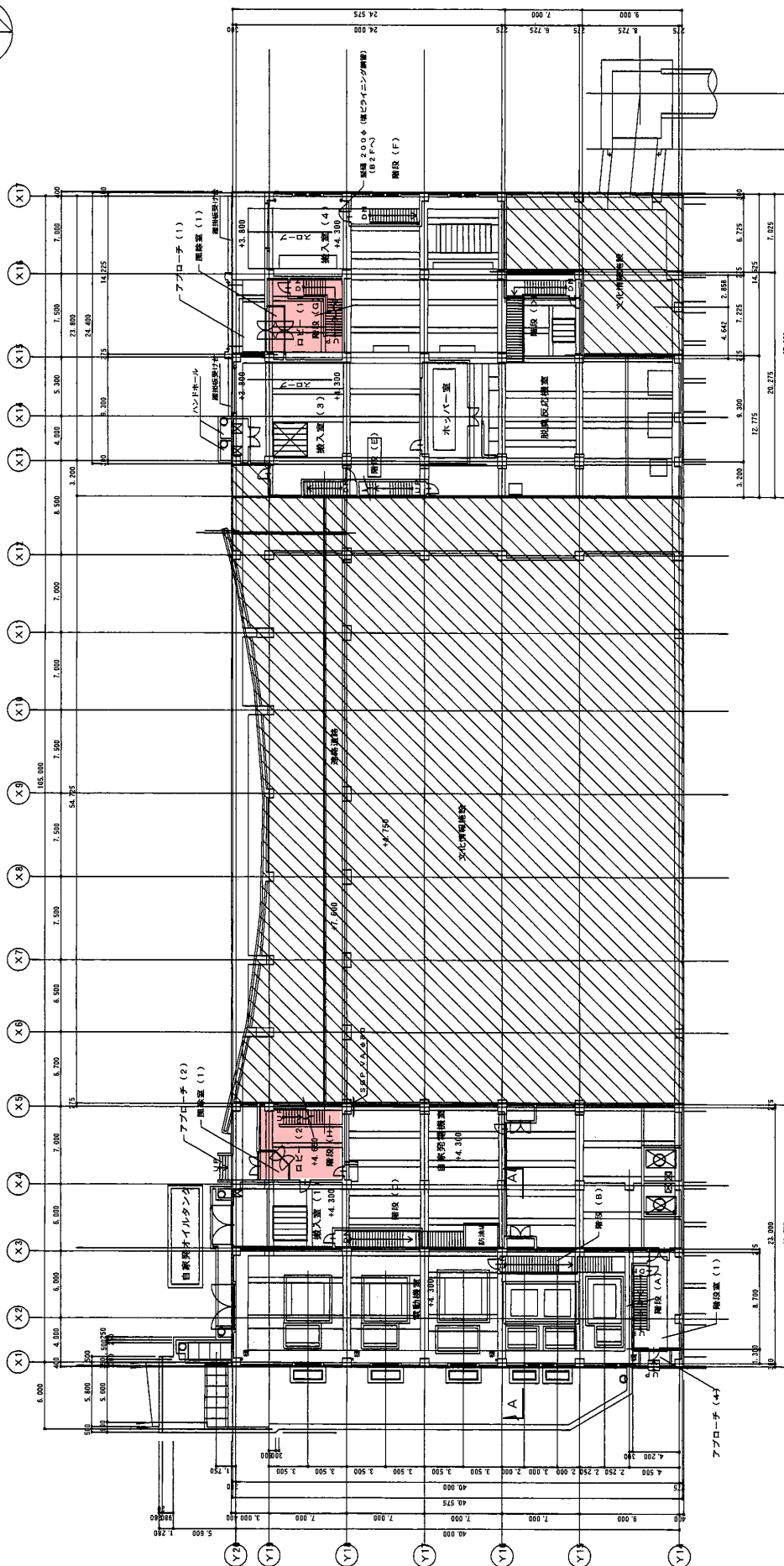
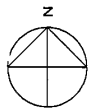
カ その他

- (ア) 定期清掃の作業日時については、発注者と打ち合わせのうえ、決定すること。
- (イ) 受注者の過失による損害・波及事故が生じた場合、受注者はその賠償の責めを負

うこと。

(ウ) 作業にあたっては、発注者の指示に従うこと。

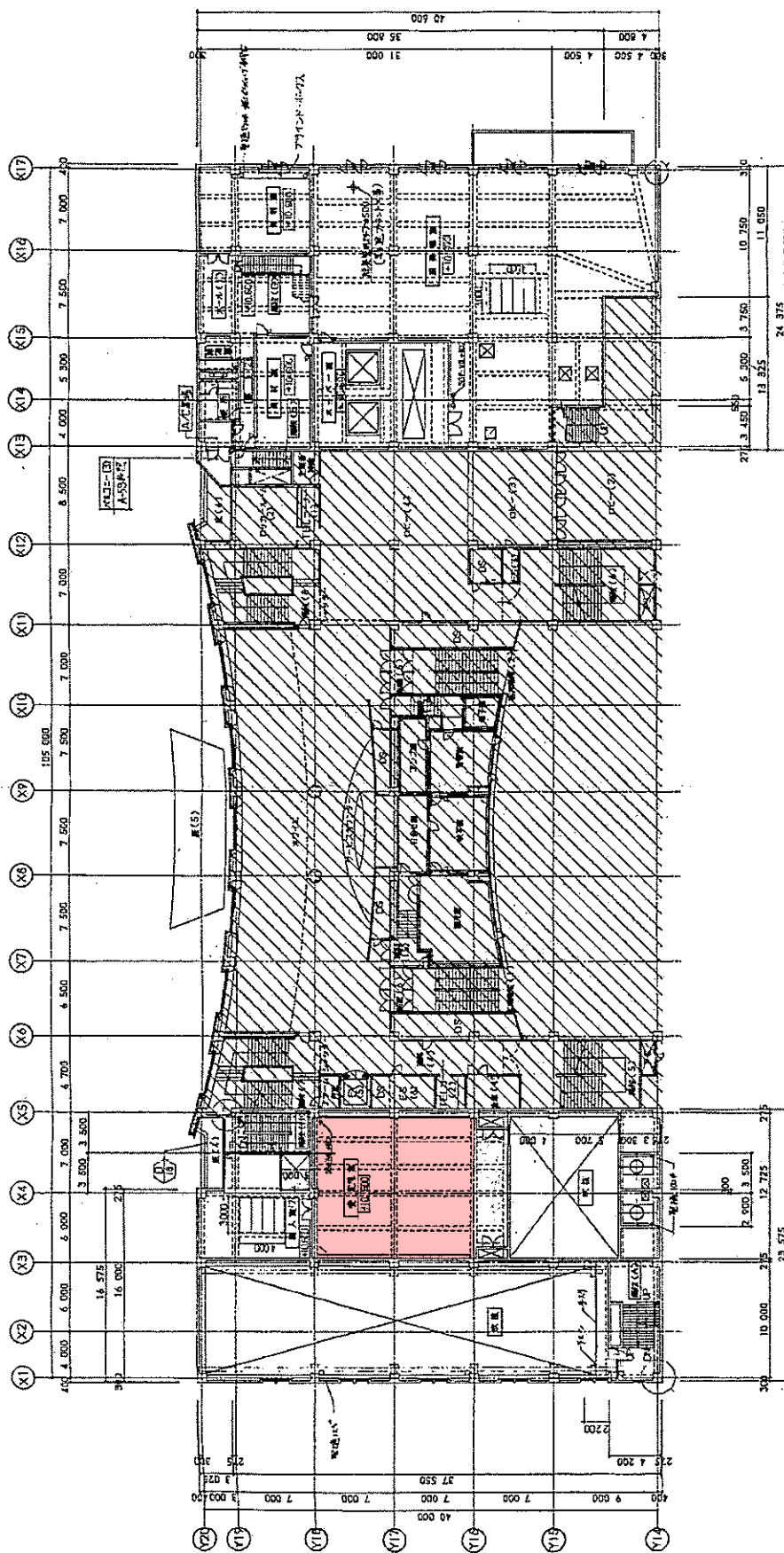
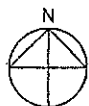
(エ) この仕様書に定めていない事項について疑義が生じた場合は、相互に協議の上、決定するものとする。



の部分は文化情報施設を示す。

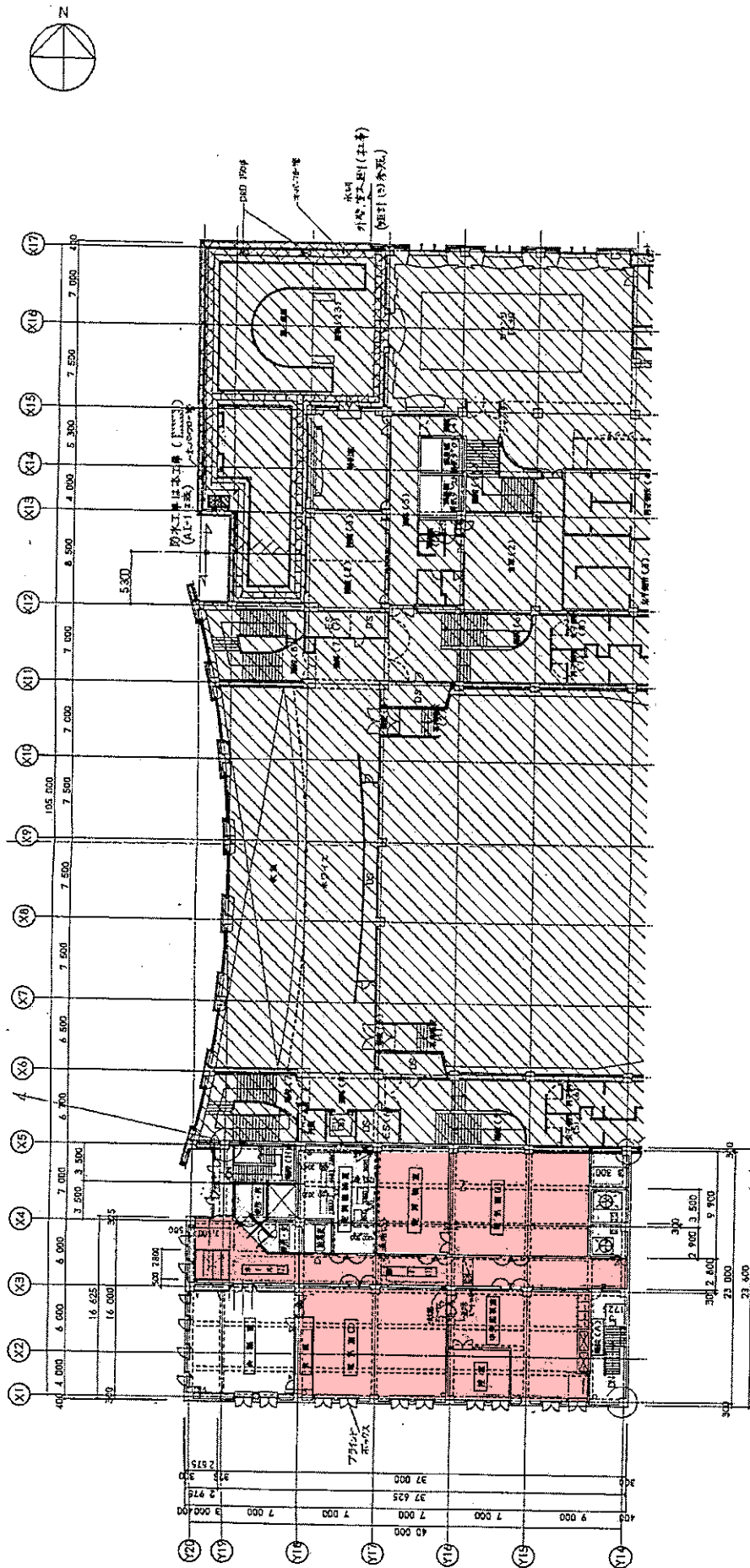
履行範囲

中部茂里町第2雨水排水ポンプ場1階平面図 No Scale



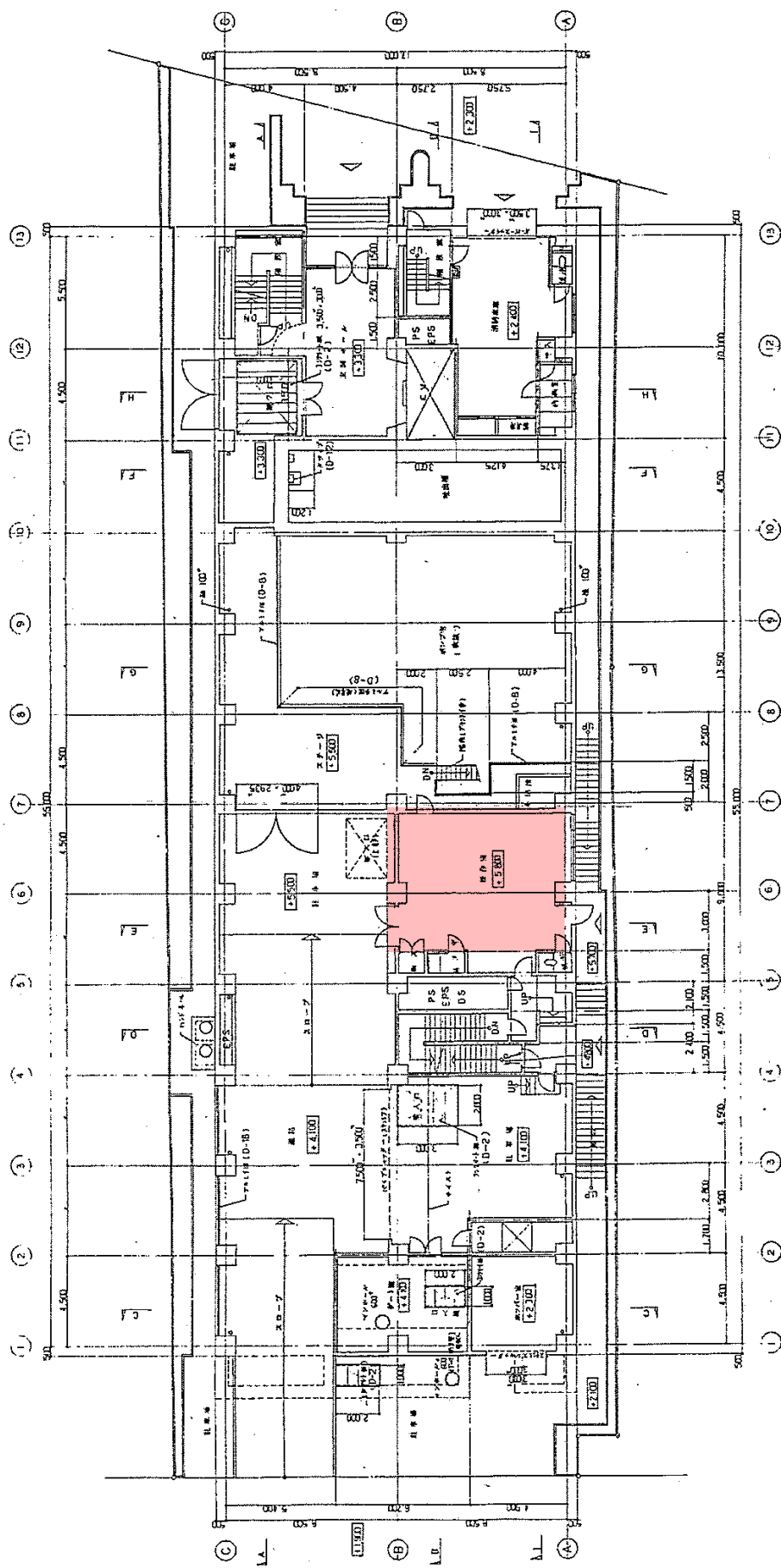
中部茂里町第2雨水排水ポンプ場2F平面図 No Scale

履行範囲



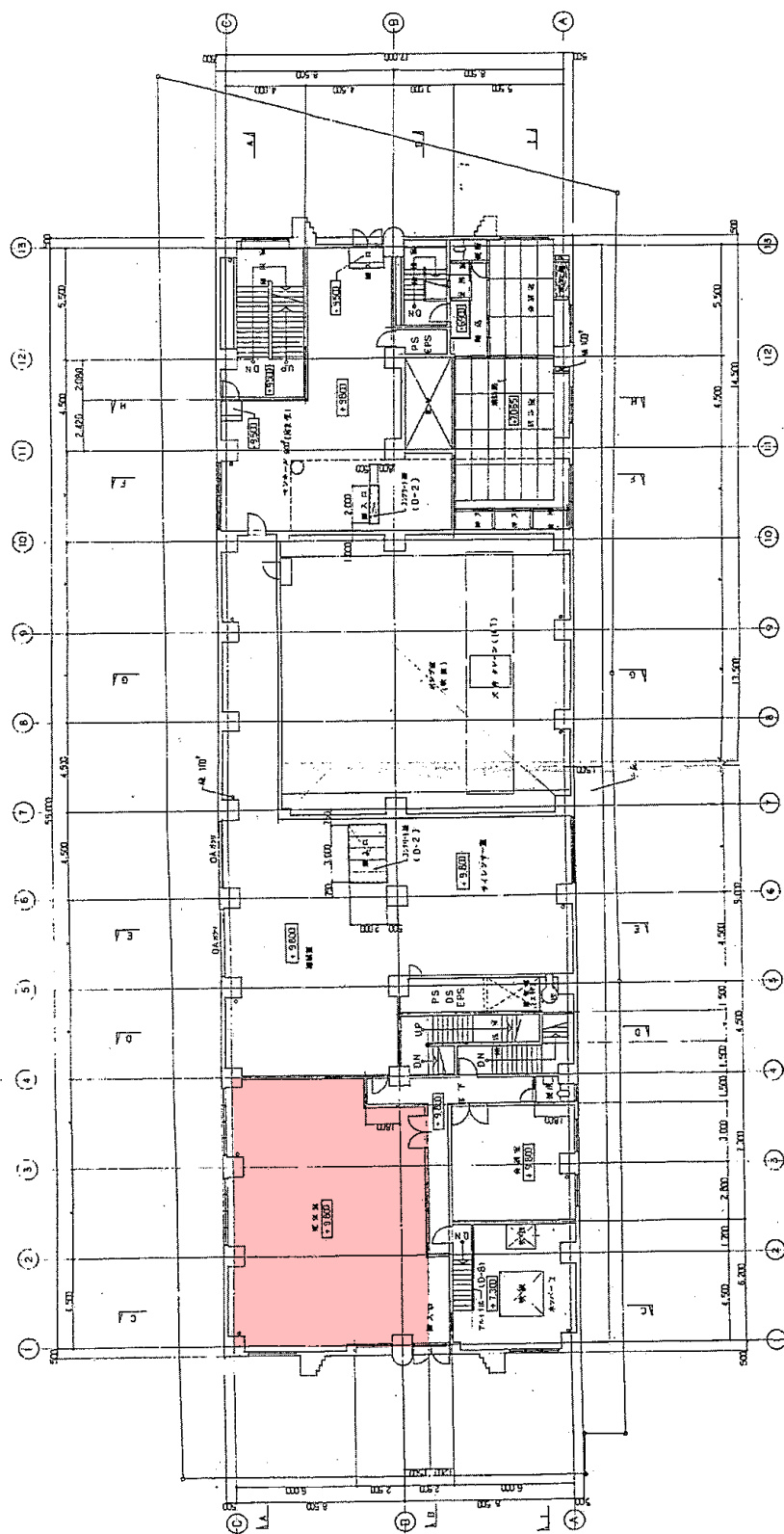
履行範囲

中部茂里町第2雨水排水ポンプ場3階平面図 No Scale



履行範囲

中部新地雨水排水ポンプ場1階平面図 No Scale



履行範囲

中部新地雨水排水ポンプ場2階平面図 No Scale

(20) 雨水排水ポンプ場ほか樹木管理業務

仕 様 書

ア 実 施 年 度

令和8年度、令和9年度、令和10年度

イ 概 要

本業務は旧小江原下水処理場・旧小江原中継ポンプ場・中部茂里町第2雨水排水ポンプ場及び中部新地雨水排水ポンプ場の樹木管理業務を行うものである。

ウ 業 務 内 容

剪定、刈込み、除草、草刈り

(ア) 旧小江原下水処理場

a	除草(フェンス含む)	年2回(338㎡/回)	676㎡
---	------------	-------------	------

(イ) 旧小江原中継ポンプ場

a 高木管理

(a')	軽剪定(幹回り 60~90 cm)	マキの木	年1回	12本
------	-------------------	------	-----	-----

b 低木管理

(a')	軽剪定(高さ 0.5~1.3m)	平戸つつじ	年1回	8株
------	------------------	-------	-----	----

(b')	寄植え刈込	平戸つつじ	年1回	3.5㎡
------	-------	-------	-----	------

(c')	除草(フェンス含む)	年2回(290㎡/回)	580㎡	
------	------------	-------------	------	--

(ウ) 中部茂里町第2雨水排水ポンプ場(排水門脇2箇所)

a 高木管理

(a')	軽剪定(幹回り 30~59 cm)	椿ほか	年1回	7本
------	-------------------	-----	-----	----

	(幹回り 90~119 cm)	クス	年1回	2本
--	-----------------	----	-----	----

b 低木管理

(a')	軽剪定(高さ 2.0m)	年2回(32㎡/回)	64㎡	
------	--------------	------------	-----	--

(b')	除草	年2回(105㎡/回)	210㎡	
------	----	-------------	------	--

(エ) 中部新地雨水排水ポンプ場

a 高木管理

(a')	軽剪定(幹回り 60~90 cm)	クロガネモチ	年1回	2本
------	-------------------	--------	-----	----

b 低木管理

(a')	寄植え刈込(高さ 0.6m)	マメツゲ	年1回	16㎡
------	----------------	------	-----	-----

(b')	除草	年2回(28㎡/回)	56㎡	
------	----	------------	-----	--

エ 注 意 事 項

- (ア) 剪定・刈り込みにより発生する枝葉及び草刈の草は、長崎市戸石町３４番地２の東工場もしくは、長崎市神ノ島町３丁目５２６番地２３の西工場へ搬入すること。
- (イ) 道路及び水路沿いで作業を行う場合は、交通往来に注意し安全に十分配慮すること。
- (ウ) 草刈機（肩掛け）を使用する場合は、刈払機取扱作業者安全教育を修了したものが行うこと。
- (エ) 除草は枯葉、枯草の除去清掃を含む。
- (オ) 高所作業時等においては安全対策に特に留意し事故等が発生しないようにすること。
- (カ) 車道にかかる作業時は、バリケード、案内標識及び交通誘導員等を配置し交通対策に留意すること。
- (キ) 受注者は必要に応じてリスクアセスメントを実施し、作業員の安全管理を適切に行うこと。

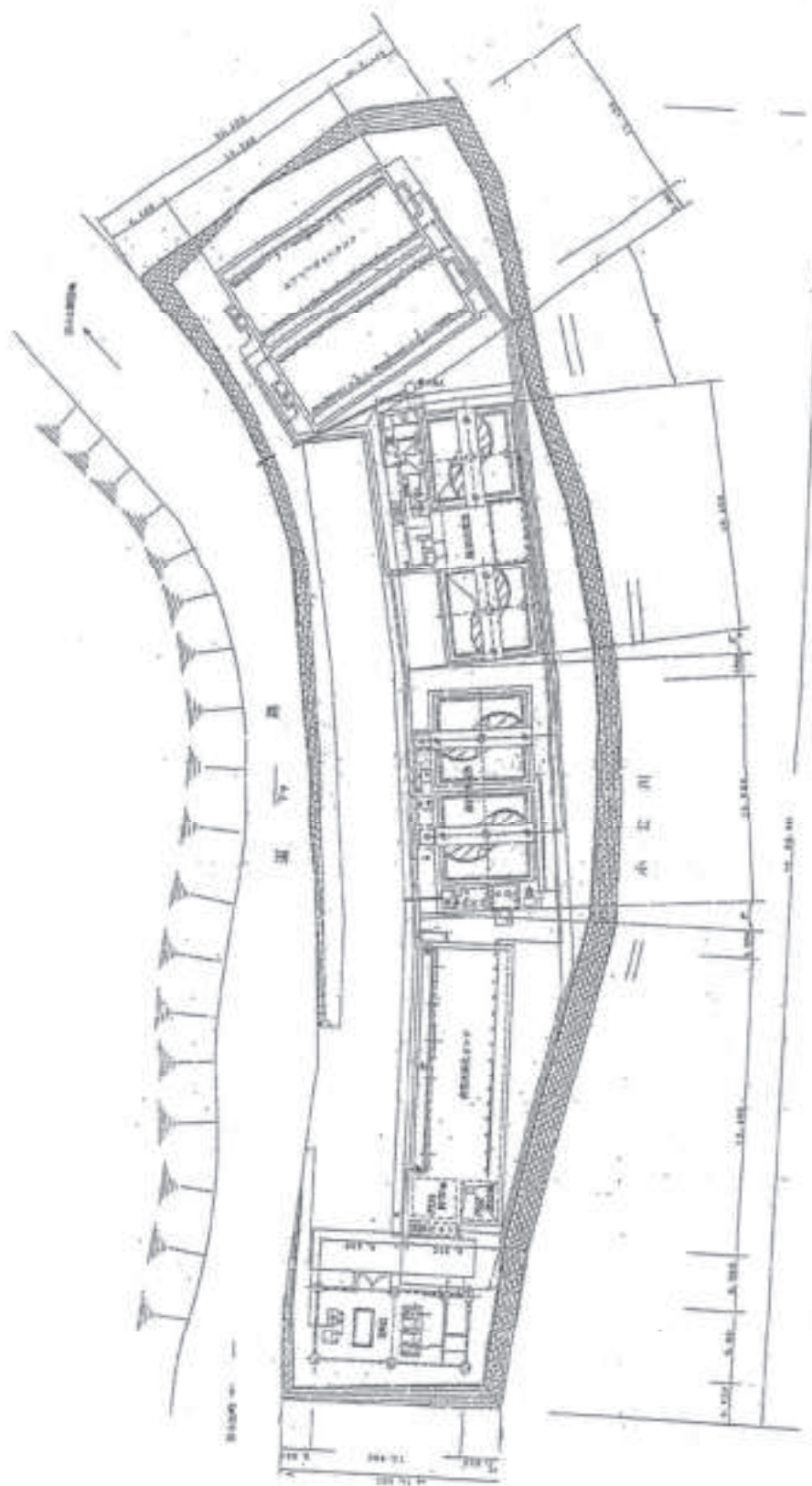
オ 提 出 書 類

- (ア) 工程表
- (イ) 作業報告書
- (ウ) 作業写真帳（着工前、作業中、完成を撮影すること）
- (エ) 一般廃棄物管理票のコピー

※上記電子データでの提出可

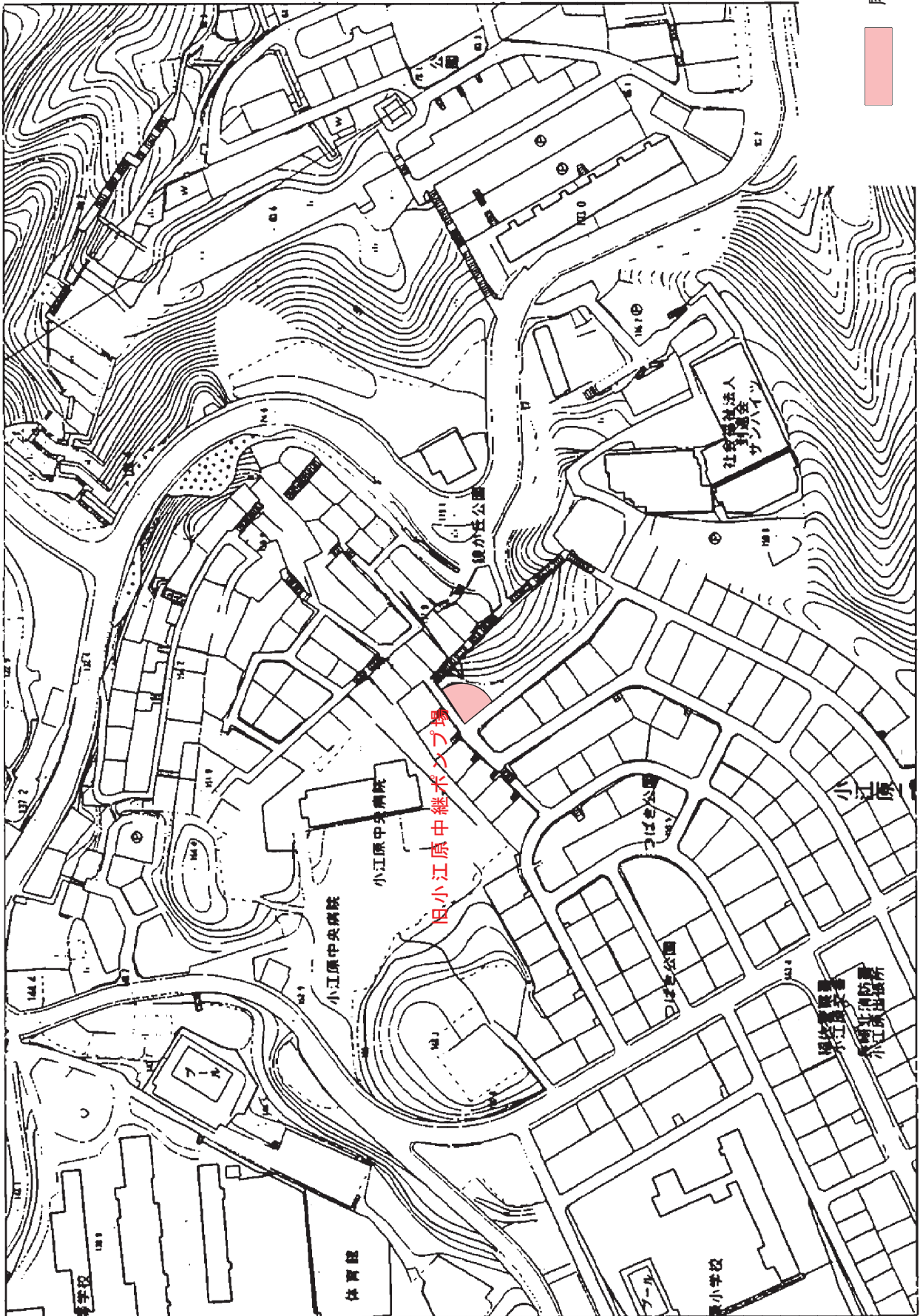
カ そ の 他

- (ア) 作業日時については、発注者と打ち合わせのうえ、決定すること。
- (イ) 受注者は作業に取り掛かる前に、安全管理を適切に行うこと。
- (ウ) 受注者の過失による損害・波及事故が生じた場合、受注者はその賠償の責めを負うこと。
- (エ) 作業にあたっては、発注者の指示に従うこと。
- (オ) この仕様書に定めていない事項について疑義が生じた場合は、相互に協議の上、決定するものとする。

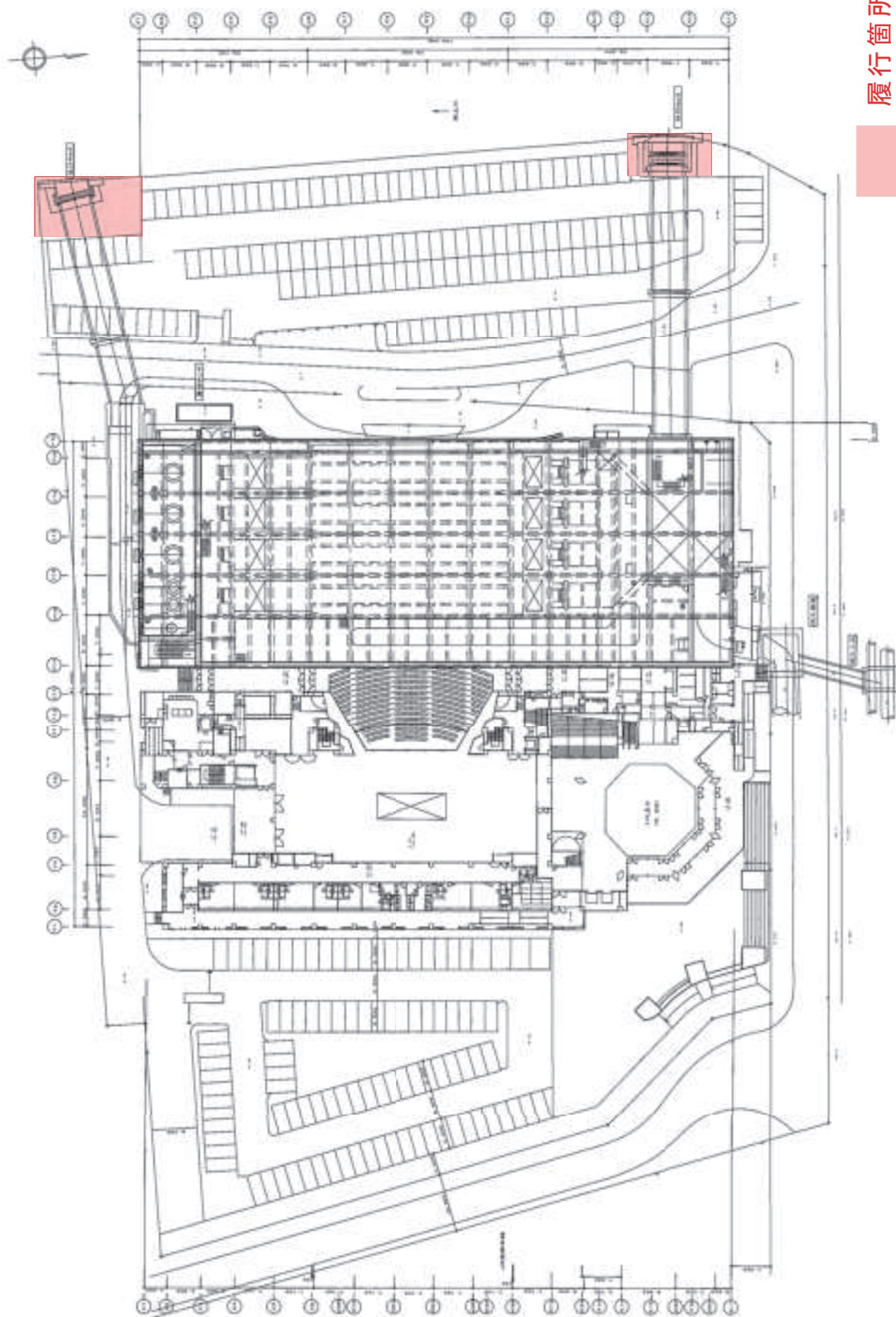


場内の除草を行うこと

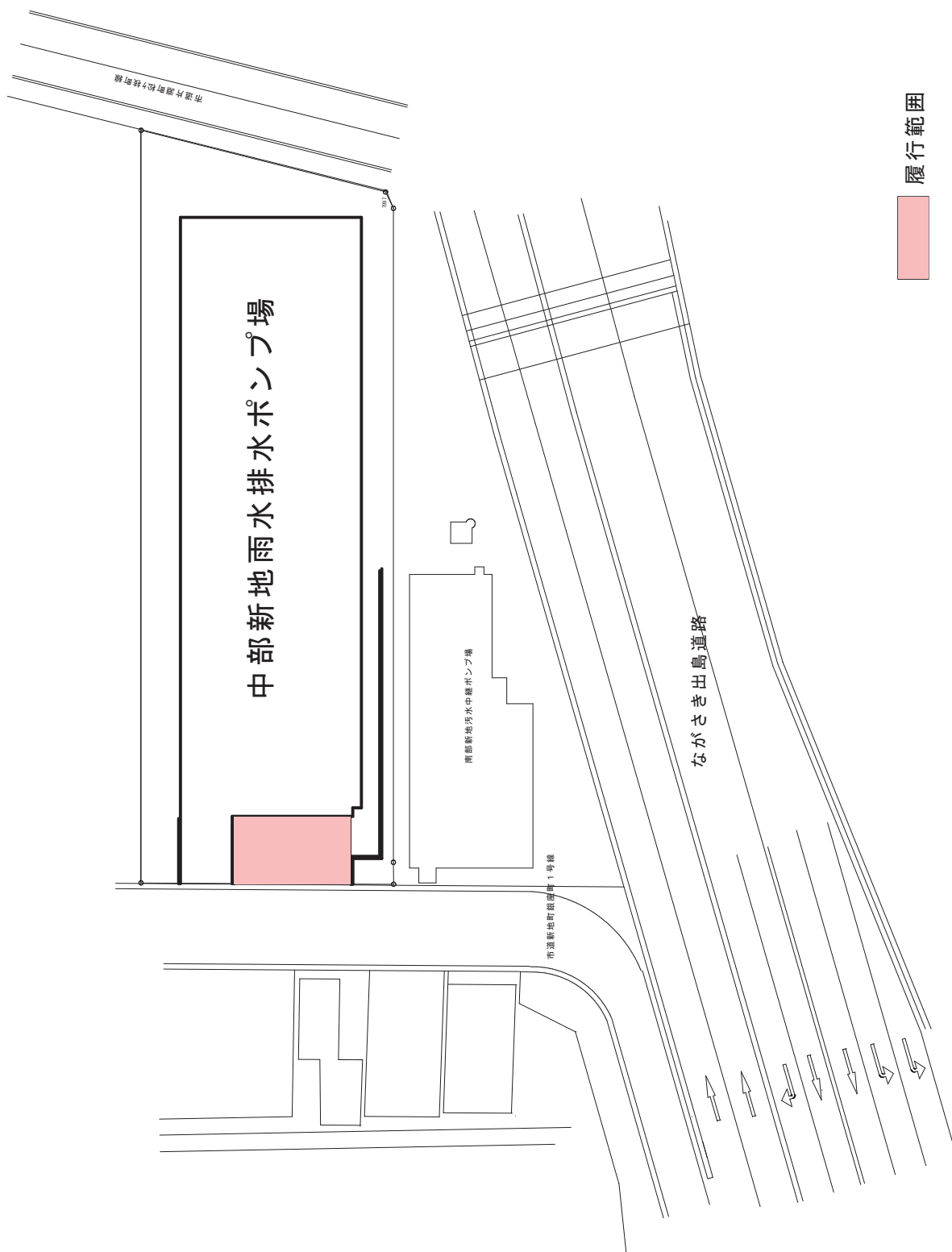
旧小江原下水処理場一般平面図 No Scale



旧小江原中継点につ場位置図 No Scale



履行箇所



中部新地雨水排水ポンプ場一般平面図 No Scale

(2 1) 雨水排水ポンプ場消防設備等点検業務

仕 様 書

ア 実 施 年 度

令和8年度、令和9年度、令和10年度

イ 概 要

本業務については、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき実施するものである。

ウ 業 務 内 容

- (ア) 中部茂里町第1雨水排水ポンプ場・中部茂里町第2雨水排水ポンプ場・川口町除塵機室及び中部新地雨水排水ポンプ場の消防設備を点検するものとし、対象機器明細は機器一覧表による。
- (イ) 点検は、年2回行うものとする。（7月、1月）
- (ウ) 消防訓練（消火器の取扱方法等）を年1回行うものとする。
- (エ) 不良又は劣化部品交換については、発注者と別途協議を行うものとする。

エ 注 意 事 項

- (ア) 業務は、設備の機能保持のため、消防法、その他関係法令の定めるところに従い、誠実に行うこと。（点検の種類は、平成16年5月31日消防庁告示第9号の定めによる）
- (イ) 点検に誤報等の対応については、迅速に行うこと。また、施設の運転に支障をきたすことのないよう留意すること。
- (ウ) 業務遂行においては、ヘルメットを着用するなど安全面に十分配慮すること。
- (エ) 受注者は必要に応じてリスクアセスメントを実施し、作業員の安全管理を適切に行うこと。

オ 提 出 書 類

- (ア) 工程表 1部
- (イ) 消防用設備等点検結果報告書 1部
(消防署報告書提出時は紙媒体で2部（正副）提出すること)
- (ウ) 作業写真帳（着工前、作業中、完成を撮影すること） 1部
※上記、電子データにて提出可

カ その他

- (ア) 消防署への報告書を提出すること。
- (イ) 消火器放出訓練を実施すること。（年1回、放出試験時に行うこと）
- (ウ) 作業日時については、発注者と打ち合わせのうえ、決定すること。
- (エ) 受注者の過失による損害・波及事故が生じた場合、受注者はその賠償の責めを負

うこと。

(オ) 作業にあたっては、発注者の指示に従うこと。

(カ) この仕様書に定めていない事項について疑義が生じた場合は、相互に協議の上、決定するものとする。

機器一覧表

ア 中部茂里町第2雨水排水ポンプ場

(ア) 消火器点検

種 別		数 量	前期	後期
小型消火器	ABC 粉末	35本	1回	1回
車載消火器	ABC 粉末	2台	1回	1回

全数外観点検の上、機能点検については加圧式の消火器については製造年から3年を越え8年以下、蓄圧式の消火器については製造年から5年を越え10年以下のものから毎回10%以上抽出し、実施するものとし、その50%以上については放出試験行い、薬剤詰替え又は新品と取替えることとする。なお、放出試験は加圧式を優先的に行うこと。

また、製造年から8年を超えるものについては、放出試験後新品と取替えること。新品に取替える際は蓄圧式とすること。

(イ) 屋内消火栓設備点検

種 別		数 量	外観・機能点検	総合点検 (外観・機能点検含む)
加圧送水装置	ポンプ・モータ	1組	1回	1回
操作盤		1面	1回	1回
消火栓箱	1号消火栓	5基	1回	1回
	ホース耐圧(10年超)	8本	—	新規取換
連動試験		1式	—	1回

(ウ) 自動火災報知設備点検

種 別		数 量	外観・機能点検	総合点検 (外観・機能点検含む)
受信機	P型1級 22回線	1台	1回	1回

定温式スポット型感知器		79個	1回	1回
光電式煙感知器		75個	1回	1回
発信器	P型1級	8個	1回	1回
音響装置		8個	1回	1回

(エ) 非常放送設備点検

種 別		数 量	外観・機能点検	総合点検 (外観・機能点検含む)
非常放送設備	アンプ240W	1台	1回	1回
スピーカー		60個	1回	1回

(オ) 誘導灯点検

種 別		数 量	外観・機能点検	総合点検 (外観・機能点検含む)
誘導灯	C級	58台	1回	1回
誘導標識		1台		

(カ) 自家発電設備

種 別		数 量	外観・機能点検	総合点検 (外観・機能点検含む)
自家発電設備	1500kVA	2台	1回	1回

イ 中部茂里町第1雨水排水ポンプ場・川口町除塵機室

(ア) 消火器点検

種 別		数 量	前期	後期
小型消火器	ABC粉末	5本	1回	1回

全数外観点検の上、機能点検については加圧式の消火器については製造年から3年を越え8年以下、蓄圧式の消火器については製造年から5年を越え10年以下のものから毎回10%以上抽出し、実施するものとし、その50%以上については放出試験行い、薬剤詰替え又は新品と取替えることとする。なお、放出試験

は加圧式を優先的に行うこと。

また、製造年から8年を超えるものについては、放出試験後新品と取替えること。

新品に取替える際は蓄圧式とすること。

(イ) 誘導灯点検

種 別		数 量	外観・機能点検	総合点検 (外観・機能点検含む)
誘導灯	小型	3 台	1 回	1 回

※ 数量内訳 (第1雨水 3 台)

エ 中部新地雨水排水ポンプ場

(ア) 消火器点検

種 別		数 量	前期	後期
小型消火器	ABC 粉末	1 7 本	1 回	1 回

全数外観点検の上、機能点検については加圧式の消火器については製造年から3年を越え8年以下、蓄圧式の消火器については製造年から5年を越え10年以下のものから毎回10%以上抽出し、実施するものとし、その50%以上については放出試験行い、薬剤詰替え又は新品と取替えることとする。なお、放出試験は加圧式を優先的に行うこと。

また、製造年から8年を超えるものについては、放出試験後新品と取替えること。新品に取替える際は蓄圧式とすること。

(イ) 屋内消火栓設備点検

種 別		数 量	外観・機能点検	総合点検回数 (外観・機能点検含む)
加圧送水装置	ポンプ・モータ	1 組	1 回	1 回
操作盤		1 面	1 回	1 回
消火栓箱	1 号消火栓	7 基	1 回	1 回
	ホース耐圧(10 年超)	1 4 本	—	新規取換
連動試験		1 式	—	1 回

(ウ) 自動火災報知設備

種 別		数 量	外観・機能点検	総合点検回数 (外観・機能点検含む)
受信機	P型1級 14回線	1台	1回	1回
差動式スポット型感知器		48個	1回	1回
定温式スポット型感知器		14個	1回	1回
光電式煙感知器		44個	1回	1回
発信器	P型1級	7個	1回	1回
音響設備		9個	1回	1回

(エ) 防火・防排煙設備点検

種 別		数 量	外観・機能点検	総合点検回数 (外観・機能点検含む)
連動操作盤	1回線	1面	1回	1回
排煙口		1個	1回	1回
防火ダンパー		2台	1回	1回

(オ) 誘導灯点検

種 別		数 量	外観・機能点検	総合点検回数 (外観・機能点検含む)
誘導灯	B級	3台	1回	1回
	C級	21台		

(カ) 自家発電設備点検

種 別		数 量	外観・機能点検	総合点検回数 (外観・機能点検含む)
自家発電設備	375kVA	1台	1回	1回

消火器設置一覧表

●:新規更新

施設名	No.	設置階	設置場所	製造年	種別(粉末)	令和8年度	令和9年度	令和10年度
中部茂里町第2雨水排水ポンプ場	27	2階	受変電室	2018	10(蓄)			●
	32	3階	電気室	2018	10(蓄)			●
	37	3階	北側脱臭機室内	2018	10(蓄)			●
中部茂里町第1雨水排水ポンプ場	4	1階	出入口	2018	10(蓄)			●
中部新地雨水排水ポンプ場	1	地下1階	消火ポンプ室	2018	4(蓄)			●
	5	地下1階	沈砂池室	2016	6(蓄)	●		
	9	1階	主ポンプ室	2018	10(蓄)			●
	10	2階	高置水槽室	2018	4(蓄)			●
	12	2階	換気ファン室	2017	4(蓄)		●	

(22) 中部茂里町第2雨水排水ポンプ場

地下貯蔵タンク漏洩検査業務

仕 様 書

ア 実 施 年 度

令和8年度、令和9年度、令和10年度

イ 概 要

本業務は、消防法（昭和23年法律第186号）第14条の3の2の規定により、中部茂里町第2雨水排水ポンプ場に設置されている地下タンクおよび地下埋設配管の、漏えい検査を実施するものである。

ウ 業 務 内 容

(ア) 地下タンク概要（添付図参照）

a 中部茂里町第2雨水排水ポンプ場設置

用途	容量(種類)	基数
自家発用	20KL(A重油)	1基

(イ) 検査方法

対象設備	検査方法
地下タンク、通気管、戻り管、注油管	微減圧法又は微加圧法
吸引管	加圧法又は微加圧法
地下タンク液相部	聴音漏洩検査及び水位変動試験（両方の試験が必要な場合有）

エ 提 出 書 類

(ア) 工程表

(イ) 作業報告書

(ウ) 作業写真帳（着工前、作業中、完成を撮影すること）

※上記、電子データにて提出可

オ そ の 他

(ア) 作業日時については、発注者と打ち合わせのうえ、決定すること。

(イ) 受注者は必要に応じてリスクアセスメントを実施し、作業員の安全管理を適切に行うこと。

- (ウ) 受注者の過失による損害・波及事故が生じた場合、受注者はその賠償の責めを負うこと。
- (エ) 作業にあたっては、発注者の指示に従うこと。
- (オ) この仕様書に定めていない事項について疑義が生じた場合は、相互に協議の上、決定するものとする。

(23) 雨水排水ポンプ場工業計器点検業務

仕 様 書

ア 実 施 年 度

令和8年度、令和9年度、令和10年度

イ 概 要

本業務は、中部茂里町第1雨水排水ポンプ場（川口町除塵機室含む）、中部茂里町第2雨水排水ポンプ場及び中部新地雨水排水ポンプ場に設置されている工業計器の点検・校正を行うものである。

ウ 業 務 内 容

- (ア) 工業計器点検対象機器・内容は表1～3によるものとする。
- (イ) 表1～3により、単体試験及びループ試験を行うものとする。点検対象機器全てをチェックする。
- (ウ) DC 1～5V 又は DC 4～20mA 入力により0, 25, 50, 75, 100%（標準）入力時の出力値を測定する。（標準に依りがたい時は、0, 100%を除き任意2ポイント以上とする。）ループ内に警報設定器がある場合は、その動作も確認する。

エ 注 意 事 項

- (ア) 作業に伴う運転機器切替や停止の養生は、施設維持管理者が実施する。なお、発注者と連絡を密にし、雨水排水ポンプ場運転に支障ないように努めること。
- (イ) 稼働中の機器停止については、事前に発注者と協議し、雨水排水ポンプ場各設備の運転に支障を及ぼさないようにすること。
- (ウ) 保守点検が完了したら機器が正常に運転されていることを確認すること。
- (エ) 機器点検及びループ試験については、メーカーまたはその系列の保守を受け持つ業者のもとに施行し、性能保証を行うこと。
- (オ) 受注者は必要に応じてリスクアセスメントを実施し、作業員の安全管理を適切に行うこと。

オ 提 出 書 類

- (ア) 工程表
 - (イ) 作業報告書
 - (ウ) 作業写真帳（着工前、作業中、完成を撮影すること）
- ※上記、電子データにて提出可。

カ そ の 他

- (ア) 作業日時については、発注者と打ち合わせのうえ、決定すること。
- (イ) 受注者の過失による損害・波及事故が生じた場合、受注者はその賠償の責めを負うこと。
- (ウ) 作業にあたっては、発注者の指示に従うこと。
- (エ) この仕様書に定めていない事項について疑義が生じた場合は、相互に協議の上、決定するものとする。

表1. 対象計器(中部茂里町第1雨水排水ポンプ場分)

No.	ループ名称	計器形式					点検対象年		
		目盛	発信器 検出器	変換器	指示計・操作器 (現場)	演算器・警報設定器・操作器・その他	R8	R9	R10
1	川口町除塵機上流水位	-0.7~1.5 m	LUR-A-LM5A	VC-34IC	SR37×2	警報計VA-34SC×2、電源箱X-EVS-303B	○		
1	第1雨水排水ポンプ場浦上川河川水位	-1.5~2.5 m	LUR-A-LM5F	VC-34IC	SR37	電源箱X-EVS-303B×3			○
2	第1雨水排水ポンプ場吸水槽水位	-4.0~2.0 m	SUN62-NNNA	VC-34IC	SR36×2	警報計VA-33-2×2、電源箱X-EVS-303A	○	○	○
3	第1雨水排水ポンプ場3号雨水ポンプ吐出弁開度	0~100 %		VC-34IC	SR36×2				○

点検作業内容表

No.	点検機器名	型式	台数	点検作業項目
1	水位計	LUR-A-LM5A SUN62-NNNA LUR-A-LM5F	1 1 1	内外観目視点検 模擬入力(実圧)による出力単体調整 ベロフラム交換(点検対象年度にて◎表示の機器が対象)
2	指示計	SR36 SR37	4 3	外観目視点検 目盛校正試験(3点以上確認すること)
3	警報計	VA-34SC VA-33-2	2 2	外観目視点検 基板及び接続部の点検 電源電圧測定 警報試験
4	電源箱	X-EVS-303B X-EVS-303A	4 1	外観目視点検 接続部の点検

《作業内容》

- ・上記機器の単体試験及びループ試験を行うものとする。
- ・ループ末端よりDC1~5VまたはDC4~20mA入力信号を入力し、出力値を測定する。
- ・ループ試験機器が判るよう写真は撮ること。(機器に印を付ける等)

表2. 対象計器(中部茂里町第2雨水排水ポンプ場分)

No.	ループ名称	目盛	計器形式			点検対象年		
			発信器 検出器	変換器	指示計・操作器 (現場)	演算器・警報設定器・操作器・その他	R8	R9 R10
1	地下燃料タンク油量	0~22	ELL-2-G	DL-831	LM-110×2	アイレ-タQX758IR、警報設定器QC7711R×2		
2	湧上川水位	-2.1~3.8	TPm	PSB-130A		警報設定器QC7711R		○
3	流入(川口町)水位	-0.6~1.5	TPm			警報設定器QC7711R		◎
3	No.1着水井水位	-7.8~4.3	SL-710C	PSB-130A	LM-110	警報設定器QC7711R×8	○	◎
4	No.2着水井水位		SL-710C	PSB-130A	LM-110	警報設定器QC7711R×3	○	◎
5	No.1着水井流出ゲート開度	0~3m 0~100%			LM-110	警報設定器QC7711R×3	○	
4	No.2着水井流出ゲート開度	0~3m 0~100%			LM-110×2	警報設定器QC7711R	○	
5	合流井水位	-7.8~4.3	TPm	PSB-130A		警報設定器QC7711R	◎	
6	処理水槽水位	0.2~4.8	m	DP753L		デジタル-タQD7531R、警報設定器QC7711R×2	○	
7	No.1ポンプ井水位	-11.7~-3	TPm	PSB-130A	LM-110×7	アイレ-タQX758IR、警報設定器QC7711R×10	◎	○
6	No.2ポンプ井水位			PSB-130A		アイレ-タから上位はNo. 1と共通	○	◎
7	No.1主ポンプ吐出弁開度	0~100	%		LM-110		○	
10	No.2主ポンプ吐出弁開度	0~100	%		LM-110		○	
11	No.3主ポンプ吐出弁開度	0~100	%		LM-110		○	
12	No.4主ポンプ吐出弁開度	0~100	%		LM-110		○	
13	No.5主ポンプ吐出弁開度	0~100	%		LM-110		○	
14	冷却水槽水位	0.3~9.2	m	SL-710C	LM-110	警報設定器QC7711R×3		◎
8	吐出井水位	-1.2~3.8	TPm	SL-710C		警報設定器QC7711R	◎	
10	雨量強度	0~100	mm/h	B-061-00		アイレ-タQX758IR	○	○
11	雨量	0~50	mm	B-001-00		分周器Z993	○	○

点検作業内容表

No.	点検機器名	型式	台数	点検作業項目
1	水位計	SL-710C SL-130C SL-180C DP753L LM-110	6 1 1 1 20	内外観目視点検 模擬入力(実圧)による出力単体調整 ペロフラム交換(点検対象年度にて◎表示の機器が対象) ループ試験 外観目視点検 目盛校正試験(3点以上確認すること)
2	指示計			外観目視点検 基板及び接続部の点検 電源電圧測定 出力電流確認(3点以上確認すること)
3	アイソレータ	QX7581R	3	外観目視点検 基板及び接続部の点検 電源電圧測定 警報試験(3点以上確認すること)
4	警報設定器	QC7711	35	外観目視点検 基板及び接続部の点検 電源電圧測定 警報試験(3点以上確認すること) 警報試験
5	雨量強度計 雨量計 雨量計 油量計	B-061-00 B-001-00 ELL-2-G	1 1 1	検出器内外目視点検 検出器清掃 変換器出力からのループ試験 実動作確認

《作業内容》

- ・上記機器の単体試験及びループ試験を行うものとする。
- ・ループ末端よりDC1~5VまたはDC4~20mA入力信号を入力し、出力値を測定する。
- ・ループ試験機器が判るよう写真は撮ること。(機器に印を付ける等)

表3. 対象計器 (中部新地雨水排水ポンプ場分)

No.	ループ名称	計器形式				点検対象年		
		目盛	発信器 検出器	指示計・操作器 (現場)	演算器・警報設定器・操作器・その他	R8	R9	R10
1	沈砂池流入渠水位発信器	0~7500 mmH2O	SL-120C	DVF-11B、DEF-100T	アイソレータSISD-100 * A/TB	○	○	○
2	ポンプ井水位差圧発信器	0~5000 mmH2O	UNE11-SHS * B/TBS/SSB			○	○	○
3	ポンプ井水位超音波発信器	6.28~1.28 TPm	VEGASON53V	DEF-100T	アイソレータSISD-100 * A/TB	○	○	○
4	冷却水槽水位発信器	0~5500 mmH2O	SL-120C	DVF-11B	アイソレータSISD-100 * A/TB	○	○	◎
5	吐出槽水位発信器	0~7000 mmH2O	UNE21-SHSJ1 * B/TBS/SSB	DEF-100T	アイソレータSISD-100 * A/TB	○	○	○
6	主ポンプ排水流量指示調節計	0~7 m	SLPC-251 * E/UPR/MTS/LH	DEF-100T	アイソレータSISD-100 * A/TB、 積算演算器SIND-100 * A/TB、記録計4156-1 00-12		○	○
7	雨量計	0~100 mm	B-011-10	DEF-100T	アイソレータSISD-100 * A/TB	○		
8	降雨強度計	0~100 mm/h	B-061-10	DEF-100T	アイソレータSISD-100 * A/TB	○		
9	重油タンク液面計	0~8000 L	ELL-81100-G	DVF-11B×2、DEF-100T		○		
10	警報設定器 (設置9台)				SKYD-200 * A/TB	○	○	○

点検作業内容表

No.	点検機器名	型式	台数	点検作業項目
1	水位計、液面計	SL-120C UNE-11SHS * B/TBS/SSB VEGASON53V UNE21-SHSJ1 * B/TBS/SSB ELL-81100-G	1 1 1 1 1	内外観目視点検 模擬入力(実圧)による出力単体調整 ペロフラム交換(沈砂池流入渠水位発信器) ループ試験
2	指示計	DVF-11B DEF-100T	4 7	外観目視点検 目盛校正試験(3点以上確認すること)
3	アイソレータ 積算演算器 記録計	SISD-100 * A/TB SIND-100 * A/TB 4156-100-12	7 1 1	外観目視点検 基板及び接続部の点検 電源電圧測定 出力電流確認(3点以上確認すること)
4	警報設定器	SKYD-200 * A/TB	9	外観目視点検 基板及び接続部の点検 電源電圧測定 警報試験(3点以上確認すること) 警報試験
5	雨量強度計 雨量計	B-011-00 B-061-00	1 1	検出器内外目視点検 検出器清掃 変換器出力からのループ試験 実動作確認

《作業内容》

- ・上記機器の単体試験及びループ試験を行うものとする。
- ・ループ末端よりDC1~5VまたはDC4~20mA入力信号を入力し、出力値を測定する。
- ・ループ試験機器が判るよう写真は撮ること。(機器に印を付ける等)

(24) 中部茂里町第2雨水排水ポンプ場し渣選別・運搬業務

仕 様 書

ア 実 施 年 度

令和8年度、令和9年度、令和10年度

イ 概 要

本委託は、中部茂里町第2雨水排水ポンプ場に於いて発生したし渣を可燃物、資源物及び不燃物にポンプ場内で選別し、車両（オ 注意事項（カ））で回収・運搬し、以下施設に搬入処分するものである。

ウ 搬 入 場 所

（可燃物）

東工場（長崎市戸石町34番地2） 又は 西工場（長崎市神ノ島町3丁目526番地23）

（資源物・不燃物）

三京クリーンランド（長崎市三京町43番地4）

エ 業 務 内 容

委託の対象となるし渣は一般廃棄物であり、発生量は、以下のとおりである。

- ・し渣 約25m³

- ・発生したし渣を雨水排水ポンプ場内で可燃物（長いものは100cm以下に裁断）、資源物（中身は空にして、汚れているものは軽くすすぐ）、不燃物に選別後、袋詰め又は容器詰めし車両で回収・運搬する。なお、運搬日については、受注者と協議のうえ定めるが、運搬可能日は月曜日～金曜日とする。

なお、搬入の際に必要な処分手数料については、本業務に含む。

オ 注 意 事 項

（ア）受注者は必要に応じてリスクアセスメントを実施し、作業員の安全管理を適切に行うこと。

（イ）電動ホイストの使用については施設維持管理業者と協議すること。

（ウ）し渣選別時及び積込み時には手袋・マスク等を着用し、安全作業に留意すること。

（エ）し渣選別、搬出に際し、ポンプ場の運転操作に支障が無いように留意すること。特に当該雨水排水ポンプ場では、搬出日が限られてくるため発注者と綿密に打合せを行うこと。

（オ）し渣搬出に際し、ポンプ場施設の保全及び環境の美化に努めること。

（カ）運搬用の車両はパッカー車・ダンプ車等とし、荷台にシートを掛ける等搬出・搬入時及び運搬途中において、道路にし渣が散乱することが無いよう十分留意すること。

（キ）搬出・搬入時及び運搬途中において、悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

（ク）し渣搬入においては東工場、西工場及び三京クリーンランドのごみピットに投入することとし、ステージ上に散乱したし渣等については確実にピットに掃き入れるなど環境の美化に務めること。

（ケ）し渣搬入に際し、東工場、西工場及び三京クリーンランドの施設の保全及び業務に支障が無いように留意すること。

（コ）搬出時に搬入する東工場、西工場及び三京クリーンランドにおいて計量することと

し、計量伝票を提出するものとする。

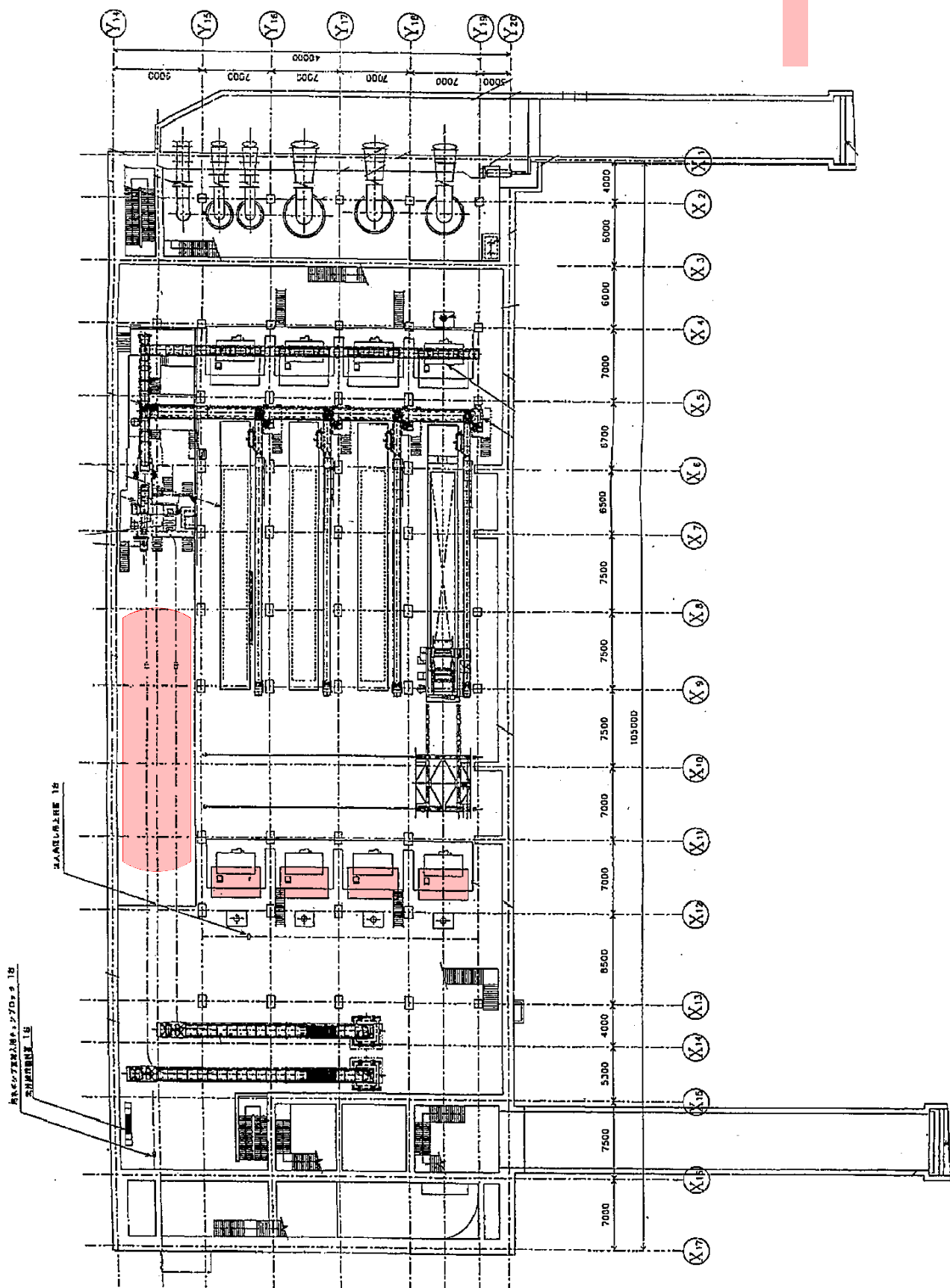
- (サ) 本委託による東工場、西工場及び三京クリーンランドの搬入車両は、当該洗車場を使用できないため留意すること。

カ 提 出 書 類

- (ア) 工程表
- (イ) 作業報告書
- (ウ) 作業写真帳（着工前、作業中、完成を撮影すること。）

キ そ の 他

- (ア) 作業日時については、発注者と打ち合わせのうえ、決定すること。
- (イ) 受注者の過失による損害・波及事故が生じた場合、受注者はその賠償の責めを負うこと。
- (ウ) 作業にあたっては、発注者の指示に従うこと。
- (エ) この仕様書に定めていない事項について疑義が生じた場合は、相互に協議の上、決定するものとする。



選別範囲

中部茂里町第2雨水排水ポンプ場地下1階平面図 No Scale

(25) 中部新地雨水排水ポンプ場沈砂池清掃業務

仕 様 書

ア 実 施 年 度

令和8年度、令和10年度

イ 概 要

本業務は、中部新地雨水排水ポンプ場の沈砂池の清掃を行うものである。

ウ 業 務 内 容

沈砂池の底部に滞留した堆積物（約7 m³）を人力及び強力吸引車にて除去し、吸引した堆積物を西部下水処理場の指定する箇所まで搬出する。※ 添付図面参照

エ 注 意 事 項

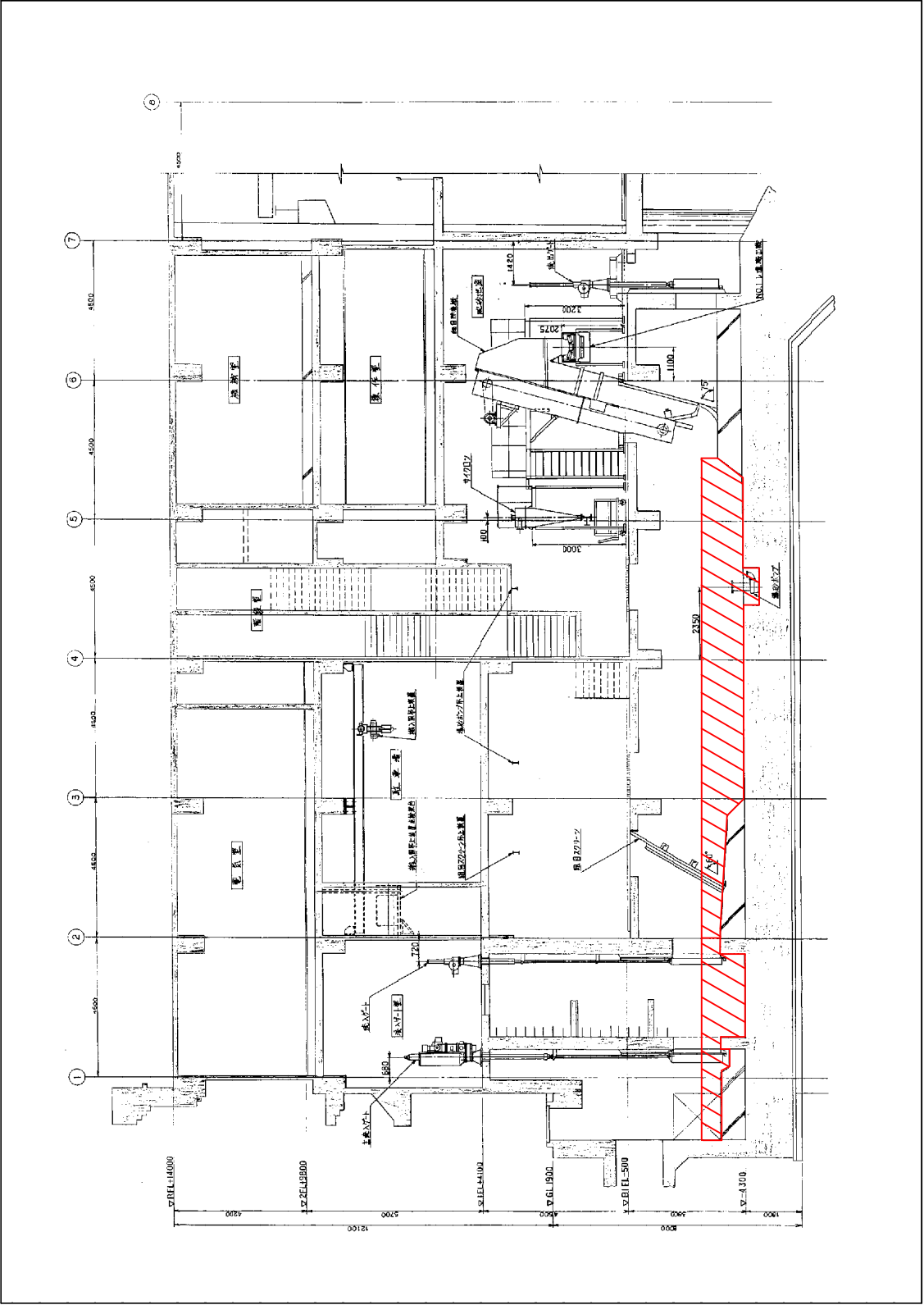
- (ア) 作業を行う際は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習（第二種酸素欠乏危険作業主任者技能講習）修了者から酸素欠乏危険作業主任者を定め、酸素濃度及び有害ガス（硫化水素、一酸化炭素）を測定・記録し、安全のためエアラインマスクを着用の上作業を行うこと。
- (イ) 受注者は必要に応じてリスクアセスメントを実施し、作業員の安全管理を適切に行うこと。
- (ウ) ランタンフェスティバル期間中とその前後1週間は作業を行わないこと。

オ 提 出 書 類

- (ア) 工程表
(酸素欠乏危険作業主任者の技能講習修了証（写し）を添付すること。)
- (イ) 作業報告書
- (ウ) 作業写真帳（着工前、作業中、完成を撮影すること。)
- (エ) 酸素濃度・有毒ガス測定記録表
※上記電子データでの提出可

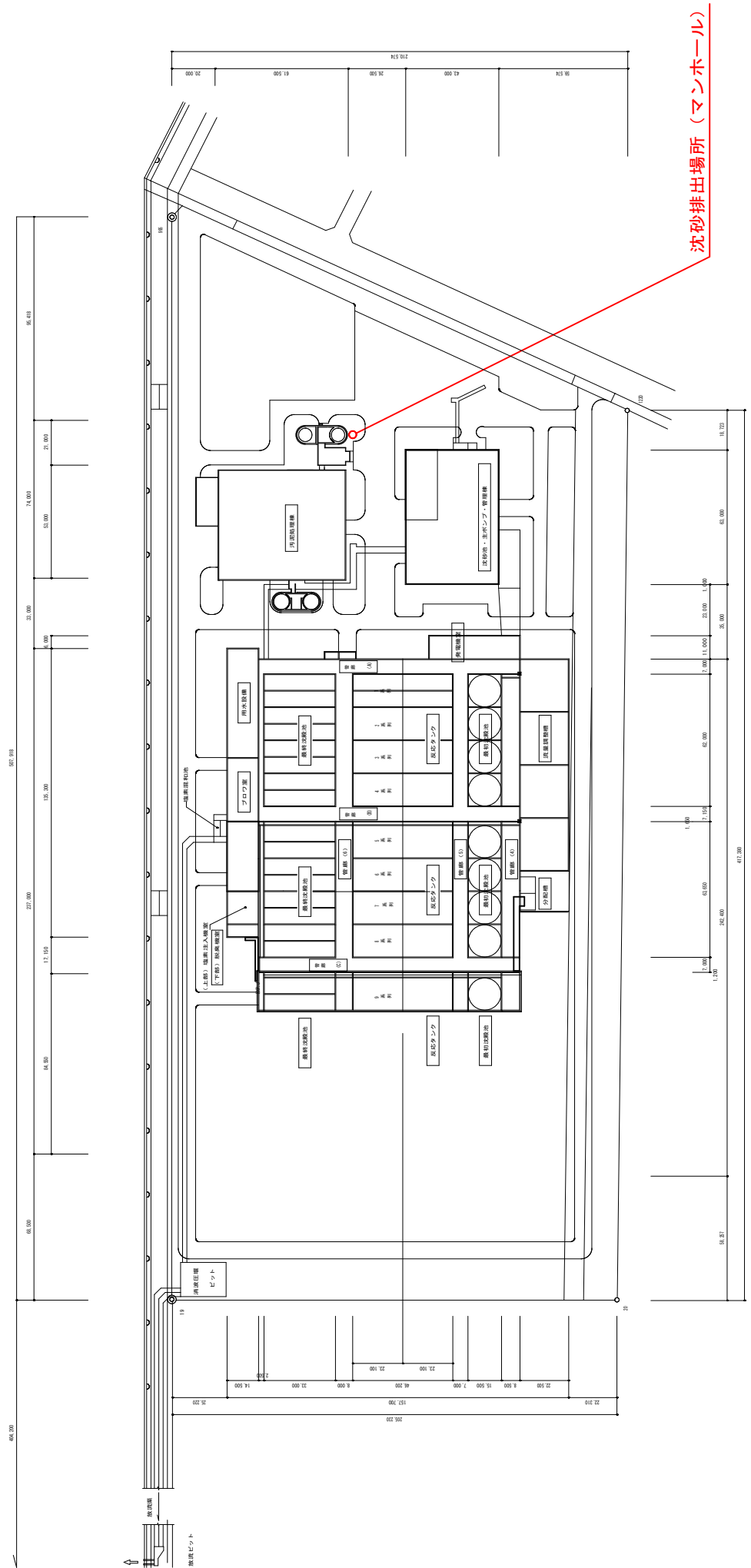
カ そ の 他

- (ア) 作業日時については、発注者と打ち合わせのうえ、決定すること。
- (イ) 受注者の過失による損害・波及事故が生じた場合、受注者はその賠償の責めを負うこと。
- (ウ) 作業にあたっては、発注者の指示に従うこと。
- (エ) この仕様書に定めていない事項について疑義が生じた場合は、相互に協議の上、決定するものとする。



清掃箇所

A-A断面図



西部下水処理場一般平面図

(26) 雨水排水ポンプ場自家用電気工作物保安管理業務

仕 様 書

ア 履 行 期 間

令和8年2月1日から令和11年1月31日まで

イ 概 要

本業務は、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条第2項の規定及び長崎市上下水道局電気工作物保安規程第30条に基づき、下記施設の自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を行うものである。

ウ 業 務 内 容

(ア) 施設名称、所在地及び設備内容

a 中部茂里町第1雨水排水ポンプ場	長崎市茂里町3番9号
受電（低圧動力）	43kW
非常用発電機（低圧：定格容量）	60kVA
b 中部茂里町第2雨水排水ポンプ場	長崎市茂里町14番1号
受電（高圧：設備容量）	2,844kVA
非常用発電機（高圧：定格容量）	1,500kVA×2
c 中部新地雨水排水ポンプ場	長崎市新地町6番55号
受電（高圧：設備容量）	400kVA
非常用発電機（低圧：定格容量）	375kVA

※詳細は、各施設の単線結線図を参照のこと。

(イ) 点検

a 月次点検 毎月1回

（ただし、中部茂里町第1雨水排水ポンプ場については、隔月1回）

主として施設の運転中に支障なくできる点検、測定及び試験で、引込設備、受電設備、受・配電盤、接地、構造物（金属製外箱等）、発電装置、蓄電池設備及び負荷設備を対象とする。

- ・外観点検（異音、異臭、損傷、変色、発熱、汚損等の有無。電線と他物との離隔距離の適否。器具、配線の取付状況。計器の動作状況確認。）
- ・電圧、負荷電流測定及びB種接地の接地線に流れる漏洩電流測定
- ・非常用発電装置の試運転、運転状態確認
- ・その他必要な測定、試験

b 年次点検 年1回

主として受変電施設の運転を停止して行う精密な点検、測定及び試験で、各施設の下記に示す該当設置機器項目について行い、原則として月次点検も併せて行う。

- (a) 過電流継電器
 - ・ 最小動作特性
整定タップにて、測定すること。
 - ・ 動作時間特性
整定タップ、レバー10 及び整定値レバーにて 200%、300%、500%電流の動作時間を測定する。レバー10 は引込み用のみとする。
 - ・ 遮断器連動試験は整定タップの 200%、500%電流の動作時間を測定する。
 - ・ 外観検査及び絶縁測定
- (b) 過電圧（不足電圧）継電器試験
 - ・ 最小（最大）動作電圧
整定タップにて、測定すること。
 - ・ 動作時間特性
過電圧継電器は、整定タップの 120%、150%電圧の動作時間を測定する。
不足電圧継電器は、整定タップの 80%、40%、0%電圧の動作時間を測定する。
 - ・ 外観検査及び絶縁測定
- (c) 地絡方向継電器試験（低圧地絡過電流継電器含む）
 - ・ 最小動作電流（整定タップにて、測定する。）
 - ・ 動作時間特性（整定タップの 130%、400%電流の動作時間を測定する。）
 - ・ 位相特性（整定タップの 1000%電流の位相角を測定する。低圧地絡過電流継電器は無）
 - ・ 外観検査及び絶縁測定
- (d) 地絡電圧継電器試験
 - ・ 最小動作電圧（動作電圧、復帰電圧の測定）
 - ・ 動作時間特性（整定タップの動作時間を測定する。）
 - ・ 外観検査及び絶縁測定
- (e) 逆電力継電器試験
 - ・ 最小動作電流（整定タップにて、測定する。）
 - ・ 動作時間特性（整定タップの動作時間を測定する。）
 - ・ 外観検査及び絶縁測定
- (f) 接地抵抗測定
 - ・ 測定端子にて測定する。
- (g) 絶縁抵抗測定
 - ・ 高、低圧メガにて高圧ケーブル、高圧遮断器、高圧電路及び低圧負荷回路を測定する。
(高圧引き込みケーブルにおいては、ガードアース法を推奨する。)
- (h) 受配電盤内外部機器点検清掃
 - ・ 盤内機器の過熱変色等、ケーブル端子台の緩み、必要に応じ接触部に復活剤・保

護剤の塗布、目視及び増締め点検をする。

- ・盤内外点検においては、絶縁等に影響すると思われる埃汚れ等を掃除機、ウエス刷毛等により清掃を行う。

(i) 非常用発電装置の自動試験

- ・商用電源停電後の非常用発電装置の自動起動試験及び負荷運転を行い、商用電源復電後の非常用発電装置の自動停止試験

(j) 外観点検において、低圧施設のうち建屋屋上に引込設備がある箇所は、年に一度（年次点検時）昇降器具等を準備し、屋上に昇り目視点検する。

(k) 蓄電池設備のセルの電圧、電解液比重測定又は内部抵抗測定、温度測定

(l) その他必要な測定、試験

c 臨時点検 必要の都度

- ・施設の電気工作物に、事故又は故障の発生や発生するおそれの連絡を受けた場合、60分以内に現地に到達し保安業務従事者等が現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し、事故又は故障の状況に応じて臨時点検を行う。
- ・事故又は故障の原因が判明した場合は、保安業務従事者等が、同様の事故・故障を再発させないための対策について、発注者に指示又は助言を行う。
- ・その都度、事故・故障等の報告を文書にて行うこと。

(ウ) 法令に基づく立ち入り検査の立会いを行うこと。

(エ) 自家用電気工作物の設置又は変更、電気主任技術者の変更及び外部委託契約について、経済産業省九州経済産業局九州産業保安監督部長に対し申請書又は届出書の提出を必要とする場合における書類、又は図面の作成並びに届出、手続きを行うこと。

(オ) 自家用電気工作物の設置又は変更の工事については、必要に応じて設計の審査、法令に基づく工事期間中の点検、竣工検査、立会いを実施し必要な助言を行うこと。

エ 注 意 事 項

(ア) 管理業務実施者は、電気事業法施行規則に適合する者が行うものとする。

(イ) 管理業務を行う者は、第三種電気主任技術者以上の免状を有する者から電気主任技術者を選任すること。ただし、経済産業省九州経済産業局九州産業保安監督部長へ電気事業法施行規則第52条第2項の外部委託承認に係る書類を提出し承認を受けた場合は外部委託することができる。

(ウ) 下水道施設である中継ポンプ場等については、長崎市民の生命や財産を守る重要な役割を担っている施設であることを念頭に、その機能を損なうことがないように保安管理を行うものとする。

(エ) 履行期間中は地震、台風、大雨等の非常災害時および夜間、休日等に異常が発生した場合いつでも連絡及び措置がとれる体制を維持しておくこと。

(オ) 保安規程については、長崎市上下水道局電気工作物保安規程に準じて発注者と協議により決定するものとする。

(カ) 点検結果報告書は確認後、双方において3年間保存しておくものとする。

- (キ) 点検作業日時については、発注者と打ち合わせ後決定し、点検作業に伴う稼働中の機器の停止については、雨水排水ポンプ場等の各設備の運転に支障を及ぼさないようにすること。
- (ク) 受注者は必要に応じてリスクアセスメントを実施し、作業員の安全管理を適切に行うこと。

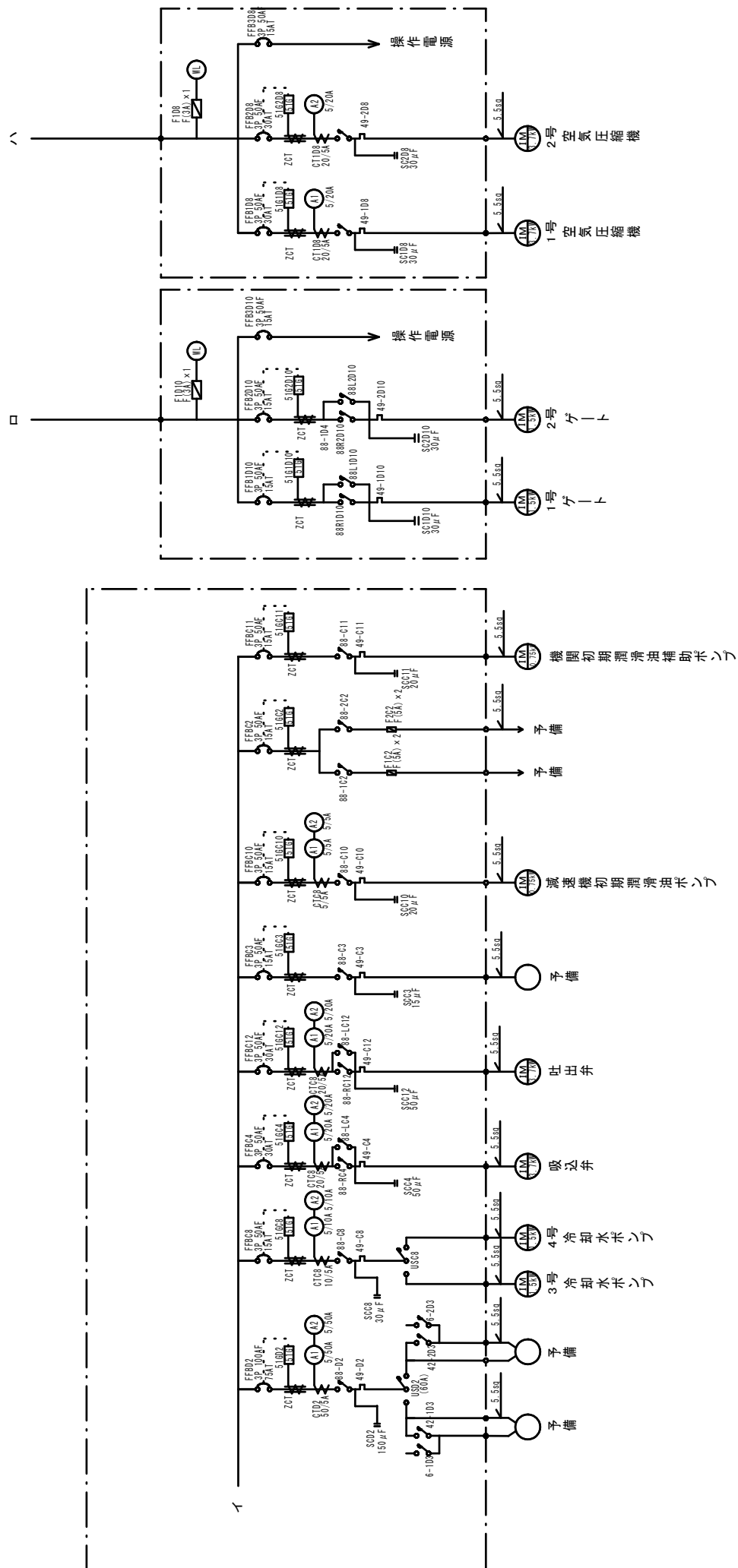
オ 提 出 書 類

- (ア) 工程表（履行計画書）
- (イ) 点検予定表
- (ウ) 作業報告書
- (エ) 作業写真帳（着工前、試験点検作業中、清掃中、機器不具合箇所、完成等）

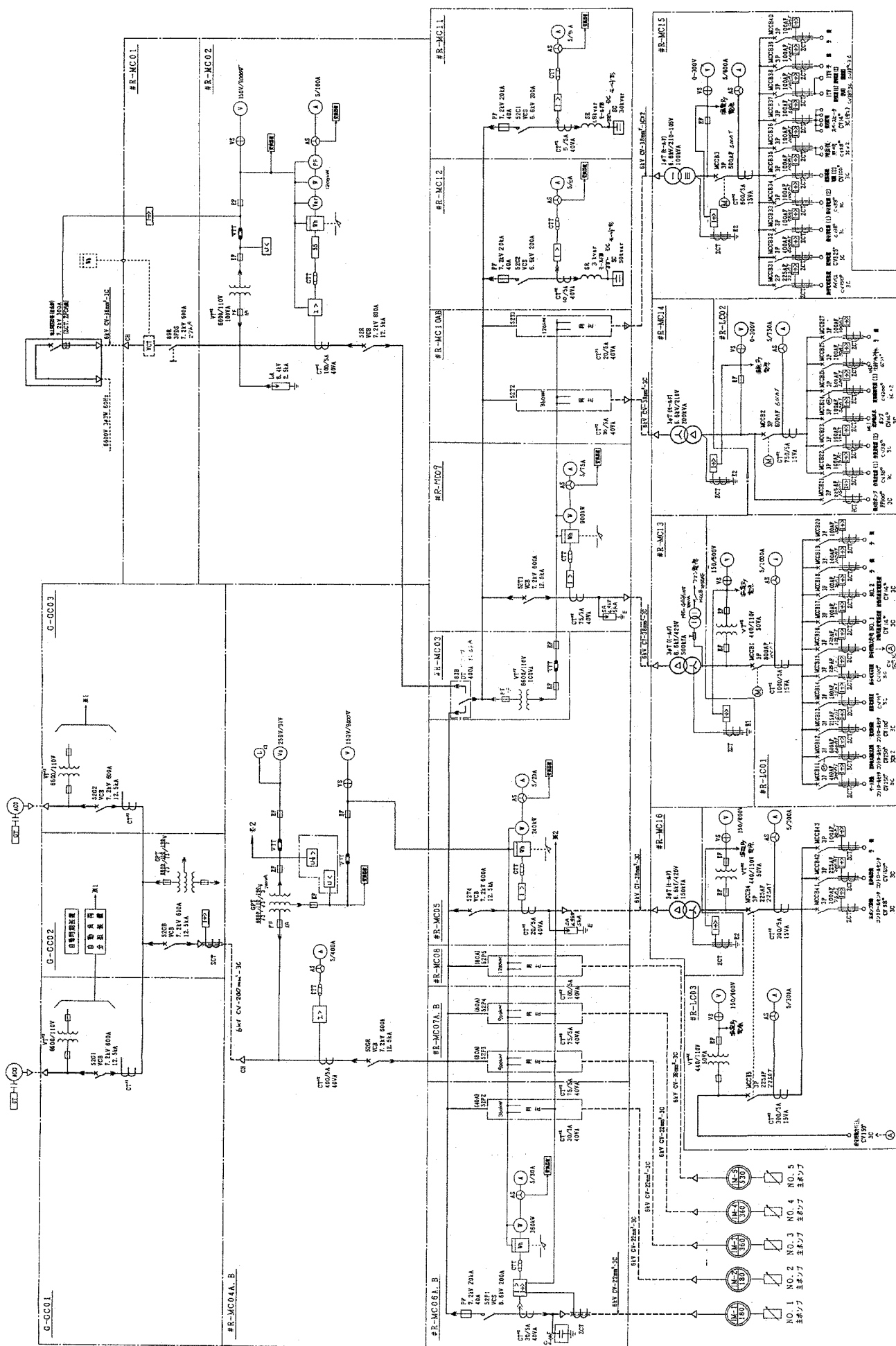
※上記電子データでの提出可

カ そ の 他

- (ア) 管理業務実施者は、電気事業法施行規則に適合する者が行うものとする。
- (イ) 点検に伴う停電作業については、降雨等により延期する場合があるので発注者と協議を行うこと。
- (ウ) 受注者の瑕疵による損害・波及事故が生じた場合、受注者はその賠償の責めを負うこと。
- (エ) この仕様書に定めていない事項について疑義が生じた場合は、相互に協議の上、決定するものとする。

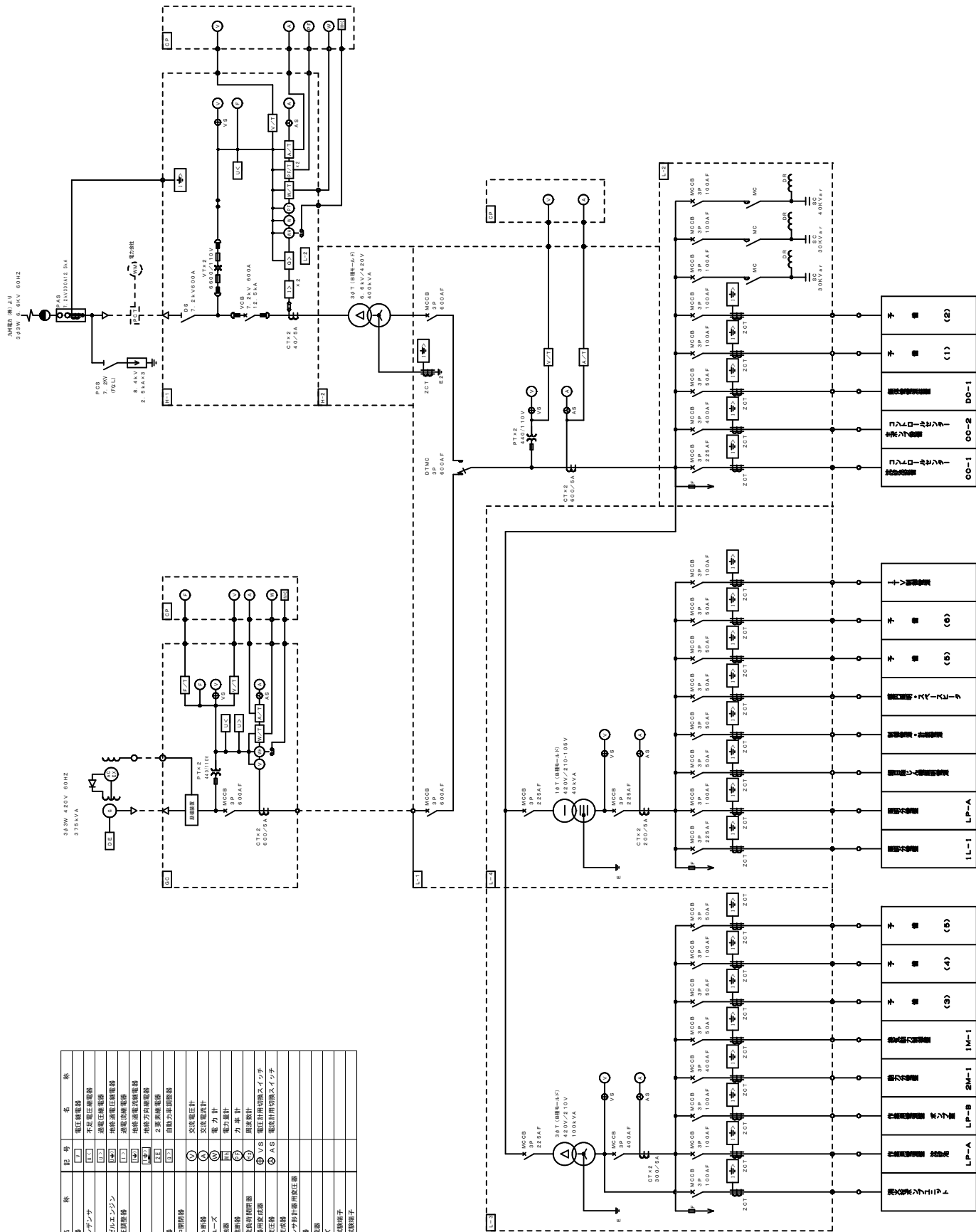


中部茂里町 第1雨水排水ポンプ場単線結線図 (2/2)



凡 例

記 号	名 称	記 号	名 称
T	変 圧 器	V	電圧検出器
SC	過電圧コンデンサ	UV	不足電圧検出器
G	負電機	UV	過電圧検出器
DE	タイマー・リレー	UV	過電圧検出器
ACEX	自動電圧調整器	UV	過電圧検出器
D	電圧器	UV	過電圧検出器
LA	2 重 電 圧 器	UV	過電圧検出器
WR	水圧検出器	UV	過電圧検出器
PAS	圧力検出器	UV	過電圧検出器
DS	圧力検出器	UV	過電圧検出器
VCB	交流電圧計	UV	過電圧検出器
PF	電力計	UV	過電圧検出器
MC	電圧検出器	UV	過電圧検出器
MCCB	電圧検出器	UV	過電圧検出器
LBS	電圧検出器	UV	過電圧検出器
VCT	電圧計用切替スイッチ	UV	過電圧検出器
VCT	電圧計用切替スイッチ	UV	過電圧検出器
PCT	電圧計用切替スイッチ	UV	過電圧検出器
ZPD	電圧計用切替スイッチ	UV	過電圧検出器
CT	電圧計用切替スイッチ	UV	過電圧検出器
ZCT	電圧計用切替スイッチ	UV	過電圧検出器
PTT	電圧計用切替スイッチ	UV	過電圧検出器
CTT	電圧計用切替スイッチ	UV	過電圧検出器



(27) 中部新地雨水排水ポンプ場発電機点検・整備業務

仕 様 書

ア 実施年度

令和9年度

イ 概 要

本業務は、中部新地雨水排水ポンプ場の発電機設備の能力維持と性能発揮のため、点検・整備・清掃及び消耗部品の交換を行うものである。

ウ 対象設備・業務内容

対象設備及び業務内容については、以下に示す通りとする。

(ア) 対象設備

自家発電機 (375 k V A)

機関：ヤンマーディーゼル(株)製 型式 S165L-UT

(定格出力 450PS 回転数 1,200rpm 直列 6 気筒 燃料 A 重油)

発電機：(株)明電舎製 型式 E-A F

(電圧 420V 電流 515A 極数 6 3 相 60Hz)

付帯設備：発電機始動盤、空気圧縮機、空気タンク、燃料小出槽、
燃料移送ポンプ

(イ) 業務内容

- a 設備点検（点検種別 D 点検に準じる）及び清掃
- b 消耗部品交換

番号	部品名称	数量	単位
1	潤滑油フィルター	2	個
2	エアフィルター	1	個
3	燃料噴射ニードル	6	個
4	塞止弁弁体	1	個
5	操縦弁弁体	1	個
6	始動空気減圧弁	1	個
7	始動電磁弁	1	個
8	出口コシケース用パッキン	2	個
9	エアー抜栓パッキン	2	個
10	コシ器エレメント用パッキン	2	個
11	側蓋パッキン	6	個
12	燃料噴射ノズル用パッキン	6	個
13	高圧管接手用パッキン 1	6	個

14	高圧管接手用パッキン 2	6	個
15	パッキン	1	個
16	開閉弁ガイド用パッキン	1	個
17	パッキン(丸 12)	12	個
18	パッキン(丸 18)	1	個
19	パッキン(丸 25)	6	個
20	分配弁パッキン	1	個
21	始動弁パッキン(丸 24)	6	個
22	O リング	2	個
23	燃料噴射弁 O リング 1	6	個
24	燃料噴射弁 O リング 2	6	個
25	始動弁 O リング	6	個
26	機関潤滑油 (200)	8	個
27	空気圧縮気潤滑油 (200)	1	個

c 試運転調整確認

エ 注 意 事 項

- (ア) 受注者は必要に応じてリスクアセスメントを実施し、作業員の安全管理を適切に行うこと。
- (イ) 受注者は作業前に現場調査を十分に行うこと。
- (ウ) 点検整備、試運転については、機器メーカーまたはその系列の保守を受け持つ業者のもとに施行し、試運転調整及び性能保証を行うこと。

オ 提 出 書 類

- (ア) 工程表（作業計画書）
 - (イ) 作業報告書
 - (ウ) 作業写真帳（着工前、作業中、完成を撮影すること）
- ※上記電子データでの提出可

カ そ の 他

- (ア) 作業日時については、発注者と打ち合わせのうえ、決定すること。
- (イ) 受注者の過失による損害・波及事故が生じた場合、受注者はその賠償の責めを負うこと。
- (ウ) 作業にあたっては、発注者の指示に従うこと。
- (エ) この仕様書に定めていない事項について疑義が生じた場合は、相互に協議の上、決定するものとする。

(28) 西部処理区マンホールポンプ保守点検業務 仕 様 書

ア 実 施 年 度

令和7年度、令和8年度、令和9年度、令和10年度（各年度）

イ 概 要

本業務は、西部処理区に設置しているマンホールポンプ設備を定期的に点検し、故障を未然に防ぎ、常にその機能を発揮できるように保守点検を行うものである。

ウ 業 務 内 容

(ア) 対象設備

a 西部処理区 27か所 :設置場所は、「西部処理区マンホールポンプ場位置図」による。

(イ) 業務回数・範囲

- | | | |
|---|----------------------|---------------------|
| a | 簡易点検（6回／年） | 27か所 |
| | （令和7年度は1回、令和10年度は5回） | |
| b | 引上げ点検（2回／年） | 25か所 |
| | 引上げ点検（1回／年） | 2か所 小江町（雨水）・小浦町（雨水） |
| | （令和7年度は引上げ点検なし） | |
| c | 警報受信及び対応（警報受信時） | 27か所 |
| d | 停電、台風接近時等の緊急対応（随時） | 27か所 |

(ウ) 業務実施要領

- | | |
|---|--|
| a | 簡易点検 |
| | （a）操作盤、マンホール内の目視点検 |
| | （b）簡易な清掃作業（操作盤内、マンホール内、ポンプ、水位計、レベルスイッチほか） |
| | （c）運転状況確認（電圧・電流値、絶縁抵抗、異音、振動、揚水状況ほか） |
| b | 引上げ点検 |
| | （a）ポンプ本体の引上げ点検、清掃 |
| | （b）塗装状態の点検、着脱部の点検、配管設備点検、インペラーの点検（ベルマウス分解含む） |
| | （c）水位計点検（レベルスイッチを含む） |
| c | 警報受信及び対応 |
| | （a）メールで送信される警報の確認 |
| | （b）ウェブ画面確認（水位、運転状況等） |
| | （c）初動対応 |

警報を受信した時は、現地状況を確認するなどして溢水等不測の事態が生じないように対応すること。ただし、ポンプの引上げ確認等が必要な場合は、発注者と協議すること。

d 停電、台風接近時等の緊急対応

- (a) 停電、台風接近等の時は発注者と協議のうえ発電機の手配、設置、運転若しくはバキューム車の手配を行うこと。ただし、バキューム車の作業には、産業廃棄物収集運搬の許可証が必要であるので注意すること。

なお、発電機及びバキューム車の賃貸料については、発注者が支払うものとする。

e その他

- (a) 点検時に油の塊等の異物を発見した場合は、回収後適正に処分すること。

エ 注意事項

- (ア) 簡易点検のうち2回は引上げ点検と同時に行うこと。
- (イ) 業務履行に当たっては関係する法令、条例、規則等を遵守すること。また、路上作業を行う時は道路使用許可取得を含め管轄の警察署の指導に従うこと。
- (ウ) 受注者は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を配置することとし、作業の際は当該作業主任者の指示に従い酸素及び硫化水素濃度の測定を行い、必要に応じて換気を行うなど十分注意すること。
- (エ) 本業務の点検に際し、絶縁測定等の作業がある場合は、電気工事士の有資格者を配置すること。
- (オ) トラッククレーン等を用いてポンプの引上げを行う場合は、玉掛技能講習修了者及び小型移動式クレーン運転技能講習修了者を配置すること。
- (カ) 点検作業中は交通誘導警備員を配置し、歩行者・作業者の安全を確保すること。また、地域住民とトラブルにならないよう十分配慮すること。
- (キ) 点検時に異常を発見した時、または問題が発生した時は遅滞なく発注者へ報告すること。
点検時に発見した軽微な異常（空気抜弁詰まり、逆止弁作動不良等）はその都度補修すること。
- (ク) 受注者は必要に応じてリスクアセスメントを実施し、作業員の安全管理を適切に行うこと。
- (ケ) 作業を行うにあたっては、発注者と綿密に打合せを行い、施設の運転に支障をきたさないよう注意すること。
- (コ) 労働安全衛生法その他の安全法令・規則を遵守し、作業員や第三者の安全を確保するために必要な措置を施すこと。
- (サ) 作業中に、事故等が生じた場合、受傷者の救助、被害の拡大や二次災害の防止、応急措置など臨機の措置を施すとともに、速やかに発注者に報告すること。
- (シ) 災害の際は、作業を延期する可能性があるので、発注者と協議を行うこと。

オ 提出書類

- (ア) 作業計画書
- a 業務概要
 - b 業務工程表
 - c 業務分担表

- d 緊急連絡表
- e 保守点検計画書
- f 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証(写)
- g 電気工事士の資格者証(写)
- h 玉掛技能講習修了証(写)
- i 産業廃棄物収集運搬の許可証（必要に応じて）
- j 小型移動式クレーン運転技能講習修了者証(写)
- k 使用車両及び使用機器類一覧表
- l その他

(イ) 作業報告書：作業実施後速やかに提出

- a 点検月の保守点検報告書
 - ・ポンプ運転時間　・電流値　・絶縁抵抗値　・外観点検等
- b 点検の記録写真

(ウ) 点検予定書：点検日の7日前までに提出

※上記提出書類については、電子データにて提出可とする。

カ その他

(ア) 作業日時については、発注者と打ち合わせのうえ決定すること。

(イ) 受注者の過失による損害・波及事故が生じた場合、受注者はその賠償の責めを負うものとする。

(ウ) 作業にあたっては、発注者の指示に従うこと。

(エ) この仕様書に定めていない事項について疑義が生じた場合は、相互に協議のうえ決定するものとする。

マンホールポンプ設備保守点検内容 (簡易点検・ポンプ引上点検)

令和 年 月 日 曜日
～ 迄

点検者()

機器名		点検項目			判定	備 考				
No.1ポンプ (引上点検)	異音・振動の有無									
	塗装の状態									
	逆止弁・ポンプ本体エア抜き穴の状態									
	インペラの状態、手回し									
No.2ポンプ (引上点検)	異音・振動の有無									
	塗装の状態									
	逆止弁・ポンプ本体エア抜き穴の状態									
	インペラの状態、手回し									
ポンプ 制御盤	電 流 値	No.1	前回	A		前運転時間	時間	日平均時間	定格値	
			今回	A		今運転時間	時間	時間	A	
		No.2	前回	A		前運転時間	時間	日平均時間	定格値	
			今回	A		今運転時間	時間	時間	A	
	絶 縁 抵 抗 値	No.1	前回	MΩ		(差 No.1 差 No.2)				
			今回	MΩ						
		No.2	前回	MΩ						
			今回	MΩ						
	スイッチ・表示灯類									
	自動運転動作確認									
	自動通報装置	通報試験(復電まで)								
	回転灯	回転の具合								
水位計(フリク)	し渣の絡み・汚泥の付着・よれの有無									
マンホール内	配管の腐食、漏水									
	マンホール底部の沈殿物の堆積									
	マンホール内部状況									
弁類	逆止弁の状態 (機能・腐食等)									
	空気抜弁の状態(機能・腐食等)									
所見	入力電圧(V) 槽内ガス測定					修理履歴				
	R-S	酸素濃度			%					
	S-T	硫化水素			PPM					
	T-R									

(29) 中部処理区マンホールポンプ保守点検業務 仕 様 書

ア 実 施 年 度

令和7年度、令和8年度、令和9年度、令和10年度（各年度）

イ 概 要

本業務は、中部処理区に設置しているマンホールポンプ設備を定期的に点検し、故障を未然に防ぎ、常にその機能を発揮できるように保守点検を行うものである。

ウ 業 務 内 容

(ア) 対象設備

a 中部処理区 23か所 :設置場所は、「中部処理区マンホールポンプ場位置図」による。

(イ) 業務回数・範囲

- | | |
|----------------------|------|
| a 簡易点検（6回／年） | 23か所 |
| （令和7年度は1回、令和10年度は5回） | |
| b 引上げ点検（2回／年） | 23か所 |
| （令和7年度は引上げ点検なし） | |
| c 警報受信及び対応（警報受信時） | 23か所 |
| d 停電、台風接近時等の緊急対応（随時） | 23か所 |

(ウ) 業務実施要領

- | | |
|---|--|
| a 簡易点検 | |
| （a）操作盤、マンホール内の目視点検 | |
| （b）簡易な清掃作業（操作盤内、マンホール内、ポンプ、水位計、レベルスイッチほか） | |
| （c）運転状況確認（電圧・電流値、絶縁抵抗、異音、振動、揚水状況ほか） | |
| b 引上げ点検 | |
| （a）ポンプ本体の引上げ点検、清掃 | |
| （b）塗装状態の点検、着脱部の点検、配管設備点検、インペラーの点検（ベルマウス分解含む） | |
| （c）水位計点検（レベルスイッチを含む） | |
| c 警報受信及び対応 | |
| （a）メールで送信される警報の確認 | |
| （b）ウェブ画面確認（水位、運転状況等） | |
| （c）初動対応 | |
| 警報を受信した時は、現地状況を確認するなどして溢水等不測の事態が生じないように対応すること。ただし、ポンプの引上げ確認等が必要な場合は、発注者と協議すること。 | |
| d 停電、台風接近時等の緊急対応 | |

- (a) 停電、台風接近等の時は発注者と協議のうえ発電機の手配、設置、運転若しくはバキューム車の手配を行うこと。ただし、バキューム車の作業には、産業廃棄物収集運搬の許可証が必要であるので注意すること。

なお、発電機及びバキューム車の賃貸料については、発注者が支払うものとする。

e その他

- (a) 点検時に油の塊等の異物を発見した場合は、回収後適正に処分すること。

エ 注意事項

- (ア) 簡易点検のうち2回は引上げ点検と同時に行うこと。
- (イ) 業務履行に当たっては関係する法令、条例、規則等を遵守すること。また、路上作業を行う時は道路使用許可取得を含め管轄の警察署の指導に従うこと。
- (ウ) 受注者は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を配置することとし、作業の際は当該作業主任者の指示に従い酸素及び硫化水素濃度の測定を行い、必要に応じて換気を行うなど十分注意すること。
- (エ) 本業務の点検に際し、絶縁測定等の作業がある場合は、電気工事士の有資格者を配置すること。
- (オ) トラッククレーン等を用いてポンプの引上げを行う場合は、玉掛技能講習修了者及び小型移動式クレーン運転技能講習修了者を配置すること。
- (カ) 点検作業中は交通誘導警備員を配置し、歩行者・作業者の安全を確保すること。また、地域住民とトラブルにならないよう十分配慮すること。
- (キ) 点検時に異常を発見した時、または問題が発生した時は遅滞なく発注者へ報告すること。
点検時に発見した軽微な異常（空気抜弁詰まり、逆止弁作動不良等）はその都度補修すること。
- (ク) 受注者は必要に応じてリスクアセスメントを実施し、作業員の安全管理を適切に行うこと。
- (ケ) 作業を行うにあたっては、発注者と綿密に打合せを行い、施設の運転に支障をきたさないよう注意すること。
- (コ) 労働安全衛生法その他の安全法令・規則を遵守し、作業員や第三者の安全を確保するために必要な措置を施すこと。
- (サ) 作業中に、事故等が生じた場合、受傷者の救助、被害の拡大や二次災害の防止、応急措置など臨機の措置を施すとともに、速やかに発注者に報告すること。
- (シ) 災害の際は、作業を延期する可能性があるので、発注者と協議を行うこと。

オ 提出書類

- (ア) 作業計画書
 - a 業務概要
 - b 業務工程表
 - c 業務分担表
 - d 緊急連絡表

- e 保守点検計画書
- f 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証(写)
- g 電気工事士の資格者証(写)
- h 玉掛技能講習修了証(写)
- i 産業廃棄物収集運搬の許可証（必要に応じて）
- j 小型移動式クレーン運転技能講習修了者証(写)
- k 使用車両及び使用機器類一覧表
- l その他

(イ) 作業報告書：作業実施後速やかに提出

- a 点検月の保守点検報告書
 - ・ポンプ運転時間 ・電流値 ・絶縁抵抗値 ・外観点検等
- b 点検の記録写真

(ウ) 点検予定書：点検日の7日前までに提出

※上記提出書類については、電子データにて提出可とする。

カ その他

(ア) 作業日時については、発注者と打ち合わせのうえ決定すること。

(イ) 受注者の過失による損害・波及事故が生じた場合、受注者はその賠償の責めを負うものとする。

(ウ) 作業にあたっては、発注者の指示に従うこと。

(エ) この仕様書に定めていない事項について疑義が生じた場合は、相互に協議のうえ決定するものとする。

マンホールポンプ設備保守点検内容 (簡易点検・ポンプ引上点検)

令和 年 月 日 曜日
～ 迄

点検者()

機器名		点検項目			判定	備 考				
No.1ポンプ (引上点検)	異音・振動の有無									
	塗装の状態									
	逆止弁・ポンプ本体エア抜き穴の状態									
	インペラの状態、手回し									
No.2ポンプ (引上点検)	異音・振動の有無									
	塗装の状態									
	逆止弁・ポンプ本体エア抜き穴の状態									
	インペラの状態、手回し									
ポンプ 制御盤	電 流 値	No.1	前回	A		前運転時間	時間	日平均時間	定格値	
			今回	A		今運転時間	時間	時間	A	
		No.2	前回	A		前運転時間	時間	日平均時間	定格値	
			今回	A		今運転時間	時間	時間	A	
	絶 縁 抵 抗 値	No.1	前回	MΩ		(差 No.1 差 No.2)				
			今回	MΩ						
		No.2	前回	MΩ						
			今回	MΩ						
	スイッチ・表示灯類									
	自動運転動作確認									
	自動通報装置	通報試験(復電まで)								
	回転灯	回転の具合								
水位計(フリク)	し渣の絡み・汚泥の付着・よれの有無									
マンホール内	配管の腐食、漏水									
	マンホール底部の沈殿物の堆積									
	マンホール内部状況									
弁類	逆止弁の状態 (機能・腐食等)									
	空気抜弁の状態(機能・腐食等)									
所見	入力電圧(V) 槽内ガス測定 修理履歴									
	R-S	酸素濃度			%					
	S-T	硫化水素			PPM					
	T-R									

別表 1 配置する有資格者・技術者（第 15 条）

	資 格 名	関係法令	備 考
1	下水道維持管理者	下水道法第 22 条第 2 項他	仕様書第 7 条 総括責任者 仕様書第 9 条 副総括責任者
2	電気主任技術者	電気事業法	日勤勤務者
3	電気工事士	電気工事士法	日勤勤務者
4	危険物取扱主任者（乙種第 4 類）	消防法	日勤勤務者
5	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	労働安全衛生法	作業時選任
6	特定化学物質及び 四アルキル鉛等作業主任者	労働安全衛生法	作業時選任
7	アーク溶接講習修了者	労働安全衛生法	作業時
8	ガス溶接講習修了者	労働安全衛生法	作業時
9	床上操作式クレーン運転技能講習修了者	労働安全衛生法	作業時
10	玉掛技能者	労働安全衛生法	作業時
11	化学物質管理者及び保護具着用管理責任者	労働安全衛生規則	日勤勤務者 (資格要件なし)
12	エネルギー管理員	温暖化対策法 省エネ法	仕様書第 23, 29 条
13	防火・防災管理者（甲種）	消防法	対象施設：中部茂里町第 2 雨水排水ポンプ場（防火・防災管理の義務の対象）
14	その他労働安全関係で必要な資格		

別表2 施設の使用（第21条）

使用条件

項目		内容
使用期間		令和8年2月1日 ～ 令和11年1月31日
使用条件	1	常に善良なる管理者の責任を持って使用し、維持・保存に要する費用は受注者の負担とする。
	2	原則として第三者に使用させてはならない。
	3	使用目的以外の目的に使用しないこと。
	4	使用物件について形質の変更をしてはならない。ただし、あらかじめ書面による承諾を受けた時はこの限りではない。
	5	使用者がその責に帰する理由により使用物件の全部又は一部を滅失、毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。
	6	使用期間の満了によって使用を終了した場合には速やかに現状に回復すること。ただし、発注者が特に認めた場合はこの限りではない。
	7	使用物件については発注者が随時検査を実施し、資料の提出又は報告を求めその使用に関して指示した時はその指示に従わなくてはならない。

別表3 契約基準及び達成基準（第29条・第31条・第32条）

3-1 契約基準及び達成基準

水質項目等	法定基準	契約基準	達成基準
pH	5.8～8.6	5.8～8.6	6.0～8.4
BOD（mg/L）	15	15以下	平均値 8以下
COD（mg/L）	日平均 120 日最大 160	120以下	平均値 20以下
SS（mg/L）	40	40以下	平均値 10以下
大腸菌数（CFU/ml）	800	800以下	平均値 80以下
脱水ケーキ含水率（%）	—	（スクリー） 平均値 80以下	（スクリー） 平均値 75以下

- ※ 契約基準を超えた場合、受注者は直ちに契約基準を満たすための措置をとらなければならない。
- ※ 達成基準を超えた場合、速やかに発注者とその対応について協議を行い、達成基準を満たすための措置を講ずるとともに、速やかにその経過と措置の内容を発注者に報告しなければならない。
- ※ 契約基準及び達成基準を満たしていることの判定は、発注者が行う精密試験等の値を対象とする。ただし、脱水ケーキ含水率については、受注者が定期的に測定する毎週2回の測定値を対象とする。
- ※ 契約基準は毎回の測定値が基準値内であることとする。ただし、脱水ケーキ含水率は月の平均値が基準値以下であること。
- ※ 達成基準は、月の平均値が基準値以下であること。
- ※ 大腸菌数は放流水の消毒を目的とする薬品の注入率が大きく左右するので、受注者が行う放流水の残留塩素測定を基に、適切な管理を行うこととする。

3-2 地元自治会との協定基準

水質項目等	協定基準
p H	5.8～8.6
B O D (mg/L)	20 以下
S S (mg/L)	50 (日平均 40) 以下
大腸菌数 (CFU/ml)	800 以下
騒音 (d B)	55 以下
臭気 (臭気強度)	下水臭を感じない程度

3-3 地元漁協との協定基準

水質項目等	協定基準
p H	5.8～8.6
B O D (mg/L)	20 以下
S S (mg/L)	40 以下
大腸菌数 (CFU/ml)	800 以下

※受注者は、協定基準を理解し、維持管理に努めなければならない。

(参考) 放流水の水質及び脱水ケーキの含水率 (実績)

水質項目等	実績値
p H	6.9
B O D (mg/L)	2.2
C O D (mg/L)	11.1
S S (mg/L)	1
大腸菌数 (CFU/ml)	-
全窒素 (mg/L)	13.1
全リン (mg/L)	0.5
脱水ケーキ含水率 (%)	72.4
透視度 (cm)	100

※受注者は実績値を目指し維持管理に努めなければならない。この実績値は令和4年度から6年度の平均値を示す。

※令和 7 年 4 月 1 日より大腸菌の排水基準が大腸菌群数から大腸菌数に変更している
ため実績値はなしとする。

別表 4 処理場等施設整備・改築予定(第 29 条・第 43 条)

年度	予定項目	
R 7 年度	し尿等受入施設建設工事 西部下水処理場受変電設備改築工事 西部下水処理場汚泥脱水機整備工事 西部下水処理場重力濃縮槽掻寄機整備工事	西部下水処理場自家発電改築工事 西部滑石中継ポンプ場・西部道ノ尾流量調整池 遠方監視制御装置設備改築工事 西部下水処理場送風機整備工事 中部茂里町第 1 雨水排水ポンプ場（機電）改築 工事
R 8 年度	し尿等受入施設建設工事 西部下水処理場受変電設備改築工事 西部下水処理場 6 系水処理設備（反応槽） 改築工事 西部下水処理場計測設備改築工事 西部下水処理場速度制御盤（No. 1, 2 送風機） 改築工事	西部下水処理場速度制御盤（No. 3, 4 主ポンプ） 改築工事 西部下水処理場速度制御盤（No. 3, 5, 6 系併用送 風機ほか）改築工事 中部新地雨水排水ポンプ場受変電設備改築工事 中部茂里町第 1 雨水排水ポンプ場（機電）改築 工事
R 9 年度	し尿等受入施設建設工事 西部下水処理場 6 系水処理設備（反応槽） 改築工事 西部下水処理場計測設備改築工事 西部下水処理場速度制御盤（No. 1, 2 送風機） 改築工事 中部新地雨水排水ポンプ場自家発電設備改 築工事	西部下水処理場速度制御盤（No. 3, 4 主ポンプ） 改築工事 西部下水処理場速度制御盤（No. 3, 5, 6 系併用送 風機ほか）改築工事 西部下水処理場速度制御盤（汚泥濃縮・脱水）改 築工事 西部小江ポンプ場遠方監視設備改築工事 中部新地雨水排水ポンプ場受変電設備改築工事 中部茂里町第 1 雨水排水ポンプ場（機電）改築 工事

R 1 0 年度	西部下水処理場 No. 1, 2 主ポンプ設備(機電)改築工事	西部下水処理場中央監視制御設備改築工事
	西部下水処理場 No. 3 汚泥脱水設備 (機電) 改築	西部下水処理場速度制御盤(No. 3, 5, 6 系併用送風機ほか)改築工事
	西部下水処理場計測設備改築工事	西部下水処理場速度制御盤(汚泥濃縮・脱水)改築工事
	中部新地雨水排水ポンプ場自家発電設備改築工事	中部茂里町第 2 雨水排水ポンプ場受変電設備改築工事
	西部小江ポンプ場計測設備改築	西部小江ポンプ場遠方監視設備改築工事

※本表は整備予定であり、機器・設備の故障や老朽の進行、又は予算等の諸事情により変更することがある。

別表 5 廃棄物の処理 (第 2 9 条)

種 類	内 容	履行分担		備 考
		発注者	受注者	
脱水ケーキ等 (沈砂含む) 及び し 渣	専門業者との契約締結事務	○		仕様書第 2 9 条
	専門業者への手配	○	○	
	専門業者への廃棄物の引渡し作業		○	
	数量確認立会		○	
	マニフェスト作成 (し 渣は不要)		○	
	マニフェスト管理	○	○	
産業廃棄物	管理上発生した鉄屑・廃油 (ウェス含む) ・電球・廃プラスチック類等		○	
一般廃棄物	管理上発生した一般廃棄物		○	

*ただし、紙のマニフェスト伝票は発注者が購入し、支給する。

別表 6 流入水の想定水質及び想定水量（第 30 条）

6-1 流入水の想定水質

水質項目	計画	実績	備 考
BOD (mg/L)	220	205	実績値を想定水質とする
SS (mg/L)	212	204	同上

※実績値は、令和 4 年度から 6 年度の平均値を示す。

6-2 流入水の想定水量

年 度	R7(2 ヶ月)	R8	R9	R10(10 ヶ月)
事業計画（日最大）（m³）	84,850			
想定水量（日平均）（m³）	73,103	73,103	73,103	73,473
年間流入水量（m³）	4,313,077	26,682,519	26,682,519	22,482,789

※R7 年度の想定量は、R8 年 2 月 1 日から R8 年 3 月 31 日までの 2 カ月間の値を示す。

※R10 年度の想定量は、R10 年 4 月 1 日から R11 年 1 月 31 日までの 10 カ月間の値を示す。

※R10 年度の想定量は、し尿等受入施設からの汚水量を含む。

6-3 脱水ケーキの想定量

年 度	R7(2 ヶ月)	R8	R9	R10(10 ヶ月)
脱水ケーキ想定量（t）	2,873	17,237	17,237	14,524

※R7 年度の想定量は、R8 年 2 月 1 日から R8 年 3 月 31 日までの 2 カ月間の値を示す。

※R10 年度の想定量は、R10 年 4 月 1 日から R11 年 1 月 31 日までの 10 カ月間の値を示す。

※R10 年度の想定量は、し尿等受入施設からの汚水による増加分を含む。

(参考)

・流入水量（実績）

年 度	R4	R5	R6
流入水量（日平均）（m ³ ）	60,046	65,947	73,103
年間流入水量（m ³ ）	21,916,803	24,136,440	26,682,519

・脱水ケーキ量（実績）

年 度	R4	R5	R6
脱水ケーキ量（t）	15,423.18	16,708.78	17,237.48

・除去率の状況

項 目		計画	R4 年度	R5 年度	R6 年度
B O D	流入水質(mg/L)	220	195	212	207
	放流水質(mg/L)	15	2.6	1.8	2.2
	除去率（%）	93.2	98.7	99.2	98.9
S S	流入水質(mg/L)	212	198	224	189
	放流水質(mg/L)	10	1	<1	1
	除去率（%）	95.3	99.5	100	99.5

別表 7 緊急事態（第 35 条）

事 項	緊急事態	非常事態（非常事態宣言）
大雨 及び 異常流入	大雨・洪水警報が発せられた場合 又は、流入量が異常に増加した場合	台風接近の場合で被害が予想される場合
		ゲート前水位が 3.8m を越えた場合
		流入下水量が処理量を超える場合（一次処理放流が必要な場合）
	西部道ノ尾流量調整池・中部茂里町流量調整池の調整槽に流入下水を送水し始めた場合	西部道ノ尾流量調整池・中部茂里町流量調整池の流入下水量が調整槽の容量を超える場合
地震	震度 4 以上の地震が発生した場合	地震により施設に障害が出た場合
火災	火災報知機が発報したとき、又は火災の発生が疑われる場合	火災の発生が発生した場合
流入水質異常	毒物の流入に対する情報が寄せられた場合	活性汚泥が死滅し汚水処理不能に至った場合
	感染症に関する情報が寄せられた場合	感染症が集団発生した場合
	pH 異常の場合 (pH9.5 以上又は pH5.0 以下)	活性汚泥が死滅し水処理不能に至った場合
	反応タンク送風量の異常増加、減少の場合	活性汚泥が死滅し水処理不能に至った場合
	大量の油類が流入した場合	活性汚泥が死滅し水処理不能に至った場合
放流水質異常	放流水透視度悪化の場合 (30cm 以下)	排水基準を超えるおそれがある場合
	放流水に油膜が発生した場合	
臭気	異臭が発生場合 装置が停止した場合	建物外部に臭気が漏洩した場合
停電	停電が発生した場合	非常用発電機が起動しなかった場合
直流電源・UPS	直流電源・UPS が故障停止した場合	沈砂池ポンプ棟直流電源異常停止の場合
その他	処理場等の運転操作に影響が生じる事態が発生した場合	処理場の機能が低下し外部に被害を与える事態が生じた場合

別表8 責任分担（第37条）

種 類	内 容	責任分担		備 考
		発注者	受注者	
制度・法令変更	施設の維持管理に影響を及ぼす法令等の変更	○	○	仕様書第 23, 24 条
物価変動	物価変動に伴う経費の増		※○	
維持管理費の膨張	人件費等の維持管理費の膨張		※○	
市民等への対応	市民、行政機関又は報道機関等からの照会、意見、要望、依頼等の対応	○	○	仕様書第 17 条
第三者賠償	業務履行に伴い生じた第三者に及ぼした損害		※○	仕様書第 25 条
事故・災害	業務履行に伴う事故・災害		○	仕様書 第 4, 8, 35 条
	天災等の不可抗力等による事故・災害	○	○	
環境保全	契約基準		○	仕様書第 31 条
仕様変更	委託内容の変更に関するもの	○		
想定流入水	想定流入水の範囲内におけるもの		○	仕様書第 30 条
	想定流入水の範囲外におけるもの	○	○	仕様書第 35 条
搬出汚泥量 (脱水ケーキ及びし 渣)	搬出ホッパ重量計の保守管理		○	
	搬出汚泥量の確認	○	○	
施設の機能	施設機能の保持・補修及び簡易な修繕		○	仕様書第 47, 48 条
	発注者による整備工事及び改築工事	○		
施設管理	場内の巡視、点検、施錠、清掃、危険箇所の把握及び火災予防のための措置		○	仕様書 第 17, 29, 36, 49 条
	業務履行に伴う薬品・燃料・電力等の管理		○	仕様書第 29, 49 条
業務の再委託	再委託者の監督		○	仕様書第 16 条
マンホールポン プ緊急対応	Web 監視緊急通報等の緊急対応・措置	○	○	

（本責任の分担のほかに疑義があるものについては、その都度協議することとする。）

※受注者の業務継続に重大な影響を及ぼすものについては、その都度協議することとする。

別表 9 業務書類等（第 39 条・第 40 条）

9-1 契約締結時から業務開始日までの提出書類

	提出書類	提出時期	備 考
1	総括責任者決定通知書、雇用証明書、資格者証（写し）及び経歴書	契約締結時	仕様書第 6 条
2	副総括責任者決定通知書、雇用証明書、資格者証（写し）及び経歴書	契約締結時	仕様書第 9 条
3	業務履行計画書	契約締結後 1 ヶ月以内	仕様書第 12 条
4	貸与備品等リスト	業務開始日まで	仕様書第 22 条
5	機能確認書 （貸与備品の機能確認を含む）	業務開始日まで	仕様書第 33 条

9-2 その他提出書類

	提出書類	提出時期	備 考
1	維持管理委託業務実施計画書	実施月の 7 日前まで	
2	大規模修繕計画書	3 月分業務完了報告書提出時	
3	業務完了報告書	実施月の翌月 7 日まで（※）	
4	精密試験等結果報告書	実施月の翌月 7 日まで（※）	仕様書第 42 条（1）
5	定期点検整備報告書【保守点検関係】	実施月の翌月 7 日まで（※）	仕様書第 42 条（2）
6	維持管理委託業務実施報告書【運転操作関係】	実施月の翌月 7 日まで（※）	仕様書第 42 条（3）
7	水質試験結果報告書	実施月の翌月 7 日まで（※）	仕様書第 42 条（4）
8	業務履行日誌	実施月の翌月 7 日まで（※）	仕様書第 42 条（5）
9	ユーティリティ管理業務報告書	実施月の翌月 7 日まで（※）	仕様書第 42 条（6）
10	諸業務の実施報告書	その都度、速やかに	仕様書第 42 条（7）
11	簡易な修繕の報告書	その都度、速やかに	仕様書第 48 条
12	修繕報告書	実施月の翌月 7 日まで（※）	仕様書第 48 条 見積書、写真、請求書又は領収書（写し）
13	大規模修繕報告書	実施月の翌月 7 日まで（※）	税込 500 万以上の修繕対象 別表 9-4 参照
14	事故・苦情等報告書	速やかに	仕様書第 25 条 内容に応じ、速報、詳細報告等を適宜行うこと。
15	その他発注者が指示するもの	発注者が指定する日	業務打合わせ簿等

※実施月が 3 月の場合は 3 月末まで、契約期間満了時、又は契約の解除時においては契約終了日までに提出

すること。

9-3 契約終了時提出書類

	提出書類	提出時期	備 考
1	完了通知書	契約最終日	
2	機能確認書（貸与備品の機能確認を含む）	契約最終日	仕様書第 33 条
3	引継事項書	契約最終日	運転操作マニュアル・施設運転時における機能の発揮状態・物品の在庫等を含めたもの
4	その他発注者が指示するもの	発注者が指定する日	

※契約の解除時は発注者が指定する日に提出すること

9-4 大規模修繕提出書類

	提出書類	備 考
1	全体工程表	
2	完成図書 ①工事概要 ②完成図（施工図含む） ③施工写真（CD-R） ③試験成績書類 ・工場試験成績書 ・各種計算書 ・現地試験成績書（施工管理記録） ・試運転記録 ④ミルシート ⑤オイルリスト ⑥予備品リスト ⑦官公庁届出書類（副） ⑧保証書	A-4 サイズ 1 部 電子ファイル 1 部 ※施工写真は「長崎県建設工事施工管理基準の〔4〕」に準じること。
3	取扱説明書 ①取扱説明書 （機械、盤内主要機器類、工業計器類） ②標準メンテナンス要領書 ③アフターサービス体制表	A-4 サイズ 1 部（完成図書に合冊可） ※機器メーカー連絡先名簿を含む

※完成図書については処理場に保管するものとする。

別表 10 水質汚泥試験業務（第46条）

		検査頻度	検体 測定項目等	流入下水	反応槽入口水	最終沈殿池	放流水（減菌前）	放流水（減菌後）	用水	反応槽（1～9系）	返送汚泥（1～9系）	初沈汚泥	終沈汚泥	重力濃縮	余剰汚泥	機械濃縮	圧入汚泥	脱水ケーキ	しさ	機械濃縮凝集剤	返流水			
																						機械濃縮	重力濃縮	スクリーユ
1	平常試験	毎日 1回／週 2回／週 随時	採水・採取			随時	随時	随時		随時	随時													
			水温				週2																	
			透視度				毎日																	
			残留塩素					毎日																
			pH				週2			週2	週2													
			SS(MLSS)				週2			週2	週2													
			SV ₃₀							毎日														
			COD				週2																	
			アンモニア性窒素			週2	週2																	
			亜硝酸性窒素			随時	随時																	
			硝酸性窒素			随時	随時																	
			微生物検鏡							週1														
			汚泥界面										随時	随時	随時									
2	器具洗浄等	毎日		毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	毎日	
3	汚泥試験	2回／週 1回／月 2回／月 随時	採取									随時		随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	
			pH														週2	週2						
			SS									月2		月2	月2	月2	週2				月2	月2	月2	
			VSS(有機分)									月2		月2	月2	月2	月2							
			TS									月2		月2	月2	月2	週2			月2				
			VTS(有機分)									月2		月2	月2	月2	月2	月2						
			含水率															週2	月1					
4	精密試験	2回／月	採水器セット	月2	月2		月2	月2																
			採水	月2	月2		月2	月2																
			気温				月2																	
			水温	月2			月2	月2																
			残留塩素					月2																
5	用水試験	1回／月	採水					月1																
			水温					月1																
			透視度					月1																
			pH					月1																
			COD					月1																
			SS					月1																
			塩素イオン					月1																
			残留塩素					月1																
6	通日試験	2回／年	採水	年2			年2	(注)																
			pH	年2			年2	(注)																
			BOD				年2	(注)																
			COD	年2			年2	(注)																
			SS	年2			年2	(注)																
			塩素イオン	年2			年2	(注)																
7	その他	2回／月	臭気測定	脱臭装置出口の臭気測定(硫化水素・アンモニア・メチルメルカプタン等)を毎月2回以上行うこと。(連続式硫化水素測定器で代用可)																				
		2回／年	臭気等測定立会	臭気測定(時間10:00～12:00)及び騒音測定(時間22:00～24:00)を実施する際に、立ち会うこと。																				
8	備考		・残留塩素は「遊離残留塩素」と「全残留塩素」の両方を測定すること。 ・SS測定用のろ紙を事前に乾燥・秤量すること。 ・活性汚泥の生物相に注意すること。(週1回以上の頻度で検鏡すること。) ・脱臭や水処理の水質計器は月1回校正を行い、測定結果を記録すること。 ・(注)放流水(減菌後)の通日試験は発注者の指示に従い、実施すること。 ・検査頻度については大型連休、年末年始、国民の祝日を除く。ただし連続して7日以上あけずに実施すること。																					

別表 1 1 修繕等業務（第 4 8 条関係）

番号	項 目	内 容
1	修繕等業務予定金額 (小規模及び大規模修繕を含む)	修繕等業務予定金額(税抜き)については、次のとおりとする。 令和 7 年度：7,982,332 円 令和 8 年度：82,232,667 円 令和 9 年度：82,232,667 円 令和 10 年度：74,250,334 円 R7 年度分の修繕が発生しない時は R8 年度に実施するものとする。上記年度予定金額を超えるおそれがある場合は、事前に発注者へ通知すること。 また、年度末までに予定金額を満たさないおそれがある場合は、発注者と協議のうえ、計画的な保全を実施すること。
2	大規模修繕リスト	下記の大規模修繕の中から年 1 件の修繕を行うこととする。なお、下記リストに記載のない大規模修繕を行う場合は速やかに発注者に報告し、協議を行うものとする。 ・ 7 系最初沈殿池汚泥掻寄機修繕 ・ 池排水配管修繕 ・ No.3 初沈スクリーン修繕 ・ 第 2 雨水排水ポンプ場非常用発電機修繕 ・ No.4 ケーキホップ修繕
3	使用する部品等	修繕等に使用する部品等は、当該物と同等以上の機能を有するものとする。 なお、本修繕業務で交換した部品等の所有権は、本市に帰属するものとする。
4	過失等に対する原状回復	1 に記載する予定金額には、受注者の過失等に起因する、施設設備の原状回復の費用は含まない。
5	修繕業務からの除外	故障等の修繕規模が、発注者が行う施設改良更新工事。
6	故障等の因果関係	故障等の因果関係について、発注者は、発注者が行う綿密な調査等の結果によっては、受注者と協議し、賠償を求める場合がある。
7	契約不適合責任相当期間	修繕実施後 1 年間を、契約不適合責任相当期間とし、修繕の不備等による故障についての修繕費用は、受注者の負担とする。 ただし、同一機器の再度の故障であっても、実施した修繕内容に照らし合わせ、明らかに新たな故障であるときは、この限りでない。

8	実施及び報告	故障の内容並びに、修繕方法について事前に写真、見積書等を提出し、発注者の承諾を求めること。また、必要に応じて、この内容について協議を求める場合がある。 受注者自らが部品等を購入し修繕を実施することもできるが、保守点検業務の時間帯に行う場合は当該業務に含まれる業務となるため、修繕に要した労務費を別途に計上できないものとする。 また、修繕完了時は写真と報告書、実施金額の明細書請求書等の写しを、指定された期日までに提出すること。税込500万円以上の修繕については別表9－4記載の書類についても提出すること。 ※建設業法、労働安全衛生法に準じて実施すること。また、石綿調査対象の修繕については「石綿事前調査結果報告システム」による報告を行うこと。
---	--------	---

別表12 受注者が負担する工業薬品（第49条）

品名	規格	用途
次亜塩素酸ソーダ	ローリー12%	滅菌・脱臭
苛性ソーダ	ローリー25%	脱臭
高分子凝集剤	オルフロック P-2729（同等品）	濃縮
ベルト濃縮機洗浄剤	スモークハウスクリーナー 水酸化ナトリウム 45%以上含有 （同等品）	ベルト濃縮機洗浄
高分子凝集剤	イシフロック(ICH-6465H)（同等品）	脱水
ポリ硫酸第二鉄	鉄 11%以上、硫酸 25%以上	脱水、消臭
消臭剤	ステンチカット M300（同等品）	消臭
消臭剤	S-POWER（同等品）	消臭
除草剤	ラウンドアップ（同等品）	除草
しき消毒剤	イソプロピルアルコール（同等品）	しき消毒

別表 1 3 経費の負担（第 5 0 条関係）

種 類	内 容	経費負担		備 考
		発注者	受注者	
法令変更	本委託に直接関係する法令等の変更	○	○	仕様書第 23, 24 条
第三者賠償	業務履行に伴い生じた第三者に及ぼした損害		※○	仕様書第 25 条
事故・災害	業務履行に伴う事故・災害		○	仕様書第 8, 12, 29, 35, 42, 43, 44 条
	天災等の不可抗力等による事故・災害	○	○	
施設の機能	施設機能のうち保持・補修及び修繕		○	仕様書第 47 条
緊急事態	機器故障・異常流入水等による受注者対応に係るもの	○	○	仕様書第 35 条
非常事態	発注者の指示による対応に係るもの	○		仕様書第 35 条
仕様変更	委託内容の変更に関するもの	○		
想定流入水	想定流入水の範囲内におけるもの		○	仕様書第 31 条
	想定流入水の範囲外におけるもの	○	○	
水道光熱費	施設の運転に供する電気代、水道代、燃料代		※○	
工事等用 水道光熱費	発注者、受注者を問わず修繕を実施する場合に使用するもの 発注者が実施する工事、業務委託はその請負者が負担するものであるが、特に発注者が認めた場合によるもの		※○	
工業薬品費	汚泥脱水、脱臭、放流水の滅菌、その他水処理・汚泥処理に必要な工業薬品代		○	
直接経費	前三項のほかで業務に伴う経費		○	
消耗品等	受注者が負担する消耗品		○	仕様書第 49 条
水質関係薬品 ・消耗品等	受注者が行なう水質試験等に使用する薬品、消耗品等（試薬、pH 計電極、純水製造装置カートリッジ等）		○	
設備点検工具等	点検及び修繕にかかる工具、回路計、絶縁抵抗計等特殊でないもの		○	
安全管理器具等	硫化水素測定器、酸素濃度計、毒性ガス検知器、安全標識、墜落制止用器具等		○	
修繕費	受注者が負担する修繕費		○	仕様書第 48 条

施設の改善	施設設備の改善に伴う経費		○	仕様書第 55 条
諸業務	諸業務の履行に伴う経費		○	別紙に定める

※受注者の業務継続に重大な影響を及ぼすものについては、その都度協議することとする。

別表 1 4 諸業務実施年度（第 5 8 条）

業務名	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
西部下水処理場庁舎清掃業務		○	○	○
西部下水処理場樹木管理業務		○	○	○
西部下水処理場ほか消防設備等点検業務		○	○	○
西部下水処理場地下貯蔵タンク漏洩検査業務		○	○	○
西部下水処理場高圧保護継電器等試験・点検業務		○	○	○
西部下水処理場ほか工業計器点検業務		○	○	○
西部下水処理場トラックスケール定期検査業務		○		○
西部下水処理場硫化水素測定器センサー取替業務		○	○	○
西部滑石中継ポンプ場活性炭取替・再生業務		○		○
西部下水処理場中空炭取替・再生業務		○	○	○
西部下水処理場施設清掃業務		○	○	○
西部下水処理場修景池除草・清掃業務		○	○	○
西部滑石中継ポンプ場貯留槽清掃業務		○	○	○
西部処理区中継ポンプ場自家用電気工作物保安全管理業務	○	○	○	○
西部下水処理場修景池自然環境調査業務		○	○	○
西部下水処理場生物脱臭塔担体取替業務				○
西部下水処理場中央監視装置点検・整備業務			○	
西部下水処理場汚泥脱水機点検・整備業務		○	○	
雨水排水ポンプ場庁舎清掃業務		○	○	○
雨水排水ポンプ場ほか樹木管理業務		○	○	○

雨水排水ポンプ場消防設備等点検業務		○	○	○
中部茂里町第2雨水排水ポンプ場地下貯蔵タンク漏洩検査業務		○	○	○
雨水排水ポンプ場工業計器点検業務		○	○	○
中部茂里町第2雨水排水ポンプ場し渣選別・運搬業務		○	○	○
中部新地雨水排水ポンプ場沈砂池清掃・運搬業務		○		○
雨水排水ポンプ場自家用電気工作物保安管理業務	○	○	○	○
中部新地雨水排水ポンプ場発電機点検・整備業務			○	
西部処理区マンホールポンプ保守点検業務	○	○	○	○
中部処理区マンホールポンプ保守点検業務	○	○	○	○

※それぞれの業務の仕様書は別紙による。

施設概要

1 西部下水処理場 p173

- 1)敷地面積 9.21ha 2)事業計画 83,700m³/日
 3)水処理能力 9 系列 日平均 73,103m³/日
 4)供用開始日 平成 4 年 7 月 1 日 5)排除方式 分流式
 6)水処理方式 標準活性汚泥法(嫌気好気法)
 7)汚泥処理 初沈汚泥 → 重力濃縮
 終沈汚泥 → 機械濃縮 → スクリュー式脱水
 8)放流先 長崎湾

※運転操作監視業務については、年 365 日・24 時間体制で監視を行い、不慮の事故等の対応も含め、業務に努めること。なお、三重、東部、南部下水処理場、大平、神浦、伊王島、脇岬、高島浄化センター、琴海中部地区、形上地区、小口地区クリーンセンター、大田尾地区処理場及びマンホールポンプ場の土日・祝日及び夜間における遠方監視装置の警報等については、逐次、各責任者へ通報を行うものとする。

2 西部小江中継ポンプ場 p189

- 1)敷地面積 6.3a
 2)排水面積 157.5ha
 3)運転開始月 平成 17 年 4 月
 4)ポンプ能力 口径 200mm 能力 3.74m³/分 台数 2 台

※本ポンプ場は、巡回方式をとるものである。

3 西部滑石中継ポンプ場 p193

- 1)敷地面積 5.00a
 2)排水面積 53.1ha
 3)運転開始月 昭和 44 年 8 月
 4)ポンプ能力 口径 200mm 能力 2.4m³/分 台数 3 台

※本ポンプ場は、巡回方式をとるものである。なお、大雨でポンプ井水位が異常水位になると予想される場合は、ポンプ場へ赴き、緊急対応措置を講じること。

4 西部道ノ尾流量調整池 p197

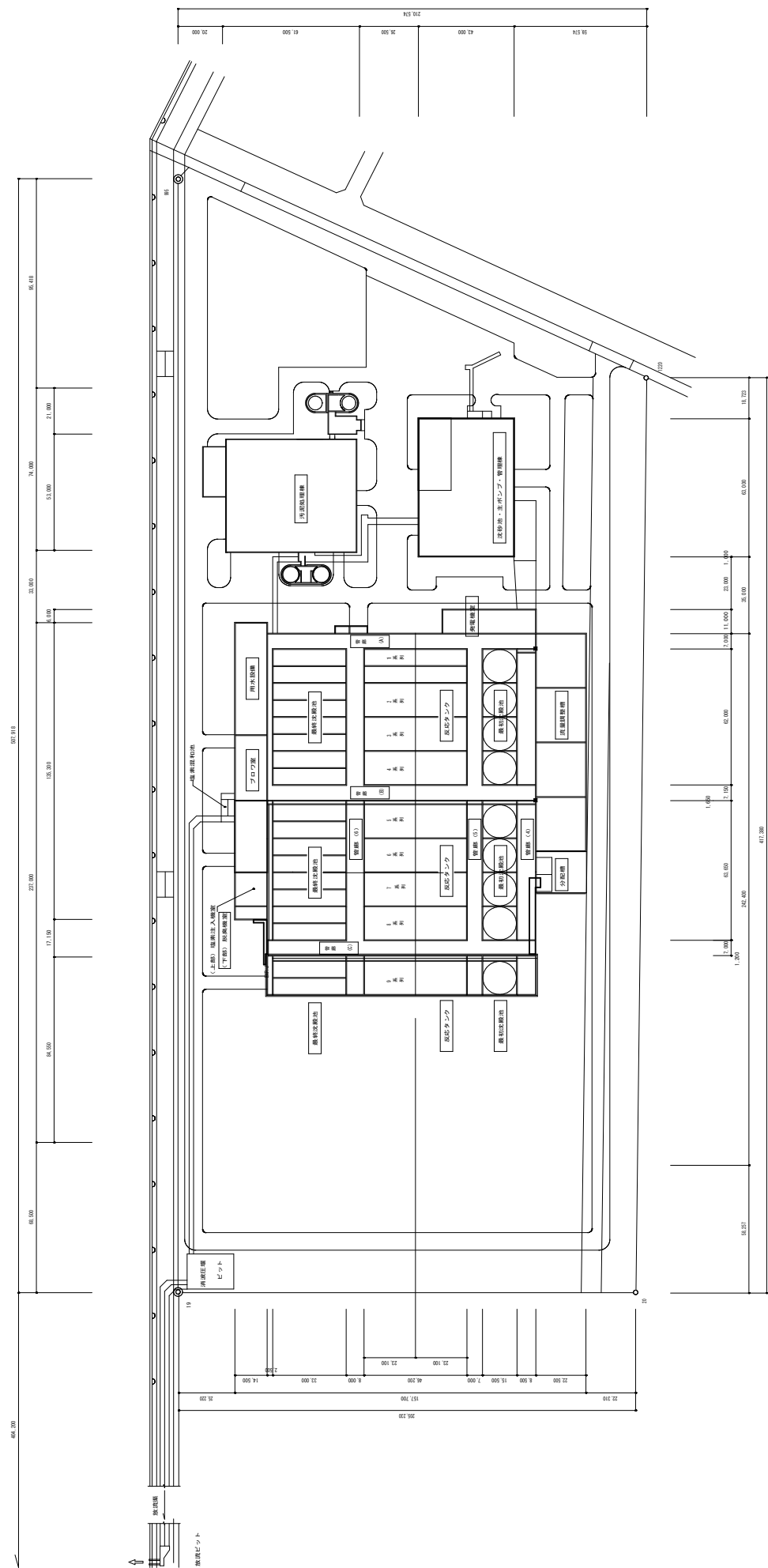
- 1)敷地面積 51a
 2)運転開始月 平成 15 年 11 月
 3)揚水ポンプ能力 口径 300mm 能力 12m³/分 台数 2 台
 4)貯留量 約 4000 m³

※本流量調整池は、巡回方式をとるものである。大雨警報や時間雨量が多い場合は現場に赴き、汚水を流量調整池に貯留する作業を行い、市との連絡を密に取り合いながら放流方式の検討と作業を行うものとする。

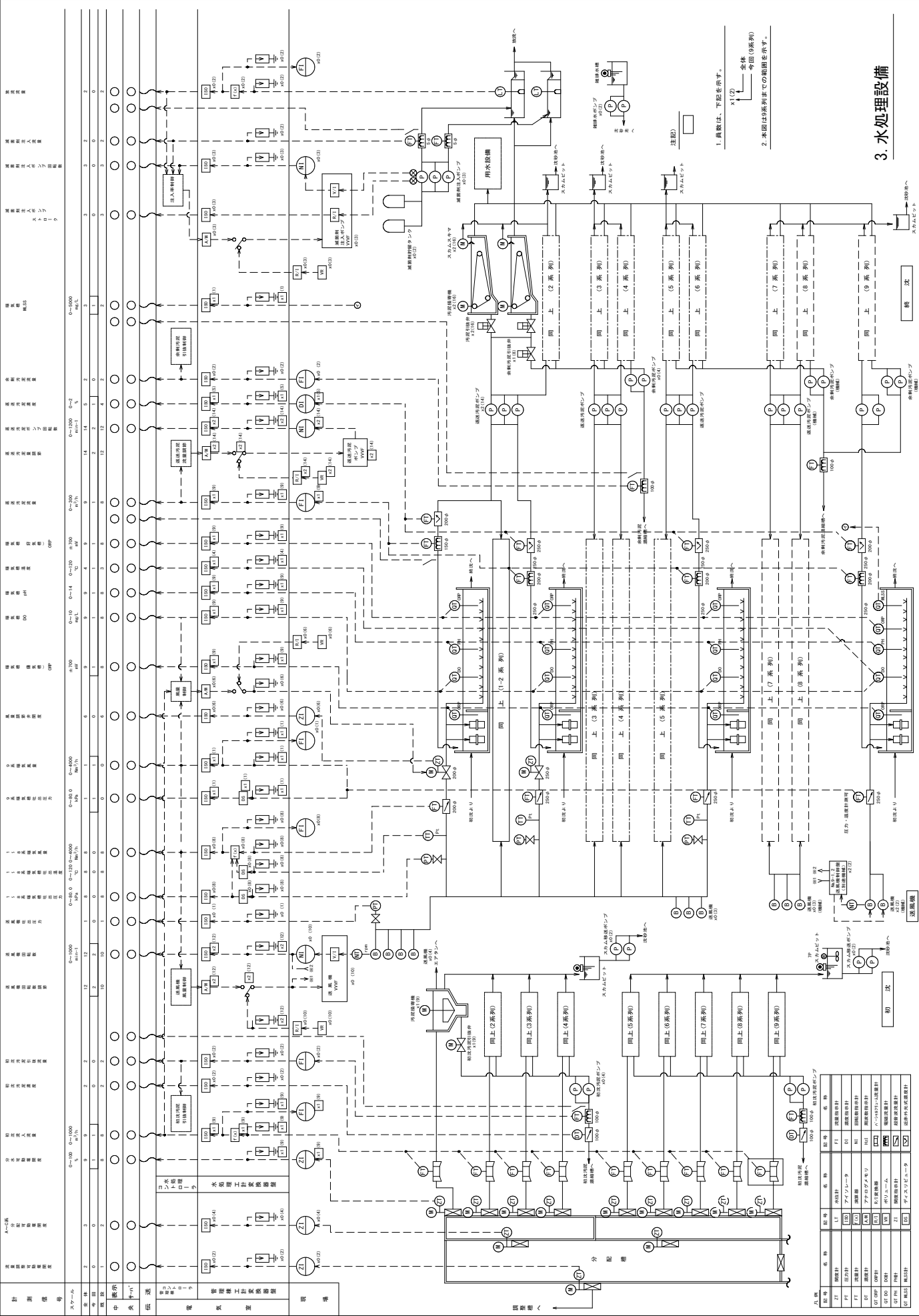
- 5 修景池(西部下水処理場内) p200
- 6 中部茂里町流量調整池 p202
- 1)揚水ポンプ能力 口径 500mm 能力 25m³/分 台数 2 台
- 2)貯留量 約 13,886 m³
- ※本流量調整池は、巡回方式をとるものである。大雨警報や時間雨量が多い場合は、市との連絡を密に取り合いながら監視を行い、適宜現場に赴くものとする。
- 7 中部茂里町第 1 雨水排水ポンプ場・川口町除塵機室 p204
- 1)ポンプ能力 口径 1,400mm 能力 276m³/分 台数 1 台
- ※本ポンプ場は、巡回方式をとるものである。なお、大雨警報や時間雨量が多い場合は、ポンプ場へ赴き、緊急対応措置を講じること。
- 8 中部茂里町第 2 雨水排水ポンプ場 p206
- 1)敷地面積 64.0a
- 2)排水面積 44.8ha
- 3)運転開始月 平成 10 年 4 月
- 4)ポンプ能力 口径 1000mm 能力 115m³/分 台数 2 台
口径 1350mm 能力 231m³/分 台数 2 台
口径 1650mm 能力 346m³/分 台数 1 台
- ※本ポンプ場は、巡回方式をとるものである。なお、大雨警報や時間雨量が多い場合は、ポンプ場へ赴き、緊急対応措置を講じること。
- 9 中部新地雨水排水ポンプ場 p207
- 1)敷地面積 15.3a
- 2)排水面積 13.3ha
- 3)運転開始月 平成 4 年 6 月
- 4)ポンプ能力 口径 500mm 能力 26m³/分 台数 2 台
- ※本ポンプ場は、巡回方式をとるものである。なお、大雨警報や時間雨量が多い場合は、ポンプ場へ赴き、緊急対応措置を講じること。
- 10 中部尾上町雨水排水ポンプ場 p208
- 1)運転開始月 令和 3 年 3 月
- 2)ポンプ能力 口径 300mm 能力 13m³/分 台数 2 台
- ※本ポンプ場は、巡回方式をとるものである。なお、大雨警報や時間雨量が多い場合は、ポンプ場へ赴き、緊急対応措置を講じること。

設備概要(西部下水処理場)

受電形態		受電電圧	6.6kV	水		主ポンプ設備	汚泥処理施設		濃縮設備	初沈汚泥スクリーン		3台
契約電力		1280kW		水		立軸歯輪巻料流ポンプ	汚泥処理施設		濃縮設備	重力濃縮槽		3槽
(令和10年度より1330kW予定【し尿受入施設建設】)				水		600φ×40.0m3/min×200KW	汚泥処理施設		機械濃縮(汚泥加圧浮上濃縮)	φ7.5×H3.0		2槽
遮断器		VCB 7.2KV 600A 12.5KA		水		400φ×20.0m3/min×110KW	汚泥処理施設		機械濃縮(ベルト型濃縮機)	W3.5×L8.5×H4.0		
		管理棟1F		水		300φ×10.0m3/min×55KW	汚泥処理施設		フロス掻取機			
		管理棟2F		水			汚泥処理施設		濃縮汚泥貯留槽	処理能力30m3/h		2台
		発電機室		水			汚泥処理施設		濃縮汚泥貯留槽			
		水処理棟		水			汚泥処理施設		汚泥貯留槽			
		汚泥棟		水			汚泥処理施設		加圧脱水機			
変圧器		管理棟		水			汚泥処理施設		ろ過面積	131m ²		1台
		3φ 500KVA		水			汚泥処理施設		ろ過速度3.5kg/H・m ²			3台
		3φ 300KVA		水			汚泥処理施設		φ900			
		1φ 150KVA		水			汚泥処理施設		スクリュー脱水機			
		3φ 750KVA		水			汚泥処理施設		脱臭用送風機			
		3φ 500KVA		水			汚泥処理施設		片吸込ターボファン			
		1φ 150KVA		水			汚泥処理施設		120m3/min×250mmAq×11KW			
		3φ 1000KVA		水			汚泥処理施設		縦型充填塔 (FRP製)	2,100φ×3,700H		
		3φ 200KVA		水			汚泥処理施設		循環ポンプ	0.35m3/min×22mH×3.7KW		
		1φ 100KVA		水			汚泥処理施設		苛性ソーダポンプ			
発電機		(1)ガスタービン		水			脱臭設備		次亜ポンプ			
		型式	単純開放サイクル軸式	水			脱臭設備		臭化ソーダポンプ			
		出力	2,000PS	水			脱臭設備					
		回転数	1,800rpm	水			脱臭設備					
		燃料	A重油	水			脱臭設備					
		(2)発電機		水			脱臭設備					
		型式	同期発電機	水			脱臭設備					
		容量	1,250KVA	水			脱臭設備					
情報処理装置		HIS監視装置	明電舎製監視制御装置	水			脱臭設備					
流入ダート		電動開閉自動降下ダート		水			脱臭設備					
		1,800W×1,800H		水			脱臭設備					
沈砂池		細目自動除塵機		水			脱臭設備					
W3.0×L15.5×H3.0		間欠式全面掻揚形		水			脱臭設備					
		篩査洗浄機		水			脱臭設備					
		機械式攪拌式		水			脱臭設備					
		篩査脱水機		水			脱臭設備					
		ローラ式		水			脱臭設備					
		篩査搬出機		水			脱臭設備					
		トラフ型ベルト形	4台	水			脱臭設備					
		沈砂掻揚機		水			脱臭設備					
		スクリーンコンベア式		水			脱臭設備					
		沈砂洗浄搬出機		水			脱臭設備					
		機械攪拌式・スクリーンベア形		水			脱臭設備					
		スクラム分離機		水			脱臭設備					
		ドラムスクリーン形		水			脱臭設備					
		しぼりホッパー		水			脱臭設備					
		沈砂ホッパー		水			脱臭設備					

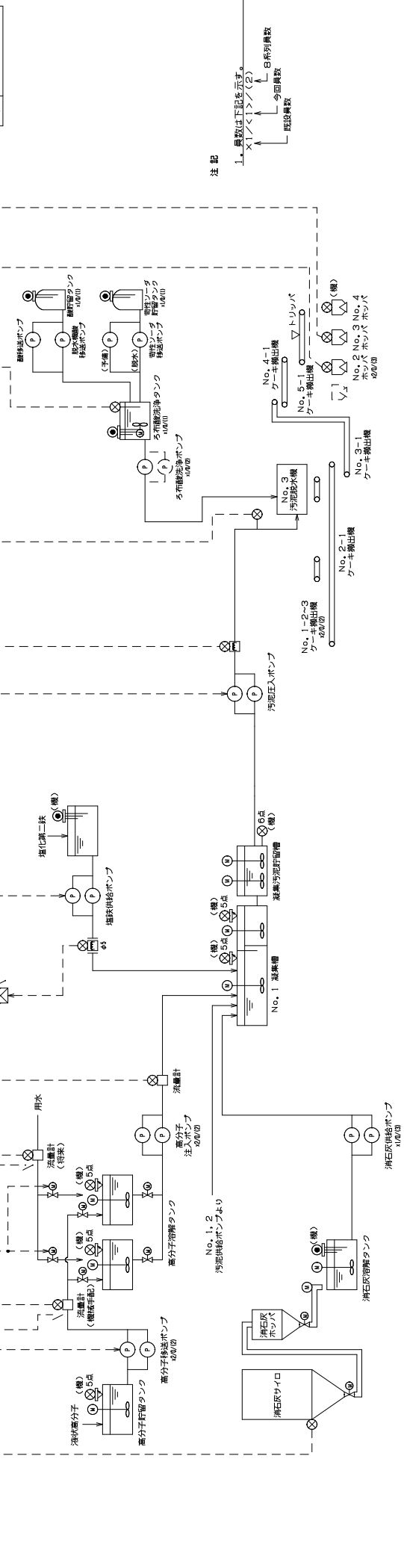


S=No Scale



3. 水処理設備

- 1. 員数は、下記を参照。
- 2. 本図は49系列までの設備を示す。

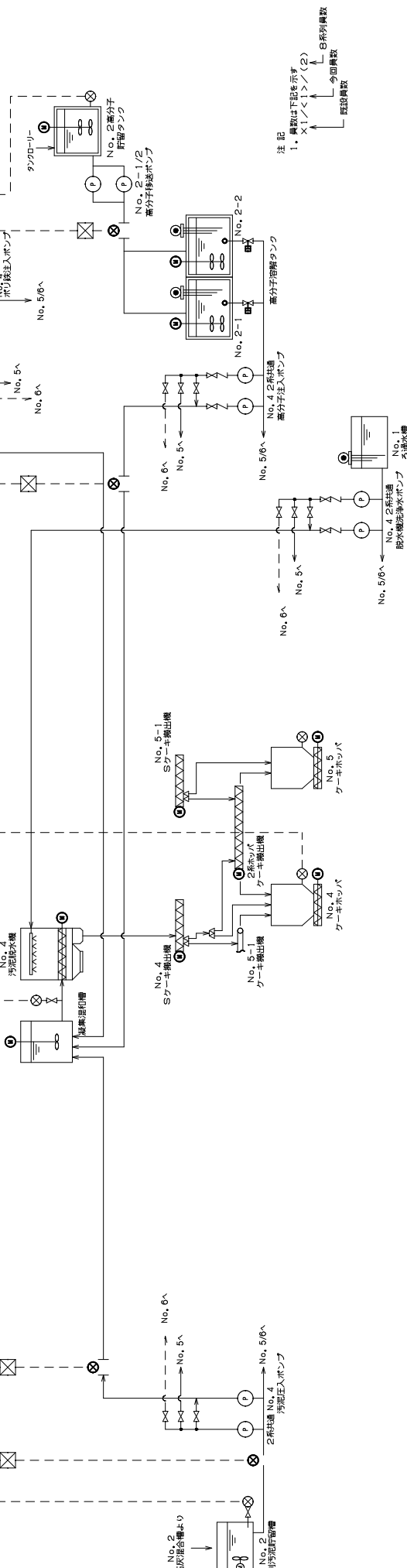
[illegible]

※No. 2汚泥脱水機については平成30年度に撤去済み

7. No. 3汚泥脱水機設備

μ-JNo.	LZ715	Z716	FZ719	NZ717	NZ718	Z720	WZ617A	NZ735	NZ734	FZ736	FZ744	NZ731/2	FZ733 LZ730
	No, 2	No, 2	No, 4	2根端	No, 4	No, 4	No, 4	No, 4	2根端	No, 4	No, 4	No, 2-1/2	No, 2 No, 2

記号	名 称
F	流量
L	レベル
P	圧力
T	温度
W	重量
Z	間隙
N	回転数
H _z	周波数
Hz	駆動装置
D	湿度
W	重量
A	電圧
C	回転
H	手動
I	指示
Q	積算
R	記録
T	伝送又は交換
V	速度
S	ストレナ
-	減算
A/M	アナログメモリ
R/I	抵抗電圧変換器
V/I	電圧電流変換器
1/1	アイソレータ
DB	デシベルユーザ
×	交換
□□□	ディジタル表示
⊗	電磁気設計
⊙	超音波流量計
⊕	超音波濃度計
⊗	複式水圧計
⊙	超音波水位計



1. 偶数は下記を示す
 $x1 < 1 < (2)$

既設偶数 → 今回偶数 → 8系列偶数

9. No. 5・6汚泥脱水機設備

Figure 1: Schematic diagram of the water supply system for the water supply plant. The diagram illustrates the flow of water from the source (上水) through various components including pumps, valves, and storage tanks, leading to the distribution network (配水網).

The diagram is divided into two main sections: the left side shows the water supply system components, and the right side shows the distribution network components.

Water Supply System Components (Left Side):

- 上水 (Raw Water):** The source of water entering the system.
- 浄水場 (Water Treatment Plant):** The facility where water is treated. It includes a **浄水タンク (Water Treatment Tank)** and a **ろ過装置 (Filtration Device)**.
- ポンプ (Pump):** A **浄水ポンプ (Water Treatment Pump)** is used to move water from the treatment plant to the distribution network.
- 配水網 (Distribution Network):** The network of pipes and valves that distribute water to various points of use.
- 貯水タンク (Storage Tank):** A **浄水貯水タンク (Water Treatment Storage Tank)** is used to store treated water before it is distributed.
- 検出装置 (Detection Device):** A **浄水検出装置 (Water Treatment Detection Device)** is used to monitor the water supply system for leaks or other issues.

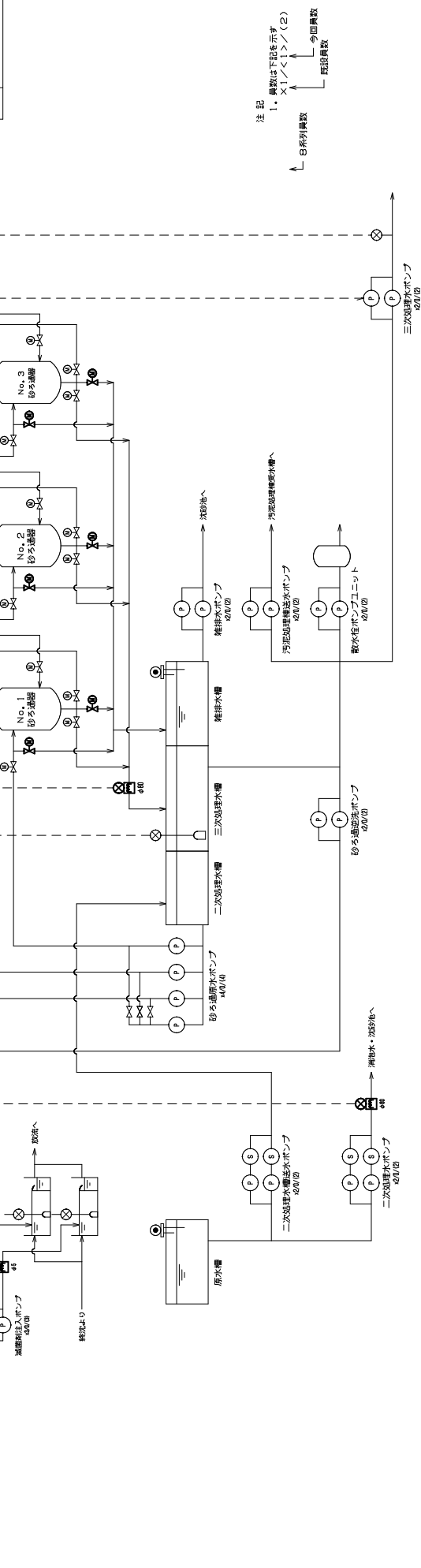
Distribution Network Components (Right Side):

- 配水網 (Distribution Network):** The network of pipes and valves that distribute water to various points of use.
- 検出装置 (Detection Device):** A **浄水検出装置 (Water Treatment Detection Device)** is used to monitor the distribution network for leaks or other issues.
- ポンプ (Pump):** A **浄水ポンプ (Water Treatment Pump)** is used to move water from the distribution network to the storage tank.
- 貯水タンク (Storage Tank):** A **浄水貯水タンク (Water Treatment Storage Tank)** is used to store treated water before it is distributed.
- ろ過装置 (Filtration Device):** A **浄水ろ過装置 (Water Treatment Filtration Device)** is used to filter water before it is distributed.

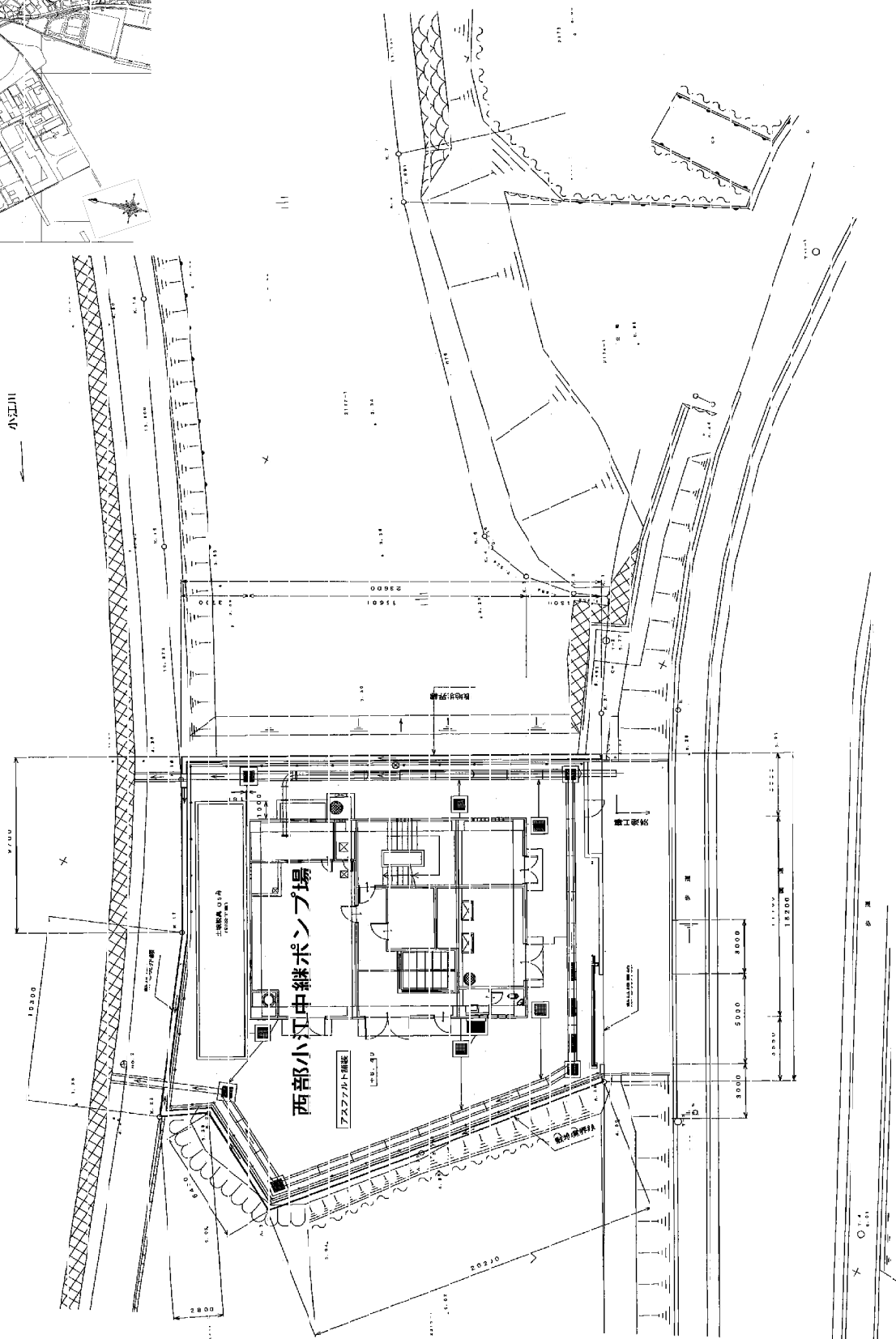
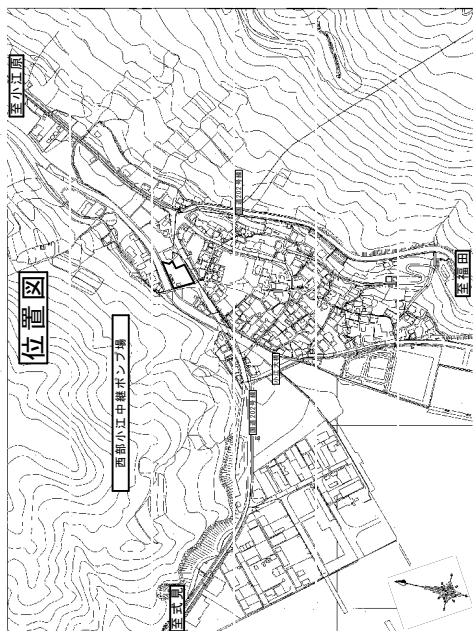
Legend:

- 浄水ポンプ (Water Treatment Pump)
- 浄水タンク (Water Treatment Tank)
- ろ過装置 (Filtration Device)
- 検出装置 (Detection Device)
- 浄水貯水タンク (Water Treatment Storage Tank)
- 浄水検出装置 (Water Treatment Detection Device)
- 浄水ろ過装置 (Water Treatment Filtration Device)

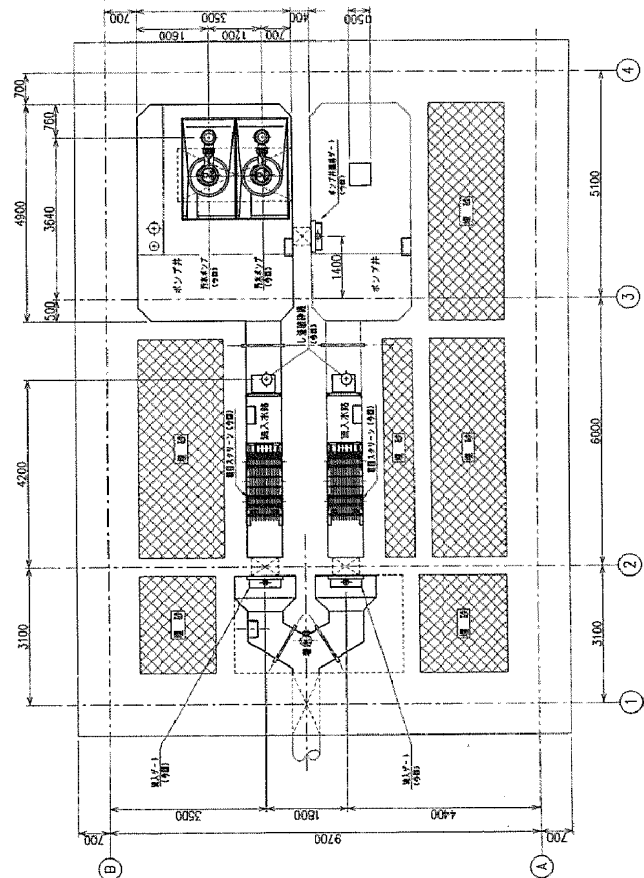
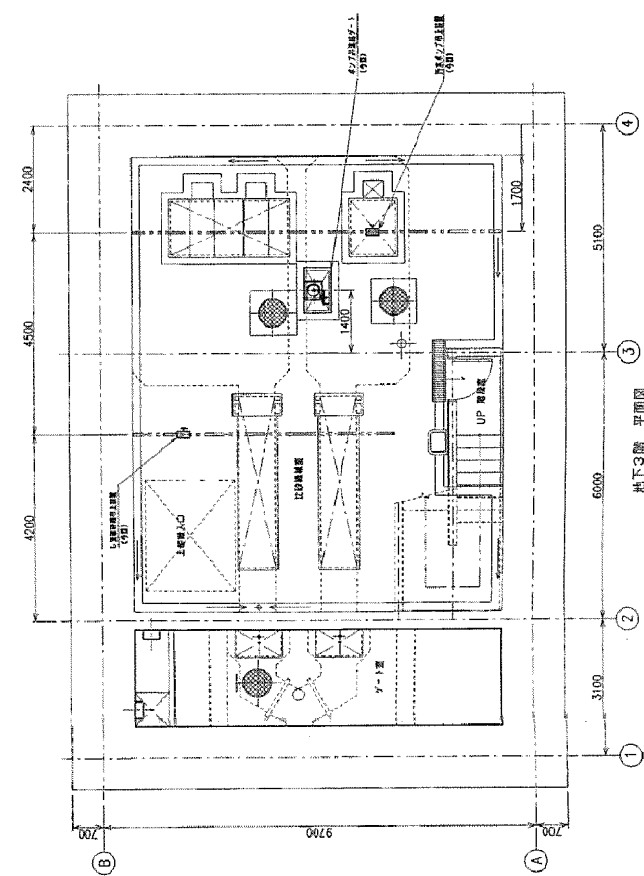
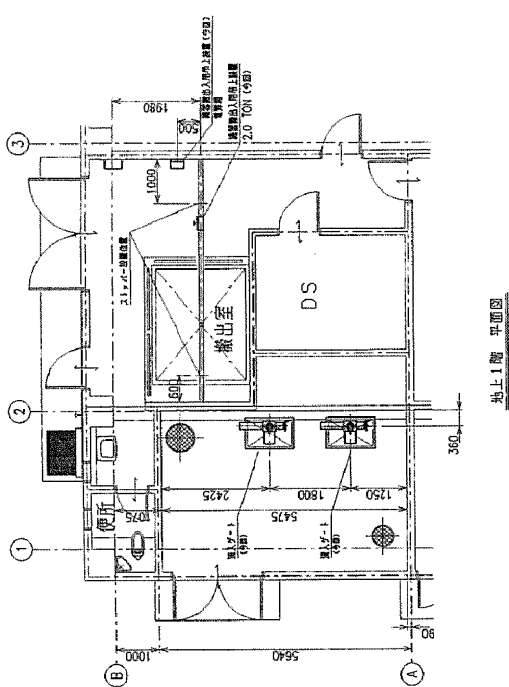
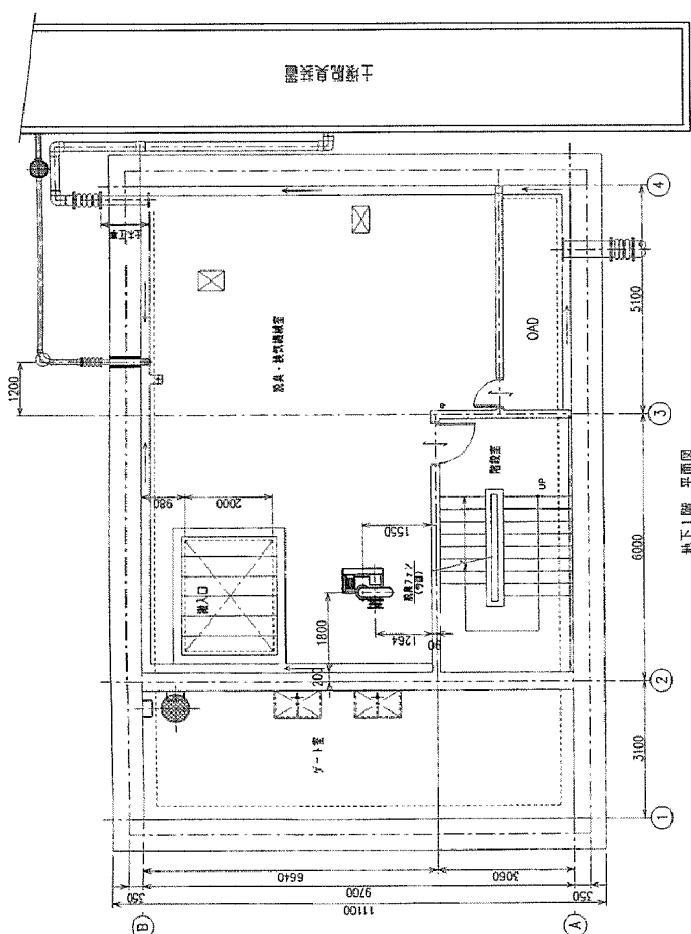
グループNo.	NZ372 (No. 1) NZ373 (No. 2) NZ376 (No. 3)	FZ382A (No. 1) FZ382B (No. 2) FZ382C (No. 3)	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2	FZ387-8 No. 1~2
---------	---	--	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------



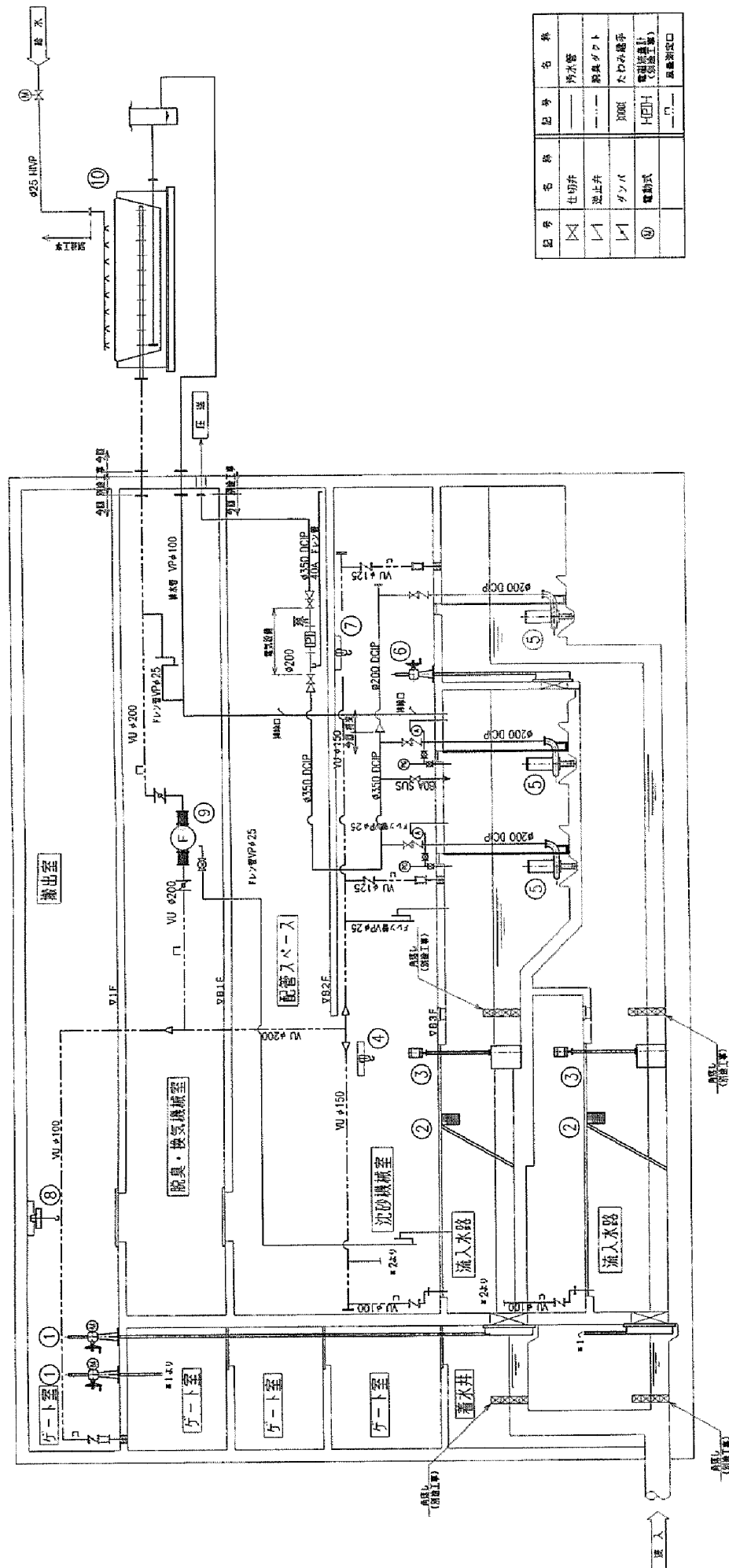
14. 滅菌・放流・用水設備



西部小江中継ポンプ場一般平面図



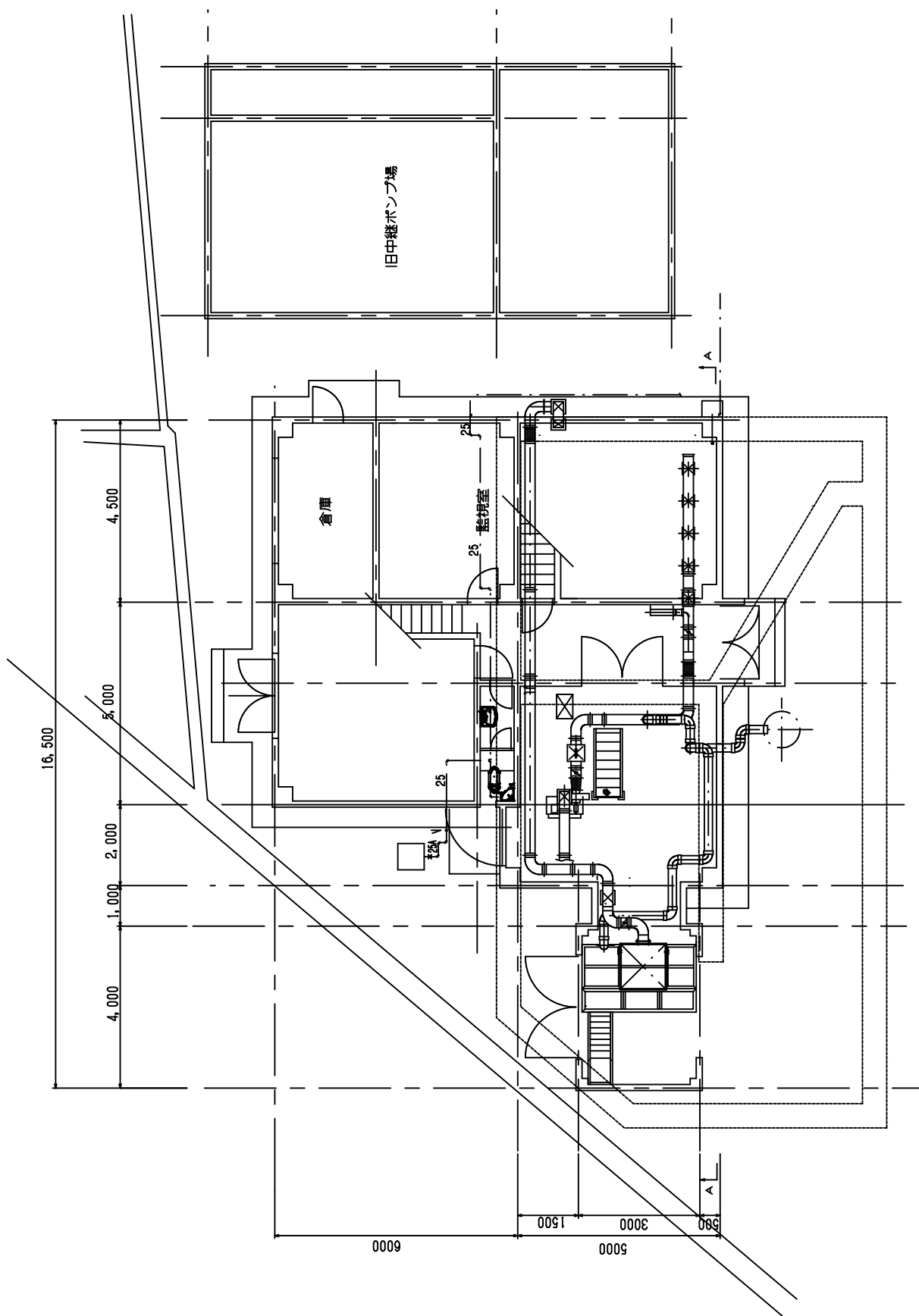
西部小江中継ポンプ場平面図



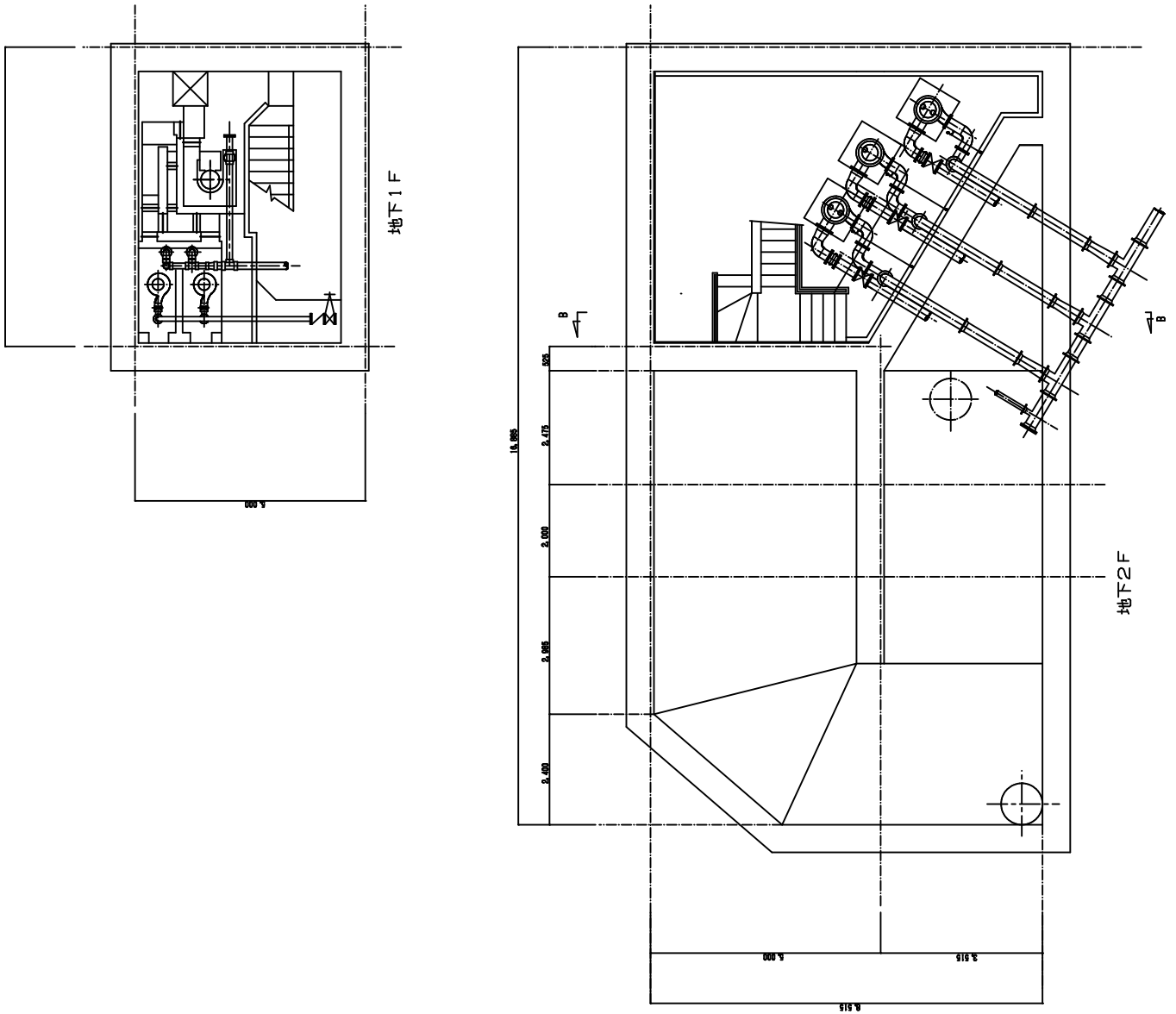
記号	名称	記号	名称
①	ゲート室	⑤	電動機
②	スクリーン	⑥	ポンプ
③	沈砂機	⑦	ポンプ
④	沈砂機	⑧	ポンプ
⑤	脱臭・換気機	⑨	ポンプ
⑥	配管入ベース	⑩	ポンプ
⑦	配管入ベース		
⑧	配管入ベース		
⑨	配管入ベース		
⑩	配管入ベース		

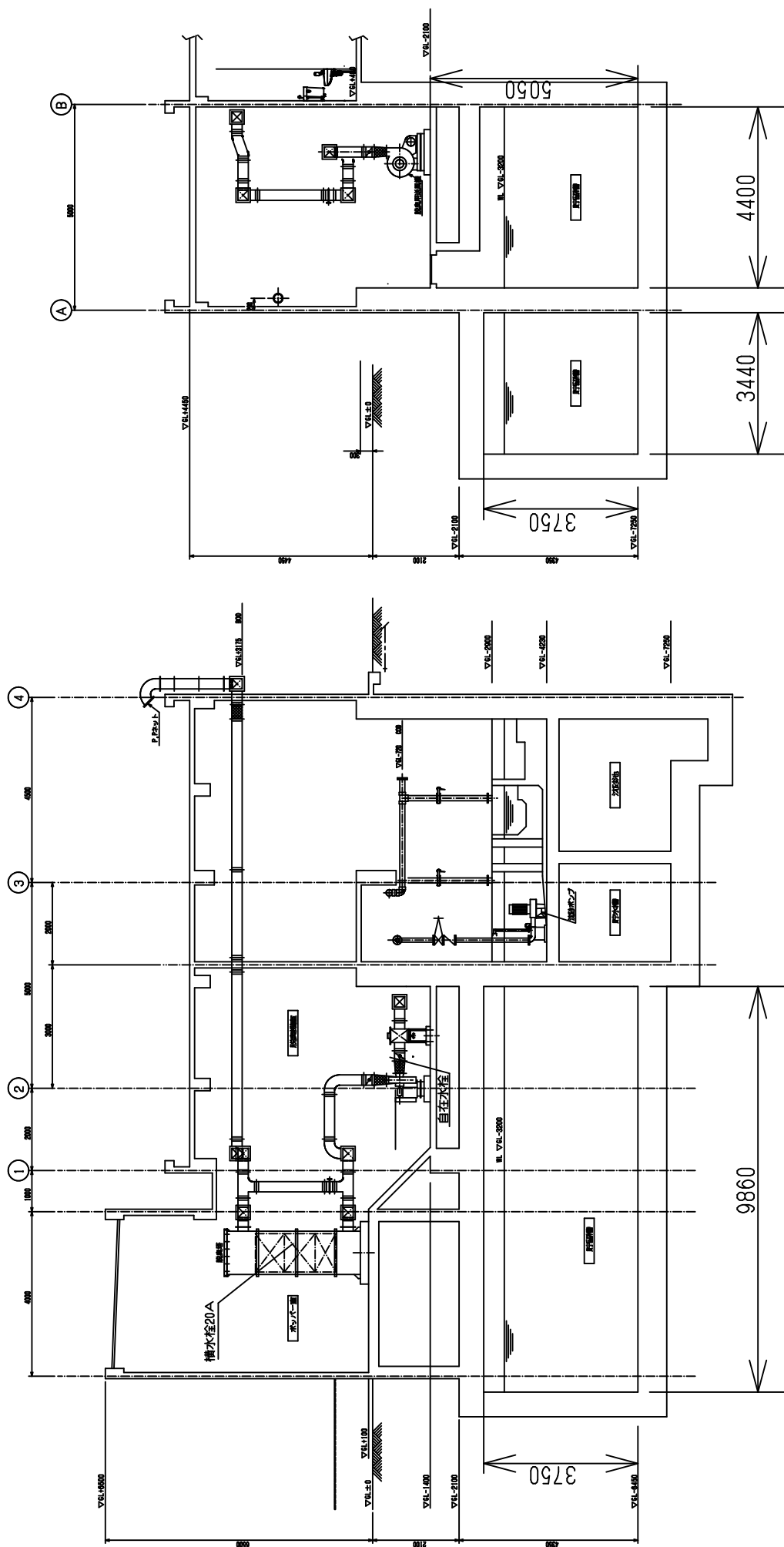
機器番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
機器名称	流入ゲート	スクリーン	沈砂機	沈砂機	脱臭・換気機	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ	ポンプ
形式	電動機	スクリーン	スクリーン	スクリーン	スクリーン	スクリーン	スクリーン	スクリーン	スクリーン	スクリーン
仕様	500mm ² × 500mm ²	スクリーン	スクリーン	スクリーン	スクリーン	スクリーン	スクリーン	スクリーン	スクリーン	スクリーン
流量	1.5m ³ /min	スクリーン	スクリーン	スクリーン	スクリーン	スクリーン	スクリーン	スクリーン	スクリーン	スクリーン
圧力	1.5MPa	スクリーン	スクリーン	スクリーン	スクリーン	スクリーン	スクリーン	スクリーン	スクリーン	スクリーン
電力	1.5kW	スクリーン	スクリーン	スクリーン	スクリーン	スクリーン	スクリーン	スクリーン	スクリーン	スクリーン
材質	ステンレス	スクリーン	スクリーン	スクリーン	スクリーン	スクリーン	スクリーン	スクリーン	スクリーン	スクリーン
メーカー	三菱	スクリーン	スクリーン	スクリーン	スクリーン	スクリーン	スクリーン	スクリーン	スクリーン	スクリーン
設置場所	流入ゲート	スクリーン	スクリーン	スクリーン	スクリーン	スクリーン	スクリーン	スクリーン	スクリーン	スクリーン
備考										

西部小江中継ポンプ場施設フロー図



西部清石中継ポンプ場一般平面図

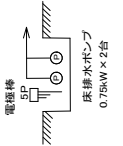
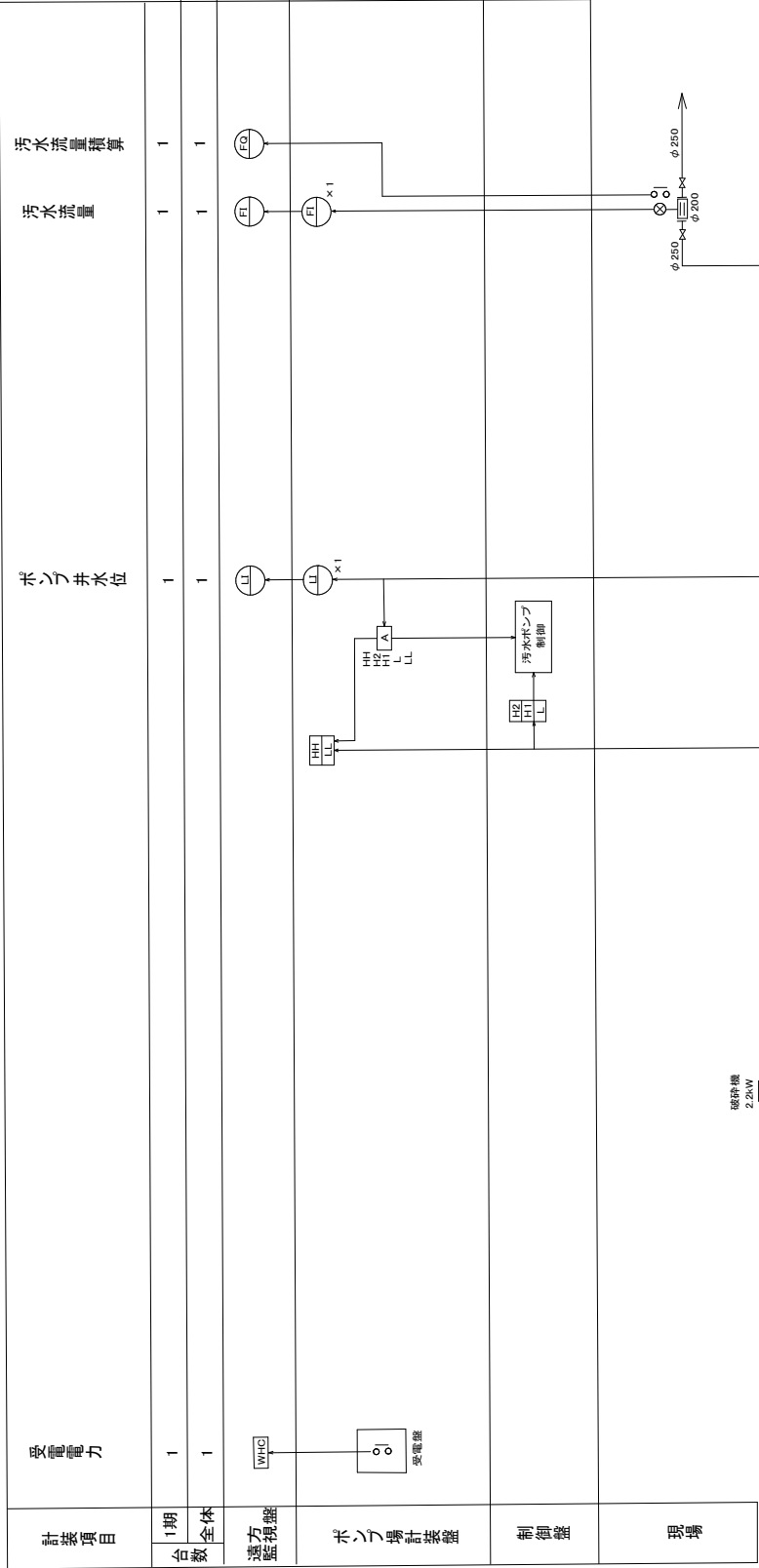




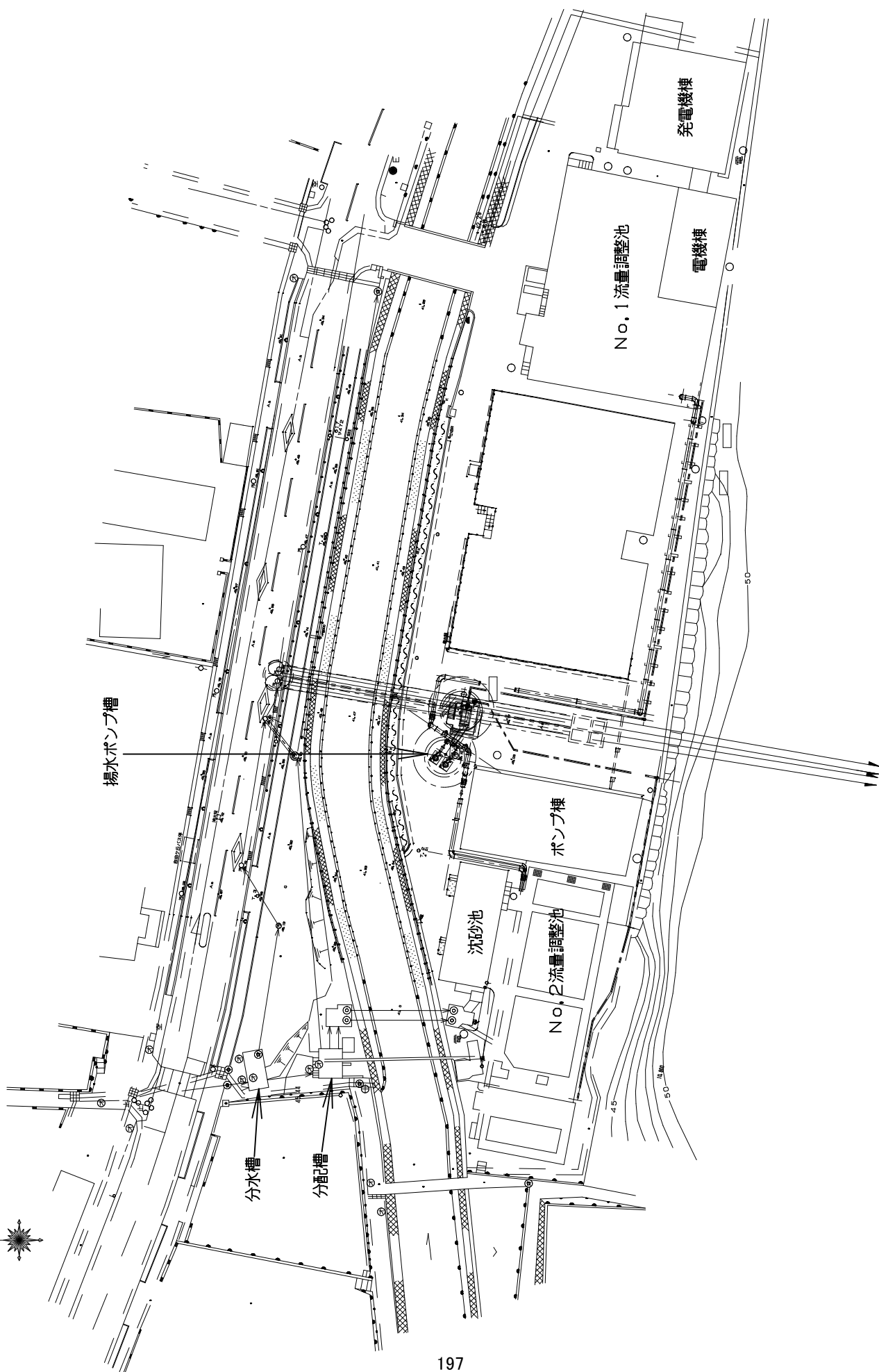
B-B断面図

A-A断面図

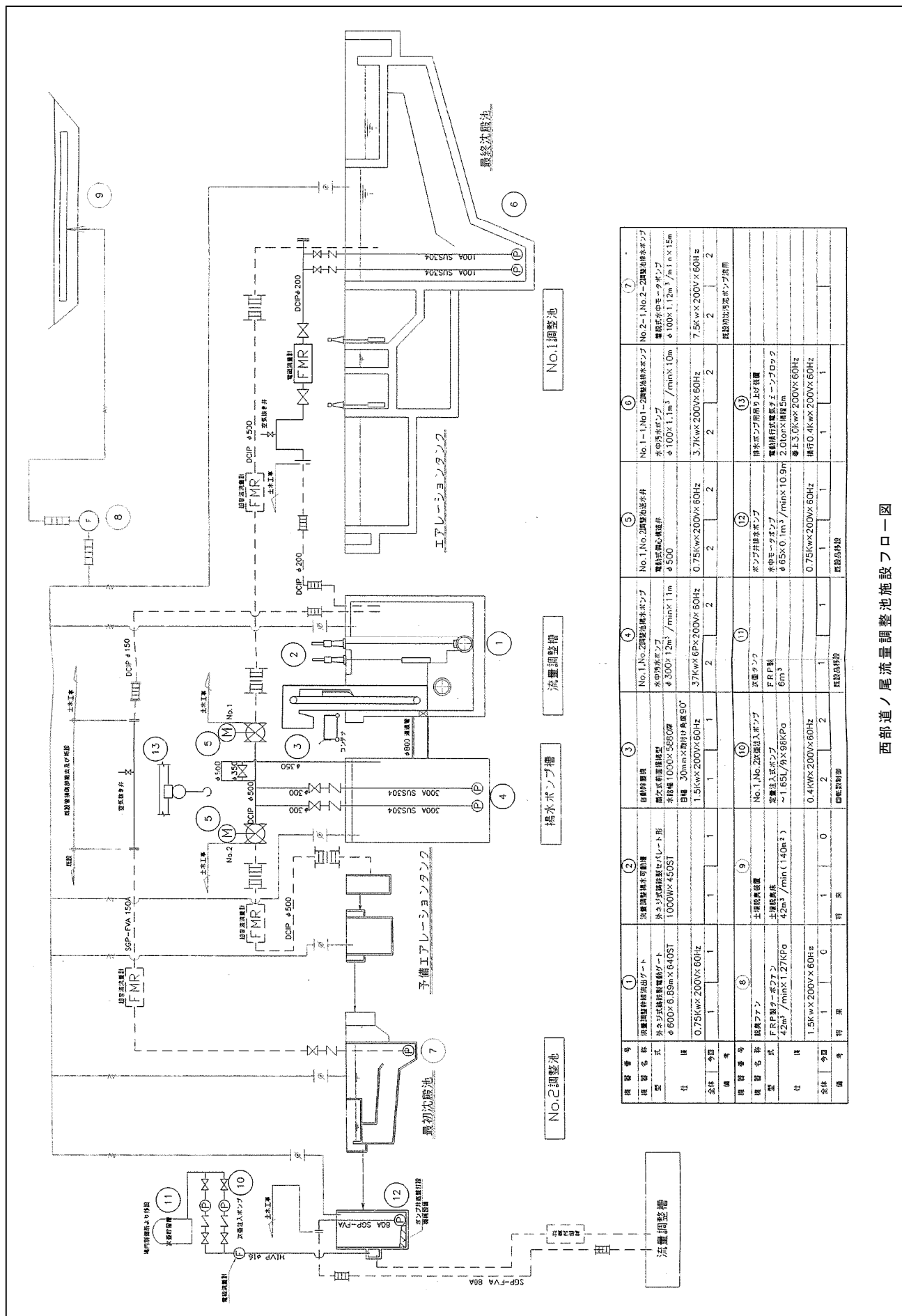
西部滑石中継ポンプ場断面図



西部滑石中継ポンプ場計装フロー図



西部道ノ尾流量調整池一般平面図



機器番号	1	2	3	4	5	6	7
機器名	流量調整槽出水ゲート	流量調整槽水可動機	自動除油機	No.1 No.2調整池排水ポンプ	No.1 No.2調整池排水井	No.1 No.2調整池排水ポンプ	No.2-1, No.2-2調整池排水ポンプ
型式	外全3分3寸鋼製ゲート φ600×6.88m×0.40ST	外全3分3寸鋼製ゲート 1000V×4.50ST	鋼製除油機 容量1000L/分 水層幅1000mm×580mm 白鋼 30mm×厚付け角鋼50°	水中排水ポンプ φ300×12m ³ /min×11m	電動機心機排水井 φ500	水中排水ポンプ φ100×1.1m ³ /min×10m	電動機心機排水ポンプ φ100×1.12m ³ /min×15m
仕様	0.75kw×200V×60Hz	1.5kw×200V×60Hz	1.5kw×200V×60Hz	37kw×6P×200V×60Hz	0.75kw×200V×60Hz	3.7kw×200V×60Hz	7.5kw×200V×60Hz
数量	1	1	1	2	2	2	2
単位	台	台	台	台	台	台	台
備考							
機器番号	8	9	10	11	12	13	
機器名	流量調整槽	流量調整槽水可動機	No.1 No.2調整池排水ポンプ	排水ポンプ用排水ポンプ	排水ポンプ用排水ポンプ	排水ポンプ用排水ポンプ	
型式	F.R.P.製ゲート 42m ³ /min×1.27KPa	外全3分3寸鋼製ゲート 1000V×4.50ST	鋼製除油機 容量1000L/分 水層幅1000mm×580mm 白鋼 30mm×厚付け角鋼50°	水中排水ポンプ φ300×12m ³ /min×11m	電動機心機排水井 φ500	電動機心機排水ポンプ φ100×1.1m ³ /min×10m	
仕様	1.5kw×200V×60Hz	1.5kw×200V×60Hz	1.5kw×200V×60Hz	37kw×6P×200V×60Hz	0.75kw×200V×60Hz	3.7kw×200V×60Hz	
数量	1	1	1	2	2	2	
単位	台	台	台	台	台	台	
備考							

西部道ノ尾流量調整池施設フロー図

修景池施設概要

1 施設範囲：修景池管理平面図のとおり。

2 施設管理概要

施設維持管理者による除草、清掃作業（約4回/年）や水撒き作業（約30日/年）等を行い施設を良好に維持するもの。植栽等の生育状況などが影響するため、作業時期については年間計画を立て、協議により決定するものとする。

※本仕様書第6章西部下水処理場修景池除草・清掃業務の内容は含まない。

3 施設管理詳細内容

修景池管理平面図の指定する範囲とし、除草・草切りについては、雑草などの生育に大きく影響することから、環境・景観保全を維持する観点に則り、その範囲内の作業とする。除草後は、清掃・後片付けを行い良好な修景池とすること。

(除草内容)

- ・池内・水路内・水路縁部の水草及び草を除く、除草・清掃範囲を除草すること。
※稀少植物も生息していることから、事前に協議を行い、除草箇所を決定すること。
- ・当修景池は「自然環境の創生」の位置づけであり、植栽等の生育を図るため、除草・清掃範囲の池・水路を除く部分については、必要最低限の除草を行うものとする。ただし、明らかに雑草であり、時季において枯れ草となり美観を損ねるものや植樹に影響を与えるものについては、早期除草を行うものとする。

(水撒き内容)

- ・修景池廻りの植樹帯一面に、ポンプなどを使用するなど水撒き作業を実施し、常に緑地を保つために十分な補水を行うこと。

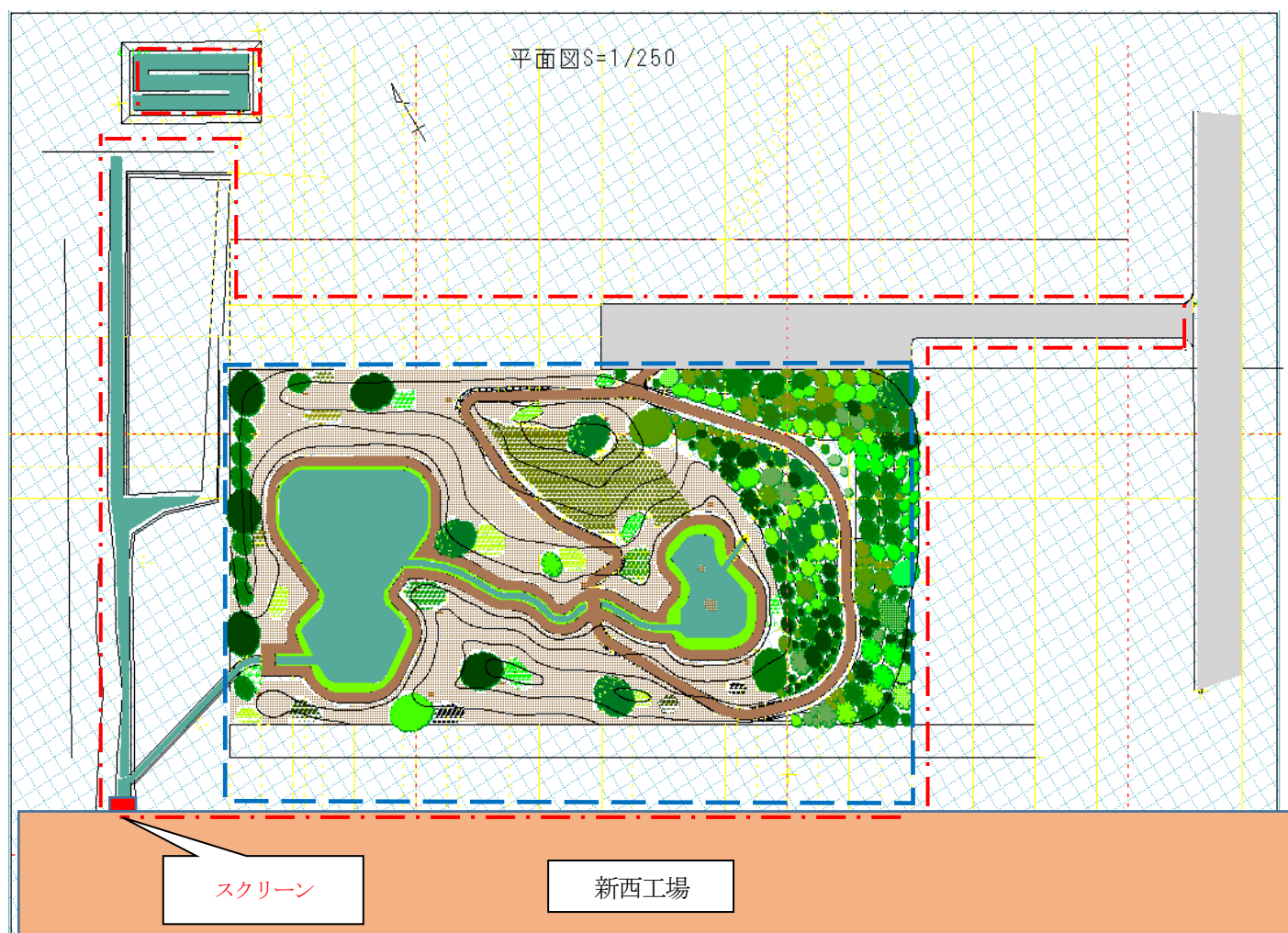
4 その他

- ・スクリーン清掃は、定期的実施し、水路詰まりを発生しないように留意すること。ごみ等については、適正に処理すること。
- ・除草物については、一般廃棄物として、自ら運搬し、西工場または東工場に搬入し焼却処分すること。これに伴う、搬入券の手配、搬入手数料については本業務に含むものとする。
- ・作業において、除草物が残らないように衛生面に留意すること。
- ・作業日時については、両者協議の上、決定する。
- ・作業実施後、作業報告書を提出すること。
- ・西工場または東工場に搬入した際は、計量票を添付すること。

修景池管理平面図

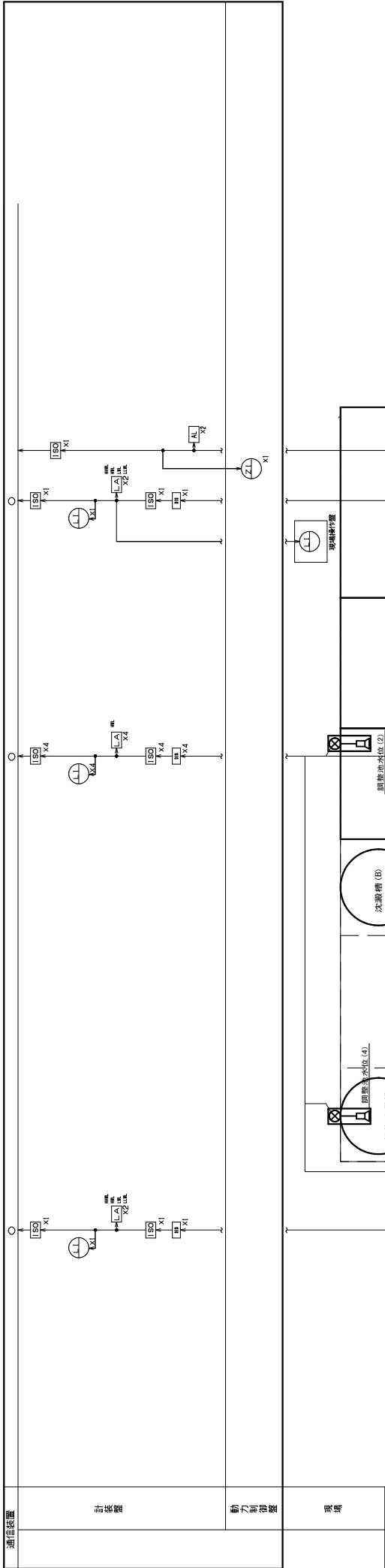
 除草・清掃範囲

 水撒き範囲

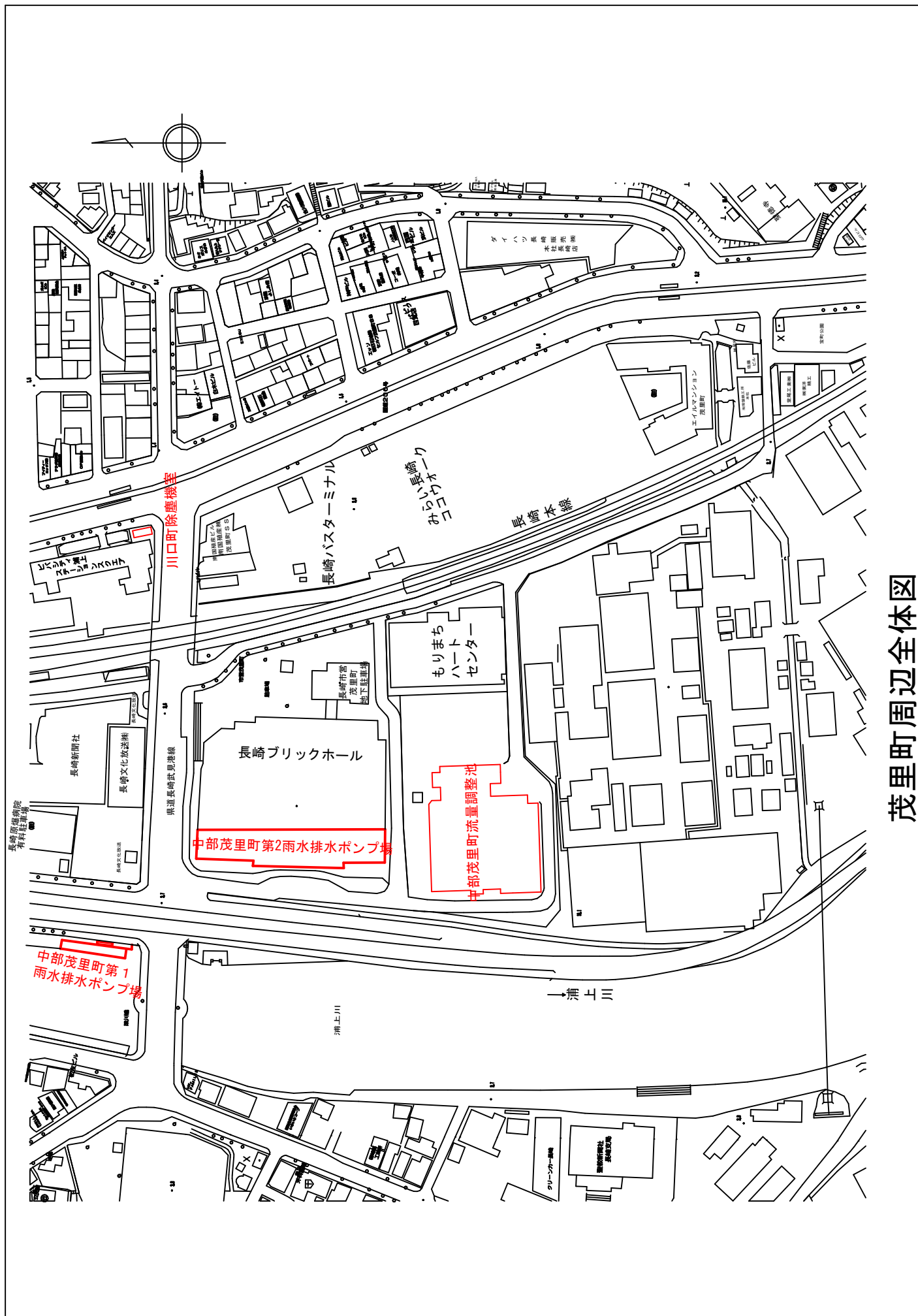


凡 例		記 号	名 称
記 号	名 称	注 意 点	注 意 点
AL	アラーム		
DIS	ディストリビュータ		
ISO	アイソレータ		
変換機			
発信器			

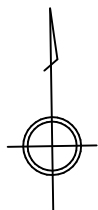
計 装 置 目		設置場所	注 意 点	注 意 点
数 値	記 号	1	4	1
	記 号	0	0	0
通 信 装 置	記 号	1	0	1
	記 号	0	0	0



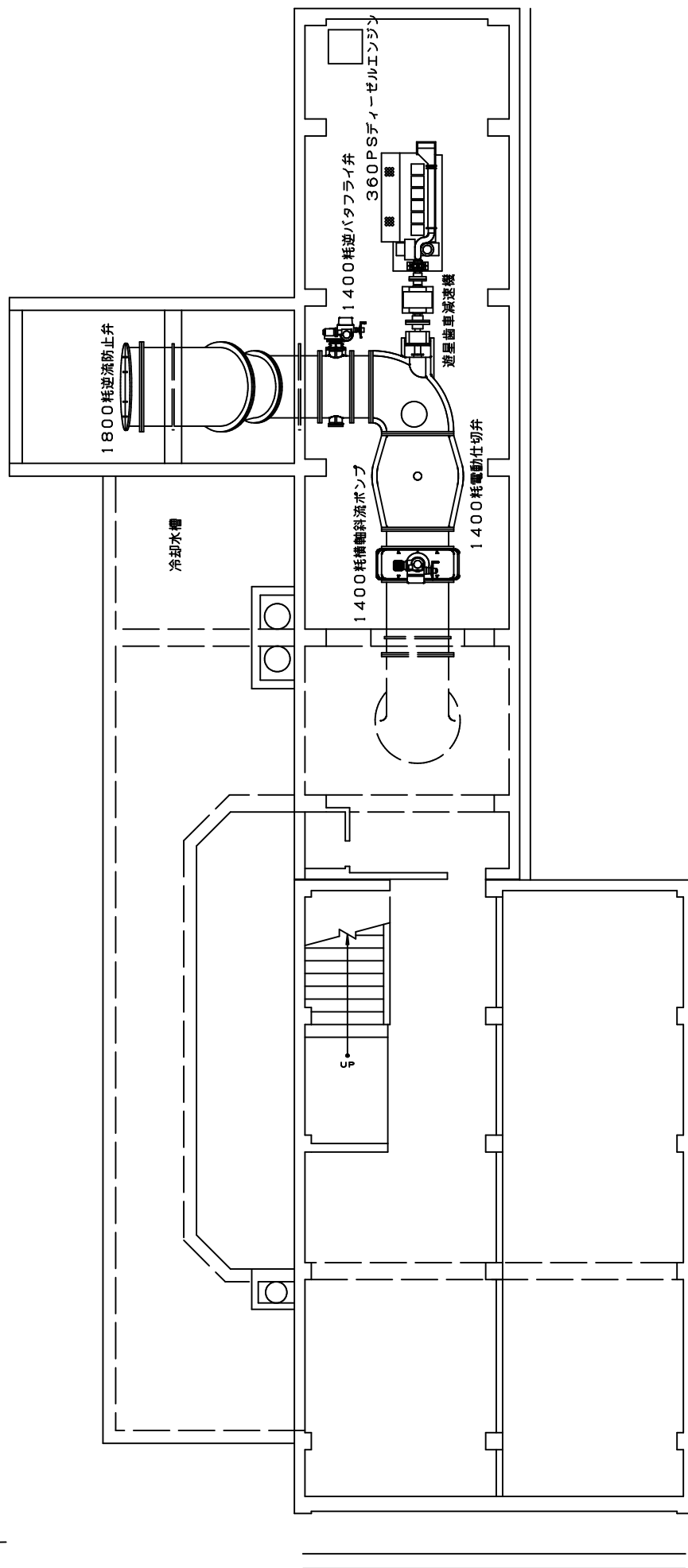
中部茂里町流量調整池計装フロアシート（参考図）



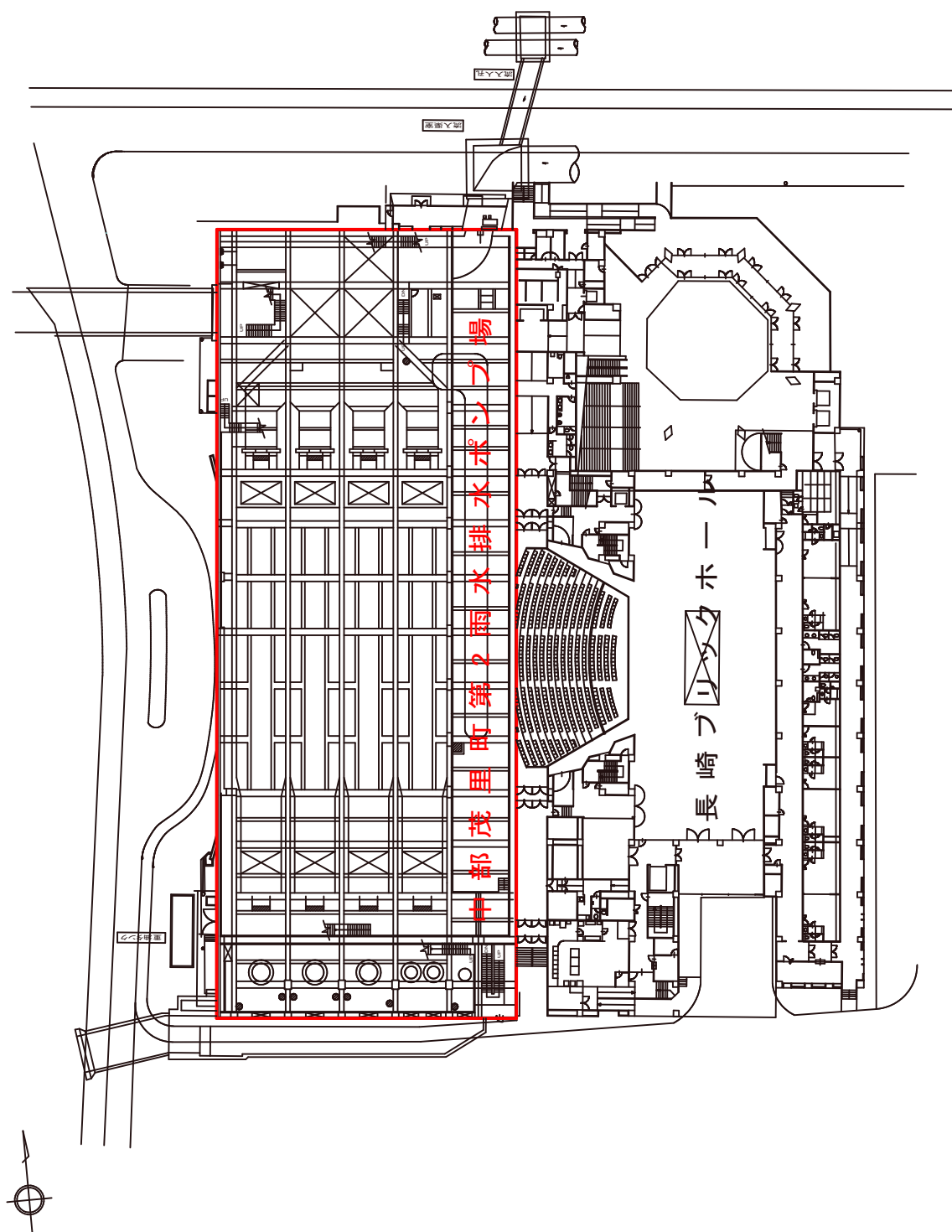
茂里町周辺全体図



瀬上川側

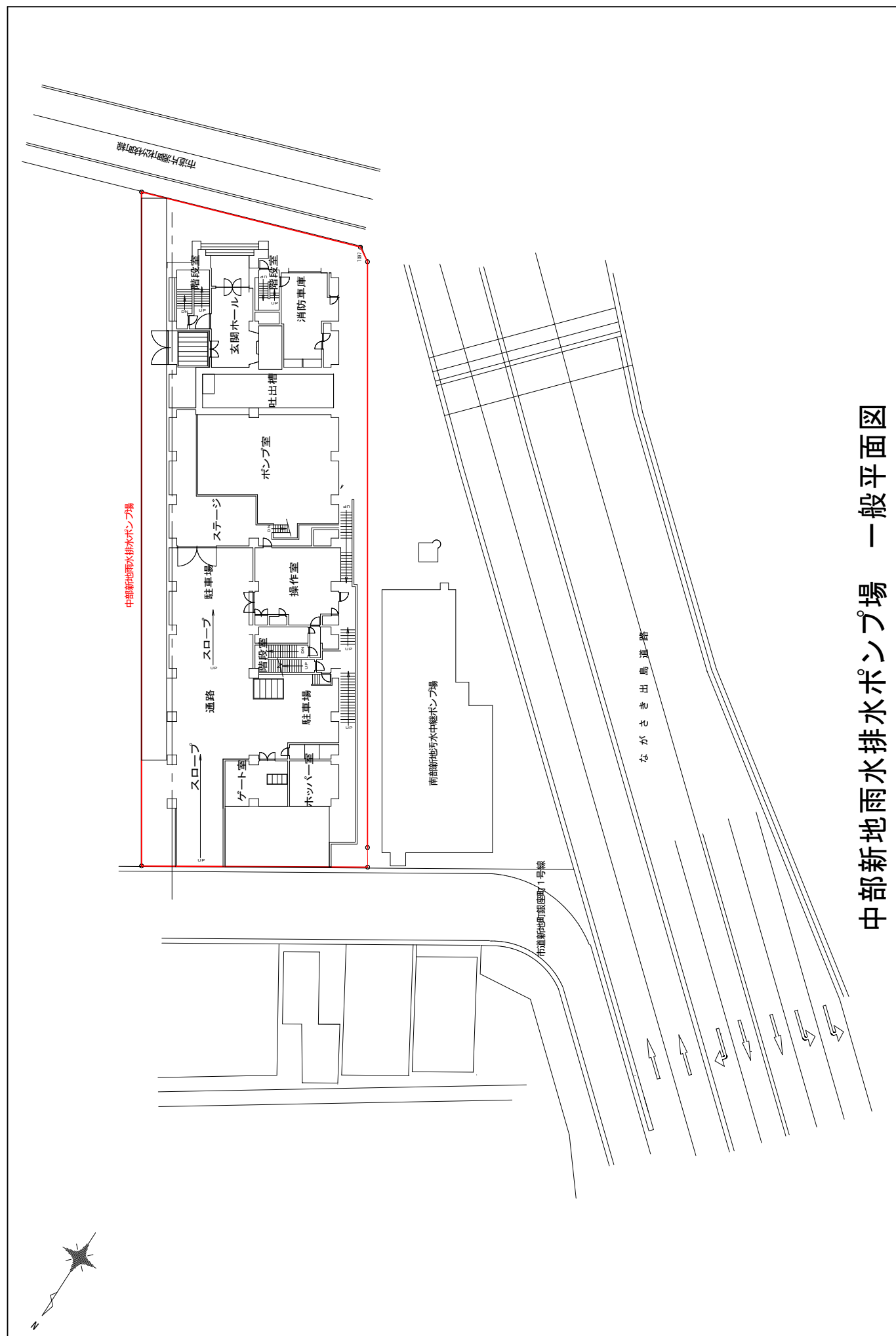


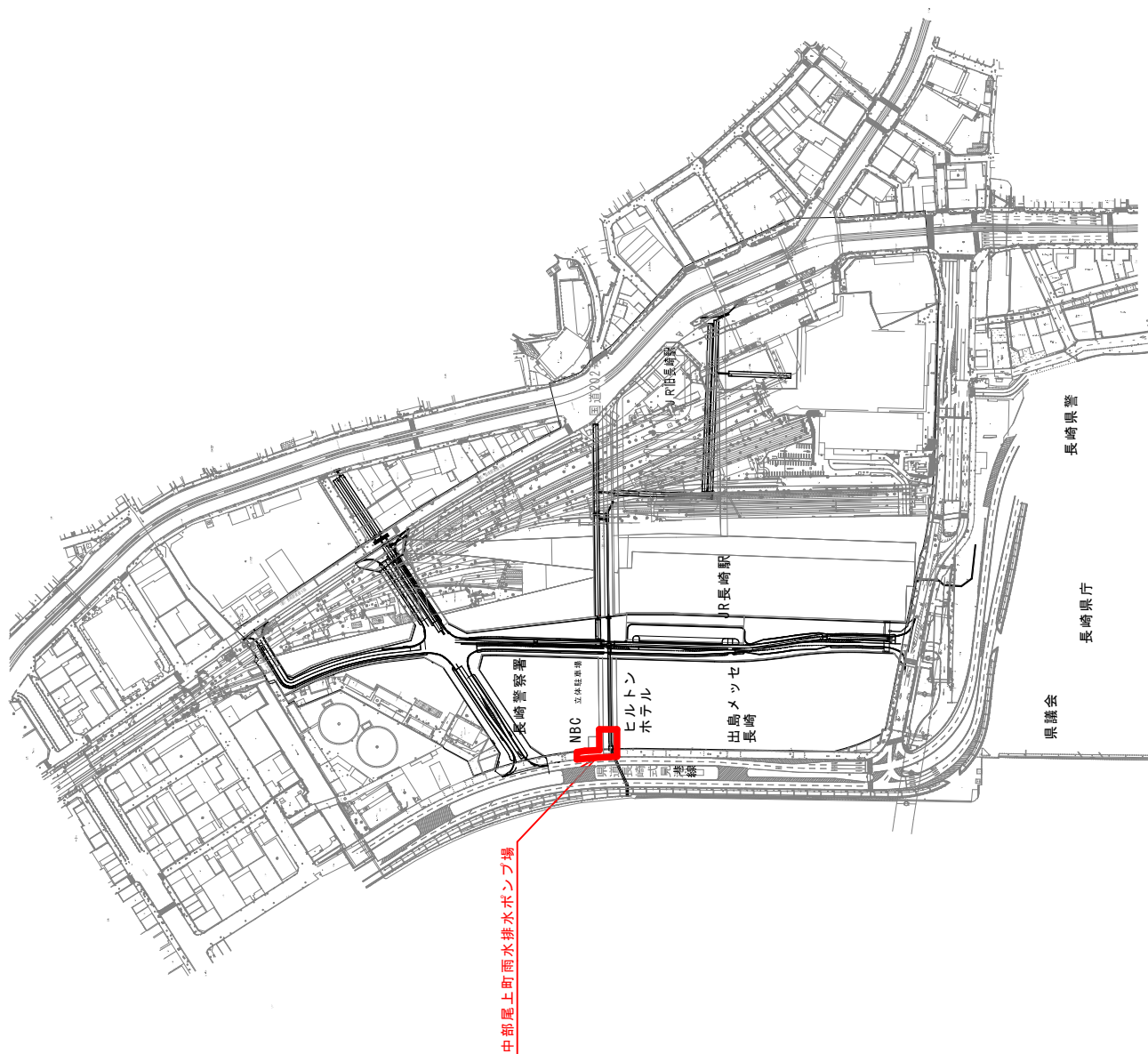
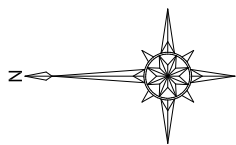
中部茂里町第1雨水排水ポンプ場平面図



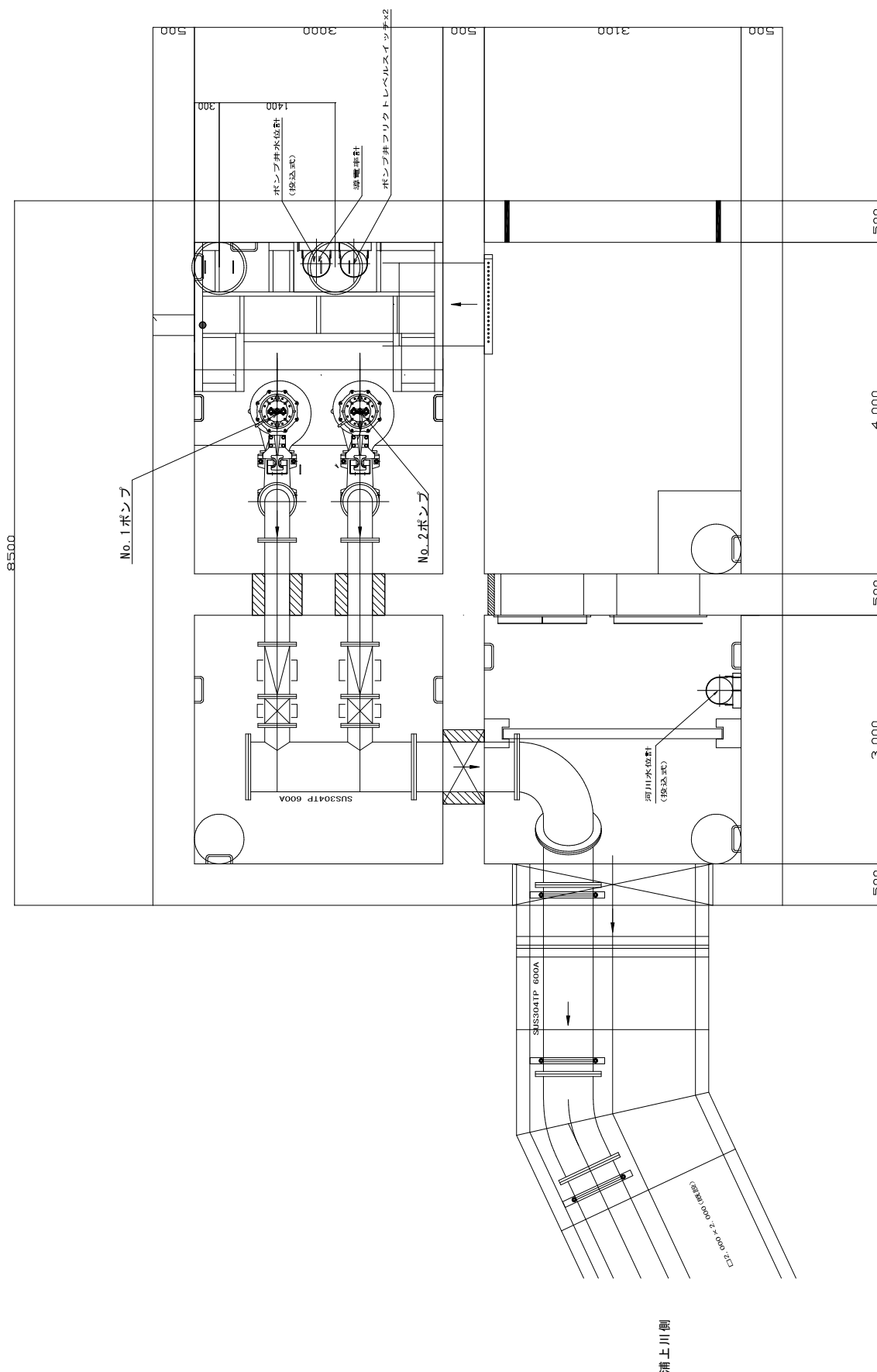
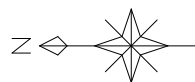
中部茂里町第2雨水排水ポンプ場 一般平面図

中部新地雨水排水ポンプ場 一般平面図





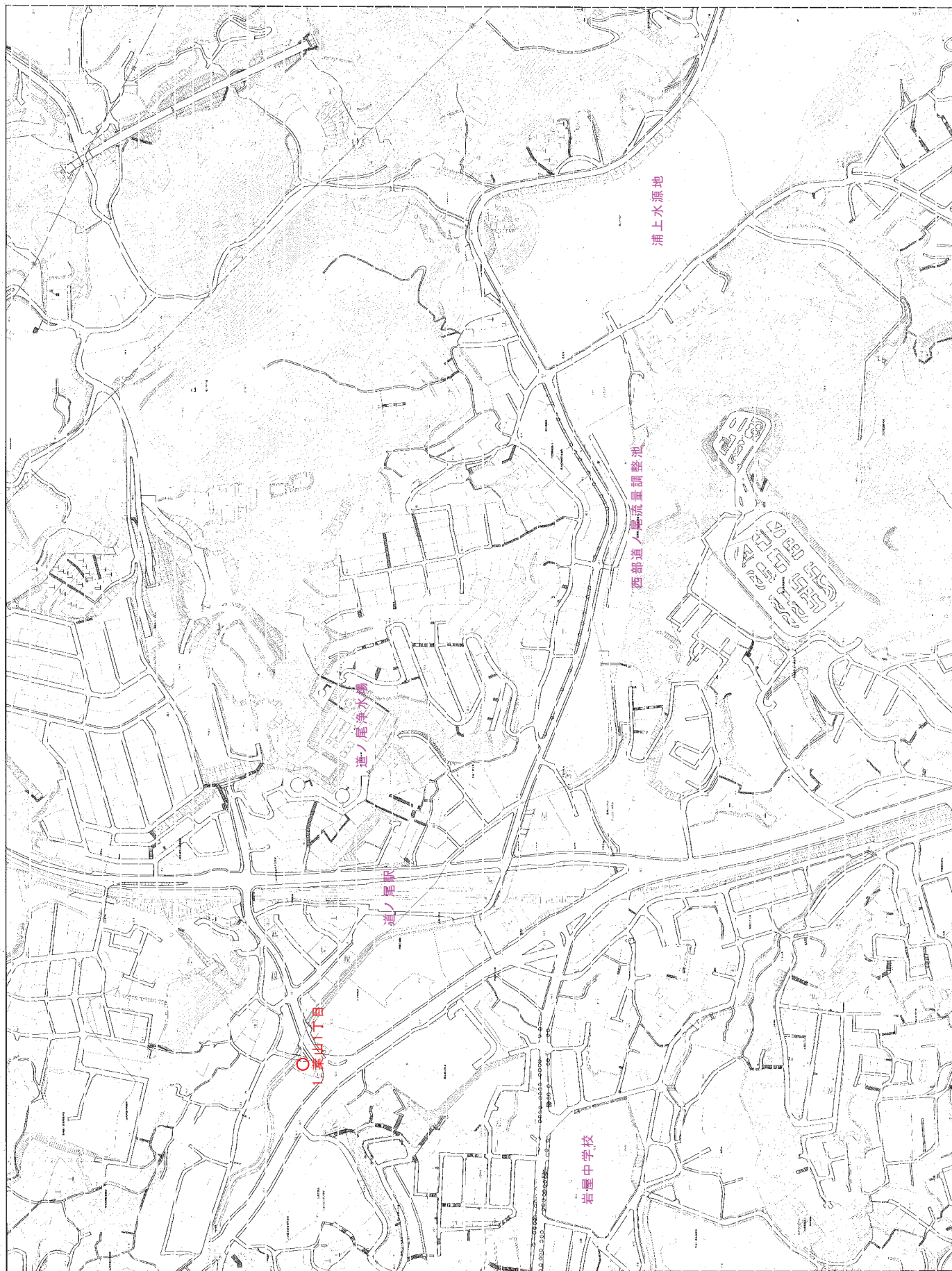
中部尾上町雨水排水ポンプ場位置図



中部尾上町雨水排水ポンプ場平面図

西部処理区マンホールポンプ場一覧

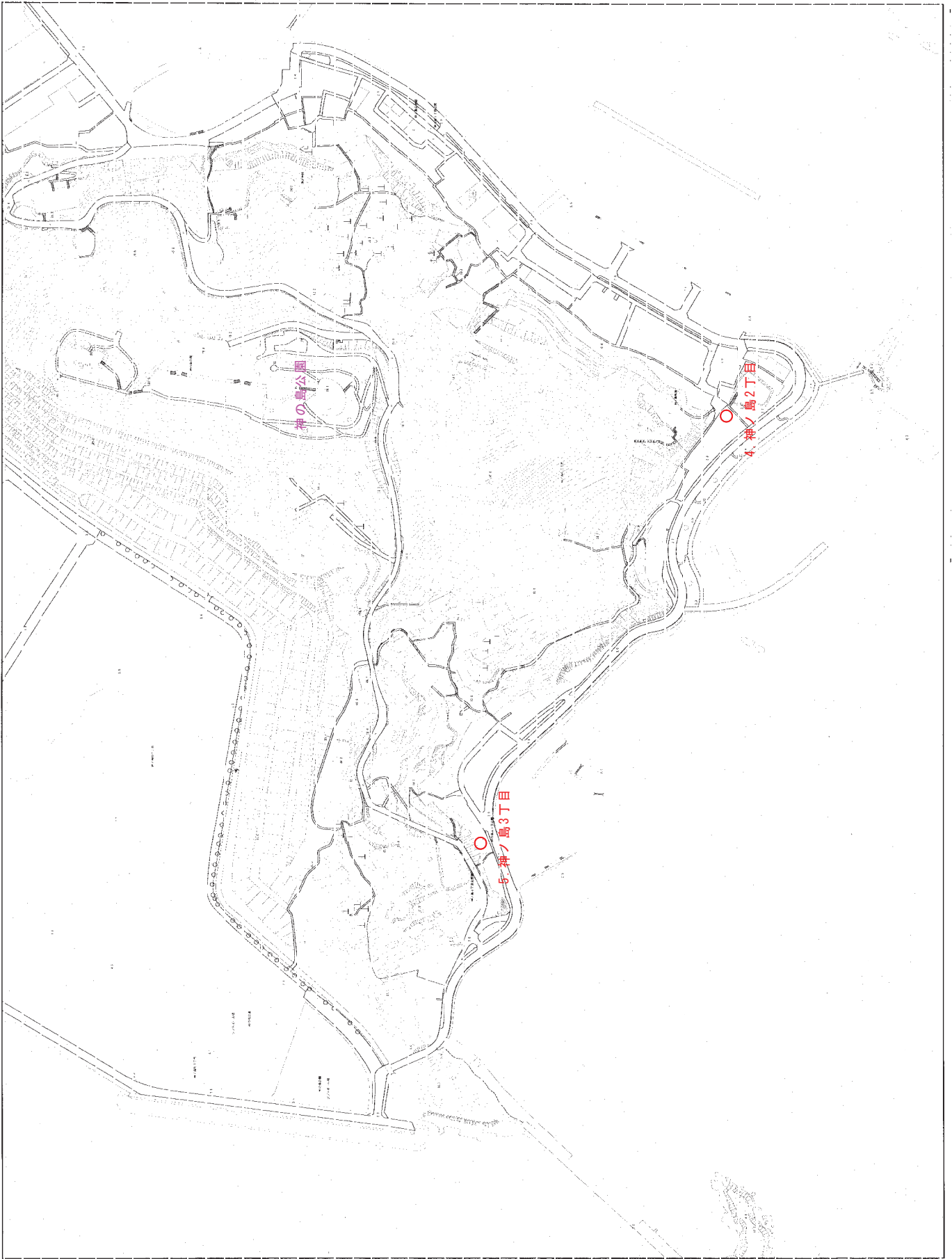
No.	ポンプ場名	ポンプ設備				設置（引継） 年月日	Web メーカー	メーカー	型式
		口径 (mm)	能力 (m3/分)	台数	電気 容量				
1	葉山1丁目	80	0.30	2	1.5kw	平成元年4月1日	協和	(株)鶴見製作所	TOS-UK15M
2	西泊町(1)	80	0.65	2	5.5kw	平成6年4月1日	水神	太平洋機工(株)	D3K-SH-5.56
3	木鉢町1丁目	80	0.45	2	5.5kw	平成6年10月1日	協和	太平洋機工(株)	D3K-SH-5.56
4	神ノ島町2丁目	80	0.48	2	2.2kw	平成8年1月19日	水神	太平洋機工(株)	D3K-H-2.26
5	神ノ島町3丁目	80	0.30	2	1.5kw	平成7年12月15日	水神	太平洋機工(株)	D3K-L-1.56
6	本原町	50	0.16	2	0.75kw	平成12年3月22日	協和	(株)鶴見製作所	TOP-50-0.75-4UKH
7	泉2丁目	80	0.80	2	7.5kw	平成13年4月1日	水神	(株)鶴見製作所	TOP-80SCG47.5-62
8	川平町(1)	65	0.16	2	1.5kw	平成13年8月10日	協和	(株)鶴見製作所	TOP-65UZ41.5-61
9	川平町(2)	80	0.28	2	1.5kw	平成13年8月10日	協和	(株)鶴見製作所	TOP-65UZ41.5-61
10	西泊町(2)	80	0.52	2	7.5kw	平成14年4月22日	協和	(株)鶴見製作所	TOP-65UZG47.5-63
11	小浦町(1)(雨水)	150	2.40	2	7.5kw	平成17年4月1日	水神	(株)鶴見製作所	TOS-150BG47.5H-62
12	小江町(1)(雨水)	150	1.50	2	11kw	平成17年4月1日	水神	(株)鶴見製作所	TO-150BG411-63
13	大浜町(1)	65	0.16	2	1.5kw	平成17年4月1日	協和	(株)荏原製作所	65DMV261.5
14	旭町	50	0.16	2	1.5kw	平成17年6月1日	協和	(株)荏原製作所	50DMV261.5
15	三ツ山町(1)	65	0.16	2	7.5kw	平成19年7月1日	水神	(株)鶴見製作所	TOP-65UZG47.5
16	大浜町(2)	65	0.16	2	1.5kw	平成20年3月28日	水神	新明和工業(株)	CNW651
17	小浦町(2)	65	0.16	2	0.75kw	平成20年6月1日	水神	(株)荏原製作所	65DMV26.75
18	岩屋町	65	0.16	2	1.5kw	平成21年4月1日	協和	新明和工業(株)	CNW651
19	油木町	65	0.16	2	2.2kw	平成23年2月1日	協和	(株)鶴見製作所	TOP-65UZG2.2
20	小江原5丁目	80	0.28	2	3.7kw	平成23年3月1日	協和	(株)クボタ	KS-N803AA
21	石神町	65	0.16	2	0.75kw	平成23年4月1日	協和	(株)荏原製作所	65DML26.75A
22	向町(1)	65	0.17	2	0.75kw	平成24年7月10日	協和	新明和工業(株)	CNWX651
23	向町(2)	65	0.16	2	0.75kw	平成25年3月21日	協和	(株)荏原製作所	65DML26.75A
24	相川町	100	0.28	2	15kw	平成25年6月11日	協和	新明和工業(株)	CNF100-P
25	向町(3)	65	0.16	2	3.7kw	平成26年3月14日	協和	(株)荏原製作所	65DML263.7
26	小江町(2)	65	0.16	2	1.5kw	平成29年3月30日	協和	(株)鶴見製作所	TOP65NZ41.5H-51/61
27	三ツ山町(2)	65	0.16	2	2.2kw	平成19年5月22日	協和	(株)クボタ	KS-N652A2A

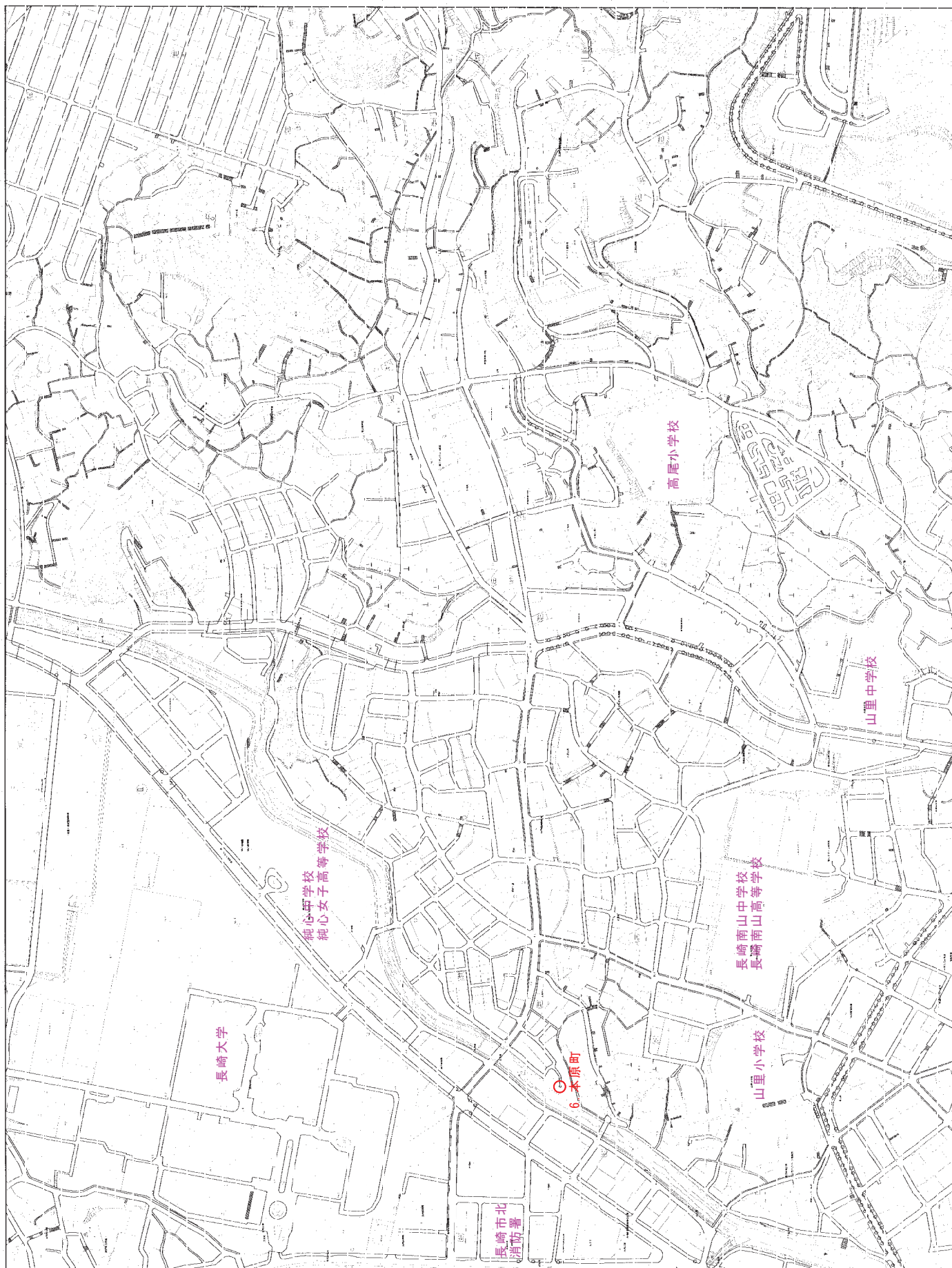


西部処理区マンホールポンプ位置図

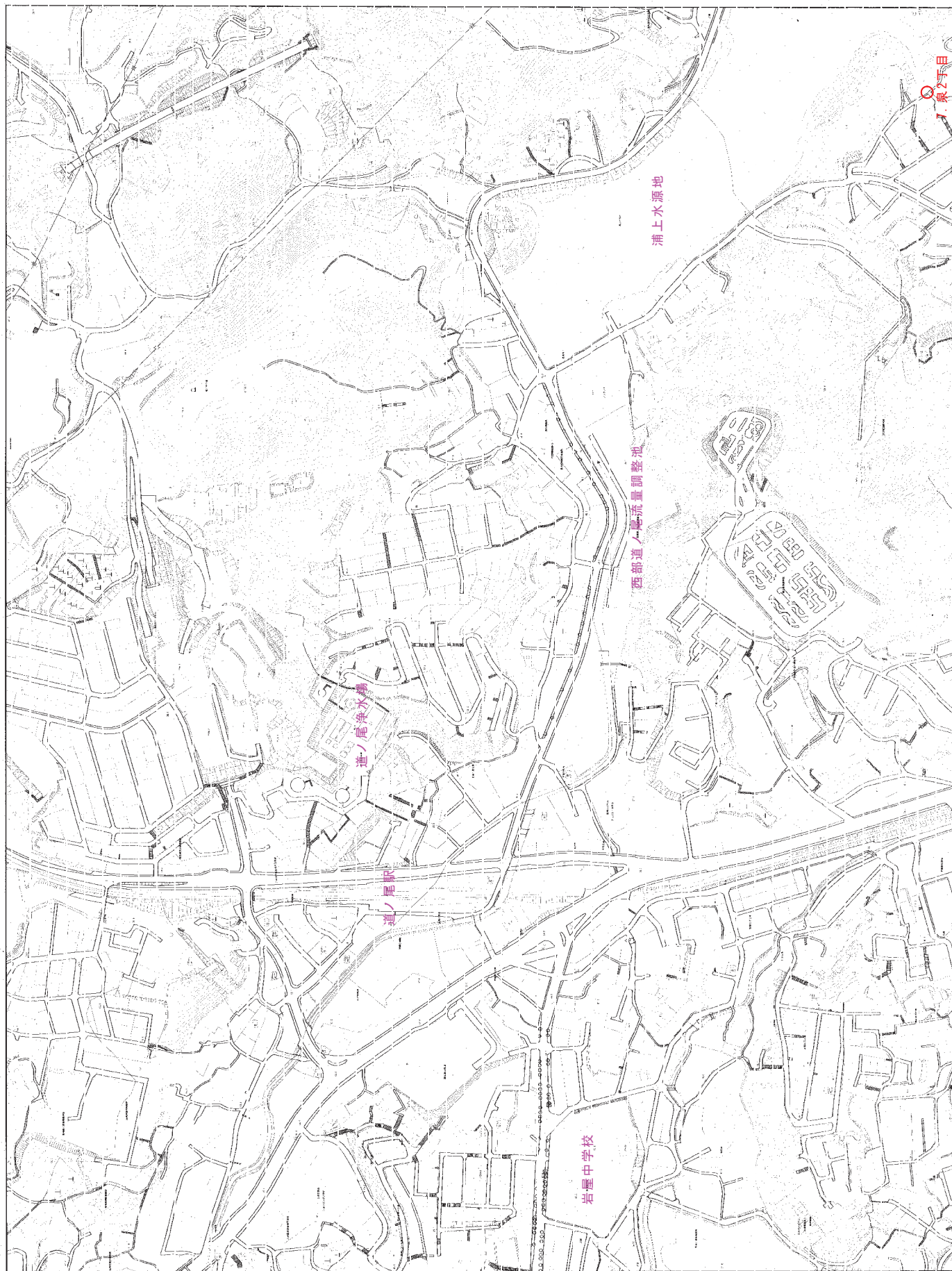


西部処理区マンホールポンプ位置図

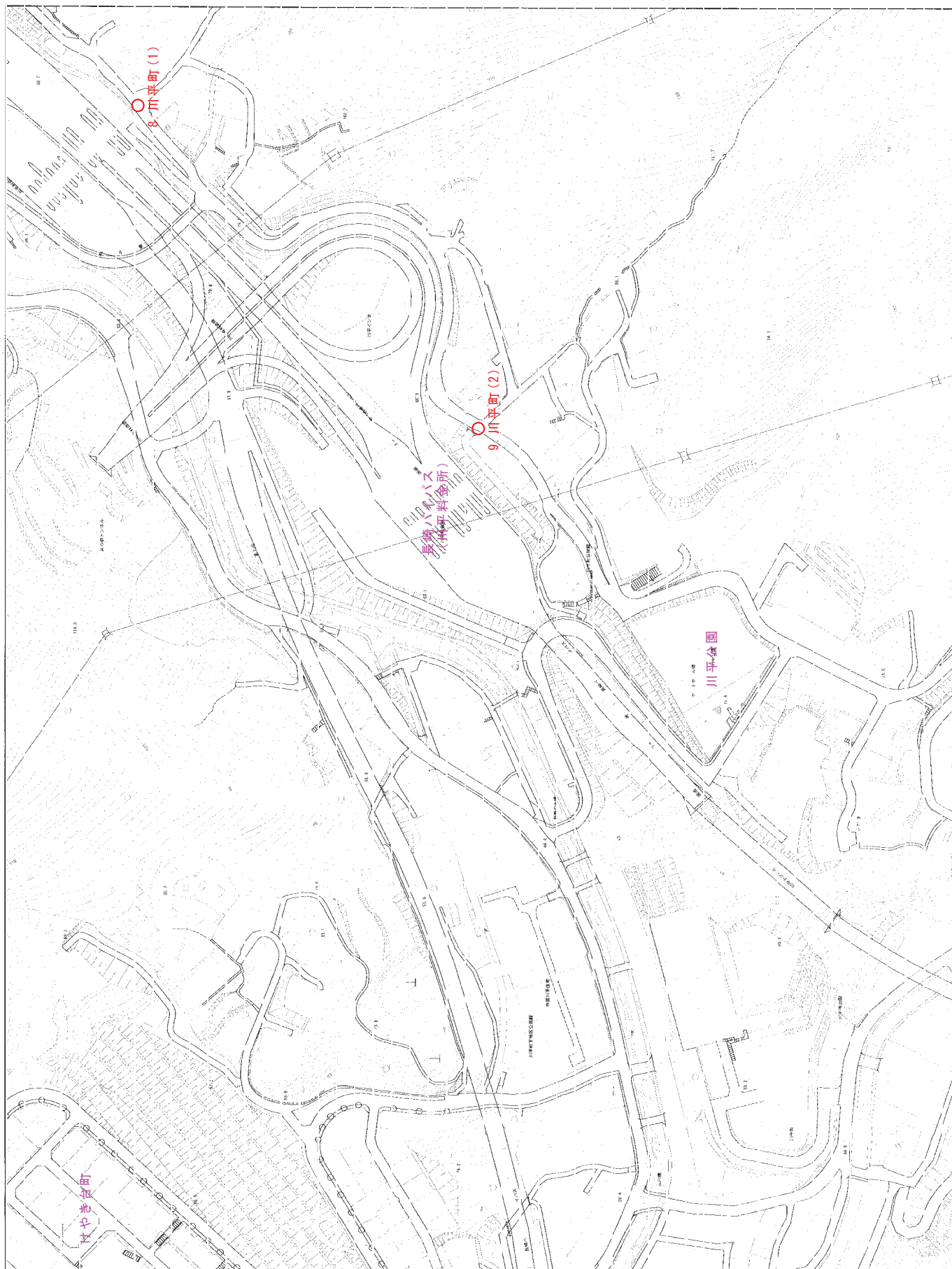




西部処理区マンホールポンプ位置図



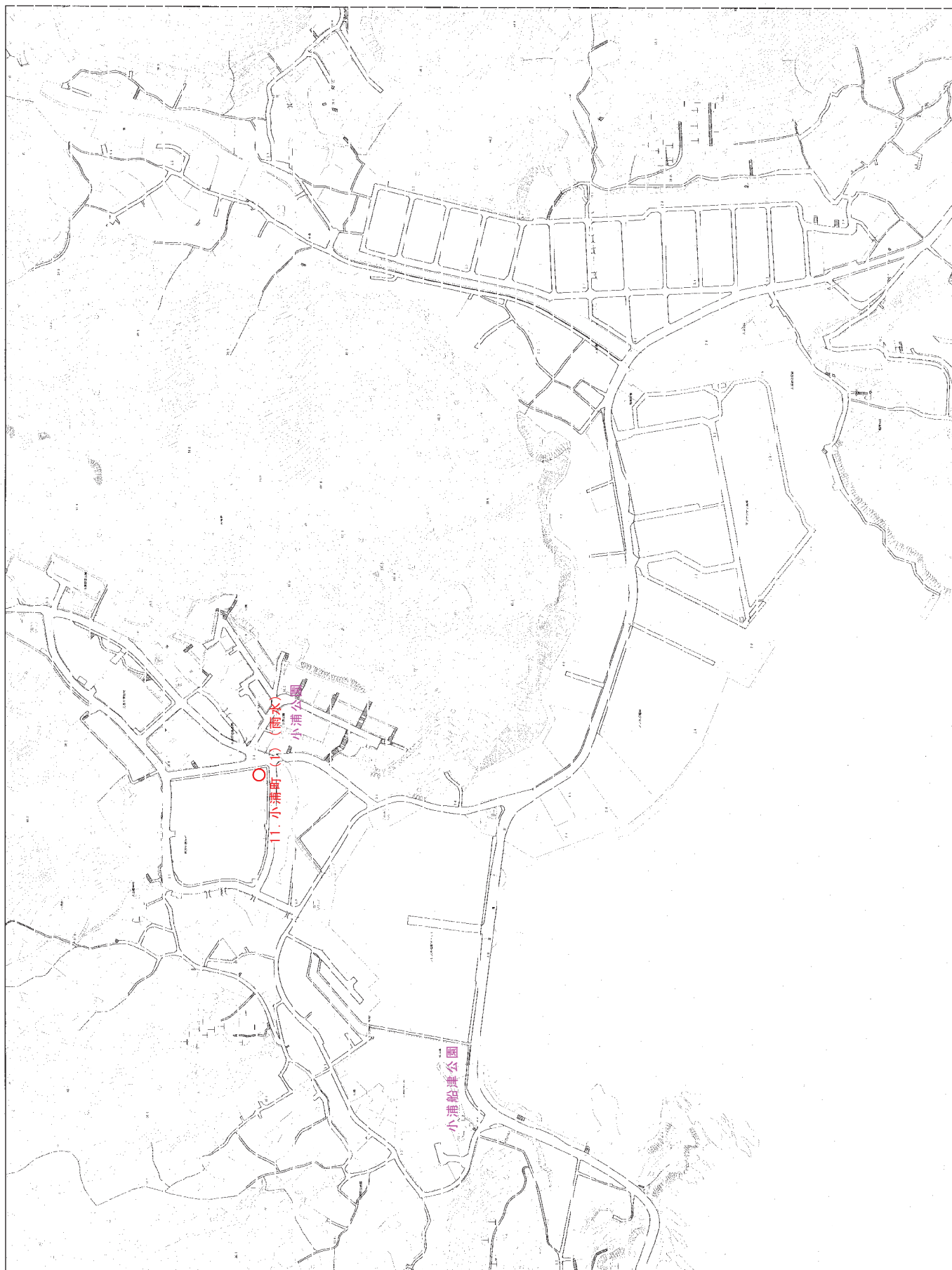
西部処理区マンホールポンプ位置図

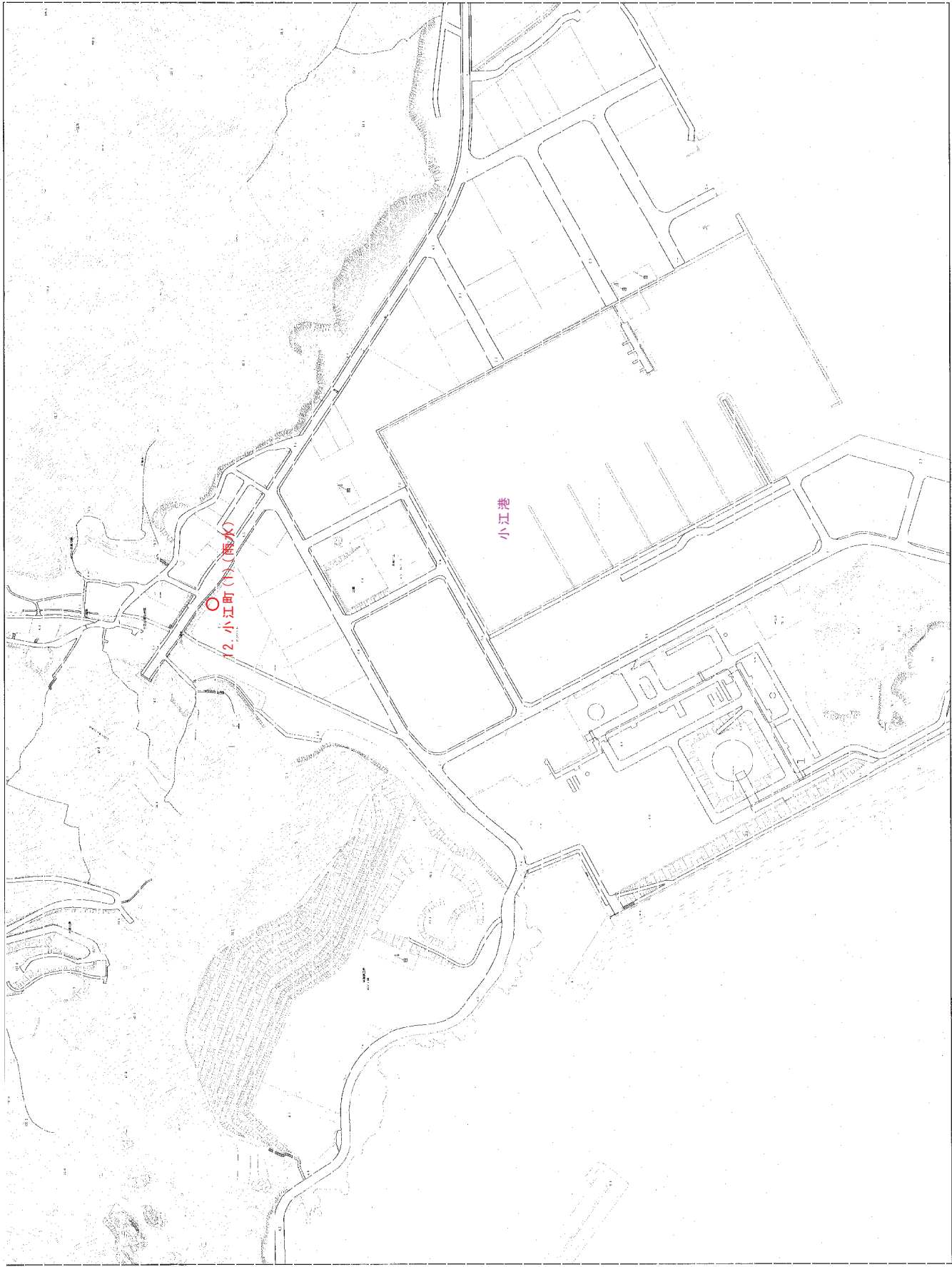
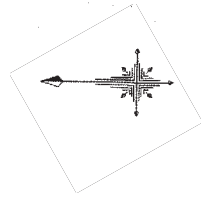


西部処理区マンホールポンプ位置図

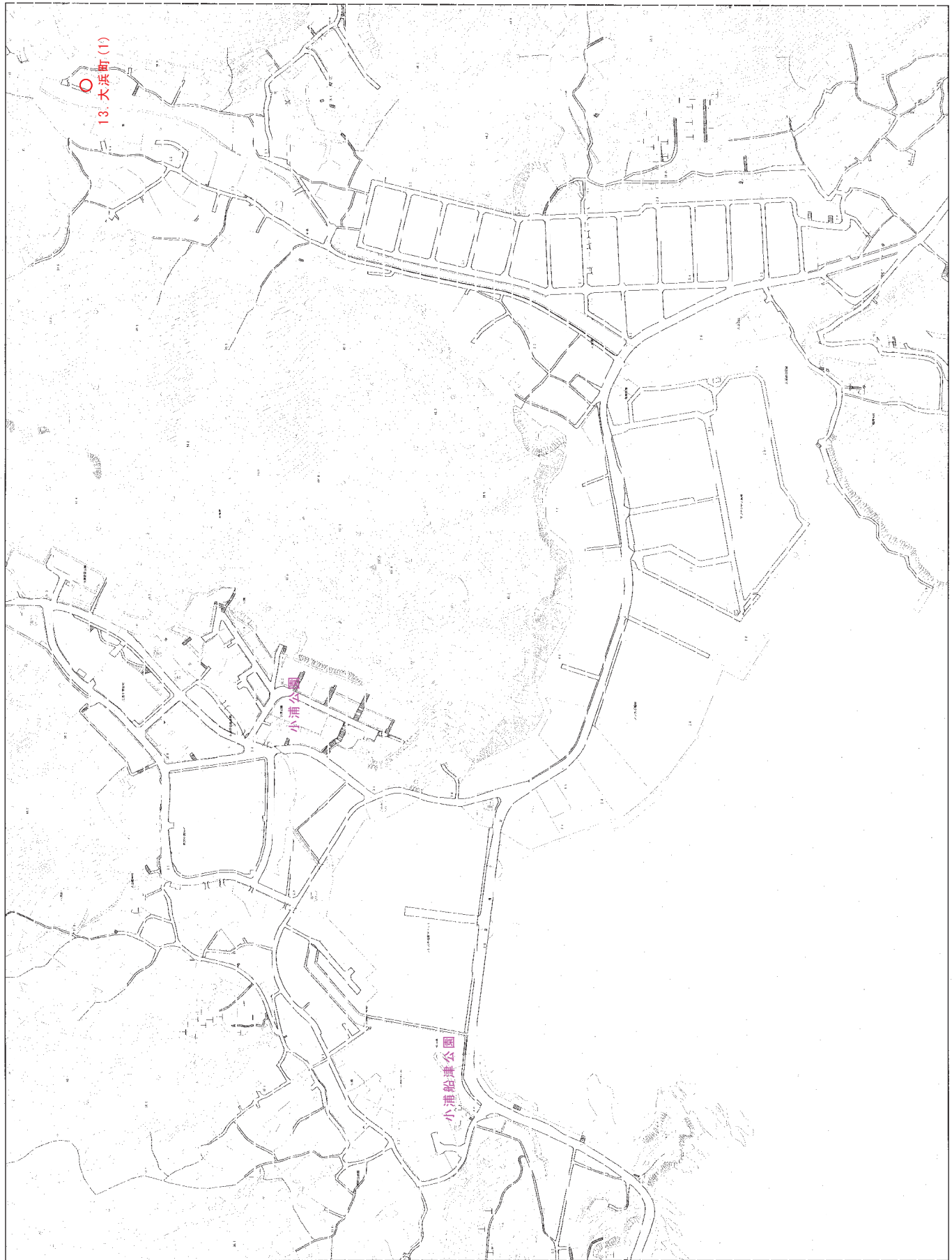


西部処理区マンホールポンプ位置図

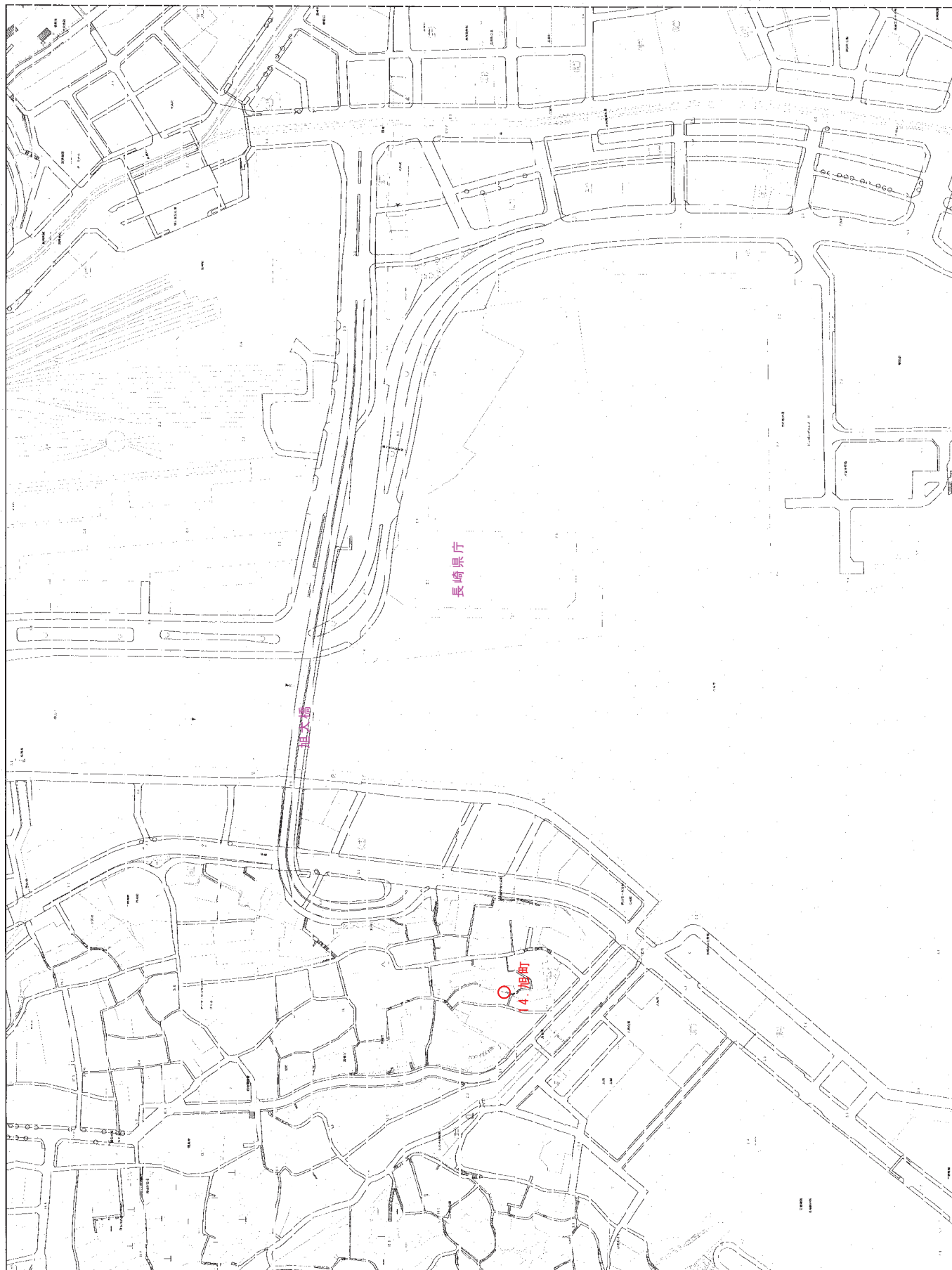




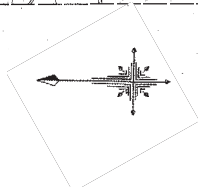
西部処理区マンホールポンプ位置図

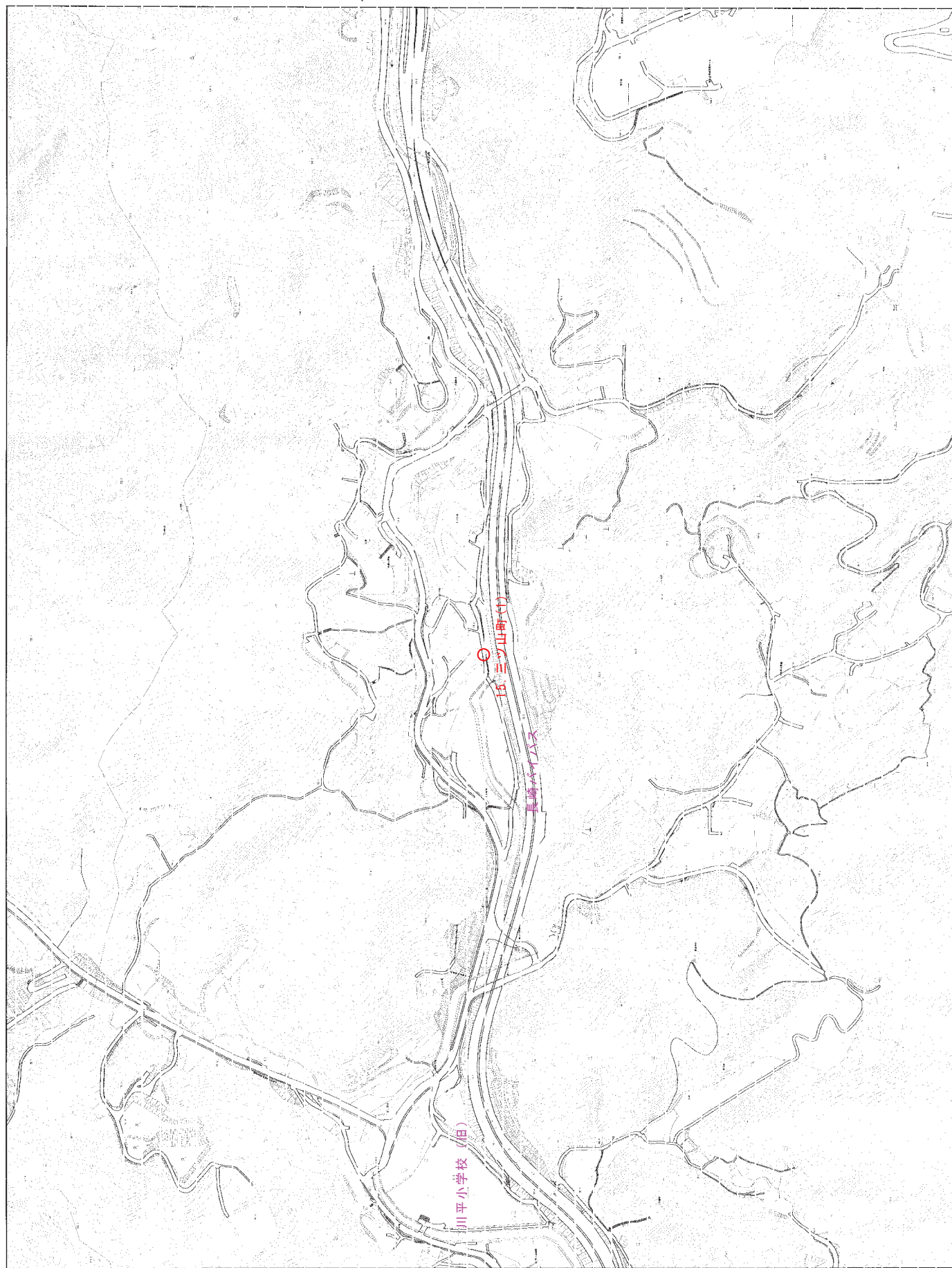
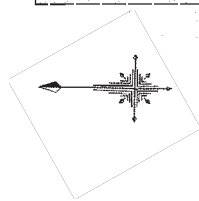


西部処理区マンホールポンプ位置図

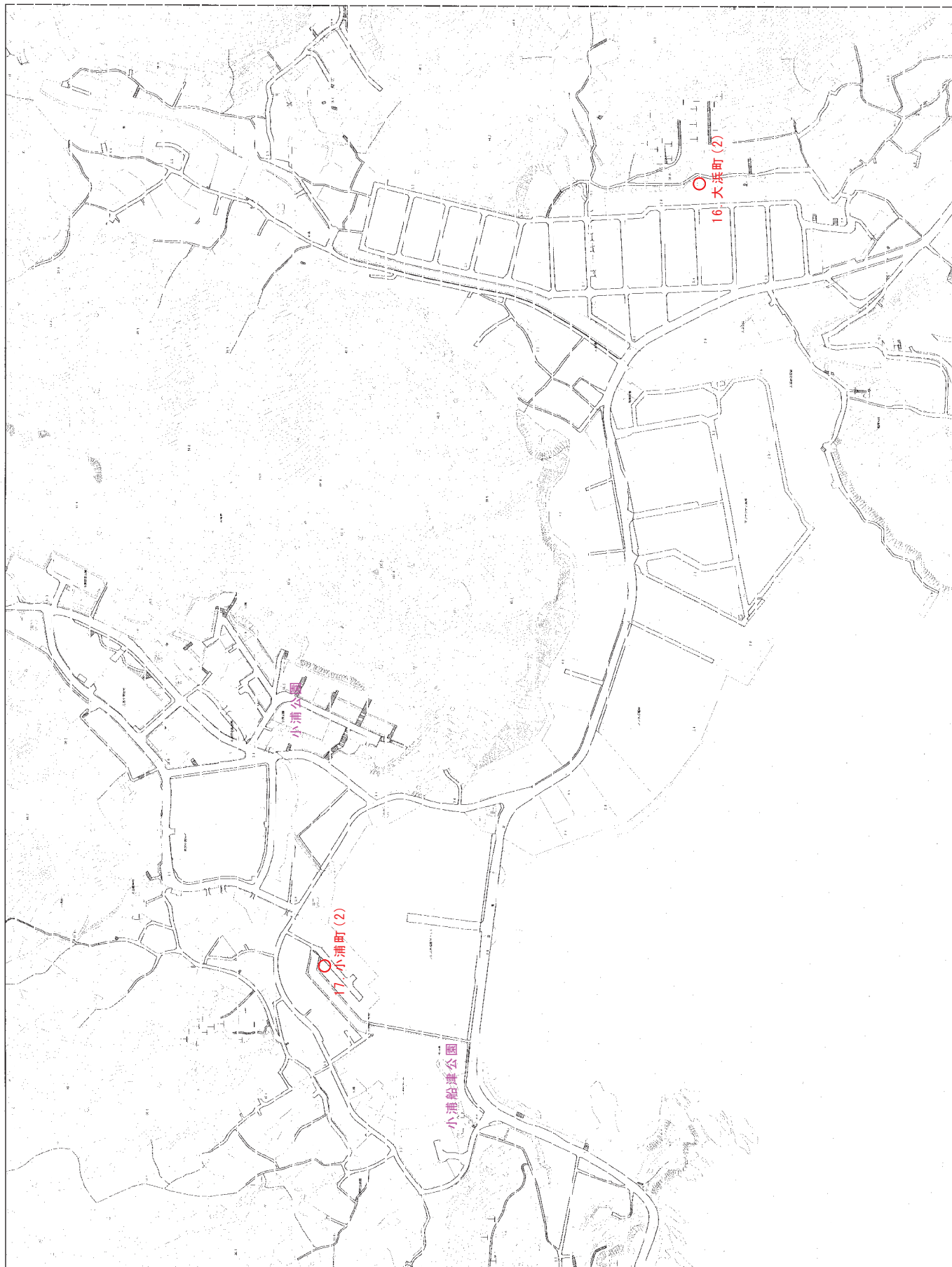


西部処理区マンホールポンプ位置図

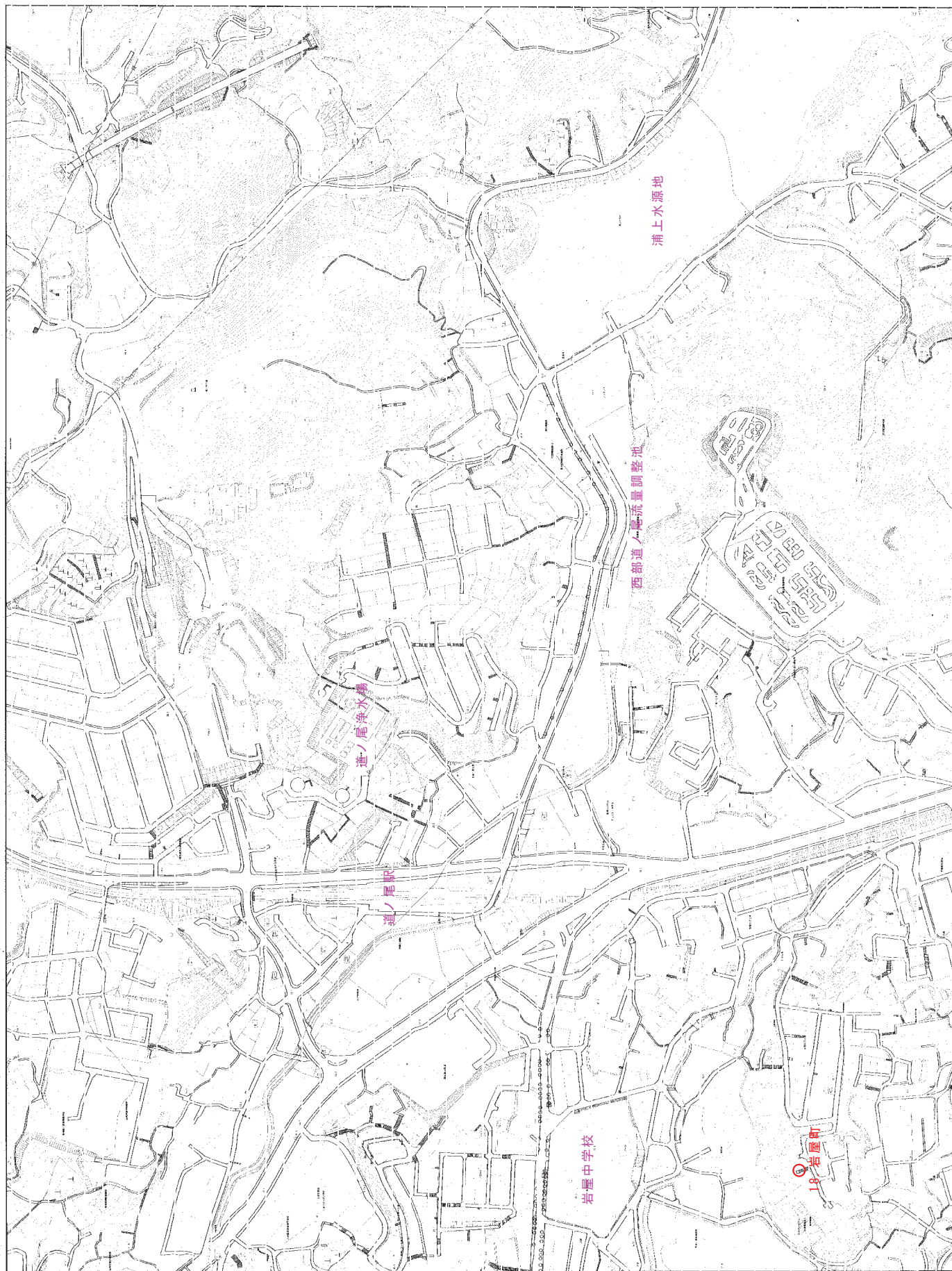




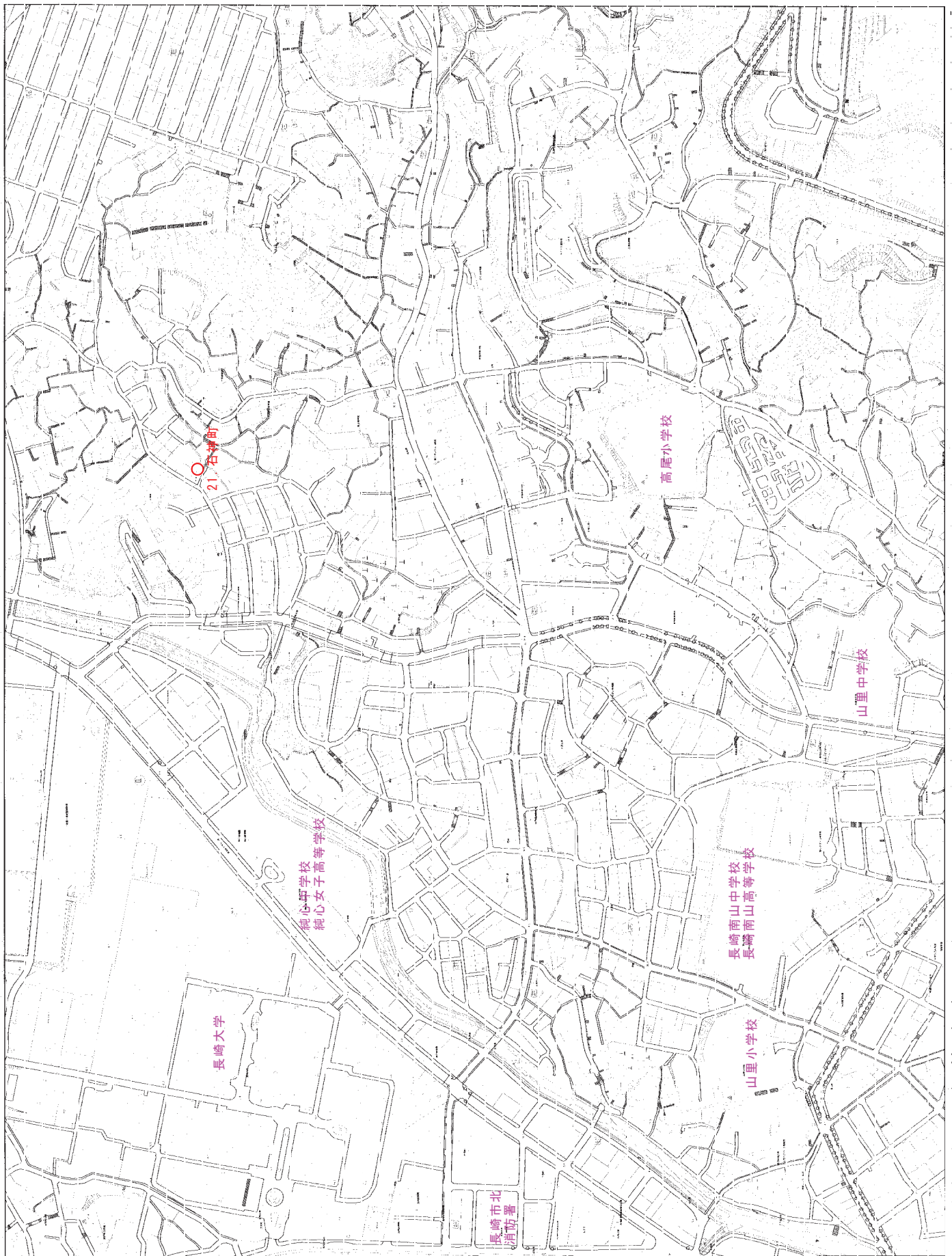
西部処理区マンホールポンプ位置図



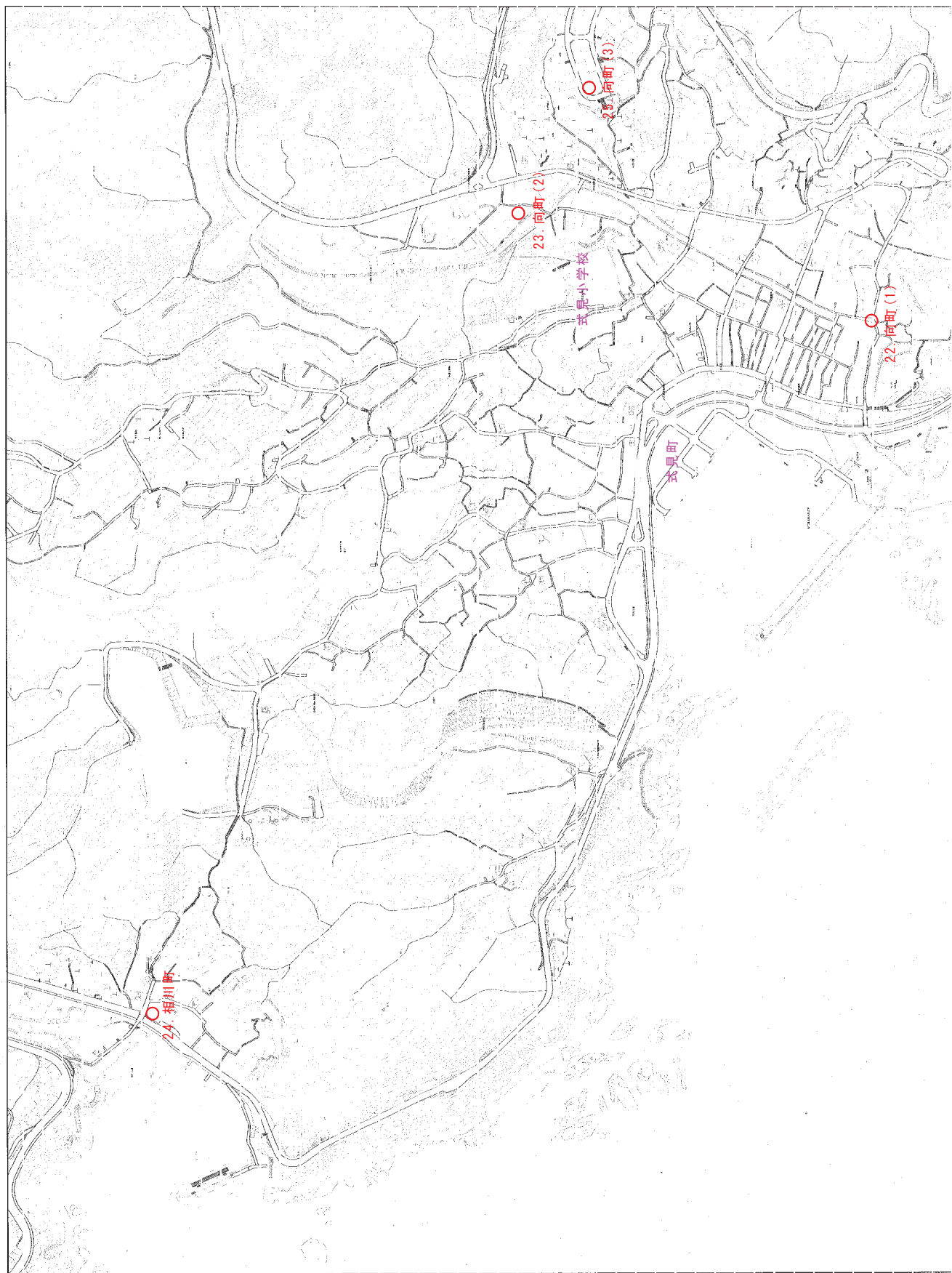
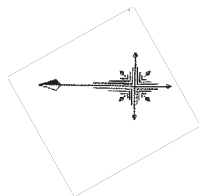
西部処理区マンホールポンプ位置図



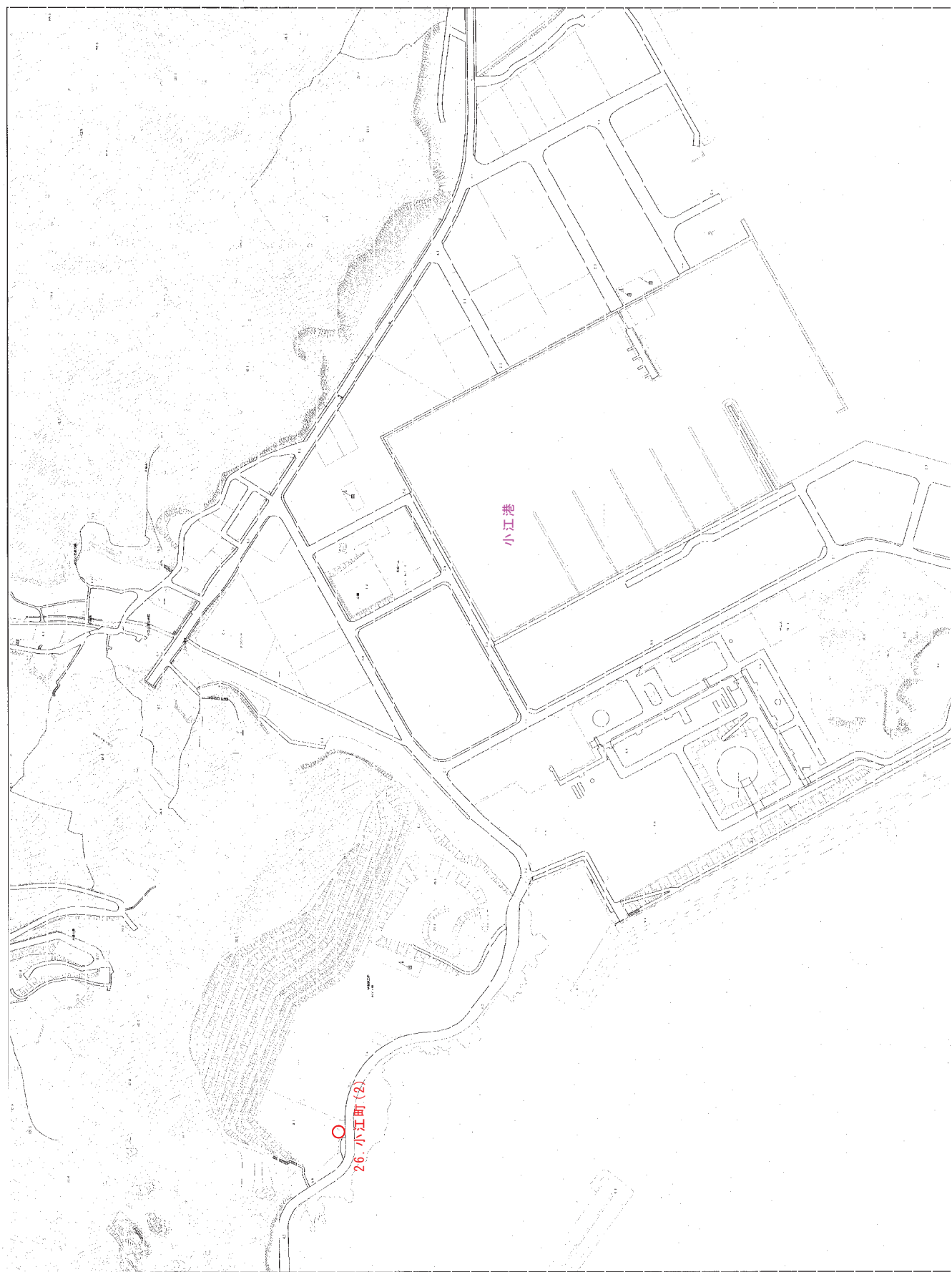
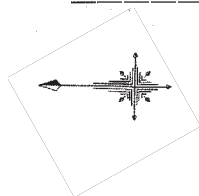
西部処理区マンホールポンプ位置図



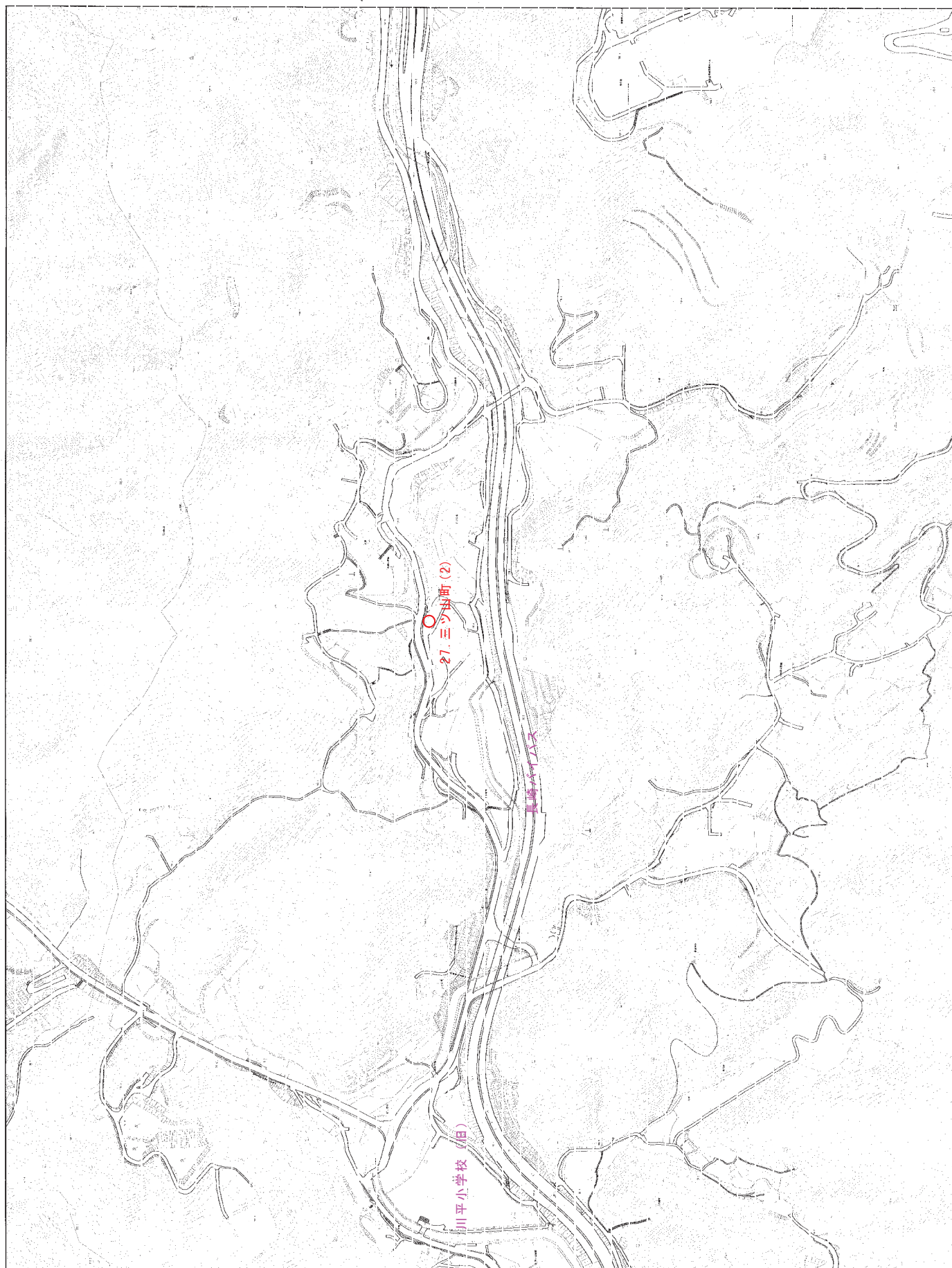
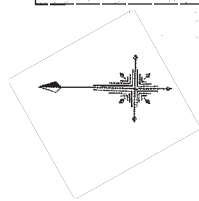
西部処理区マンホールポンプ位置図



西部処理区マンホールポンプ位置図



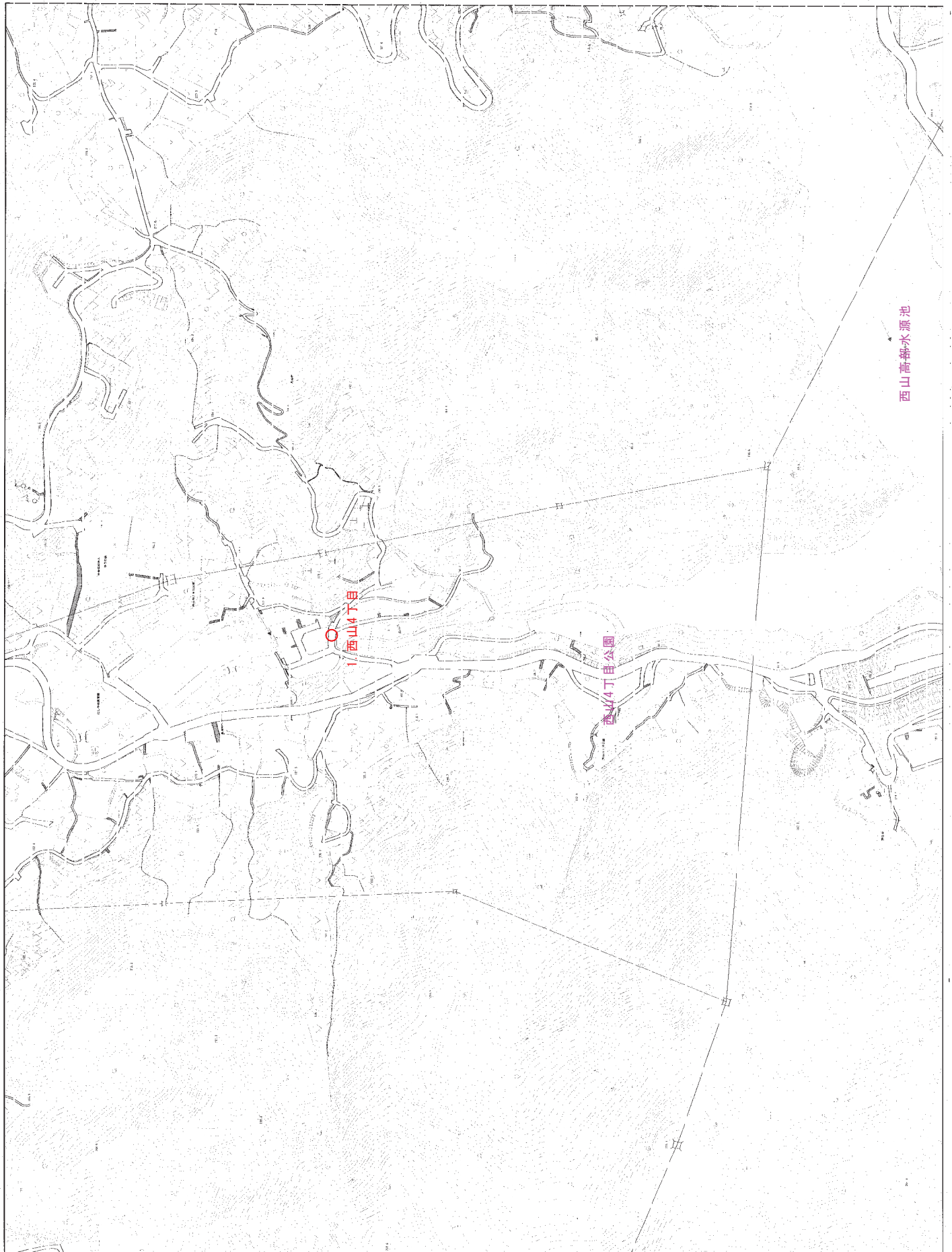
西部処理区マンホールポンプ位置図



西部処理区マンホールポンプ位置図

中部処理区マンホールポンプ場一覧

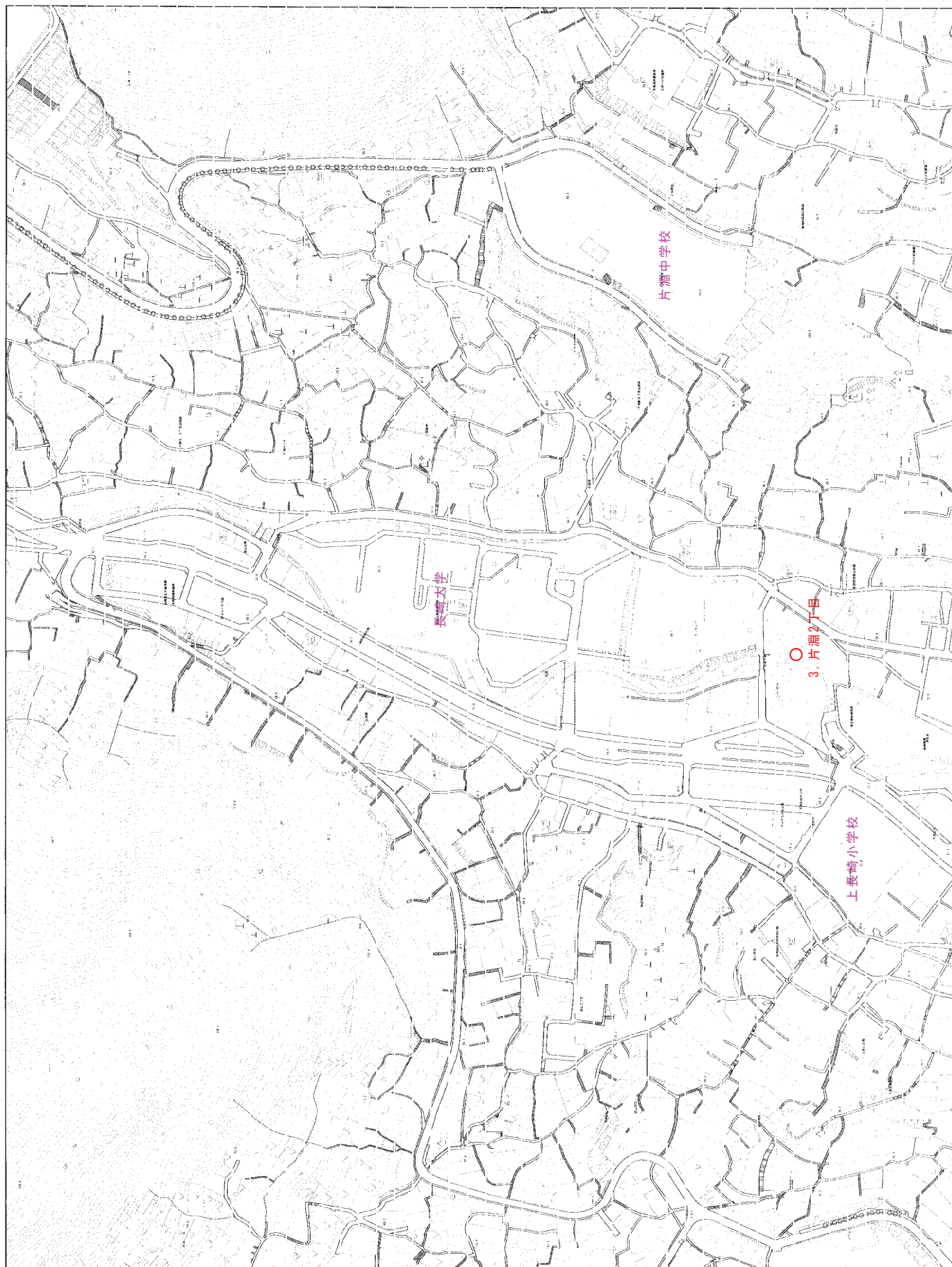
No.	ポンプ場名	ポンプ設備				設置（引継） 年月日	Web メーカー	メーカー	型式
		口径 (mm)	能力 (m3/分)	台数	電気 容量				
1	西山4丁目	80	0.40	2	2.2kw	平成7年11月22日	水神	太平洋機工(株)	D3K-H-2.26
2	愛宕1丁目	80	0.45	2	2.2kw	平成9年6月1日	協和	(株)クボタ	SER-80-2.2SER 83TB
3	片淵2丁目	50	0.18	2	0.75kw	平成11年11月24日	協和	(株)鶴見製作所	TOP-50-0.75-4UKH
4	愛宕3丁目	80	0.30	2	2.2kw	平成11年12月8日	協和	(株)鶴見製作所	TOP-80-2.2-4USG3
5	中川1丁目	50	0.18	2	0.75kw	平成12年8月24日	協和	(株)鶴見製作所	TOP-50-0.75-4UKH
6	本河内2丁目	80	0.28	2	2.2kw	平成14年4月22日	水神	(株)鶴見製作所	TOP-80UZG42.2-62
7	伊良林3丁目	65	0.16	2	2.2kw	平成16年3月22日	協和	(株)荏原製作所	65DMV262.2
8	本河内3丁目	65	0.16	2	1.5kw	平成17年6月1日	水神	(株)鶴見製作所	TOP-65UZG41.5-62
9	本河内4丁目	65	0.28	2	1.5kw	平成18年4月1日	水神	新明和工業(株)	GVM65 (0850-134)
10	田手原町(1)	80	0.70	2	3.7kw	平成20年10月1日	水神	新明和工業(株)	CNW801-3.7
11	田手原町(2)	65	0.16	2	7.5kw	平成22年4月1日	協和	(株)荏原製作所	65DMV2 67.5
12	片淵4丁目	65	0.16	2	0.75kw	平成23年2月1日	協和	(株)鶴見製作所	TOP-65NZ4.75-61
13	田手原町(3)	65	0.16	2	1.5kw	平成24年3月8日	協和	(株)鶴見製作所	TOP-65NZ41.5-61
14	田手原町(4)	80	0.28	2	7.5kw	平成24年3月23日	水神	(株)クボタ	KS-VG 807AA
15	田手原町(5)	65	0.16	2	1.5kw	平成24年3月23日	水神	(株)荏原製作所	65DML2 61.5
16	弥生町(1)	65	0.16	2	1.5kw	平成25年3月13日	協和	新明和工業(株)	CNWX651
17	田手原町(7)	80	0.16	2	7.5kw	平成25年6月4日	協和	(株)荏原製作所	80DML2 67.5A
18	田手原町(8)	65	0.16	2	1.5kw	平成25年6月4日	協和	(株)クボタ	KS-N 651AA
19	田手原町(6)	65	0.16	2	3.7kw	平成25年7月8日	協和	(株)荏原製作所	65DML2 63.7B
20	弥生町(2)	65	0.16	2	0.75kw	平成29年3月30日	協和	(株)クボタ	KS-N 6507AA
21	田手原町(9)	65	0.16	2	0.75kw	平成30年3月30日	協和	(株)荏原製作所	65DML2 6.75B
22	本河内1丁目	65	0.16	2	0.75kw	平成30年3月30日	協和	(株)荏原製作所	65DMV2 6.75
23	茂里町	150	3.540	2	11kw	令和6年2月26日	協和	新明和工業(株)	CNW150



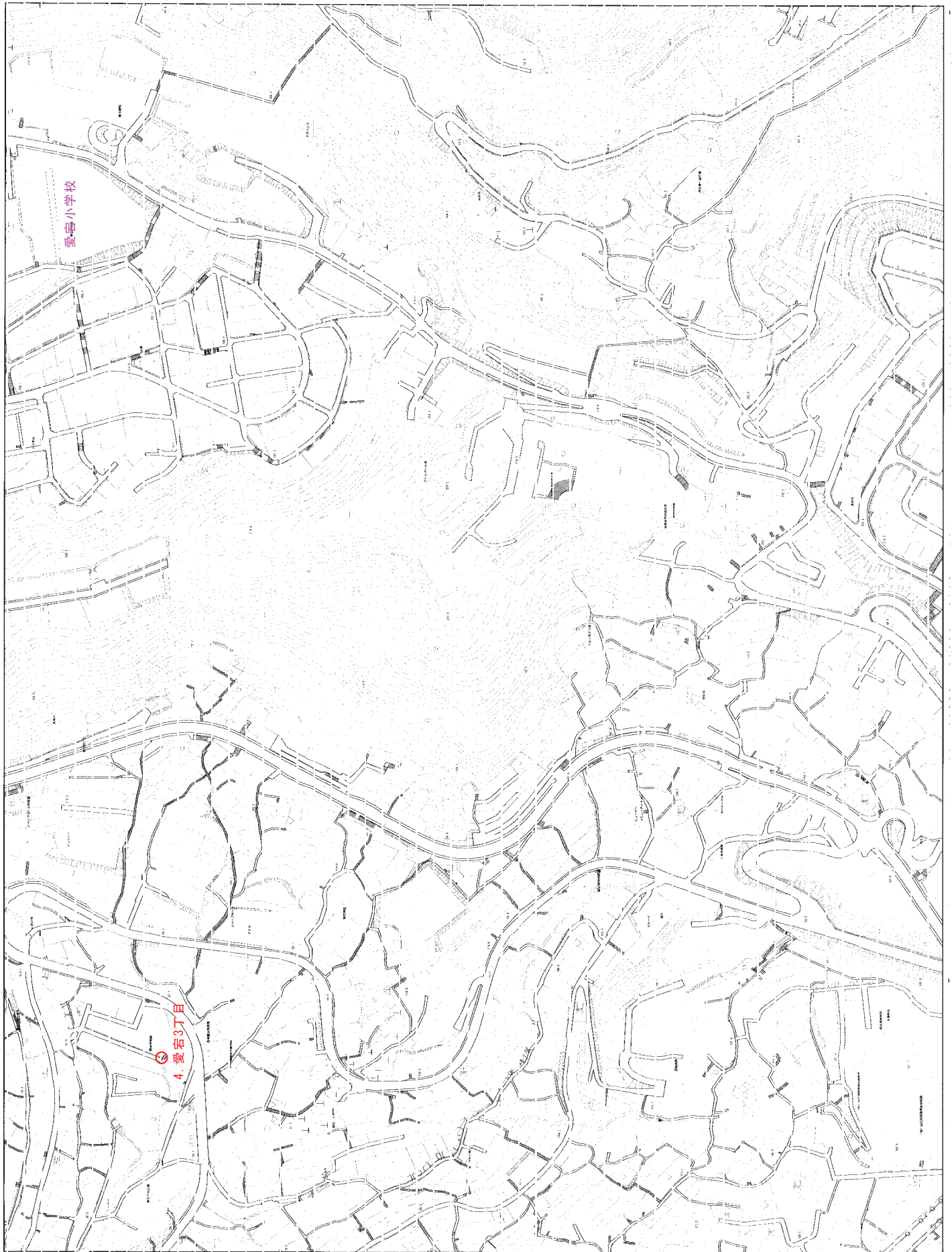
中部処理区マンホールポンプ位置図



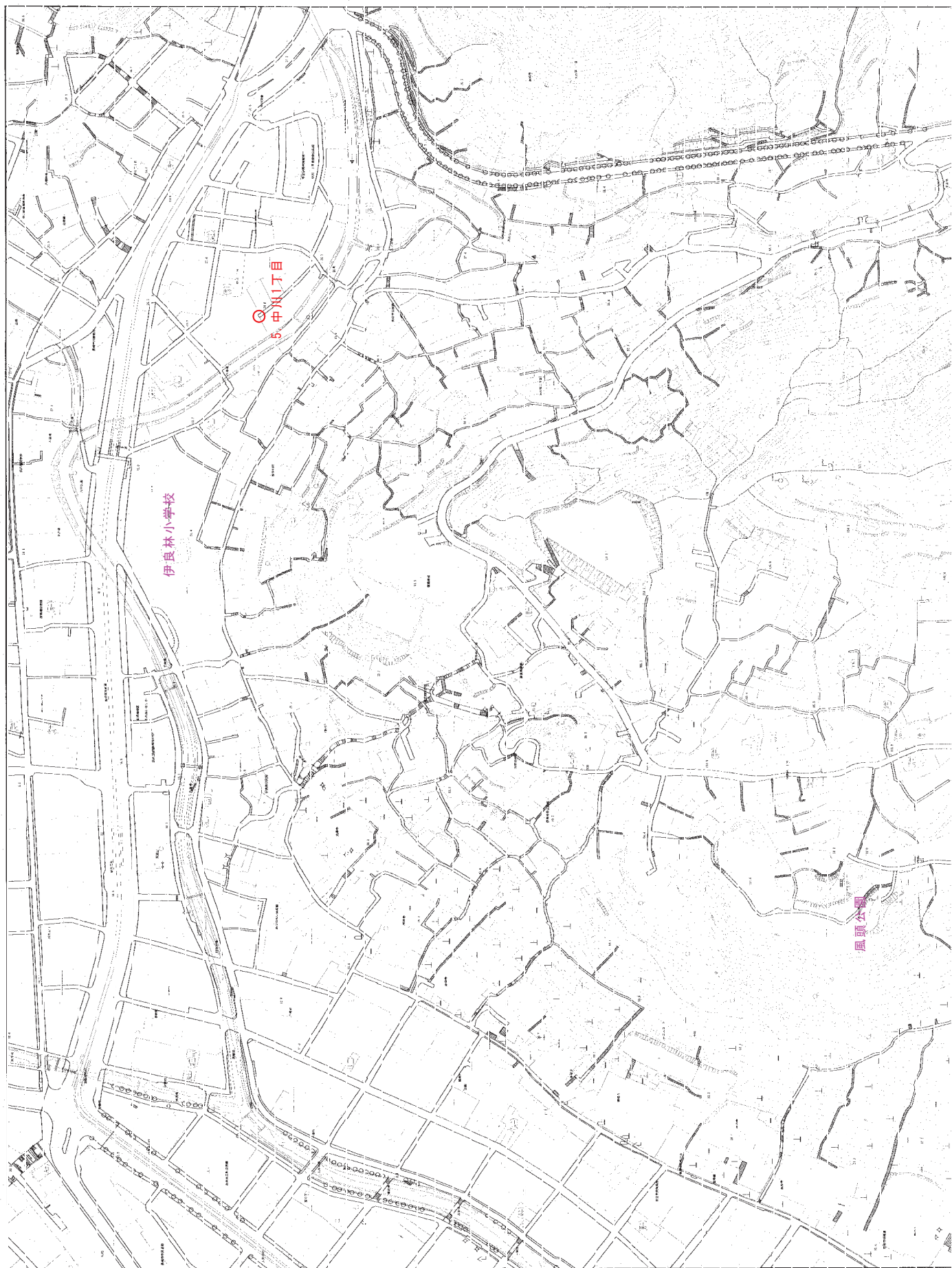
中部処理区マンホールポンプ位置図



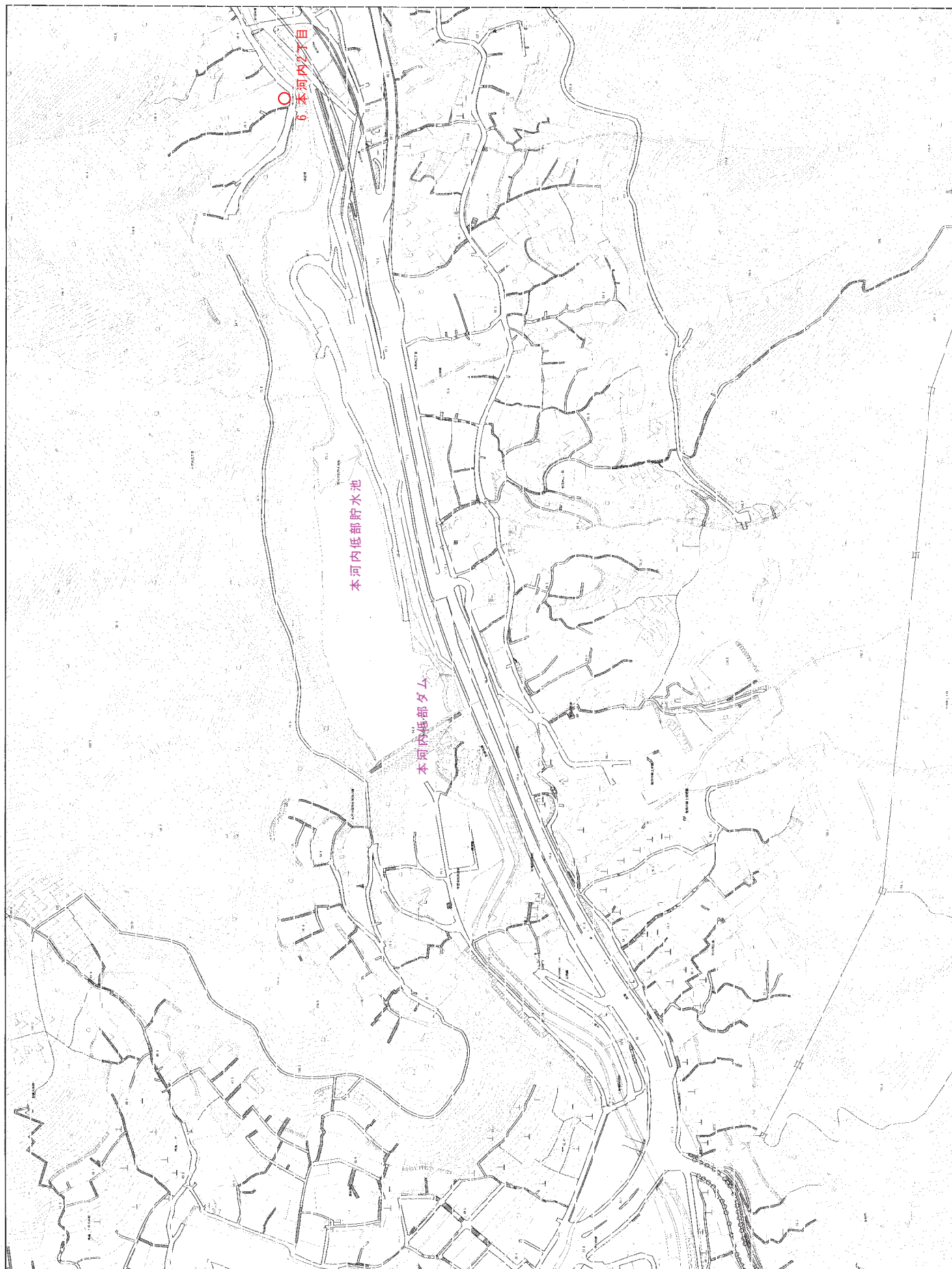
中部処理区マンホールポンプ位置図



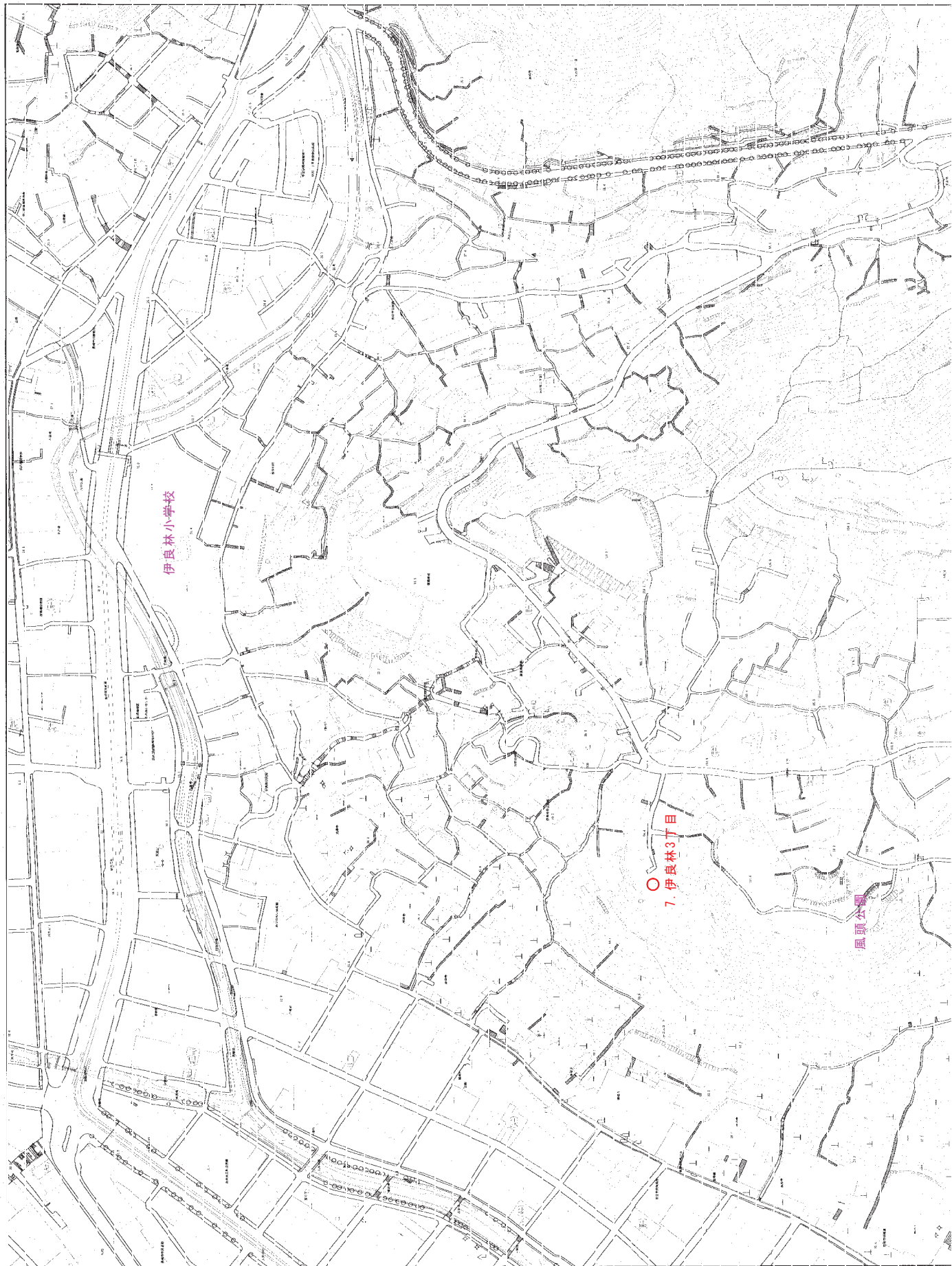
中部処理区マンホールポンプ位置図



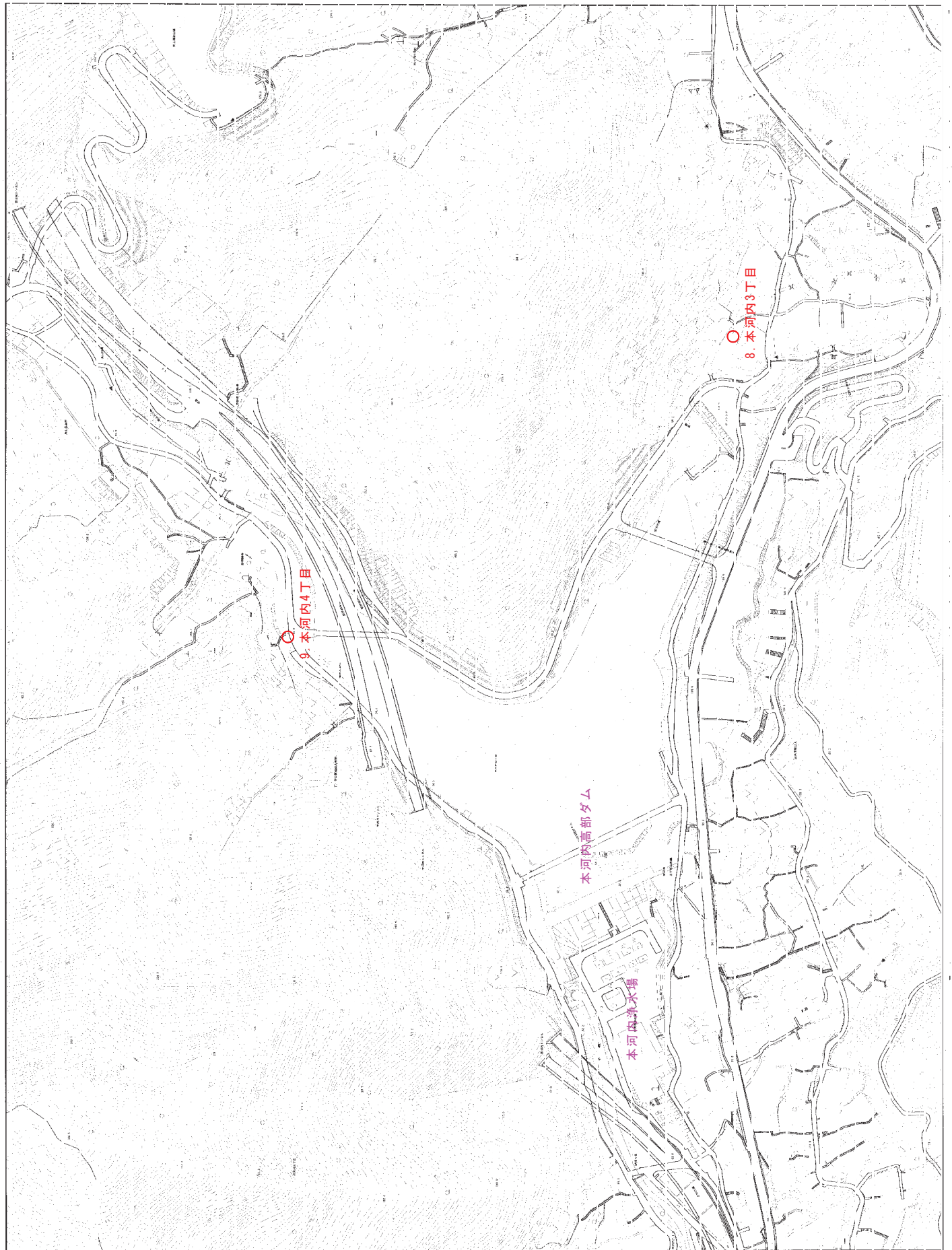
中部処理区マンホールポンプ位置図



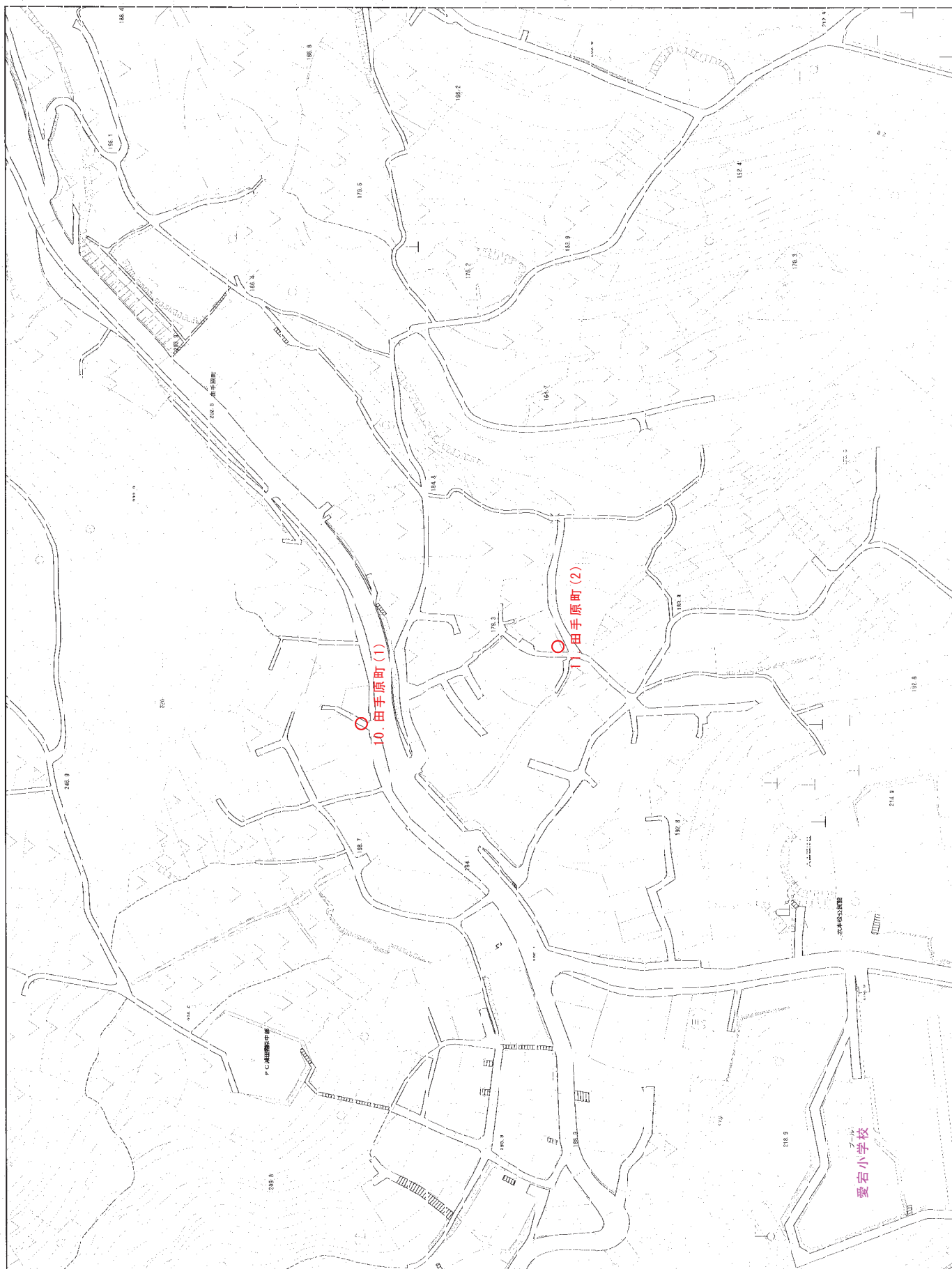
中部処理区マンホールポンプ位置図



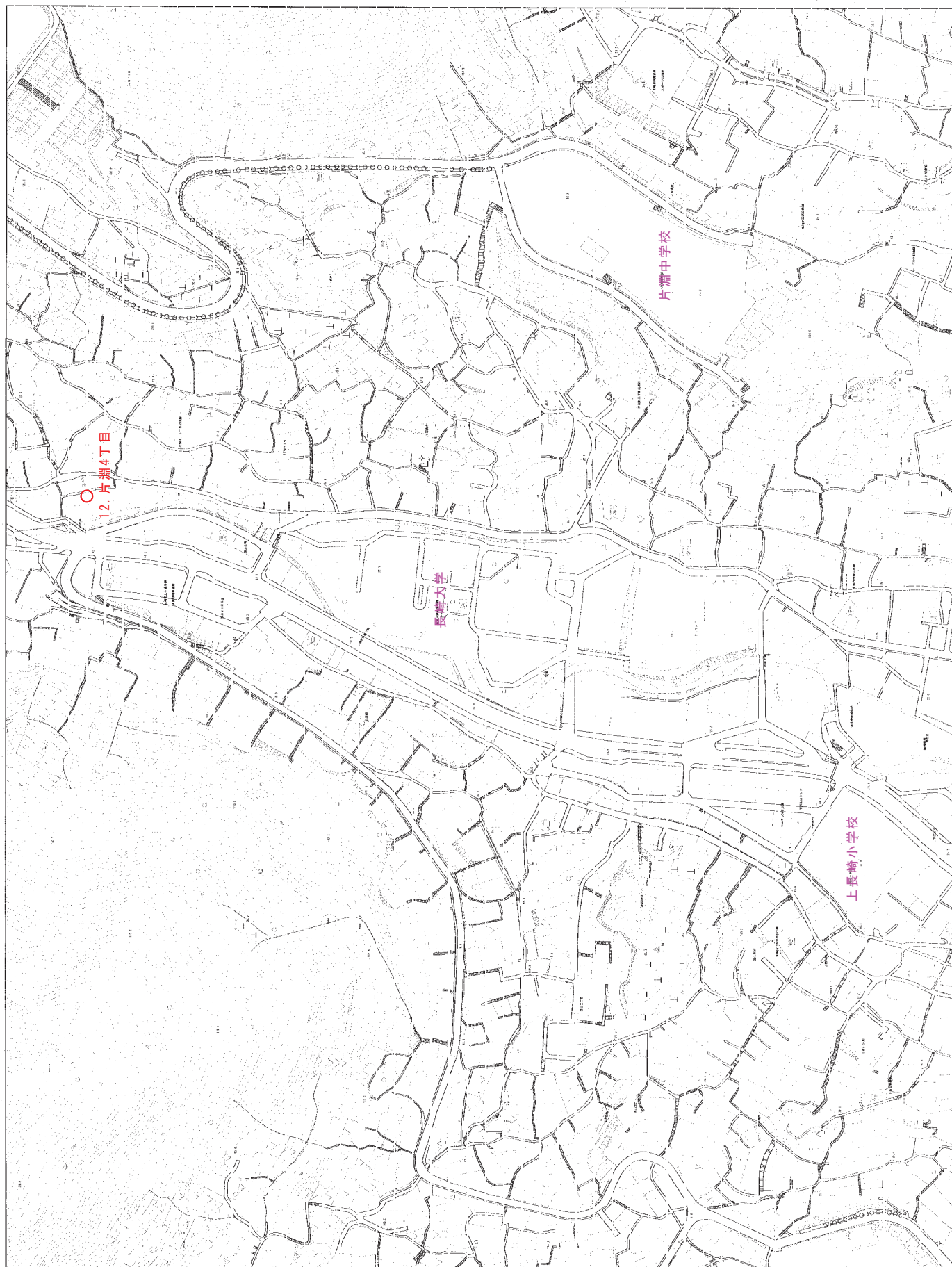
中部処理区マンホールポンプ位置図



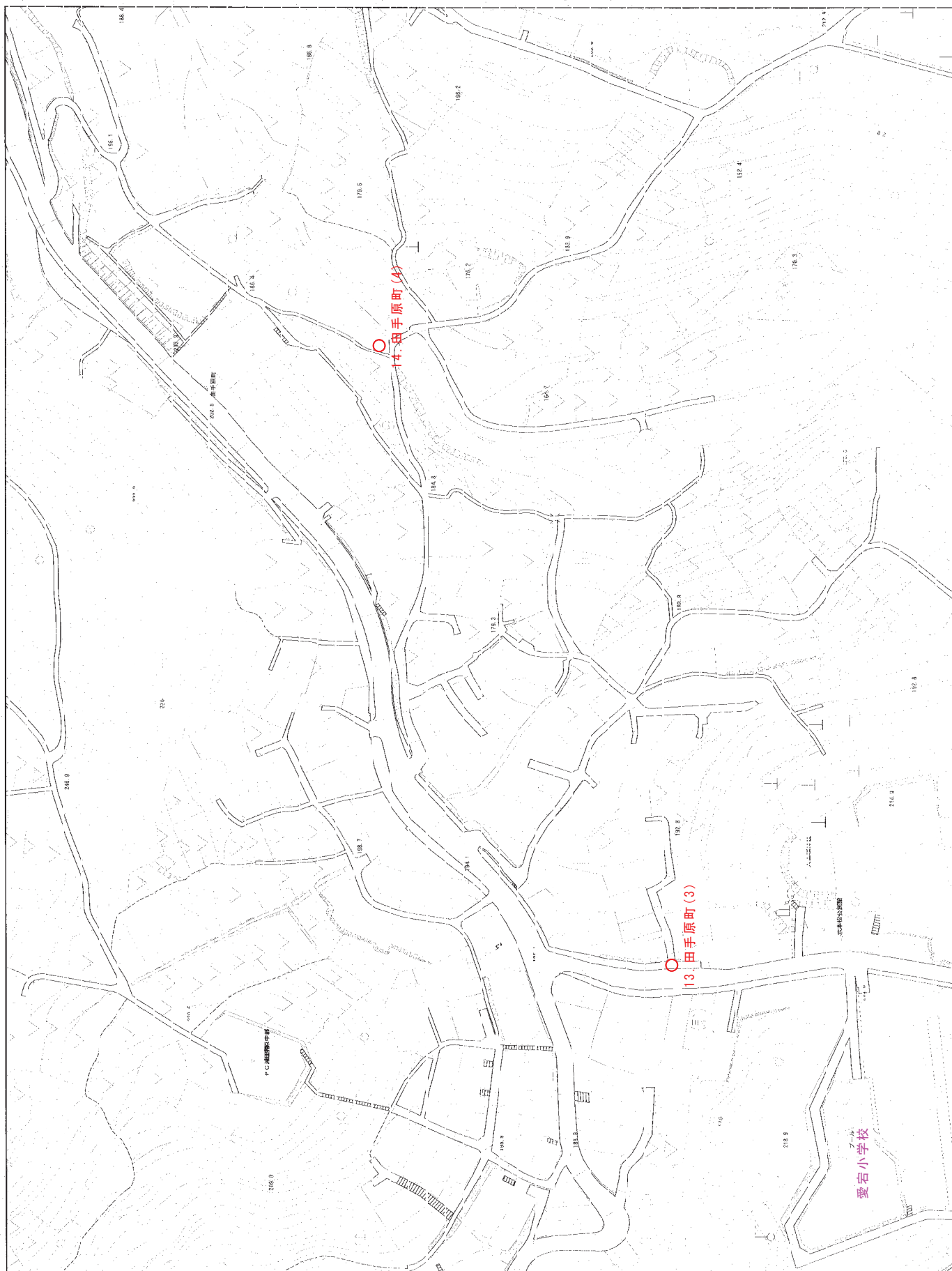
中部処理区マンホールポンプ位置図



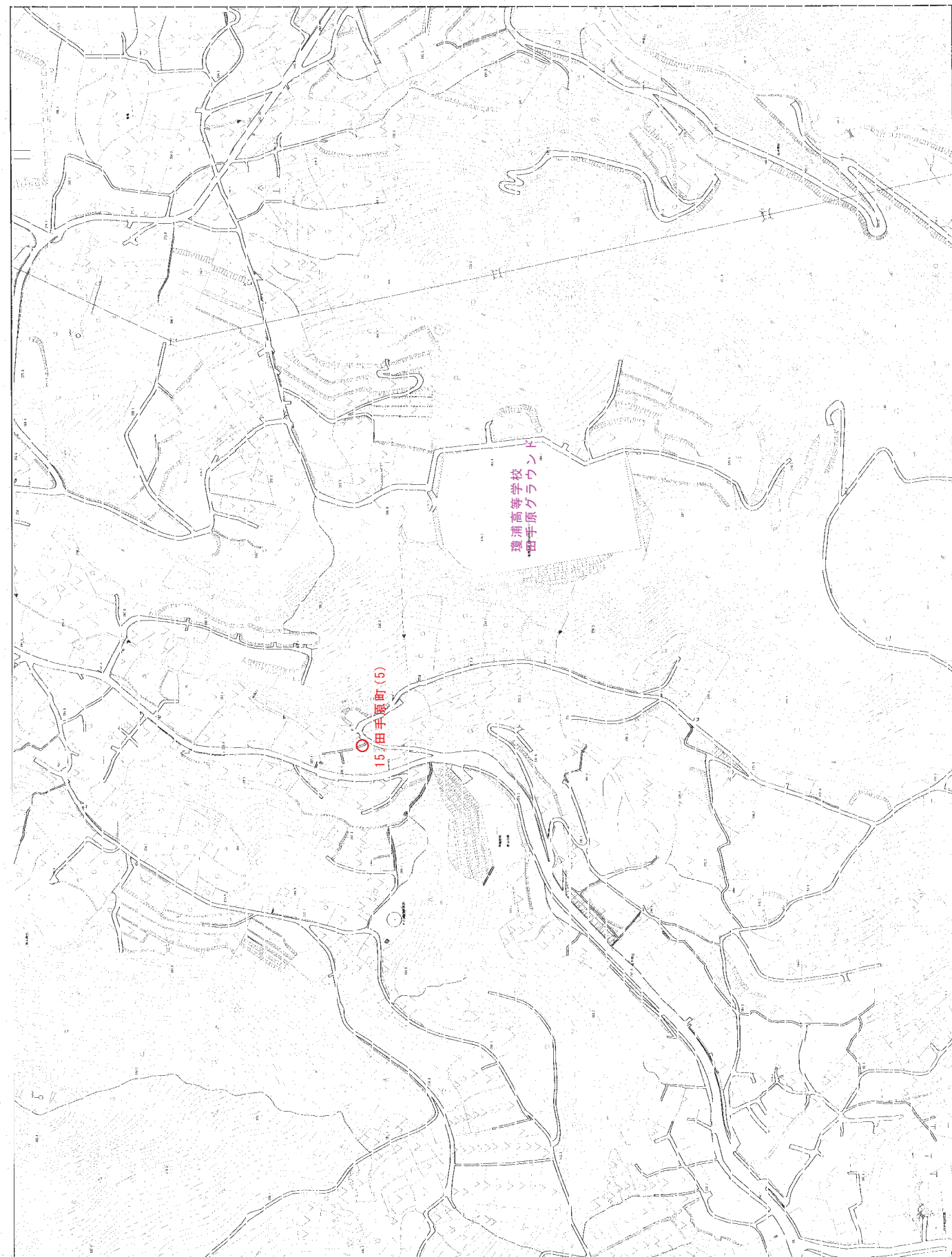
中部処理区マンホールポンプ位置図



中部処理区マンホールポンプ位置図



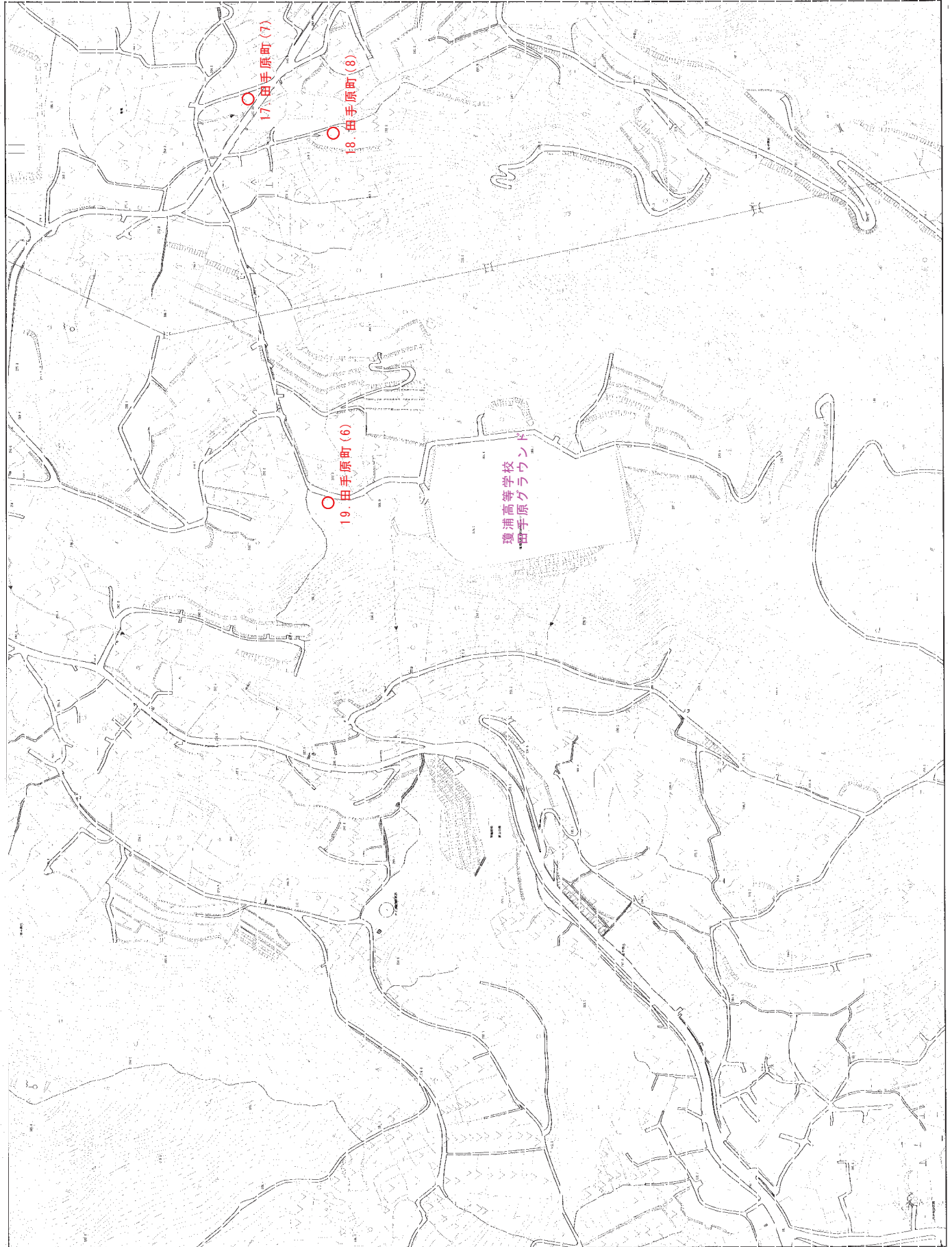
中部処理区マンホールポンプ位置図



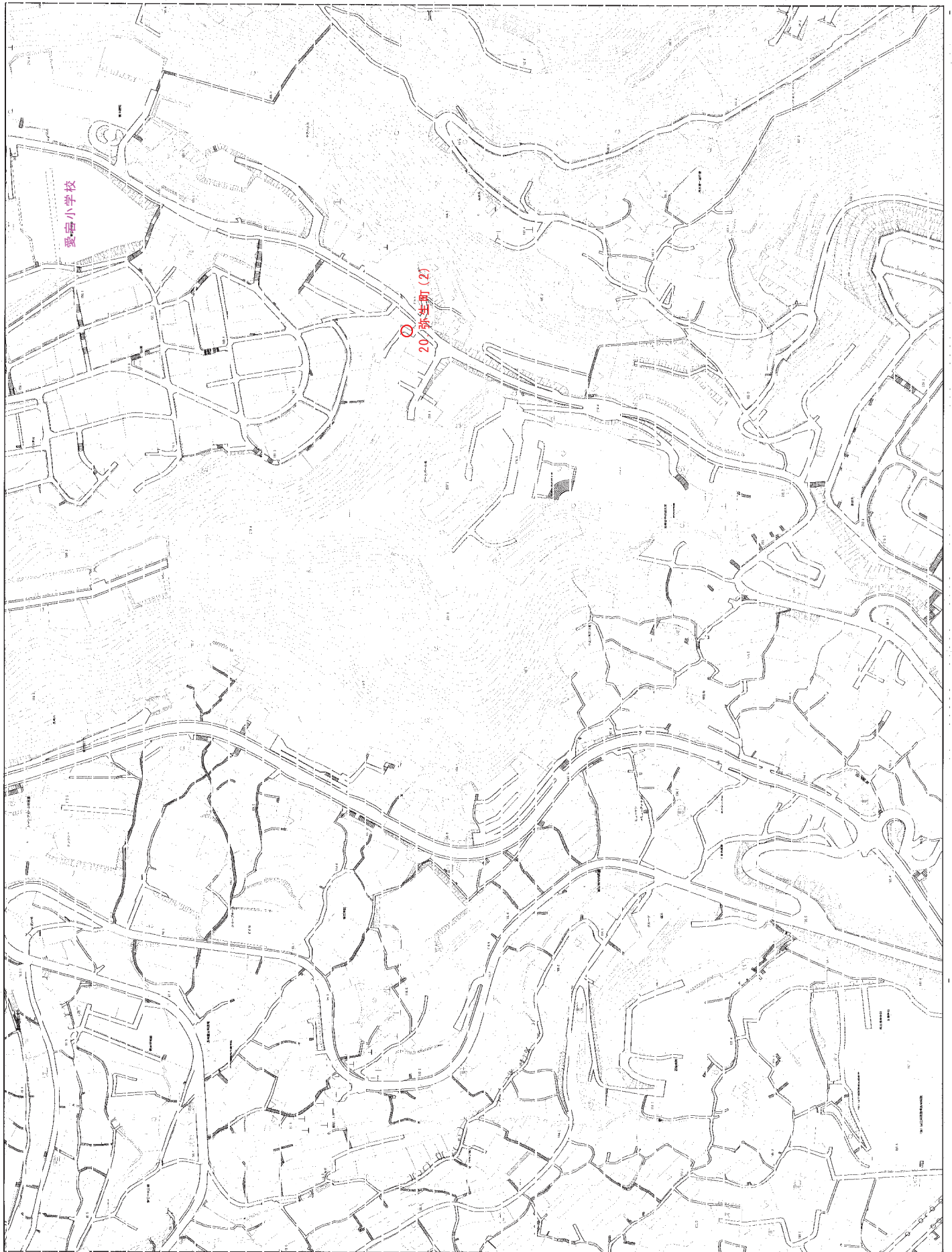
中部処理区マンホールポンプ位置図



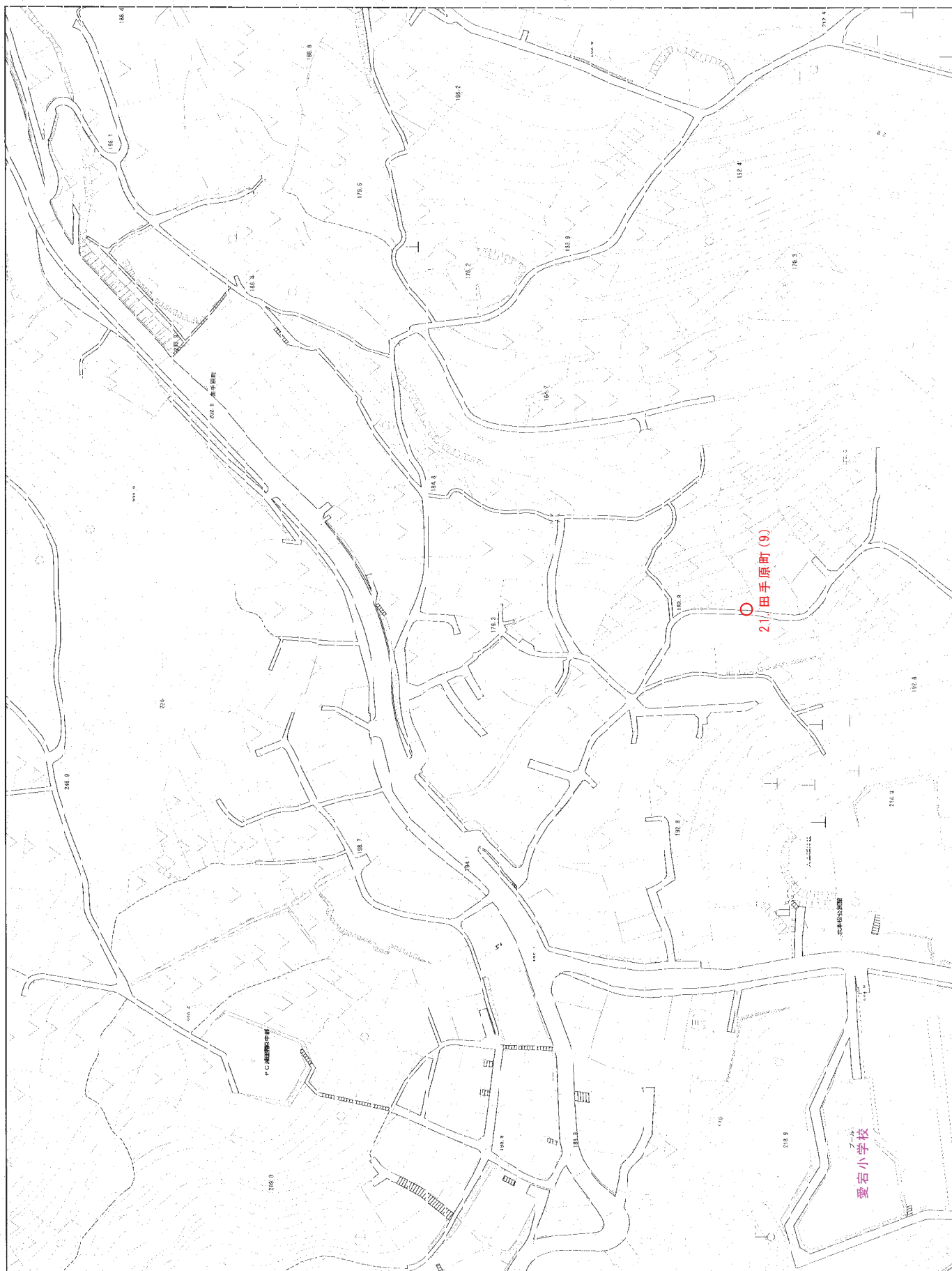
中部処理区マールホールポンプ位置図



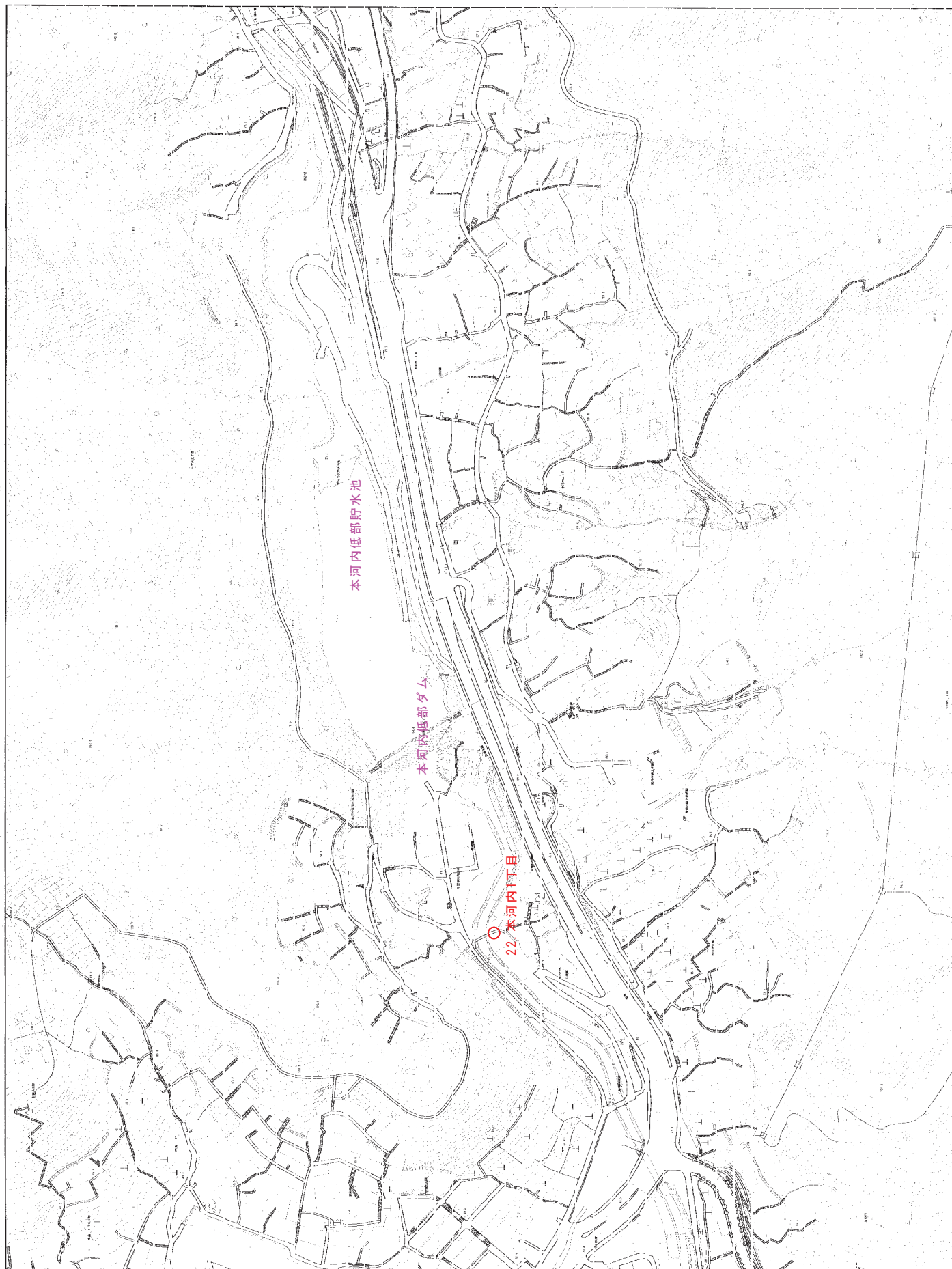
中部処理区マンホールポンプ位置図



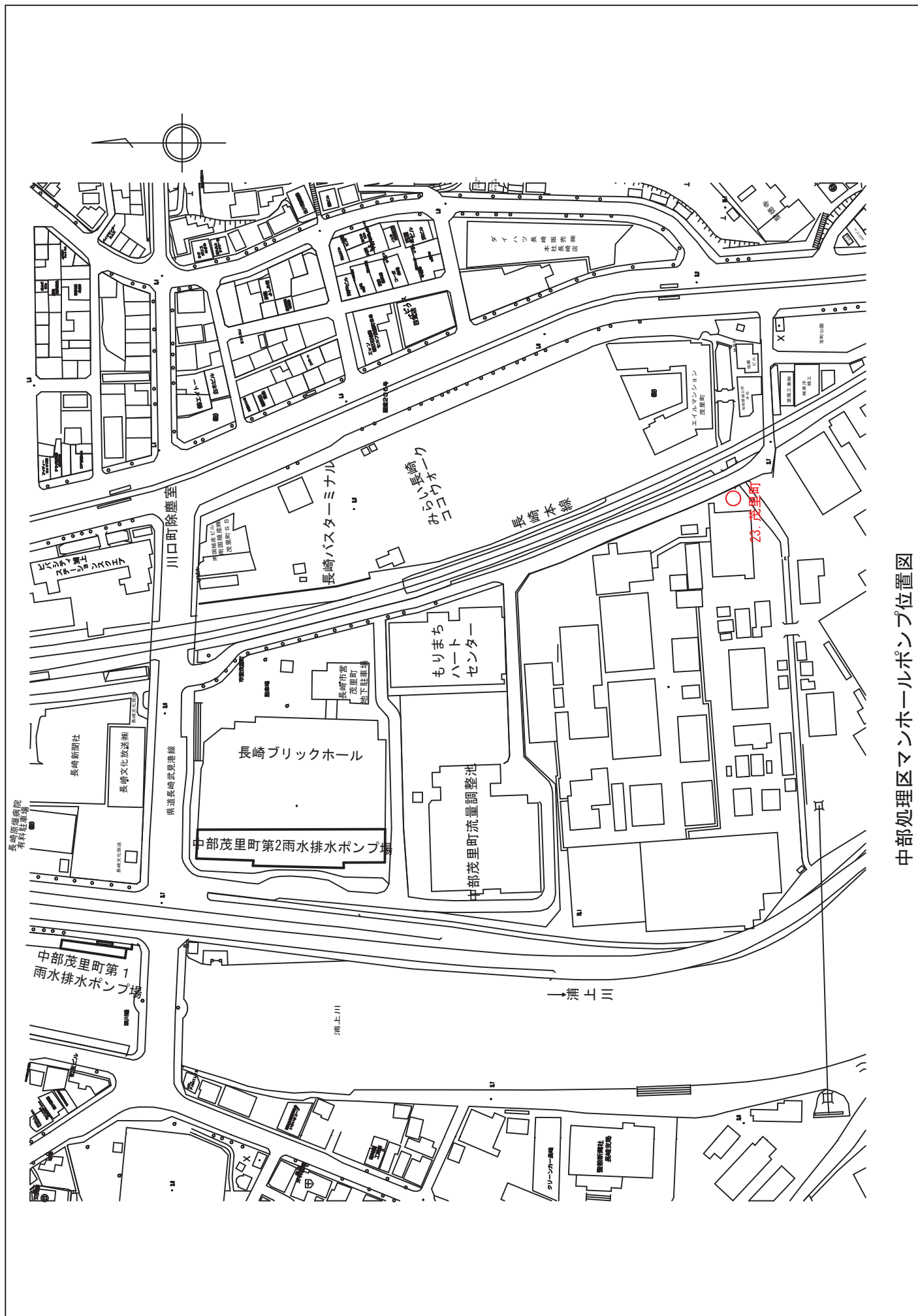
中部処理区マンホールポンプ位置図



中部処理区マンホールポンプ位置図



中部処理区マンホールポンプ位置図



中部処理区マンホールポンプ位置図